

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第二卷 第十一號

昭和十六年十一月刊行

研究

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢……………島村俊彦(一)

資料

本邦母性死亡の統計的觀察……………笠間尙武(四九)

紹介

米國の婦人勞働狀態に就て(二)(大月)……………(八八)

彙報

人口問題研究所官制中改正——人口問題研究所廳舎の移轉
國立結核療養所官制中改正——樺太結核豫防法施行規則の公布——國民職業能力申告令施行規則中改正其他——國民職業能力申告令中改正——國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程と其の一部改正——健康保險法中改正法律施行期日の件並に健康保險法施行令中改正に關する勅令の公布——拓務省分課規程中改正——厚生省人口局に於ける結婚獎勵協議會の開催——厚生省の各地方長官に對する結婚獎勵に關する通牒——厚生省生活局の住宅調査の施行——第一回社會事業研究發表會の開催——日本民族衛生協會第十回學術大會の開催——日本民族國策研究會事務所の移轉

文獻

邦文人口問題關係文獻(一八)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第二卷 第十一號

研究

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

島村俊彦

目次

- (一) はしがき
- (二) 婚姻及び離婚
- (イ) 婚姻數
- (ロ) 婚姻年齢
- (ハ) 離婚
- (三) 出生
- (四) 戦闘員の死亡

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

- (イ) 戦傷病死數
- (ロ) 戦死者の年齢、配偶關係
- (ハ) 戦死者の死因
- (五) 非戦闘員の死亡
- (イ) 死亡數
- (ロ) 年齢、體性別死亡
- (ハ) 大戦前後に於ける死亡の比較
- (ニ) 出生率、乳兒死亡率及び死産率
- (六) 戦時中に於ける總死亡
- (イ) 總死亡數
- (ロ) 年齢、體性別總死亡
- (ハ) 獨逸以外の諸國に於ける總死亡
- (ニ) 獨逸に於ける死因別總死亡
- (七) 戦時中の出生超過
- (八) 戦時に於ける移民運動
- (九) 大戦後に於ける年齢別體性別構成の變化
- (一〇) 要約
- (一) はしがき

一八七五年以來低下の傾向を辿りつつあつた獨逸の出生率は、本世紀に

入ると共に、その減退歩調を早めた。一方一八七五年以來著々として改善せられつつあつた死亡率は、最初のうちこそ出生率減退を補つて餘ある状態であつたが、出生率が急歩調を以て低下するに従つて、最早死亡率の改善を以て出生率低下を補ひ得ざる状態に陥つたのである。かくて前世紀末と本世紀初期に於て最大値を示した獨逸の自然増加率は大戰前に於て年々低減を續くるといふ状態であつた。

獨逸はかかる憂ふべき人口狀勢を以て大戰へと突入したのである。

近代戦争が人口に對して極めて有害な、そして巨大な破壊的影響を與ふるものであることは既に周知の通りである。

召集は多くの男子から長期にわたつて再生産の機會を奪ひ、之によつて突然激しい出生減退を惹起せしむる。

更に多數の兵員の死亡は最も健康にして、又最も活動力ある國民層を失はしめる。又國土が戰場とならない場合に於ても銃後國民の死亡は、戦争によつて誘發せらるる各種の原因によつて増加せざるを得ない。

戦争は又婚姻數及び婚姻年齢に影響を及ぼし、従つて、それを通じて出生は一層減退する。

更に戦争は國民經濟より最善の勞働力を奪ひ、その結果婦人勞働、少年勞働は以前よりも急激に増加し、又それは、戦前には専ら男子成人勞働力をもつて營まれてゐた職業や産業部門に於ても増加せざるを得ない。更に兵役義務なき老人の勞働力は戦前に比し著しく強化されるであらう。之等の現象は銃後國民の死亡と無關係ではあり得ない。又婦人勞働の増加は種々の原因と共に婚姻、従つて出生へ好ましからざる影響を與へるであらう。

又戦時に於ける勞働保護政策的施設は目前の戦争目的貫徹のために犠牲

となる可能性は大である。従つて之等は母子の健康と出生にとつて好ましからざる影響を與へるであらう。

又戦争の繼續と共に醫師及び醫藥の不足を來し、醫療の惡化はまた死亡に反映せられるであらう。

更に戦争が長期となるに従つて、人口を充分に扶養することは愈々困難となるであらう。

それは再び健康傷害に導き、死亡を増加せしめるであらう。

戦争が經濟、人口の量竝に質に及ぼす等の影響は總ての交戦國に於て見らるる處であるが、その影響の強度は種々の條件に従ひ、國によつて異なるであらう。例へば動員の規模、作戦の期間及び方法、生産力特に戦時に於ける生活物資就中食糧の生産或は供給の如何等は人口の受くべき損害を規定する重要な條件である。

さて一九一四年八月、獨逸は前月より行ひつつあつた大動員の一段落を俟つて遂に參戰した。一九一四年の交戦月數は八月以降の五箇月に過ぎなかつたのであるが、この五箇月間に實に二十四萬餘の戦死者と之に數倍する戦傷病者を出したのである。又銃後の非戦闘員についても、一九一四年には早くも死亡の増加が現れてゐるのである。

かかる戦争の人口破壊的影響が漸次明かになると共に、又從來既に明瞭に認められつつあつた出生減退とも關聯して、ここに獨逸將來人口についての識者の憂慮がいよいよ深められたといふことは極めて當然のことであつて、戦時及び戦後にわたつて、人口對策の必要が力説せられ、採らるべき人口對策についても論及せられたのであつた。

然しながら、戦後の獨逸の疲弊、混亂はさすがの獨逸をして有效なる人口政策を施すことを許さなかつたのである。

獨逸に於ける人口政策は戦後の十數年を無爲に過したるのち、一九三三年に至つて始めて採上げられたのである。ときすでに人口は極めて憂慮すべき状態に陥つてゐたのであつた。

獨逸に於て、若し一九三三年以後に施された人口政策が假に第一次大戦時から、たとへ微々たるものにせよ採られて居つたならば、戦後の獨逸は現に見られたよりは遙かに良好な人口状態を維持し得たであらうことは疑ひない。

戦時に於ける人口政策の實施には非常に多くの困難を伴ふものであらう。然し戦争の人口破壊的作用は時々刻々に人口を浸蝕しつつあるのである。人口防衛の手段が施されること早ければ早い程戦争の影響はいよいよ輕減されるに相違ない。

従つて綿密周到なる人口政策が策定實施せらるることは元より望まじきことであるけれども、それらの政策が實施せらるるまでの間何等かの應急策が講ぜらるる必要がある。「適時の一針」は後の大規模なる政策に優るとも劣らぬ價值をもつであらう。

それは必ずしも莫大な経費を要しないであらう。僅かな努力と僅かな費用によつても、戦争による人口の損傷を最小限に喰止むることは不可能ではない。良いと思はれ、そして實行の可能性あるものは、如何に些細なことでも熱心に實行しなくてはならない。之等の小さい努力は積り積つて非常に大きな結果を惹起するであらう。その際最も必要なことは、可及的早期に對策が採られることである。

然らば戦時應急策として如何なる方策がとらるべきであらうか。かかる手段發見の前提として、先づ戦時人口現象が解明されなくてはならない。戦時人口現象の理解に従つて自ら應急策のあるべき方向が與へられるであらう。

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

らう。

(二) 婚姻及び離婚

(イ) 婚姻數

戦時に於ては所謂戦時婚姻として一時的に婚姻數の増加を見る事がある。かかる現象は日支事變勃發當時の我國についても認められた處である。昭和十年乃至昭和十三年の我國婚姻數を四半季別に示せば次表の如くである。

	第一四半季	第二四半季	第三四半季	第四四半季	合 計
昭和 十年	一六三、二四九	一三三、二七	一八、六三〇	一四、七三四	五五六、七三〇
十一年	一五九、七〇九	一三八、〇一一	一一、七四一	一三九、六五五	五四九、一六六
十二年	一七二、〇一九	一三九、八一九	二〇六、四二五	一五六、二三七	六七四、五〇〇
十三年	一四九、三三四	一三二、七六一	一二五、二〇九	一三一、五二七	五三八、八三一

右に見らるる通り、昭和十二年の婚姻數は過去二箇年に比して著しき増加を示してゐる。更に昭和十、十一年に於ける婚姻數は第一四半季に於て最大數を示し、之に次いで第四四半季が多く、之に續いて第二、第三四半季の順で婚姻數の減少を示してゐる。

かかる現象は我國農民の婚姻が農閑期を選んで行はれてゐる事實を反映せるものであらう。

然るに右の如き婚姻數の氣節的順位は昭和十二年に於て變調を來し、日支事變の勃發した七月を含む第三四半季に於て婚姻數は最大數を示し、前年同季の一、一、七四一に對し二〇六、四二五と激甚なる増加振りを示した。昭和十二年の第四四半季に於ても戦時婚姻の影響は認め得べく、前年及び前々年同季に比し稍、大なる婚姻數を示してゐる。

然るに昭和十三年に於ては、婚姻數は五三八、八三一と過去三箇年に比し可成りの減少となつてゐる。また之を四半季別に觀ても昭和十三年の婚

姻數は有ゆる四半季を通じ前年よりも著しい減少を示してゐる。

更に婚姻の四半季別順位も略、正常状態に戻つてゐる。ただ第一と第四の四半季の順位が入れ代つてゐるが、然し其の實數の差は極めて僅少である。

昭和十二年の第三四半季に於ける婚姻の激増は從來事實上の婚姻生活を送つてゐたものが、夫の出征に際し、或は將來召集さるべきことを豫期して、茲に改めて婚姻の届出をなした事に基因するものと考へられてゐる。

後に述ぶる如く歐洲大戰勃發の年たる一九一四年に於ける獨逸の婚姻數は、戰時婚姻にも拘らず増加せずして却つて減少したのである。然しながら婚姻は地方の特殊事情に基づき、地域的特性を有するものであつて、試みにベルリン市の婚姻數を觀るに、茲に於ては開戰の月に該當する八月の戰時婚姻激増に基づき一九一四年には相當の婚姻増加を示したのである。

ベルリン市の婚姻數	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
中間人口千につ	二一、五四	三三、七〇	一六、六三	一三、九七	一四、四三	一六、一七
き	一〇・八	二・九	八・五	七・七	八・三	九・三

右の表に見らるる通り、ベルリン市の婚姻數は一九一四年に若干の増加を示したる後一五年一六年と引續き減少し、一九一七年には再び僅かながら増加し、一九一八年には戰前には及ばないけれども相當の婚姻増加が見られたのである。一九一八年に於ける婚姻増加は其の年の末に始まつた兵員の除隊に基因するものと考へられてゐる。其の後一九一九年一月一日より同年四月二十六日までのベルリン市の婚姻數は七、四七一にして前年同期間の四、四六一に比して極めて顯著な増加を示した。

之等の婚姻は、住宅、家具調度、下男下女を嫁入道具として持參するといふ單純な根據から非常に多くの寡婦や離別せる女子との婚姻が行はれたためであると謂はれてゐる。之等の女子は通例高年齢者であるから出生には餘り貢獻しないものと考へられる。それは兎も角、戦後の經濟的荒廢と道德水準の低下を示唆するものとして注目すべき現象である。

さて戰時に於ては多數の婚姻適齡男子が出征し、従つて之等の者の婚姻は全く問題にならなくなつた。又召集を豫想せる男子は婚姻を延期する場合が多いであらう。

更に女子の側に於ても、男子勞働者に代つて女子が産業活動に従事することが戰爭の進行と共に愈々激化し、この關係から婚姻は延期されること少くないであらう。この外住宅、物資、物價等の側面からも婚姻は兎角阻害される傾向があるであらう。

斯の如き事情の下に、戰時に於ては原則として婚姻數は減少するものと考ふべきであらう。

一九一三年より一九一四年にかけて獨逸の婚姻數は一割強の減少を示した。

尤も婚姻を夫婦の婚姻前の配偶關係別に分つて觀察すれば、ある種の婚姻は増加を示す場合もあるのであつて、例へば一九一四年には婚姻は一般に減少した事は先に述べた通りであるが、離婚者を相手とする婚姻は寧ろ増加したと謂はれてゐる。然しこの理由については知る事を得ない。かかる婚姻は婚姻當事者が比較的高齡である結果として出生に對しては意義が少いであらう。

大戰の前年より休戰の年に至るまでの獨逸及び歐洲交戰國の婚姻數を示せば次表の通りである。

獨逸	1913	1914	1915	1916	1917	1918
(金エルザスロー トリングゲン)	523,000	620,000	718,100	797,100	833,900	859,000
佛蘭西	347,900	268,900	757,190	108,100	158,400	178,300
(七十七縣)	264,100	251,100	185,700	105,900	96,600	107,100
伊太利	547,900	776,000	333,000	284,000	305,000	407,000
白耳義	342,000	352,100	447,000	333,600	310,300	344,300
大ブリテン及 アイルランド	342,000	352,100	447,000	333,600	310,300	344,300

之によつて見るに、一般に戦時に於ける婚姻数は一九一三年に比し著しく少なかつた。

但し英國のみは例外をなしてゐる。英國に於ける一九一四年より一九一五年にかけての顯著な婚姻増加は、一九一五年に四十一歳までの未婚男子に對し兵役義務が課されることとなり、それが婚姻に對する刺戟として役立つためであると解されてゐる。尤もその増加は極めて短期間見られたのみであつて、人口千についての英國の婚姻率は一九一三年七・八、一九一四年八・〇、一九一五年九・八、一九一六年七・七であつた。

伊太利は英國と異なり一九一五年に國民徴兵制度が布かれ、その結果婚姻率は一九一五年以後は非常に減少した。婚姻数は伊太利を別とすれば、一九一五、一九一六年に最低に達した。戦争後期特に一九一八年には平時には遙かに及ばないが、とにかく婚姻は再増を示してゐる。一九一八年に於ける婚姻増加は恐らく最後の數箇月に於て既に動員解除が開始されてゐたことに基くものと見られてゐる。戦時中に於ける婚姻の状態を總括的に見るために一九一五—一八年を全體として戦前に比較すれば次表の如き結果を得る。

獨逸	1913	1914	増(減)	1915—1918に對する平均
(金エルザスロー トリングゲン)	523,000	620,000	(+)	10.4%

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

佛蘭西	347,900	167,600	(-)	31.9	1,007,000	(+)	47.5
(七十七縣)	264,100	251,100	(-)	4.5	1,118,000	(+)	5.1
伊太利	547,900	776,000	(+)	41.3	3,050,000	(+)	43.1
白耳義	342,000	376,000	(+)	10.5	3,050,000	(+)	43.1
大ブリテン及 アイルランド	342,000	352,100	(+)	3.1	3,574,000	(+)	43.1

1) 伊太利ノ參戰セルハ一九一五年デアル。

伊太利については一九一七、八年の數字は被占領地域の婚姻を含んでゐない。従つて實際の婚姻数は本表に示されてゐるよりは若干多い筈であるが、しかし相違は極めて僅少であると見られてゐる。

右表によつて見るに戦時中の婚姻は各國とも四〇—五〇%の減退を示した。但し英國のみは例外にして戦時中婚姻は僅少ながら却つて増加したのである。英國の人口が大戦によつて影響されること至つて少かつたことを知り得るのである。

英國と獨逸に於ける右の相違を一層明瞭に示すために第二十世紀初期以降の兩國の婚姻數の消長を四年平均として示せば次表の如くである。

獨逸	1902	1906	1910	1914	1915
大ブリテン及 アイルランド	1,005	1,009	1,133	1,114	1,118

之によつて見るに英國の戦時に於ける婚姻状態が極めて良好であつたことは一目瞭然であらう。かかる好ましき状態は後に述ぶる如く、單に婚姻のみに止らず、出生、死亡についても見らるる處である。反之獨逸の人口は單に婚姻のみでなく出生の上にも死亡の上にも深刻な傷害を受けたのである。

大戦直後婚姻数は各交戰國とも躍進的增加を示した。獨逸については領

域變更のために正確な比較は不可能ではあるが、しかし一九一九年に於ては西部及び東部の割讓地帯を除外した獨逸領土に於て八四二、八〇〇の婚姻が行はれた。一方一九一三年の全國の數字は僅かに五二三、三〇〇に過ぎなかつたのである。領域の縮少も考慮して計算するならば婚姻増加は實に七五%に及んでゐるのである。

獨逸以外の歐洲主交戰國の戦後婚姻は次表の如くであつて孰れも著しい増加を示してゐる。

	一九一三	一九一九	増加率
白 耳 義	六一、一〇〇	九七、一〇〇	五九・〇%
佛 蘭 西	二四七、九〇〇	四四七、〇〇〇	八〇・三
(七十七縣)			
伊 太 利	二六四、二〇〇	三二四、一〇〇	一八・九
大ブリテン及ビ	三四二、四〇〇	四四〇、七〇〇	二八・七
アイルランド			

右の如く之等の交戰國の戦後の婚姻は平時の數字を凌駕してゐるのである。

戦争によつて數多くの未婚青年が戦死せることを考へるならば、『二年三年の年月を散兵濠の内て暮した人々が、如何に家族の建設に熱情を募らせてゐたかといふ事』(ツアーン)を知り得るのである。

かかる婚姻の激増によつて戦時に失はれた出生が多少とも償はれるであらうといふ事は眞に自然の妙といふべきである。

戦時中英自治領の婚姻數も平時に比して一割内外の減少を示した。英自治領に於ける死亡者が歐洲交戰國に比し非常に輕微であつた事を考へれば、戦争が之等の諸國の婚姻に及ぼせる影響は意外に大であつたと謂はなければならぬ。反之日本に於ては状態は全く正常であつた。

英自治領及び日本の戦時中の婚姻は次表の通りである。

	一九一三	一九一四	一九一五	一九一三ニ對スル増(+)減(-)%
獨逸	一、九二二	一、九一四	一、九一五	—
ニュージールランド	四一、六〇〇	四三、三〇〇	三八、一〇〇	—
カ ナ ダ ¹⁾	七八、〇〇〇	六六、五〇〇	六一、四〇〇	—
日 本	四三一、三〇〇	四五二、九〇〇	四五六、八〇〇	(+)
歐洲中立國の婚姻數を序に掲げて置かう。				
1) カナダノ數字ハ人口ノ八七%ニ付テノ部分報告ニヨリ計算。				

	一九一三	一九一四	一九一五	一九一五—一八
デンマーク	二〇、五〇〇	一九、八〇〇	二一、〇〇〇	
フィンランド	一八、九〇〇	一八、四〇〇	一八、〇〇〇	
オランダ	四七、九〇〇	四二、三〇〇	四七、一〇〇	
ノルウェー	一五、三〇〇	一五、八〇〇	一七、八〇〇	
スウェーデン	三三、三〇〇	三三、八〇〇	三五、六〇〇	
ス イ ス	二六、八〇〇	二二、二〇〇	二二、八〇〇	
ス ペ イ ン	一三七、六〇〇	一三三、七〇〇	一三七、一〇〇	

右によつて知り得る通り、歐洲中立國に於ける戦時中の婚姻はデンマーク、ノルウェー、スウェーデンの如く増加せる國もあり、又フィンランド、オランダ、スイスの如く減少せる國もある。然し一九一三年に對する増減は著しくはない。尤もノルウェーの婚姻増加は一六・三%と可成り著しい増加である。一方スイスに於ては逆に一五%も減少を示してゐる。

(ロ) 大戦前後の婚姻年齢

一九一三年の獨逸に於ける平均婚姻年齢は男子は二八・九歳、女子は二五・七歳であつた。之を初婚者のみについて見れば、男子は二七・五歳、女子は二四・七歳であつた。

平均婚姻年齢は平時に於ては殆ど全く變化が無かつたのであつて、一九

○一年に於ても平均婚姻年齢は男子二八・九歳、女子二五・八歳であつた。然るに戦争の結果婚姻年齢は上昇したのである。

戦時中の婚姻年齢を示せば次表の如くである。

初婚者平均婚姻年齢(歳)

	一九一四	一九一七	一九一八	一九一九
男	二七・四	二八・一	二八・七	二九・〇
女	二四・七	二五・四	二五・八	二六・一
平均婚姻年齢(歳)	一九一四	一九一七	一九一八	一九一九
男	二八・九	三〇・三	三二・二	三〇・八
女	二五・七	二六・六	二七・一	二七・三

右に見らるる如く、男子の平均婚姻年齢は戦争の進行と共に漸次高まり、一九一三年の二八・九歳は一九一八年には三一・二歳に高まつた。一九一九年には僅かな低下を來し三〇・八歳となつた。女子の平均婚姻年齢も男子と同様な變化を示してゐる。即ち一九一三年に二五・七歳なりし女子平均婚姻年齢は一九一八年には二七・一歳に高まつた。一九一九年の女子平均婚姻年齢は男子と異なり、僅かながら上昇し二七・三歳となつた。

一九一四年と一九一八年とを比較すれば、この四箇年間に於て男子の婚姻年齢は二・三歳、女子は一・四年高まつたのである。その結果として従來三・二歳に安定してゐた夫婦の年齢差は多少高められて一九一八年には二・七歳となつた。

右の如き女子の婚姻年齢上昇は結婚延期を示すものであり、男子のより大なる婚姻年齢上昇は戦争で多數の若い未婚男子が戦死し、比較的高年齢の男子が結婚するといふ事實によつて説明されてゐる。

婚姻年齢の遅延は又年齢及び年齢階級別婚姻数によつても明白に示され

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

てゐる。

即ち戦前に於ては男子婚姻者の七一・二%は二〇——三〇歳の年齢階級に屬するものであつた。然るに一九一八年には、之の年齢階級に屬するものは僅かに五六・七%に過ぎなくなつたのである。換言すれば一九一三年に於ては、三〇歳以上で結婚せる者は二八・二%に過ぎなかつたのであるが、之が一九一九年には四二・二%に増加したのである。

戦争には参加しなかつた二〇歳以下の男子の婚姻は一九一九年には一・%で一九一三年の〇・六%に比すれば、率としては非常な増加であるが、婚姻の實數といふ見地よりすれば、此の年齢階級の男子の婚姻は問題にならない。

又戦前に於ては女子婚姻者の五八・六%は二五歳以下の者であつて、二五歳以上の者は四一・四%に過ぎなかつた。然るに一九一九年には二五歳以下の者は僅かに四二・三%にして、二五歳以上の者は五七・七%と殆ど六割近くに増加したのである。

男子については五〇歳以上、女子については四五歳以上の高年齢階級に於ける婚姻の割合は戦前戦後とも殆ど同一である。

夫婦年齢組合せの分布状態も戦時中非常な變化を受けてゐる。即ち一九一三年に於ては二四歳男子と二二歳女子との間に結ばれた婚姻数が最大であつた。然るに大戦中、其の最大値は高年齢の方に移動したのである。

即ち一九一七年に於ても一九一九年に於ても最大の婚姻数を示したのは二五歳男子と二三歳女子との間に於てであつた。しかも此の最大値の全婚姻數に對する割合も變化したのである。一九一三年には全婚姻の六十分の一は二四歳男子と二二歳女子との結婚であつた。

しかるに一九一七年には最大値は二五歳男子と二三歳女子の間に示され

たのみでなく、この最大値も全婚姻の七十分の一を占むるに過ぎなかつたのである。しかも一九一九年には此の最大値は九十分の一に低下したのである。

夫婦の平均年齢差は先にも一言述べた如く戦時中に三・二歳より三・七歳に高まつたのである。この年齢差は夫婦の婚姻年齢によつて非常な相違を示してゐるものであるが此處では詳論しない。此の點に關しては本稿末尾に参考文献を示して置いたから、それについて参照されたい。

之を要するに戦時及び戦後に於て婚姻年齢が如何に變化するかについては獨逸のみでなく、他の總ての交戦國についても調査すると共に、婚姻年齢上昇については戦争以外の因子についても考慮する必要があるであらう。

然し戦争そのものが男女の婚姻年齢を高むる作用を有する事は疑ひ無い。多數の青年の死亡(戦死者の年齢及び配偶關係については死亡の章に於て述べる)、女子の職業活動の強化、一般經濟状態といふものだけを取つて見ても戦時並に戦後に於て何等かの程度に於て婚姻年齢の上昇することが豫想されるのである。

従つて戦時並に戦後に於ける婚姻年齢上昇の傾向を完全に防止するのみでなく、尙その上、婚姻年齢を積極的に引下ぐるためには、いよいよ以てそれ相當の措置を講ずる必要があるであらう。

(六) 離婚

本世紀初期より第一次大戦まで離婚數並に人口十萬當りの離婚率は漸増したのである。一九〇三年に於ける獨逸の離婚數は僅かに九・九三三に過ぎなかつたが一九一三年には一七・八三五へと激増したのである。人口十萬につき之を見ると、一九〇三年に一六・九であつた離婚率は一九一三年

には二六・六に達したのである。かかる離婚率の上昇については、人口數の増加よりも夫婦數増加が顯著であつたといふことも一原因として擧げなければならぬが、根本的な原因は婚姻解消の傾向が著しくなつたといふことにあると考へられてゐる。

戦時第一年たる一九一四年には離婚數は從來の水準を維持したが、それ以後は急激に減少し、一九一五年には一〇、七七二(人口十萬につき一五・九)、一九一六年には一〇、四九四(一五・五)、一九一七年には(エルザス・ロートリンゲンを含まず)一一、六〇三(一七・七)であつた。一九一八年には離婚數は再び増加を示し一三、三四四(二〇・六)、一九一九年には異常な増加を示し二一、〇二二(三六・二)とさふ驚くべき數字を示した。

大戦前後の離婚率(人口十萬につき)を示せば次表の如くである。

一九〇一—〇五	一九〇六—〇八	一九〇九—一二	一九一三—一四	一九一五—一七	一九一八	一九一九
一七・九	二〇・三	二三・三	二六・一	一六・三	二〇・六	三六・二

戦時中離婚數が少なかつた事は、多くの夫の死亡による夫婦數の減少と大部分の夫が妻から遠く離れてゐる事によつて説明されてゐる。

然し戦後一九一九年の離婚増加は夫の歸還及び婚姻増加による同棲夫婦數の増加のみによつて説明することは出来ないと言張されてゐる。

眞の原因は特殊の離婚統計即ち事由別離婚統計によらざれば分明しないであらう。我國に於ては裁判上の離婚については此種の統計は存在するも、獨逸には此の種の資料は存しない様に思はれる。従つて現在の處大戦後の離婚激増については、正確な解釋を下すことは不可能であらう。然し筆者の想像にして誤り無しとすれば、かかる離婚激増と道德殊に性道德の水準低下との間に何等かの關聯がありさうに思はれる。戦時並に戦後の經濟的荒廢及び政治的混亂は兎角人心を荒ばしめたであらうと考へられる。

一九一九年一月より四月にかけてベルリン市の婚姻数が異常な増加を示したことは先にも述べた通りであるが、之等の婚姻増加は、所謂持参金（住宅、家具調度、下男下女）付きの寡婦或は離別女子との婚姻が多數に上つたためであると謂はれてゐる。一方一九一九年には離婚は非常に増加したのであるから之等の事情を顧慮すれば婚姻の異常な増加と離婚の激増の間に因果關係の存在を假定することは不合理ではないであらう。

(三) 出生

戦時に於ける出生減退は主として召集による夫の不在に基因するものである。従つて戦時出生減退は開戦後略、九箇月にして初めて認めらるべきものである。事實一九一四年八月に参戦した國に於ては一九一四年に於ても、また一九一五年の第一四半季に於ても著しき出生減退は認め得ないものである。

例へば獨逸の一九一四、一五年の四半季別出生を示せば次の通りである。

	第一四半季	第二四半季
一九一四	四七二、五〇〇	四六三、八〇〇
一九一五	四七六、五〇〇	三五三、四〇〇

之によつて知らるる通り、一九一五年第一四半季の出生数は前年同季に比し寧ろ増加さへ示してゐる。然るに一九一五年の第二四半季には顯著なる出生減退が現はれてゐるのである。右の如き關係は獨逸以外の諸國に於ても見らるる所であつて、一九一五年第二四半季の出生数を前年同季に比較すれば、獨逸は二四%減、奧太利（十一帝室直轄領）は二五・五%減、佛蘭西（十三都市）は三七%減、大ブリテン及びアイルランドは五・五%減となつてゐる。之等の數字は戦時出生減退が如何に動員の規模によつて左右せ

らるるものであるかを物語つてゐるものである。

即ち獨逸佛の三國は等しく大戰初期より數百萬の動員を行つたのであるが、之等の三國に於ては一九一五年第二四半季の前年同季に對する出生減退は二四%以上に達したのである。然るに英國に於ては出生減退は僅かに六%にしか達しなかつたのである。之は英國に於ては比較的少數の雇兵が使用されたためである。聯合王國の内アイルランドのみについて見れば出生減退は僅かに一・七%にして、即ち此處では動員に殆ど全く無關係であつたのである。英國植民地に於ける兵力の擴充は本國よりも後れ、従つて其處では戦争の影響は極めて輕微であつた。伊太利は他の列強よりも九箇月後れて参戦したといふ特殊事情があり、従つて一九一四、一五年の出生数が常態を示したことは當然であらう。伊太利の出生数は一九一三年には一、二二二、五〇〇、一九一四年には一、一一四、一〇〇、一九一五年には一、一〇九、二〇〇であつた。之によつて見るに出生減退は極めて輕微であつて従つて全然自然的な減少と認むべきものである。

再び日支事變勃發當時に於ける我國の出生状態の變化を見るに全く定型的である。昭和一二年及び一三年の四半季別出生数を示せば次表の如くである。

	第一四半季	第二四半季	第三四半季	第四四半季	合計
昭和十二年	七〇八、九四〇	四四九、六四八	四八九、八六九	五三二、二七七	二、一八〇、七三四
昭和十三年	六八五、〇三六	四〇八、二二四	四二二、二四二	四三三、九三〇	一、九二八、三三二
昭和十三年、前年同季ニ對スル減少	二、三九〇	四、四三四	七、七七八	一〇、九三四七	二五、四二三

日支事變の勃發は昭和十二年の七月であるから、事變の影響が出生の上に見れるのは早くとも昭和十三年の四月以後でなければならぬ。右に示した表によつて昭和十三年に於ける各四半期を前年同季に比較すれば、出生

減退は昭和十三年の第二四半季より始まつてゐる事は疑ひない。何となれば第一四半季の減退率は僅か三・四％に過ぎないのに第二四半季の減退は九・一％へと激増し第三四半季以後に於ては出生減退は更に甚だしく、第三四半季は一五・九％、第四四半季は二〇・五％の減退を示してゐるからである。

以上述べた如く戦争は夫婦の隔離といふ結果を通じて、國民の再生産の上に深刻なる影響を與ふるものであり、また國民の再生産の阻害される程度は動員の規模によつて左右せらるるものであることは極めて明白に認め得る處である。

然しながら戦時の出生減退はこの因子のみによつて説明し得るものではない。

周知の如く獨逸は聯合國側でつた經濟封鎖戰術のために食糧の確保について大いに悩まされたのである。食糧難によつて國民の榮養状態は悪化し、ために疾病に對する市民の抵抗力が弱められ、従つて市民死亡數が著しく増加したのであるが、之の點については死亡を取扱ふ章で述べることとし、此處では食糧難と出生の關係について述べよう。

第一次大戦中に於て女子の生殖機能に種々の障害が現れたといふ事については産婦人科醫によつて多くの報告がなされてゐるのである。例へば所謂戦時無月經 *Kriegsamenorrhoe* と稱し、從來月經正順にして、且生殖器に何等の器質的變化を認めざる機能性無月經が漸増したといはれてゐる。又性慾減退を訴ふるものも戦時中増加を示したといはれてゐる。生殖機能の障害は單に女子のみに限られず男子についても現はれたといふ事である。之等の原因については、榮養障碍、身體過勞、精神的打撃、性生活の變化等が擧げられ、必ずしも意見は一致してゐない様であるが、榮養上の缺陷

が之と密接な關係を有してゐるといふ見解が相當多いやうに考へられる。然し出生減退を榮養の不足によつて或程度説明し得るとしても、之に餘りに大なる價值を置くことは出来ないであらう。

一方出生は人間の意志を通じて、或程度有意的に支配されるものであり。又現にそういふ努力が拂はれたことも周知の通りである。

今此の點の考察の手段として試みに戦時中に於けるベルリン市の公生出數を示せば次の通りである。

公生出生 一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七 一九一八
 三、三三五 二九、〇二〇 二四、二二三 一七、四三二 一四、六六四 一五、九五二

右の内第一子出生は次の通りである。

第一子出生 一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七 一九一八
 一、二、四九七 一、〇七三六 八、〇五〇 五、七六六 五、二八七 六、五六一
 公生出生ニ對スル割合 三六・七〇 三六・九九 三三・三七 三三・〇八 三六・〇五 四一・二三

さて婚姻を取扱つた章に於て戦時中に於けるベルリン市の婚姻が如何なる變化を來したかを示して置いた。それによるとベルリン市の婚姻數は一九一三年の二二、一九四より一六年の二三、九六三へと低下したことを知り得る。

即ち同市の婚姻數は一九一六年までに三三・八％の減少を來したことになる。一九一七年以後に於ては婚姻數は再び増加を示してゐる。

一方ベルリン市の公生出生數は上の表に示されてゐる通り一九一三年の三一、三二五より一九一七年の一四、六六四へと五三・二％の減退を示してゐる。之によつて見るに出生減退は婚姻減少よりも更に甚だしかつた事を知り得るのである。更に公生出生數に對する第一子出生の割合は上に掲げた表によつて見らるる通り著しい變化は認められない。この事實は第一子

出生が第二子以後の出生と同一歩調を以て減少したことを意味するものであり、しかも婚姻の減退は公生出生数の減退よりも緩慢であつたことを考へ合すれば、かかる現象は無子夫婦の増加と二児制への接近を意味するものであると謂ひ得るであらう。

榮養状態が若い妻に於て特に悪化したといふ事がないとすれば、恐らく右の事實は避妊或は墮胎の増加を意味するものであらう。従つて大戦時に於ける出生減退には意識的出産制限が原因をなしてゐるものと謂ひ得るであらう。更に戦時に於ける婚姻減少が其の後の出生数に影響するであらうといふことは極めて明白である。

再びベルリン市の出生について、婚姻との關聯に於て若干の觀察を下して見よう。

一九一三年より一九一八年に至るベルリン市の出生数は次表の通りである。

ベルリン市 出生數	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
中間人口 千ニツキ	四〇、八三三	三七、四九三	三〇、九九三	二二、七〇七	一八、七二五	二〇、一七八
	一九六二	一八四八	一六・五〇	一二・六五	一〇・七三	一一・六五

右の如く、出生の實數について考へれば、一九一七年の出生は戦時中の最少數を示し、一九一三年の半分にも及ばなかつたのである。然るに一九一八年には出生は改善せられ、増加に轉じてゐる。この一九一八年に於ける出生増加には三つの因子が作用してゐると謂はれてゐる。先づ第一に除隊となつた兵士の歸郷であり、第二は失業手當の支給に誘惑された失業者のベルリン市への大流入に基づくものと謂はれてゐる。

然し休戦の成立は一九一八年十一月であるから、休戦後の歸郷者は一九一八年の出生とは無關係の筈である。恐らく一九一七年に於ても、兵員の交替其他によつて動員解除となつたものが相當あつたのであらう。序に獨

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

逸に於ける動員の方法について述べれば、比較的若い者といふ意味で先づ最初に獨身者が召集され、之に次いで比較的高齡者といふ意味に於て有配偶者が召集されたのであるが、然し除隊は之と逆の順で行はれたといふことである。従つて最初の歸郷者は概して有配偶者であると考へられる。このことは戦後の出生に取つて重要な意味を持つものといひ得よう。

右の二つの因子の外に婚姻増加も一部の原因をなしてゐると考へられる。先に婚姻の章に於て述べた如く、一九一六年に最低に達したベルリン市の婚姻は一九一七年には既に恢復に向つてゐるのである。之の婚姻増加が一九一八年の出生増加に關係を有することは疑ひない。尤も婚姻の増加は僅少であつて、これに基づく出生増加は餘りに評價し過ぎてはならないであらう。

婚姻が其の後の出生に關聯して大きな意義を有するといふ點に關して茲に興味ある事實があるので述べよう。

之は戦時中ハンブルグ州についての事例であるが、其處では復活祭、降臨祭、クリスマス等の祭日特に之等の祭日が晴天であつた場合には、其後十箇月經つて出生減退の傾向が一時的に中絶するといふ現象が見られたと謂はれてゐる。例へば屢々絶佳なる五月の月に中る降臨祭に若し太陽が照り輝くならば、十箇月の後に産婆は多忙を極めるといふのである。

さて戦時中の一九一五年の九月から十月までの間に、即ち一九一四年のクリスマス後の十箇月後に於て出生は激増を示した。

又一九一六年と一九一七年の九月から十月までの一箇月に、更に一九一六年の二月（一九一五年の復活祭後十箇月）及び一九一七年の二月にも出生の激増が見られたのであつた。

戦時に於て出生増加の見地より賜暇論及び求婚日論 (Freientagsstheorie)

が採擇せられたといふ事は右の事實に照して考ふる時非常に興味あることである。

Guradze は右の如き賜暇論を辯護して次の如く述べてゐる。「人或は異議を唱へて曰はん、戦時に於ては賜暇は祭日のみ限らるるものに非ずして其の都度の歸休許可に従ふものなり、従つて、賜暇は全體にわたつて平等に與へらるるものなりと。

されど、かかる出生現象の依然として存することは注目すべきなり。右の事實は出生増加の一般的手段として吾人に指示を與ふるものといはざるべからず。賜暇は又平時に於ても又市民的職業にも適用し得べきものにして、忽にせらるべきものに非ず」と。

さて出生増加策としての賜暇は日支事變下の我國に於ても實施されてゐるやに聞及んでゐるが、かかる措置は出生増加の見地のみでなく家族の擁護の上より見ても眞に望ましきことである。戦時に於ては婚姻を増加せしむる上に種々の困難が伴ひがちであらう、従つて今後結ばれる新なる夫婦の出産力以外に既に成立せる夫婦の出産力に期待をかくる事は極めて必要の措置といふべきである。

以上に於て我々は戦争と出生減退との間の一般的な關係について極めて概括的な展望を行つたのであるが、次に我々は第一次世界大戰が各國の出生の上に如何程の影響を與へたかを數量的に觀察しよう。

戦時中に於ける歐洲主交戰國の出生を示せば次の表の如くである。

白 耳 義	一九一三	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
獨 逸	一、五七〇	一、〇九〇	八、七〇〇	七、六五〇	七、四〇〇
(含エルザスロー トリンゲン)	一、八八、八〇〇	一、八二、五〇〇	一、〇三、九〇〇	九三、一八〇	九四、六、七〇〇
佛 蘭 西	一、〇〇、〇〇〇	五、六、〇〇〇	三、三、〇〇〇	四、四、一、〇〇〇	三、九、九、〇〇

伊 太 利 一、三三、七〇〇 一、〇三、三〇〇 八、二、〇〇〇 七、三、七〇〇 六、四、八、〇〇〇
 大ブリテン及ビ
 アイルランド 一、〇一、一〇〇 一、〇三、四〇〇 九、六、六〇〇 八、三、三、〇〇〇 八、四、八、五〇〇
 戦時中の出生減退をより明瞭に表示するために、一九一三年の出生數を一〇〇〇として各年の出生を示せば次表の如くである。

白 耳 義	一九一三	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
獨 逸	一、〇〇〇	七五一	五九八	五二四	五二三
(含エルザスロー トリンゲン)	一、〇〇〇	七五二	五六〇	五〇七	五一五
佛 蘭 西	一、〇〇〇	六四〇	五一八	五六七	六六一
伊 太 利	一、〇〇〇	九八八	七八五	六三六	五七八
大ブリテン及ビ アイルランド	一、〇〇〇	九二九	八九五	七七三	七七〇

之によつて見るに交戰國の出生減退は一般に年と共に激しくなつたと謂ひ得る。一九一七年までは佛蘭西を除き總ての國の出生は減退したのである。ただ佛蘭西に於ては一九一七年の出生は前年の五一八に對し五六七と僅かながら増加を示したのである。之は大戦中佛蘭西が外國人の勞働者と豫備軍を聯合國側から得る事が出來たことに基因するものであるといはれてゐる。

さて各國とも全年を通じて一九一五年の減退率が比較的に著しいのであるが、之は同年の五月から戦争の影響が現れたためである。

次に戦時中の出生減退を總括的に表示するために一九一五—一八八年に於ける年平均出生數を一九一三年に比較すれば次表の如くである。

白耳義	獨 逸	佛蘭西	伊太利 及ビ アイル ランド	大ブリテン
一九一三	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九一五—一八 平均	五九九	五八三	五九六	七四七
八四二				

之によつて見るに獨逸に於ける一九一五—一八八年の平均出生數は一九一

三年の一〇〇〇に對し五八三である。之に對し大ブリテン及びアイルランドは八四二であつて遙かに良好であつた。伊太利の出生指數は七四七と、獨逸に比して極めて良好であるが、之は伊太利の參戰が一九一五年五月であつたためである。

右の數字を以て戰時中各國が蒙つた出生上の損失の大體の程度は知り得るであらう。然し戰時出生減退は開戦後十箇月目より現れ、休戦後十箇月目にして終結すべきものであつて、其れ以外の期間に於ける出生状態は戰爭そのもの以外の因子と關聯せしむるのが正當である。

かくて出生に及ぼせる戰爭の直接的影響は一九一五年五月に始まり、事實上戰爭行爲を終結せしめた休戦の成立後九箇月の終り即ち一九一九年七月までの五十一箇月に及ぶものと考へなければならぬ。従つて略、一九一九年八月以後の出生は戰後に於ける戰爭の影響として別個の取扱を必要とするのである。

歐洲に於ける主交戰國の戰時五十一箇月間の出生を一箇年平均に換算し、之を一九一三年に比較すれば次表の如き結果を得る。

實數	比例數	
	一九一三	戰時五十一箇月間ニ於ケル年平均出生
白耳義 (除西フランダール地方)	一五、九〇〇	一、〇〇〇
獨逸	一八、八〇〇	一、〇〇〇
佛蘭西 (七十七縣)	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
伊太利	一三、三〇〇	一、〇〇〇
大ブリテン及ビアイルランド	一〇、一〇〇	一、〇〇〇

一九一三 五月ヨリ一九一九年七月末マデ 一箇年ニ換算

1) 伊太利ニツイテハ戰時ハ四十二箇月。

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

それ故戰前に比し大戰中五十一箇月間(伊太利は四十二箇月)に於ける年平均出生減退率は次表の通りである。

白耳義	約 四三%
獨逸	四六
佛蘭西	四四
伊太利	三三
大ブリテン及ビアイルランド	一八

右に見らるる通り戰時中の歐洲主交戰國の出生減退は略、四〇%前後と見ることが出来る。英國の率極めて低い理由の一つは、婚姻の章で述べた如く、一九一五年に四十一歳以下の未婚者に兵役義務が課され、その結果婚姻が激増し、之が再び出生の減退を阻止したからである。従つて之の結果から見れば英國は極めて賢明なる戰時人口政策を採つたといふ事になるのである。

英自治領、日本、合衆國及び歐洲中立國の出生に對する影響は極めて輕微或は皆無である。之等についていちいち數字を擧げるとは省略する。ただ歐洲中立國に於ては、スイス、オランダが比較的強い影響を受けたのであるが、それは之等の國に於ては比較的廣範なる動員が行はれたことに基づくものである。

スイス、オランダの戰時中の出生率(人口千につき)は次の通りである。	
ス イ ス	一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七
オ ラ ン ダ	二四・七 ¹⁾ 二二・四 一九・五 一八・七 一八・二
1) 1908—1913	二八・二 二八・二 二六・二 二六・五 二六・一

戰時中私生兒出生が非常に増加したといふことが謂はれてゐるので此の點について若干述べて置きたい。

さて私生児出生の頻度は如何に表示さるべきかといふことが先づ先決問題である。私生児出生も出生に相違ないのである。それ故全出生中に占むる私生児出生の割合を以て私生児出生の頻度を示すといふ考へが直ちに着想されるのである。

この方法によつて私生児出生の状態を観察すると次の如き結果を得るのである。

尙、戦前、例へば一九二二年をとつて見ると獨逸の私生児出生は全出生一〇〇〇につき九五であつた。一九二三年の率は九七であつた。この方法を以て、一九一四年以後の私生児出生率を示せば次表の通りである。

一九一四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
九八	一一二	一一一	一一五	一一三	一一二

之によつて見るに大戦中私生児は非常に増加したやうに見える。然し右の計算に用ひた方法は毎年の出生數に著しき變化のない場合にのみ正確な状態を示すものであつて、戦時の如く急激に出生數の減退する場合には不適當である。何となれば私生子出生が増加しない場合に於ても公生児出生が著しく減少するときは私生児出生率は上昇することになるからである。

そこで理想的には、妊孕年齢にある未婚或は無配偶の女子總數との關係に於て私生児出生の消長を見ることが考へられるのである。

然しこの方法が資料の關係上不可能であるならば、妊孕年齢女子人口を以て代用することが出来るであらう。

獨逸に於ける妊孕年齢(一五—五〇)歳女子人口一〇〇〇〇〇人につき、戦時中の公生児、私生児出生は次の通りである。

	一九二三	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
公 生	一〇三、〇四	九九、五五	九六、四三	七〇、七六	五三、〇三	四六、三二	四〇、五二	三六、三〇
私 生	一〇、八八	二〇、六九	二〇、四九	八、五五	六、四八	六、〇三	六、六六	八、〇七

右の如く戦時に於ては私生児出生もまた公生児と同じく減少したのである。若し假りに無配偶女子を基準として計算したとすれば、私生子出生減退は一層著しいであらう。何となれば戦時に於ける無配偶(未婚、死別、離別)女子は婚姻中絶のため、戦前に比して多數であつたからである。

之を以て見るに戦時中私生子は増加したとは謂ひ得ないのである。然しながらかかる現象が戦時に於ける國民精神の緊張によるものであるか、或はまた避妊或は墮胎がより廣く行はるるに至つた結果であるかは詳細なる研究の結果をまたざれば、何れとも斷定を下し得ない。

後に死亡を取扱ふ章に於て述べる如く、大戦中自殺による死亡が減少したといふ事實を顧慮せば、大戦前期に於ける私生児出生の減少は或程度國民精神の緊張の結果であると考へることが出来るであらう。

(四) 戦闘員の死亡

(イ) 戦傷病死數

戦争は多くの國々の非戦闘員の死亡を高めた事は後に述べる通りであるが、之等の死亡は直接的な戦死に比すれば遙かに及ばないのである。

戦傷病死は激甚なる出生減退と共に交戦國の人口運動に非常な悪影響を與へたのである。

戦死者は最も活力あり、又國民經濟にとつて最も重要な年齢階級に屬するものであるから、之等の死亡が民族力に與へた損害は愈、重大である。

大戦中動員された人員總數は七千五百萬と推定されてゐる。この七千五百萬の内三千萬は大戦末期に戦争を遂行しつゝあつた軍隊を形成してゐる。

た。この兵力は動員数よりも著しく少ないのであるが、それは世界大戦末期に露西亞が交戦國の列から脱落したためである。

獨逸の動員数は千三百二十五萬であつて、又戦争末期の兵力は八百萬であつた。

一九一八年三月二十一日に西部攻撃が始まつたときには下士及び兵卒三百五十萬、將校十四萬といふ最大兵力が配備された。

戦死は近代武器の恐るべき威力のために異常な多数に達した。交戦國軍隊の總死亡数は一千萬に達し、負傷者は恐らく二千萬と三千萬の間であらうと推定されてゐる。戦死数については死亡を計算する根據となる資料の相違に従て發表された數字には相當の懸隔があつて孰れが最も眞實に近いかにについては各國について特別の研究を必要とする。しかしここではデーリングの數字と「經濟と統計」誌の二つの數字を併記して置かう。之によつて大體の状態は知り得るであらう。

デーリングによれば交戦諸國の戦死總数は次の如くである。尙實數と共に一九一四年の總人口千當り及び二〇一四五歳男子人口千當りの比例が示されてゐるから、之によつて各國民族力に對する戦死の意義を知り得るであらう。

	戦死者數	一九一四年總人口千ニツキ	二〇一四五歳人口千ニツキ
白 耳 義	三四、〇〇〇	四・四	二五
獨 逸	一、八〇九、〇〇〇	二六・七	一四九
埃 太 利	八一、〇〇〇	二七・七	一六六
ハンガリー	六四五、〇〇〇	三〇・一	一八七
佛 蘭 西	一、三三五、〇〇〇	三三・四	一八二
伊 太 利	五六三、〇〇〇	一五・七	一〇一
大ブリテン及ビ アイルランド	七四四、〇〇〇	一六・一	八八

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

洲	戰 死	負 傷
獨 逸	一、八二四、〇五一	四、二四七、一〇五
佛蘭西	一、三五八、八七二	二、五六〇、〇〇〇
英國	七四三、七〇二	一、六九三、二六二
伊 太 利	二〇二、三二一	四二八、六四四
埃 太 利	四九六、九二一	九九九、五七六
白 耳 義	一一五、〇〇〇	—
セルビア	六九〇、〇〇〇	—
合 衆 國	五六、六一八	二四五、九九四
カ ナ ダ	五七、〇〇〇	七三
ド ニー ジー ラ ン	一六、〇〇〇	一四・六
合 計	六、〇六四、〇〇〇	一三・二
概數。	—	一三三

之によつて見るに死亡率は佛蘭西及び中歐諸國に於て最も高い事を知るのである。之等の國に於ては兵役義務年齢にある男子一〇〇の内約一五一人は戦争の犠牲となつてゐるのである。

白耳義の率が極めて低い事が目立つ。これは大戦初期に於て白耳義の大部分が占領され、従つて聯合國側は白耳義を兵員補充地域として利用出来なかつたためであると謂はれてゐる。伊太利及び英國主權下國家に於ける戦死は獨逸其他に比して非常に僅少である。

伊太利の戦死の比較的僅少であつた事は同國の參戰が一九一五年五月であつたことによつて説明し得る。

英自治領の如く戦争にそれ程國力を傾けなかつた國の戦死が人口に比して極めて著しいといふことは意外である。

次に「經濟と統計」誌によつて見ると戦死傷は次の如くである。

國	戰 死	負 傷
獨 逸	一、八二四、〇五一	四、二四七、一〇五
佛蘭西	一、三五八、八七二	二、五六〇、〇〇〇
英國	七四三、七〇二	一、六九三、二六二
伊 太 利	二〇二、三二一	四二八、六四四
埃 太 利	四九六、九二一	九九九、五七六
白 耳 義	一一五、〇〇〇	—
セルビア	六九〇、〇〇〇	—
合 衆 國	五六、六一八	二四五、九九四

戦死傷は全交戦年にわたつて平等に生ずるものでなくて、戦況の停滞せる時期には少く、活況を呈せる時期に多數となるのは謂ふまでもない。世界大戦中戦死傷の最も多かつたのは戦争初期と一九一八年春の西部戦の行はれた時であつた。佛蘭西軍隊はこの時以外にベルダン戦に非常な被害を受けた。英軍はソンム戦、アルラス戦、カンブライ戦及び一九一八年晩夏の聯合國總攻撃に特に大なる損害を受けた。

獨逸竝に英佛の損害については相當詳細な數字が發表されてゐるが餘りに特殊となるので、茲では述べなす。之等の數字については *Wirtschaft und Statistik 2. Jahrg. No. 13/14, Die Kriegsheere und ihre Verlust im Weltkrieg* を参照されたす。

獨逸の戦死の内陸軍の戦死は約百七十九萬、海軍の死亡は三四、三五四、空軍の死亡四、一〇五である。

(ロ) 戦死者の年齢、配偶關係

先にも述べた如く兵員の死亡數はその計算の方法の異なるに従つて、發表數に多少の相違が存するのである。獨逸戶籍簿の示す處によれば一九一四——一九一九年の間に於ける兵員の死亡は、一、六九一、八四一¹⁾である。之を年次別に示せば次の如くである。

1) 一九三二三ノ死亡追加届出アリタルモ年齢配偶關係不明デアル。尙ノノ外外國ニアル兵員ノ死亡一六九九ガ届出デラレタ

更に一九一四——一九一九年の兵員の年齢別死亡數を示せば次表の如くである。

一九一四	二四一、三四三	二六	一五九	〇・〇一
一九一五	四三四、〇三四	二七	一五八	〇・〇一
一九一六	三四〇、四六八	二八	一五七	〇・〇一
一九一七	二八一、九〇五	二九	一五六	〇・〇一
一九一八	三七九、七七七	三〇	一五五	〇・〇一
一九一九	一四、三一四	三一	一五四	〇・〇一
		三二	一五三	〇・〇一
		三三	一五二	〇・〇一
		三四	一五一	〇・〇一
		三五	一五〇	〇・〇一
		三六	一四九	〇・〇一
		三七	一四八	〇・〇一
		三八	一四七	〇・〇一
		三九	一四六	〇・〇一
		四〇	一四五	〇・〇一
		四一	一四四	〇・〇一
		四二	一四三	〇・〇一
		四三	一四二	〇・〇一
		四四	一四一	〇・〇一
		四五	一四〇	〇・〇一
		四六	一三九	〇・〇一
		四七	一三八	〇・〇一
		四八	一三七	〇・〇一
		四九	一三六	〇・〇一
		五〇	一三五	〇・〇一
		五一	一三四	〇・〇一
		五二	一三三	〇・〇一
		五三	一三二	〇・〇一
		五四	一三一	〇・〇一
		五五	一三〇	〇・〇一
		五六	一二九	〇・〇一
		五七	一二八	〇・〇一
		五八	一二七	〇・〇一
		五九	一二六	〇・〇一
		六〇	一二五	〇・〇一
		六一	一二四	〇・〇一
		六二	一二三	〇・〇一
		六三	一二二	〇・〇一
		六四	一二一	〇・〇一
		六五	一二〇	〇・〇一
		六六	一一九	〇・〇一
		六七	一一八	〇・〇一
		六八	一一七	〇・〇一
		六九	一一六	〇・〇一
		七〇	一一五	〇・〇一
		七一	一一四	〇・〇一
		七二	一一三	〇・〇一
		七三	一一二	〇・〇一
		七四	一一一	〇・〇一
		七五	一一〇	〇・〇一
		七六	一〇九	〇・〇一
		七七	一〇八	〇・〇一
		七八	一〇七	〇・〇一
		七九	一〇六	〇・〇一
		八〇	一〇五	〇・〇一
		八一	一〇四	〇・〇一
		八二	一〇三	〇・〇一
		八三	一〇二	〇・〇一
		八四	一〇一	〇・〇一
		八五	一〇〇	〇・〇一
		八六	九九	〇・〇一
		八七	九八	〇・〇一
		八八	九七	〇・〇一
		八九	九六	〇・〇一
		九〇	九五	〇・〇一
		九一	九四	〇・〇一
		九二	九三	〇・〇一
		九三	九二	〇・〇一
		九四	九一	〇・〇一
		九五	九〇	〇・〇一
		九六	八九	〇・〇一
		九七	八八	〇・〇一
		九八	八七	〇・〇一
		九九	八六	〇・〇一
		一〇〇	八五	〇・〇一

四三—四四	九、四五四	〇・五六
四四—四五	七、八三四	〇・四六
四五—五〇	一四、五一〇	〇・八六
五〇—五五	一、二九二	〇・〇八
五五—六〇	七三四	〇・〇四
六〇以上	五〇〇	〇・〇三
不詳	六九〇	〇・〇四
合計	一、六九一、八四一	一〇〇・〇〇

之によつて見るに死亡の最大部分を占むるものは二〇歳である。二〇—二二歳で死亡せるものは一五八、二六五にして全體の九・三五%を占めてゐる。

一九—二五歳の各歳の死亡割合は次表の通りである。

年齢	一九—二〇	二〇—二一	二一—二二	二二—二三	二三—二四	二四—二五	合計
死亡割合	六・四六	九・三五	九・二〇	八・二六	七・〇七	六・〇七	四六・三一
一九一五年	二一—二二歳						
一九一六年	二〇—二一歳						
一九一七年	二〇—二一歳						
一九一八年	一九—二〇歳						

さて戦争の進行とともに、若い者の死亡が増加するといふ現象が生じたのである。一九一四年には二三—二四歳の者が總死亡数の最大部分を占めてゐたのであるが、一九一五年以降は次表に見らる通り最大死亡数を示した年齢は漸次低下したのである。

戦線の部隊の補充は男子人口の段々若いものによつて行はなければならなくなり、その結果戦争最後の年には一九歳が死亡總数の最大部分を示すに至つたのである。一九乃至二五歳の年次別死亡は次表の通りである。

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

年齢	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
一九—二〇	五、三〇四	三、九三一	一〇、〇〇〇	三〇、三三六	三六、八三一	二、二三
二〇—二一	九、六三三	九、七六二	六、六六三	三〇、六六五	三六、二七六	一、四八八
二一—二二	一、九〇九	四、八八七	三、五九七	二四、七三三	三三、四九一	一、〇〇六
二二—二三	二、四一七	三、九四四	二、七四三	一九、四四六	二七、〇五九	八、九〇
二三—二四	三、五八六	三、三三一	三、四三三	一五、九〇三	三、五五九	六、三三
二四—二五	三、二六六	二、六六八	一、八九二	一三、五三四	一、九七四	六、四四
一九—二五	一〇、四九三	一、九四四	一六、二七一	一四、六〇六	一七、八九七	五、五五四
死亡總數ニ對スル割合	四、五〇	四、七七一	四、七三三	四、七七四	四、七三三	三、八八八

之によつて見るに最大死亡年齢は漸次若年齢の方に移動したけれども、一九—二五歳の死亡割合は減少してゐないのである。但し一九一八年にはこの年齢の死亡割合は低下した。これは戦争最後の年に比較的高齡者の死亡が増加したことを意味するのである。即ち戦線の補充が戦争の進行とともに愈々若い者によつて行はれたと同時に、高年者による補充も漸次強化されたに相違ないのである。

次に戦死者を配偶關係別に示せば次の通りである。

獨身者	一、二六三、一九九	六八・七五%
有配偶者	五、一八、三五一	三〇・六四%
死別者	七、七七二	〇・四六%
離別者	二、一九一	〇・二三%

獨身者の死亡割合を年次別に示せば、次表の如く漸次増加したのである。

一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
六四・八四%	六七・〇九	六八・八一	七〇・三二	七二・〇三	六五・三五

右の獨身者の死亡割合を大きな州及びベルリン市について見れば次表の如くである。

プロシヤ	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
バイエルン	六三・五二	六六・三八	六八・三〇	七〇・五三	七二・五四	六五・八五
ザクセン	六九・〇八	七四・八〇	七七・四一	七五・四二	七三・〇五	七〇・九一
ウエルテム	五八・八五	五八・七一	六〇・三三	五九・八五	六三・七三	五三・八九
ブルグ	七四・二四	七六・八五	七九・二二	七六・四七	七六・〇四	七二・一七
ベルリン	六二・四三	六二・八一	六三・三三	六三・〇〇	六三・九七	五〇・七九

右の如く獨身者死亡の割合はヴエルテムブルグで最大でザクセンで最低である。かかる結果は州の年齢構成及び婚姻慣習の相違等に基づくものといはれてゐる。例へばヴエルテムブルグでは婚姻はザクセンよりも遅れるのが常であつて、例へば一九一三年のザクセンの男子平均初婚年齢は二六・三八歳であるに對しヴエルテムブルグは二八・五一である。

(ハ) 戦死者の死因

大戦勃發より一九一九年までに死亡せる獨逸陸軍兵員數は戶籍簿によれば一、七一、一五四である。

1) 追加届出一九三三ヲ含ミ外國ニアル獨逸兵ノ死亡一六九九ヲ除クこの數を千三百二十五萬と見積られてゐる動員數に對比すれば、動員數一〇〇〇につき總死亡は一二九である。

一方帝國死因統計によれば總死亡數は一、六六七、〇三九(兩メクレンブルグを含む)といふことになつてゐる。かかる相違は如何にして生ずるかといふに戶籍役場及び死亡診斷書によつて死因を調査する機關が如何なる場合にも死亡者の軍事關係を確定し得るといふ譯ではないからであると説明されてゐる。

それはとにかくとして、右の一、六六七、〇三九の總死亡の内約百五十萬(正確には一、四七九、〇六六)即ち總死亡の九割は外因死として掲げられ

てゐる。この死因中には戦死及び戦傷死と共に事故による死亡を含んでゐる。

戶籍役場の報告と帝國死因統計の差違(四四、一一五)——之は殆ど戦死であること疑ひない——を算入すれば、外因死によつて死亡せる兵員は一、五二三、一八一即ち動員數一〇〇〇につき一一四・九に相當する。

之に對し病死せる兵員數は一八二、五五四にして、之に自殺五、一〇六、殺人、撲殺、或は死刑による死亡三二三を算入すれば總死亡は一八七、九七三にして動員數一〇〇〇につき一四・二である。

各年に於ける兵力に對比した戦傷病死の狀況は次の通りである。

推定兵力	死		疾病其他		外因死		合計
	單位千	單位千	單位千	單位千	單位千	單位千	
一九一四	五、〇三〇	二四一	二四五	一四	二七	二三一	四八・七
一九一五	六、七六七	四三四	四三八	三四	五一	四〇四	五九・六
一九一六	七、六三〇	三四一	三四四	二八	三六	三一七	四一・五
一九一七	七、九七七	二八二	二八六	三六	四・六	二四九	三一・五
一九一八	八、〇〇〇	三八〇	三八四	六五	八・一	三一九	三九・八
一九一九	—	一四	一四	一一	—	三	—
追加	—	一九	—	—	—	—	—
合計	—	一、七一一	一、七一一	一八八	—	一、五二三	—

(2) 1918. II. II. の状態

(3) 追加報告死亡ハ比率計算ニ當リ、割賦拂式ニ交戦年ニ分割シタ、然シ極メテ僅少ナル1919年ノ死亡ニツキテハ之ヲ無視シタ

(4) コノ數字ハ死因統計ニハ1919ト示サレテイル、ソレニヨツテ1919年ノ戶籍役場ノ報告ニ對シ1919ノ超過死亡ガ生ズル、ソノ差違ハ平均トシテ追加ニ含マレテキル

これによつて見るに戦病死は一九一五年に於ける短期間の増加（一九一五年には露西亞攻撃軍は、チブス、發疹チブス、赤痢、コレラに苦しめられた）の後に一九一六年には著しく減少した。然るに一九一七及び一八年には再び増加した。一方外因死による死亡は一九一七年まで繼續的に減少した。

戦争による死亡を負傷と疾病の百分比に分つて見ると負傷によるものは八九%に對し疾病によるものは一一%に過ぎない。その理由は人口稀薄な戦場では傳染病蔓延の危険が少なかつたためであるといはれてゐる。

疾病による死亡中、分明せるものの内最大死亡數を示せるは肺炎にして二七、三七一である。肺炎死亡は一九一八年に非常な増加を示したのである。之に次いで肺結核の一九、八八六である。第三位は一九一八年に大流行を見た流感による死亡一四、一六一である。

其他の傳染病の内ではチブスが僅かに一〇、五四八、赤痢の八、〇四〇が主だつたものである。外科技術の非常な進歩と防疫の努力によつて、負傷者は四、二四七、八六四といふ莫大な數に上つたが、その内丹毒による死亡は七〇六、其他の創傷傳染病による死亡は九、三五〇に過ぎなかつた。

之に次いで死亡の大なるは血行器の疾患、消化器の疾患、呼吸器の疾患、神経系疾患にして、自殺も五、一〇六と可成りの數を示してゐる。比較的高齡者の召集の結果として腫瘍（癌其他）による死亡も相當數に上つた。他殺、撲殺で二九四の兵員が死亡した。死刑に處せられたものは一九名である。

所謂戦争傳染病による死亡が少い（露西亞、バルカンでは之等による被害は非常に大であつた）ことは獨逸軍陣衛生施設の優秀性を示すものであらう。コレラ、發疹チブス、マラリア、再歸熱、天然痘による死亡は事實

極めて少數であつた。
一九一四——一九年に於ける獨逸兵員の病類別死亡を示せば次の通りである。

不明ノ死因	三九、〇〇三
肺炎	二七、三七一
肺結核	一九、八八六
流行性感胃	一四、一六一
チブス	一〇、五四八
血行器疾患	九、七三八
其他ノ創傷傳染病	九、三五〇
赤痢	八、〇四〇
其ノ他ノ消化器疾患	五、一七四
呼吸器疾患	五、一二六
自殺	五、一〇六
其ノ他ノ神経系疾患	四、九七四
其ノ他ノ死因	四、八七二
泌尿生殖器疾患	四、七〇〇
胃腸カタル	二、三二七
霍亂	二、二八六
癌	二、〇三七
其ノ他ノ器官ノ結核	一、九七七
盲腸炎	一、八三八
コレラ	一、七八五
發疹チブス	一、二三四
腦卒中	一、一三八
チフテリア	一、〇五九
腦脊髄膜炎	一、〇五八
其他ノ腫瘍	七〇六
丹毒	

マ	ラ	リ	ア	七〇三
猩	紅	熱		五八〇
急性粟粒結核				四五四
他殺、撲殺				二九四
性病				二二四
再 歸 熱				四七
傳染性動物疾患				四五
天 然 痘				二二
死 刑				一九
放 射 狀 菌 疹				一五
麻 疹				一四
其他ノ傳染性疾患				八
百 日 咳				五
脊髓性小兒麻痺				五
ペ ー ス ト				一
水 痘				一
流行性耳下腺炎				一
合 計				一八七、九七三

戦闘員の死亡に關聯して捕虜の死亡について一言しよう。

先づ一九一四—二一年に於て、時の獨逸領で死亡せる聯合國側捕虜數は一一〇、一〇一であるといはれてゐる。之を年次別に示せば次の如くである。

一九一四	四、四〇八
一九一五	一四、九三三
一九一六	八、二六四
一九一七	三〇、五七七
一九一八	四四、七四五
一九一九	五、九七六

一九二〇 九五三
一九二一 二四五

一方獨逸に捕虜となつた聯合國側兵員は二五〇萬以上であつたと推定されてゐる。

捕虜として死亡した獨逸兵の數は一九二三年當時にはいまだ確定するに至つてゐない。次表に見らるゝ通り以前の敵國によつて爲された報告と *Zentralnachrichtendienst für Kriegerverluste und Kriegergräber* によつて推計された最高數とは著しい差異があるのである。年次別の死亡は目下不明である。それ故捕虜となつた獨逸兵士の死亡數については正確な數字は分らない。

單に死亡總數を捕虜總數を以て除した數は死亡率としては過少の率を示す事になる。何者獨逸兵捕虜の大部分は一九一八年に捕虜となつたものであり、従つて捕虜となれる期間は極めて短いからである。

然し獨逸兵捕虜の死亡を過少に示すといふ誤謬を無視し、而して外國から報告された捕虜數(之は非常に過少である)を以てすると獨逸兵の捕虜一萬の内五五五が死亡せる事になる。之に反し獨逸で死亡せる敵國捕虜の死亡は捕虜總數を僅かに二五〇萬と假定すれば一萬につき僅かに四四〇である。事實は前者は更に高く後者は更に低いのである。獨逸兵捕虜の死亡率は獨逸で死亡せる敵國捕虜の死亡率よりは更に高いであらう。

捕虜として死亡せる獨逸兵は次表の通りである。

國 名	捕虜數	死亡數	%	推計死亡數	%
外國ヨリ報告サレタ	九五、一〇九	五、〇六六	五%	一三三、〇〇〇	一三%
總 數					

佛蘭西、白耳義	四四一、五七	三三、三九	六一	三六、〇〇〇	九四
英 國	三三、三五四	九、九三九	三〇	九、九三九	三〇
合 衆 國	四九、五六〇	九、五二	一九	九、五二	一九
露 西 亞	一七、一〇四	一、五五四	八八	六、〇〇〇	三七〇
ルーマニア	二、三六九	二、五七	一九七	五、〇〇〇	三九〇

1) 一九一八、二月マデハ、ペテルブルグ赤十字ノ報告、ソレ以後ハ公ノ報告ニアラズ。

〔五〕 非戦闘員ノ死亡

(イ) 非戦闘員死亡數

大戦中に於ける正確にして完全なる死亡の記述のためには死亡は一九一四年八月より戦争の事實上の終結を意味する休戦(一九一八年十一月)までの期間に限定されなければならない。然しかかる數字を得ることは不可能であつたから、一九一四—一八年の數字によつて計算の根據とする外ないのである。一九一八年については不正確は僅少である。何となれば一九一八年は眞の交戦期間より一箇月半しか餘分に含んでゐないからである。一九一四年については特別の取扱ひを必要とするであらう。

戦時中の非戦闘員の死亡について先づ考慮しなければならない事は、戦時中激甚なる出生減退によつて乳兒死亡が著しく減少し、従つて死亡全體に大なる影響を及ぼしたといふ事である。

戦時中歐洲主交戦國に於ける死亡は次表の通りである。

白 耳 義	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八
獨 逸	九、六〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
(エセルゲスロー、 トリンゲン)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三六、〇〇〇	一、〇九七、〇〇〇	九、〇七〇、〇〇〇	一、〇二七、〇〇〇	一、一六、六〇〇
佛 蘭 西	五、七〇〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇	六、七二〇、〇〇〇	五、四九〇、〇〇〇	五、八三〇、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

伊 太 利	六、四〇〇	六、四四〇	六、四一〇	六、二〇〇	六、〇一〇	六、一七〇
大ブリテン及ビ アイルランド	六、五八〇	六、六三〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇

1) 此ノ内地震ニヨル死亡三〇、五〇〇ヲ含ム。

伊太利については一九一四年は平和の年であつた事を注意しなければならぬ。

右の表によつて戦時にありては、多くの場合乳兒死亡が著しく減少したに拘らず、死亡總數は一九一三年に比し多かつた事を知り得るのである。

一九一八年の死亡數が一般に極めて多いが、之は流行性感胃に基づく死亡増加の結果である。流感が戦争の直接の結果であるか否か、或は如何なる程度戦争の影響を受けたかは決定困難の問題である。然し戦時缺乏状態(過勞と榮養不足)が傳染病の蔓延に對し非常に好都合な條件であつたといふ事は疑ふ餘地はない。

先の表に於て一九一三年の死亡を一〇〇〇とせば戦時中の死亡は次の如くである。

白 耳 義	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八
獨 逸	一、〇〇〇	一、〇二九	九四一	九六〇	一、一八五	一、五〇二
佛 蘭 西	一、〇〇〇	一、〇四七	一、〇一五	九五六	一、〇七七	一、二五五
伊 太 利	一、〇〇〇	一、〇六二	一、〇五一	九七九	九九二	一、一三〇
大ブリテン及ビ アイルランド	一、〇〇〇	九六九	一、一六	一、〇八七	一、〇五九	一、七五九
1) 地震ニヨル死亡數ヲ除ケバ、指數ハ一、〇七〇トナル。	一、〇〇〇	一、〇三三	一、一〇三	九九六	九八二	一、一七八

右の表に於て一九一六年の數字が一般に著しく低いことが目につく、之には略、二つの理由がある。第一は戦時出生減退の影響が此の年に至つて始めて明瞭に現れたといふ事と、第二は戦争の經濟的社會的惡影響が當時まだ表面化するに至らなかつた事である。

戰時中の死亡増加を總括的に理解するために一九一五—一八年の平均を一九一三年に比較すれば次表の如くである。(一九一三年を二、〇〇〇とする)

白 耳 義	一、一四七
獨 逸	一、〇七六
佛 蘭 西	一、〇六三
伊 太 利	一、二五五
大ブリテンアイ ルランド	一、〇六五

之によつて見るに平時に對する戰時中の死亡増加の最も著しいのは伊太利にして、その増加率は二六%、獨逸は八%、佛蘭西は六%で最低である。

右の如く諸國に於ける死亡状態には非常な差違が認められるのであるが、然し之等の數値は何等戰爭が非戦闘員の死亡に及ぼした實際の影響を明白に示すものではない。

死亡の増加は本表に見らるるよりも、事實は更に大であつたといはなければならぬ。

先にも述べたやうに、出生數の減少の結果として乳兒死亡率が上昇した場合に於てさへ、乳兒死亡數は著しく減少したといふ事が顧慮されなくてはならない。

出生減退が著しい程一般に乳兒死亡は減少するのである。第二に注意すべきことは、男子の召集の結果兵役義務年齢にある男子市民數は半分以下に減少したといふ事である。

獨佛に於ける戰時乳兒死亡の減少を示せば次の如し。

獨 逸	一九一三	一九一五—一八	減少率
佛蘭西(七十七縣)	二七七、〇〇〇	一六九、〇〇〇	三九%
	六五、九〇〇	四八、四〇〇	二七%

同期間に於ける出生減退は獨逸四二%、佛蘭西四〇%である。従つて之等の國に於ける乳兒死亡率は上昇したに相違ない。佛蘭西については特にそうである。

右の如き點を考慮せば戰時中の死亡状態の觀察は年齢別體性別に行はれなければならないことは明白である。

(ロ) 年齢體性別死亡

戰時中に於ける一歳以上の非戦闘員の死亡を獨佛について比較すれば次の通りである。

獨 逸	一九一三	一九一五	一九一三—一五	乳兒死亡ヲ 對スルニ 一五—一八 ノ增加
佛 蘭 西	七二七、八〇〇	九一二、三〇〇	二五%	含ム全非戰 員ノ死亡 増加割合
	五二一、六〇〇	五七五、八〇〇	一〇%	六%

右の數字は戰爭の實際の影響を示してゐる。

即ち之等の數字は封鎖された獨逸が、生活資料獲得が遮斷されなかつた佛蘭西に比し如何に不利な經濟關係に置かれなければならなかつたかを示してゐるのである。

非戦闘員の死亡の判斷に際しては次の事が顧慮されなくてはならない。即ち召集の結果一定の年齢階級に屬する男子人口數が著しく減少したといふ事である。従つて死亡の研究は體性別、年齢別になされなければならぬ。

獨逸(エルザスロートリンゲンを除く)に於ける滿一歳以上の非戦闘員の死亡を男女別に示せば次の如くである。

男 子	一九一三	一九一四	一九一三—一五	對スルニ 一五—一八 ノ增加
女 子	三五一、〇〇〇	三六五、七〇〇	四%	平均ノ增加
	三六五、七〇〇	四六三、五〇〇	二七%	

右に見らるる通り一九一四年中戦争の月は八月以降の五箇月に過ぎず、男女の死亡状態は全く正常であつた。然るに一九一五—一八年に於ては死亡数の増加は男子よりも女子に於て遙かに多かつた。

戦時中獨逸の、乳兒死亡を含まざる全死亡について見れば、女子の死亡は男子非戦闘員の死亡よりも十六萬多かつたのである。

佛蘭西の七十七縣についても戦時中同一の現象が見られた。佛蘭西に於ける一歳以上の非戦闘員の死亡は次の通りである。

男	子	一九一四	一九一五—一八	一九一四ニ對スル一九一五—一八ノ増(+)減(-)
男	子	二八八、一〇〇	二八四、〇〇〇	(-) 一・四%
女	子	二七〇、一〇〇	二九一、九〇〇	(+) 八・〇%

右の如く一九一五—一八年に於ける佛蘭西の一歳以上男子非戦闘員の死亡は一九一四年に比し若干減少したのである。然るにそれは女子に於て八%の増加を示したのである。

伊太利について、死亡の非常に多かつた一九一八年を一九一四年に比較すれば、乳兒死亡を含む死亡の増加は男子非戦闘員については七二%、女子は九二%にして此處に於ても依然女子の死亡超過を示してゐる。

更に我々は死亡を年齢別に觀察することによつて戦争の影響をより明白に知り得るであらう。

エルザスロートリンゲンを含む獨逸の一九一三年と一九一六年の年齢階級別死亡數を比較すれば次表の通りである。

年齢階級	男		女	
	子	増減	子	増減
〇—一	一四八、七三三	(-) 八五、〇九三	一三三、五三三	(-) 六七、七九一
一—一五	五九、〇三三	(+) 六九、六九五	五九、九三三	(+) 六七、七九〇

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

一五—三〇	三六、二六六	(-) 三、五五六	一〇	三、四〇〇	(+) 四、〇三六	一七五
三〇—六〇	二〇、六三三	(-) 一七、九七七	二五	九、三三九	(+) 一〇、九六四	二二五
六〇以上	一八、〇三三	(+) 一七、三三三	三五	一七、三〇三	(+) 三〇、〇九四	一五〇
合計	五八、六六六	(-) 四七、七七一	八五	四八、九九九	(+) 四六、三三三	—

この數字は非常に意味あるものである。

男子の年齢階級中、兵役に關係なき年齢階級即ち〇—一歳、一—一五歳、六〇歳以上については動きは女子の當該年齢階級と始と同一である。然るに一五—三〇、三〇—六〇の年齢階級に於ては男女によつて著しい差違を示してゐるのである。即ちこの年齢階級に於ては男子の死亡數は減少してゐるのに、女子に於ては逆に可成りの増加となつてゐるのである。かかる相違は一部は男子の召集に歸因するものであるが、他の一部は銃後國民の衛生状態の悪化を示すものである。〇—一歳については出生減退の影響を明白に認め得る。尤も乳兒死亡率そのものは戦時中上昇したのであるが出生數が激減したため乳兒死亡數は減少せざるを得なかつたのである。此點については後に述べよう。

獨逸の死亡數は一九一六年に若干減少を示したる後、翌一七年には再び増加したことは先に掲げた表によつて知り得る通りである。

之れは、聯合國側で採つた食糧封鎖の影響が一九一七年に至つて極めて顯著に人口運動の上に現れたためであると謂はれてゐる。

一九一七年に於ける年齢性別死亡を一九一三年と比較すれば次の如くである。

年齢	男		女	
	子	増減	子	増減
〇—一	一七、七五%	(+) 一七、七五%	一八、〇%	(+) 三六%
一—一五	一七、五%	(+) 一七、五%	三七、五%	(+) 三四%

動きは正確に同一である。之に反し兵役義務年齢を含む一五—六〇歳の年齢階級に於ては女子の死亡増加は男子の二倍以上である。食糧難は少年と老人及び妙齡の女子を襲つたことは明白である。

右に述べた如き、年齢性別死亡の上に見らるる特徴ある現象は佛蘭西に於ても見らるるところである。

佛蘭西の非占領地域七十七縣について、一九一四—一九一九年の年齢性別死亡を示せば次表の如くである。

年 齡	男 子		女 子	
	一九一四	一九一九	一九一四	一九一九
一〇	三六、三〇〇	三七、六〇〇	二八、八〇〇	三三、三〇〇
一一—一四	二〇、〇〇〇	二七、四〇〇	一七、九〇〇	二二、七〇〇
一五—一四九	七三、六〇〇	八〇、三〇〇	六六、六〇〇	七三、七〇〇
五〇以上	一九、四〇〇	二五、六〇〇	一九、五〇〇	二四、〇〇〇
平均	一九一四平均	一九一九平均	一九一四平均	一九一九平均
	一八、一〇〇	二七、六〇〇	一八、八〇〇	二二、八〇〇

右の表は一九一四年を一、〇〇〇とすれば次の如くなる。

年 齡	男 子		女 子	
	一九一四	一九一九	一九一四	一九一九
一〇	七四〇	七五五	七四〇	七五七
一一—一四	二、〇〇〇	二、七七一	一、七七一	二、一九三
一五—一四九	八、八七一	九、五二一	七、四〇〇	八、八八六
五〇以上	一、〇〇〇	一、三三三	一、〇〇〇	一、二〇八
平均	一九一四平均	一九一九平均	一九一四平均	一九一九平均
	一、〇〇〇	一、三三三	一、〇〇〇	一、二〇八

之によつて見るに佛蘭西についてもまた兵役義務年齢を含む年齢階級の死亡状態は戦時中男女によつて異なる事を知るのである。

即ち一五—四九の年齢階級の男子については一九一五—一八年の戦時中に死亡は一一%減少したのに女子に於ては二四%の増加を示したのである。之等の相違は動員が解除された一九一九年には再び接近したのである。

之等の資料は歐洲交戦國の死亡状態が戦前に比し悪化したことを意味するものである。

(ハ) 大戦前後に於ける死亡の比較

死亡變動状態は大戦前後に於ける四箇年平均を比較することによつて愈明かとなるであらう。(一九〇二—〇五を一〇〇〇とす)

種 別	一九〇二—〇五	一九〇六—〇九	一九一〇—一三	一九一四—一七	一九一八—二一
白 耳 義 逸	一、〇〇〇	九九二	九六六	九六一	一〇七二
獨 逸	一、〇〇〇	九五九	九〇五	九〇五	九三〇
佛 蘭 西	一、〇〇〇	一、〇〇八	九四四	九八〇	九八一
伊 太 利	一、〇〇〇	一、〇〇六	九四二	八八九	一一五二
大ブリテン及びアイルランド	一、〇〇〇	九八八	九四六	九六八	一〇一六
合 計	一、〇〇〇	九八六	九三二	九三三	一〇一〇

右の如く乳兒死亡の激減にも拘らず戦時中の死亡数は戦前の減少傾向を破つて各國共増加したのである。之等の交戦國を全體として見れば、戦時中の非戦闘員の死亡状態は、乳兒死亡の減少にも拘らず、二十世紀の初期よりも劣悪状態にあつたことになるのである。

各國については變化は區々であるが、しかし大戦直前の四箇年間に比し孰れも上昇してゐるのである。

英自治領及び日本の戦時中の死亡状態は次表の如くである。

地 域	一九〇二—〇五	一九〇六—〇九	一九一〇—一三	一九一四—一七	一九一八—二一
濠 洲	四、八〇〇	一、四〇〇	四、九〇〇	五、七〇〇	五、三〇〇
ニュージーランド	八、五〇〇	九、一〇〇	九、六〇〇	一〇、一〇〇	一〇、六〇〇
日 本	九、三〇〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇

右の諸國に於ては大戦前も死亡増加の趨勢にあつたのであるが、一九一

五―一八年には大戦直前に比較して死亡数の増加を示した。死亡増加は濠洲に於ては比較的僅少であつたがニュージーランド及び日本に於ては著しかつた。之等兩國の異常な死亡増加は殆ど全く一九一八年の流感に基づくものである。一九一八年ニュージーランドの死亡数は一六、四〇〇日本は一、四九三、〇〇〇といふ驚くべき數に達した。濠洲は一九一九年に疫病にとりつかれ、その年に六五、九〇〇人の死亡を出したのである。

歐洲中立國の大戦前に於ける死亡は孰れも緩慢なる低下の傾向にあつた。然るに一九一五―一八年に於ては例外なく死亡の激増を成したのである。

	一九〇二 一〇五	一九〇六 一〇九	一九一〇 一三	一九一四 一四	一九一五 一八
デンマーク	三七、〇〇〇	三六、〇〇〇	三六、九〇〇	三六、九〇〇	三六、七〇〇
フィンランド	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	六、五、二〇〇
オランダ	八五、〇〇〇	八三、〇〇〇	七九、〇〇〇	七七、〇〇〇	九、六、〇〇〇
ノルウエー	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、二〇〇	三六、一〇〇
スウェーデン	八〇、〇〇〇	七七、〇〇〇	七七、〇〇〇	七六、二〇〇	八五、六〇〇
スイス	六〇、〇〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	五七、六〇〇
スペイン	四八四、〇〇〇	四七五、〇〇〇	四九〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	五二四、〇〇〇

右の如き死亡増加は他の諸國に於けると同様、相當部分一九一八年の流感に基づくものである。然し一九一八年を除外して見ても、この期間の死亡数は多くの國に於て、一九一〇―一三年の平均に比して多いのである。即ち一九一五―一七年の平均数は次表の通りである。

デンマーク	三八、六〇〇
フィンランド	五五、二〇〇
オランダ	八三、六〇〇
ノルウエー	三三、八〇〇

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

スウェーデン	七九、四〇〇
スイス	五一、八〇〇
スペイン	四五三、〇〇〇

但しスイスのみは此の三年間に死亡減少を示した。之は激甚なる出生減退によつて説明せられ得るものである。これはスイスに於ける戦争の影響が如何に大であつたかを物語つてゐる。

(三) 出産率、乳兒死亡率及び死産率

尙獨逸の乳兒死亡率を出生率と關聯せしめてここに觀察してみよう。獨逸の出生率及び乳兒死亡率は第二十世紀の初期以來非常な變化を示してゐる。出生率即ち一五―五〇歳女子千人當りの出生數は大戦まで確固として低下し、そして出生率の低下にはこれと同程度の乳兒死亡率の低下が隨伴したのである。

一九〇〇年より一九一四年に至る三箇年平均の出生率及び乳兒死亡率、竝に一九二―一九一四年を一〇〇とせる指數を示せば次表の如くである。

年	出生率	乳兒死亡率	一〇〇とせる出生率	同乳兒死亡率
一九〇〇―一〇二	一四六・一	二〇五	一三二	一三四
一九〇三―一〇五	一三八・〇	二〇二	一二五	一三二
一九〇六―一〇八	一三三・六	一八〇	一二〇	一一八
一九〇九―一一一	一二二・五	一七五	一一一	一一四
一九二―一四	一一〇・六	一五三	一〇〇	一〇〇

之によつて見るに、本世紀初期の出生率は大战前三箇年平均に比較して三二%高く、又本世紀初期の乳兒死亡率も大战前に比し三四%高かつたのである。

右の如き出生減退と乳兒死亡率低下の平行關係は出生減退の有害なる結果を殆ど全く相殺するの作用を營んだのである。

大戰時に於ける出産率乳兒死亡率は次に示す如くである。

出 産 率	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇
	八〇・一	五八・七	五二・五	五二・六	七二・四	九二・七
乳兒死亡率	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇
	一四・八	一四・〇	一四・八	一五・七	一四・五	一三五

戰時中出産率は著しく低下し、一九一九、一九二〇年に至つて再び上昇したのであるが、戦前の水準には達し得なかつたのである。

然るに大戰中、乳兒死亡率は却つて低下し、平均一四五といふ數値を示した。一般に戰時中竝に戦後の乳兒死亡率は戦前よりも若干低いのである。ただ一九一八年には多少高い率を示したのであるが、この年は流行性感冒の蔓延によつて一般死亡率も高かつたのである。

死亡に關聯して戰時中の死産が如何なる状態にあつたかについて考察してみよう。

死産率即ち出産一〇〇〇につき死産數は第二十世紀以來漸減の傾向にあつたのである。前世紀の八十年代に於ては死産率は四〇以上であつたといはれてゐる。大戰初期の死産率は約二九であるから、此の間に率は二八%以上低下した譯である。

然るに大戰中及び大戰後僅かではあるが、死産率は再び増加してゐる。一九〇〇—一九二〇年に於ける年平均死産率は次の如くである。

一九〇〇	一九〇三	一九〇六	一九〇九	一九一二	一九一五	一九一八
一〇・二	一〇・五	一〇・八	一一・一	一四	一七	二〇
三二・二	三〇・四	二九・七	二九・三	二九・五	三〇・二	三〇・八

右によつて見るに戦前減退しつつあつた死産率は戰時中再び上昇したのである。かかる死産率上昇が如何なる原因に基づくものであるかについて

は専門家の研究に委ねよう。

(六) 戰時中に於ける總死亡

(イ) 總死亡數

一九一三年より一九一九年までの獨逸の總死亡は次表の通りである。

年	男子死亡數		女子死亡數		總死亡數	
	含戰死	除戰死	含戰死	除戰死	含戰死	除戰死
一九一三	—	五五〇,五〇	五〇七,七六	—	一,〇五八,二六	
一九一四	八三,三三六	五七四,四二	五三,九七	一三三,三〇三	一,〇八九,七〇	
一九一五	九七,一五五	五四一,四三六	五二,三三五	一四九,四七〇	一,〇六二,七五一	
一九一六	八〇,〇五五	四九二,六六	五〇,八〇一	一三三,〇八七	九八三,四七〇	
一九一七	八〇,〇〇九	五九〇,九〇	五四,三四四	一三三,三三三	一,〇八二,三三四	
一九一八	六九,八七七	五九〇,二〇	六六,〇一六	一三三,八九三	一,一五六,一三六	
一九一九	五〇,三三二	四八七,三二七	五二,五七五	一〇二,九〇四	一,〇〇三,九七〇	
一九一四—一九一九	四,九六七三	三,三四,九四二	三,二八,〇九七	八,二七,八八〇	六,五〇六,〇三九	

右によつて見るに一九一六年以降殊に一九一八年には女子の死亡超過が極めて顯著となつた事を知るのである。出生減退のために乳兒死亡は著しく減少したことを考慮すれば非戰闘員の死亡特に女子の死亡が非常に大であつたことを知り得るのである。女子の死亡超過は男子の召集のため女子人口數が比較的増加したことの當然の結果であるが、その原因以外一九一六年以後經濟封鎖の影響が強く現はれ始めたことも大きな原因をなしてゐる。一九一八年の死亡激増は勿論流行性感冒に基づく肺炎又は結核死亡の増加によるものである。

(ロ) 年齢、體性別總死亡

一九一三—一八年に於ける男女五歳階級別死亡率(各年齢階級中間人口千につき)を示せば次表の通りである。尙本死亡率には戰闘員の死亡を

も含んでゐること勿論である。

(大男子
細字ハ女子)

年齢階級	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
年一五	二三五	二三四	二七二	一五六	一五八	一九八
五一一〇	二二九	二二七	二〇二	一五〇	一四四	二〇六
一〇一一五	二〇九	二〇二	二〇二	二二五	二二五	二〇六
一五一二〇	三三四	三三〇	三〇七	二二四	二一七	二〇一
二〇一二五	四〇〇	四〇〇	三七八	三三九	三三九	二八九
二五一一三〇	四四六	四四一	四一七	三三九	三三九	二八九
三〇一三五	五〇一	五〇三	四七九	三三九	三三九	二八九
三五一四〇	六〇一	六〇二	五七九	三三九	三三九	二八九
四〇一四五	六八九	七〇〇	六七二	三三九	三三九	二八九
四五一五〇	八二六	八二一	七九二	三三九	三三九	二八九
五〇一五五	一〇六六	一〇七三	一〇四九	三三九	三三九	二八九
五五一六〇	一三〇四	一三〇二	一二七四	三三九	三三九	二八九
六〇一六五	一五五八	一五五二	一五二七	三三九	三三九	二八九
六五一七〇	一八二八	一八二二	一七八七	三三九	三三九	二八九
七〇一七五	二一〇二	二〇九六	二〇六五	三三九	三三九	二八九
七五一八〇	二三八九	二三八三	二八〇二	三三九	三三九	二八九
八〇一八五	三七六一	三七〇三	三六二二	三三九	三三九	二八九
八五一九〇	四六三六	四六二八	四五四七	三三九	三三九	二八九
九〇以上	五七三三	五七二五	五六三六	三三九	三三九	二八九

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

右の表には乳兒の死亡は含まれてゐない。

男子二〇—二五歳の死亡率は一九一五年に最高に達し、一九一三年の十倍を示した。一九一四年には八倍半、一九一六年には一二倍、一九一七年には十倍、一九一八年には一三倍であつた。二五—三〇歳の死亡率は一九一五年に最高を示し、平時の一〇倍に達した。

一五—二〇歳の死亡率は一九一七、一八年には一九一五年よりも高率を示した。五五歳以上の死亡率は一九一七年に最大率を示したのであるが、他の年齢階級に於ては一九一八年は最高率を示してゐる。

女性については、高年齢の死亡率は一九一七、一八年の兩年に於て略、伯仲してゐる。

一般に女子及び男子の最若、最老年階級に於ては死亡率は年々上昇を示してゐる。然しその上昇は一九一六年までは比較的緩慢にして、一九一七、一八年に著しい上昇を示してゐる。

男子一五—四五歳の死亡率は戦時中非常に大なる變化を見せた。平時に於ては二〇—二五歳の死亡率は非常に低く、それから四五歳まで漸次上昇するのであるが、戦時に於ては二〇—二五歳の死亡率は最高率を示し、平時の正に十三倍に達し、以後四五歳まで急速に低下してゐるのである。四五歳以後に於ては戦時死亡率は平時死亡率に平行してゐる。戦時死亡率は平時死亡率よりも高いことは勿論であるが、兩者の差違は高年齢まで殆ど變化がないのである。

女子の死亡率は四五歳以後は男子と類似の趨勢を示してゐるが、戦時平時の差違は男子に於けるよりも少しく大である。之は恐らく戦時に於ける疾病と缺乏が男子よりも女子の死亡の上に特に強く作用したことを意味するのであらう。一五—四五歳階級に於ては女子死亡率の上昇は特に一九一

八年に於て著しかつた。それは平時の三倍にも達してゐる。この死亡率上昇は流感に基づくものであつて、流感に戦争と封鎖によつてその抵抗力を害された若い女子に對して特に激しい影響を及ぼしたのである。

總死亡が男子について如何なる状態にあるかを男女全體(但し乳兒死亡を除く)について見れば次の如くである。

エルザスロートリンゲンを含む獨逸の戦時中の死亡は次の通りである。	一九一三	一九一五—一八	平均	増加率
男子	三三三,〇〇〇	八〇七,〇〇〇	一一九・〇%	
女子	三五一,〇〇〇	四六三,五〇〇	一三二・七%	

右の如く戦死は、その結果として激しい男子死亡超過を惹起した。之が年齢構成及び男女比の上に如何なる作用を及ぼせるかについては後に述べらる。

(ハ) 獨逸以外の諸國に於ける總死亡

獨逸以外の歐洲交戰國及び英自治領に於ける戦時中の總死亡を本世紀初期以來の死亡に比較すれば次の通りである。

	一九〇二	一九〇六	一九一〇	一九一四	一九一五
白 耳 義	一〇五	一〇九	一一三	一一八	一一八
佛 蘭 西	七六二	七六八	七一九	八七七(1)	一〇四六
伊 太 利	七三三	七二七	六八一	六四三(2)	九七四
大ブリテン及ビ アイルランド	六八四	六七六	六四七	七〇〇(1)	八七二
濠洲	四四・八(3)	四五	四九・四	五二	六六
ニュージール ド	八・五(4)	九・一	九・六	一〇・一	一五・八
カナダ	—	—	一〇〇(5)	一〇一	一二七
1) 近以値	1914	ハ伊太利ニツイテハ	平時テアル	3) 1903—05	ノ平均
4) 1903	5) 1911—13	平均			

(單位一、〇〇〇)

右の表に於て一九〇二—〇五を一、〇〇〇とすれば次表の如くなる。

白 耳 義	一九〇二	一九〇六	一九一〇	一九一四	一九一五
佛 蘭 西	一〇五	一〇九	一一三	一一八	一一八
伊 太 利	九六二	九六六	九六六	九六六	九六六
大ブリテン及ビ アイルランド	九四二	九四四	九四四	九四四	九四四
濠洲	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一
ニュージール ド	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一

右に見らるる通り、戦時中各國とも正常状態が破れたのである。歐羅巴諸國については、若し状態が正常であつたならば死亡は恐らく一九一四—一八年には減少したであらうと思はれるのである。

之に反し英自治領については死亡は逆に増加したであらうと考へられるのである。

(ニ) 獨逸に於ける死因別總死亡

大戦及び其の前後に於ける獨逸の死因統計(戦闘員、非戦闘員を含む)は次の通りである。

死亡率は男女人口各一萬についての數字である。

(太字ハ男子數
細字ハ女子數)

死 因	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇
外 因 死	六三	六二	七五	七〇	八五	八八	九三	九八
流行性感冒	一六	一七	一七	一八	二二	二二	二二	二二
肺 炎	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
結 核	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
呼吸器疾患	八〇	七三	七四	七八	七四	八二	九〇	七三

老 衰	142	131	141	152	165	102	181	162	137	188
血行器疾患	160	156	166	199	228	161	255	244	222	288
神経系疾患	168	165	171	165	166	194	177	164	173	222
消化器疾患	145	158	141	155	133	183	121	124	126	173
先天性弱質	166	197	134	155	127	150	108	108	138	138
腫 瘍	156	164	189	122	125	198	197	198	126	126
泌尿生殖器疾患	83	85	81	93	80	82	85	85	88	88
自 殺	98	98	96	93	96	96	96	96	96	96
ヂフテリア	235	228	228	228	228	228	228	228	228	228
創傷傳染病	227	228	228	228	228	228	228	228	228	228
百日咳	211	213	213	213	213	213	213	213	213	213
麻 疹	200	209	209	209	209	209	209	209	209	209
チブス	115	118	111	117	111	111	111	111	111	111
猩紅熱	104	105	105	105	105	105	105	105	105	105
其他ノ傳染性疾患(天然痘、赤痢、傷寒、チブス、コレラ、腸脊髄膜炎等)	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
其他の死因	117	115	112	114	110	110	110	110	110	110
死因不明	117	115	112	114	110	110	110	110	110	110

右の表の最初の欄の死因名即ち外因死は原文では「Verunglückung oder anderer gewaltsamer Einwirkung」となつてゐる。内容の上から云へば大

體我國死因統計の外因死に相當するやうに考へられるので一應外因死として置いたが、兩者は完全には一致してゐない。例へば我國の外因死は自殺を含んでゐるのであるが、ここに外因死と譯した死因中には自殺を含んで

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

ゐないからである。然し大局の判断には差支へないであらう。

戰時中に於ける死因別死亡の研究は戰時國民保健對策樹立のための基礎として極めて重要である。之れについては専門家によつて充分調査研究されてゐることと思ふので、之の方面の素人たる筆者が今更紹介にも及ばないであらう。ここでは非常に特徴あるものについて極めて簡単な記述をなすに止めよう。

先づ男子の外因死であるが、之には戦死が含まれてゐる關係上戰時に於て非常に増加したのは當然である。この死亡率は一九一五年に最高に達し一二六といふ數字を示した。これは同年の總死亡率の殆ど半分を占めてゐるのである。次の二年間には、この死亡率は減退したが、一九一八年には再び一〇六まで上昇し男性一般死亡率の殆ど三分の一を占むるに至つた。

一九一八年の男子の一般死亡率は一九一五年の二八七より三〇四へと上昇したのであるから、自然的死因もまた著しく上昇したに相違ないのである。女子については、この死因に基づく死亡は男子とは反對に一九一七、一八年の兩年に於て、人口一萬につき二・二と増加してゐることは注目すべきことである。之は恐らく産業に於ける女子従業員の増加及び國境地方の都市が敵機によつて激しく攻撃されたためであると見られてゐる。

外因死に次いで高い死亡率を示してゐるのは流行性感冒である。尤も之は一九一八年だけの事であつて、男子及び女子の死亡率はそれぞれ二七・六及び三〇・八に達した。今日まで傳染病中、それによる女子の死亡が男子よりも多いのは百日咳を除けば流感だけである。従つて女子の死亡超過を當時不良であつた榮養状態にのみ歸することは出来ないであらう。

更に一九一八年の流感は多くの中立國例へばスペイン、ポルトガルに於て、獨逸に於けるよりも比較的多數の死亡者を出したといふ事、及び特に

中年の最も強壯なものがこの傳染病で死亡してゐる事を考へ合せて見れば、榮養不良が死亡率上昇の唯一の原因でないことは疑ひない。この點に關してはグラージェは極めて興味ある觀察をなしてゐるので、ここに紹介しよう。

彼は流感によつて男子よりも女子が餘計に死亡したといふことは恐らく女性の虚榮に基づくものであらうと謂つてゐる。因に戦時中獨逸に於て、極めて薄手の、節孔の開いた靴下が婦人の間に流行したといふ事であり、また、この靴下に似合ふ靴が流行したといふ事である。靴については如何なる意匠のものが流行したか分明しないが、矢張り靴下と同様孔だらけの靴であつたのであらう。之等の不健康な服裝が流感に對する婦人の抵抗力を低下したといふのである。グラージェは「流行と死亡」といふ章が書かれなくてはならないと皮肉つてゐる。この議論は婦人の服裝特に戦時下の冬の服裝については大いに改善すべきところがあることを示すものとして興味がある。

更にグラージェは婦人が生活資料を買ふために長時間佇立してゐることが、婦人の健康を害し、従つて婦人の死亡を高めた大きな原因であると指摘してゐる。最近の我國の實狀に鑑み大いに考ふべき言葉である。

さて流感は一九一八年以後も年々繰返し流行したのである。一九一九、二〇年に於ける流感死亡率が戦前よりも著しく高いのはそのためである。

次に肺炎による死亡率は流感の結果として、一九一八年に非常に増加し男子については二六・九、女子に於て二二・五と平時の殆ど倍の死亡率を示したのである。一九一八年に兩メクレンブルグを除いた獨逸に於て流感のために死亡せるものは一八七、八四六人、肺炎による死亡一五七、七八〇人にして外因死三三五、七七五に次ぐ死亡數を示した。肺炎による死亡は流

感とは異なり、一九一九、二〇年には減少し、再び正常状態に戻つてゐる。次に慢性的な結核と老衰は戦時缺乏の選擇的作用を最も強く受けたのである。それ故結核並に老衰による死亡率は既に一九一五年から上昇し始めてゐるのである。

結核及び老衰による死亡率が男子よりも女子に於て著しい上昇を示したといふ事實は、女子結核患者の抵抗力が最も早く失はれたことを意味するものであらう。女子の結核死亡率は一九一八年で峠を越したが、その低下は男子に比して非常に緩慢であつた。一九二〇年には男子の結核死亡率は女子の死亡率以下に低下した。かかることは獨逸で始めて見らるる現象であると謂はれてゐる。結核による女子の超過死亡については、次の如き事情も一因として作用してゐることは明白である。即ち二〇—四〇歳の結核危険年齢にある生存者の全人口に對する割合は男子に於て著しく減少した一方女子に於ては増加したといふ事である。

流感、結核の外に女子の死亡率を著しく高めたものに産褥熱がある。之は戦時に於ける醫師、産婆の不足或は石鹼其他消毒藥品の品質低下、缺乏によるものであるといはれてゐる。

出産一萬についての産褥熱死亡率は次の通り年々著しい上昇を示した。

一九一四	一・八四
一九一五	五・七三
一九一六	六・七七
一九一七	八・八九
一九一八 (前半期)	一四・八四

交戦國に於ける戦時結核死亡率の眞の状態を知るためには周圍の中立諸國に於ける死亡率との比較が必要であらう。

大戦中歐洲に於ては、交戦國たると中立國たるとを問はず、如何なる國

も戦争の悪影響を免れ得なかつたのである。有ゆる國は例外なく結核死亡率の顯著な上昇を示したのである。結核死亡率は塊太利(新領土)及びチェッコスロバキアに於て最も著しき上昇を示したのである。

一九一七年の塊太利の死亡率、一九一八年のチェッコスロバキアの死亡率はいづれも人口一萬につき四〇以上を示したのである。

諸國の内には結核死亡率が戦前に比し二倍になつたものもあり、五割の増加は決して稀しくない。例へば獨逸の人口一萬五千以上の都市の結核死亡率は人口一萬につき一九二三年の一五・七より一九一八年の三〇・〇へ上昇した。同期間に和蘭は一四・二より二〇・三へ、英國は一三・四より一七・三へと上昇してゐる。

ハンガリー、フィンランド、スイス、ノルウェーは戦時中最も影響の少なかつた國である。

一般に戦時食糧状態が最悪であつた國は高い結核禍を蒙つたのである。結核はその活動状態が或る程度患者の營養状態によつて左右される疾病であると謂はれてゐる。然しそれにも増して決定的な重要性を有するものは結核対策の如何であるといふことである。之等二つが共に悪化するときは死亡率は最も高いことは當然であらう。戦時に於ては此等二つの條件が好ましからざる状態に陥つたであらう事は容易に想像し得る處である。

然し事實上戦争が終結した一九一八年以後に於ては各國とも結核死亡率は改善されたのである。一九二〇年には戦前の率よりも低下を示した國もある。例へばハンガリー、デンマークの結核死亡率は戦前よりも著しく低いのである。

歐洲諸國に於ける大戦前後の結核死亡率(全結核、人口一萬につき)は次表の通りである。

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

國名	一九一八年	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
獨逸 全 國 ¹⁾	一四三	一四三	一四八	一六二	一七二	一八八	二〇四	二〇〇	二〇六	二一〇	二一六	二二四	二二六
人口一萬五 千以上都市	一五七	一六一	一七二	一八八	二〇四	二〇〇	二〇六	二一〇	二一六	二二〇	二二六	二三四	二二六
塊太利(新領域) ²⁾	二五九	二五六	三三二	三六七	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三	四〇三
ハンガリー ³⁾	三二四	二九四	三三七	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
チェッコスロバ キア ³⁾	三三二	三三六	三三八	三九一	三九一	三九一	三九一	三九一	三九一	三九一	三九一	三九一	三九一
スイス 全 國	二〇一	一九〇	一八七	一八八	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二
人口一萬以上都 市	二〇九	二〇七	二〇四	二〇〇	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二
伊 太 利	一四九	一四五	一五八	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六	一六六
ス ペ イ ン 全 國	一五二	一五四	一五九	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
四 九 州 首 府	二六二	二九〇	二七七	二九八	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四
佛 蘭 西	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四
白 耳 義	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
イ ン グ ラ ン ド 全 エ ー ル ス	二三四	二三六	二五四	二五六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六
和 蘭	一四二	一四〇	一四四	一六七	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二
デ ン マ ー ク 全 都 市	二二六	二二八	二三二	二五六	二七七	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九
ス ウ ェ ー デ ン 全 國	一八五	一九五	二〇四	二〇六	一九四	一九八	一九八	一九八	一九八	一九八	一九八	一九八	一九八
全 都 市	三三三	三三六	三三四	三三七	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八	三三八
ノ ル ウ ェ ー 全 國	三三一	三三二	三三九	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
全 都 市	三三〇	三三六	三三五	三三二	三三六	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
フ ィ ン ラ ン ド 全 國 ⁴⁾	二六一	二五八	二六八	二七六	二六〇	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八
都 市	二九八	二七八	二八八	二九〇	二五〇	二六三	二六三	二六三	二六三	二六三	二六三	二六三	二六三
田 園	二五五	二五四	二六八	二七五	二六二	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三

1) メクレンブルグ、エルザスロートリンゲンヲ含マズ。
2) 一九一三—一八八本國、一九一九—二〇ハ新領域。
3) ベーメン、メーレン、シユレジアノミ。
4) 肺結核ノミ。
* 假數。

結核死亡については全國以外に都鄙別の比較が必要であるが、多くの國についてかかる數字は得られなかつた。そこで之に代るものとして各國の首府の數字(非戰鬥員人口一萬につき)を掲げることとする。之と全國或は一般都市の死亡率(獨逸其他若干に國についてこの種の數字が發表されてゐる)とを比較することによつて田舎に於ける結核死亡率を推測することが出来るであらう。

ニューヨーク	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三
ロンドン	二〇〇	一九八	一九六	一九五	一九三	一九二	一九〇	一八八	一八六	一八四	一八二	一八〇	一七八
パリ	二六五	二七七	二八七	二九七	三〇七	三一七	三二七	三三六	三四五	三五五	三六四	三七三	三八二
ベルリン	三三八	三三八	三九〇	三九二	三九四	三九六	三九八	四〇〇	四〇二	四〇四	四〇六	四〇八	四一〇
シカゴ	一八四	一九四	二〇七	二二〇	二三三	二四六	二五九	二七二	二八五	二九八	三一〇	三二二	三三三
ウイゴン	二六六	二六四	二七二	二八〇	二八八	二九六	三〇四	三一二	三二〇	三二八	三三六	三四四	三五二
モスクワ	三〇二	二九一	二八〇	二七〇	二六〇	二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇
ペテログラード	二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇
ベテログラード	二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇

* 巴里ハ肺結核ノミ。

右によつて見るにベルリン及びウイゴンの結核死亡率は一九一七、八年に驚くべき上昇を示した。一九一八年のベルリンの死亡率は一九一三年に比し約七八%の増加、また一九一八年のウイゴンの結核死亡率は一九一三年に比して一〇〇%以上の激増を示した。かかる結核死亡率の顯著なる上昇の主因は食糧難と見るべきものであつて、決して戦時産業に於ける女性の産業活動ではないといふ主張が行はれてゐるが、恐らくそうであらう。といふのは産業關係が若し眞の原因であるとすれば、パリ、モスクワの結核死亡率も戦時中上昇しなければならぬ筈だからである。何となれば戦時労働状態はパリ、或はモスクワでも獨逸と何等異るところがないからである。

現にモスクワの市民戦争につれて、一九一九年に食糧難が出現したとき

には、同市の結核死亡率が上昇したのである。

上に述べた以外の都市の内ではロンドンが稍、顯著な上昇を示してゐる。尤も戦後には同市の結核死亡率は目覺しき改善を遂げたのである。

戦後の急速なる死亡率低下はアメリカの大都市に於ても見られたのである。之等の都市の死亡率低下は強力な結核豫防法の賜と認められてゐる。

歐羅巴の首府の内では戦時中最高の結核死亡率を示したのはウインではなくて、ワルシャワであつて、そこでは一九一七年に實に八四・〇といふ結核死亡率を示したといはれてゐる。

(七) 戦時中の出生超過

以上出生並に死亡について述べたのであるが、次に之等の資料に基づいて、戦時中の出生超過(或は死亡超過)が如何なる變化を受けたかをみよう。交戦諸國及び中立諸國に於ける、大戦時を含む、本世紀初期以來の出生死亡のバランスは次表に見らるる如くである。(+)は出生超過、(-)は死亡超過)

歐洲主交戦國に於ける年平均出生超過

獨逸	(+)	一九〇二	一九〇六	一九一〇	一九一四	一九一八
(含エルザスロー)	(+)	一〇五	一九	一三	一四	一八
佛蘭	(+)	八四一	八八九	八二三	五四六	四〇五
伊太利	(+)	六二	一七	三四	一四五	六〇二
大ブリテン及ビ	(+)	三五三	三七〇	四四三	四七一	一三六
アイルランド	(+)	四九二	四八四	四五九	四〇二	五五
白耳義	(+)	七三	六五	五八	四三	三三
合計	(+)	一、八二二	一、八二五	一、八二七	一、三二七	一、二二〇

1) 近似値、2) 伊太利ニトツテハ一九一四ハ平時デアル。

右の如く歐洲主交戰國に於ては戰時中英國のみが出生超過を示したに過ぎないのである。然しそれは以前に比し極めて僅少である。

他の諸國に於ては孰れも激甚なる死亡超過を示し、殊に佛蘭西に於ては驚くべき多數に達した。

次に歐洲中立諸國に於ける出生超過を示せば次表の通りであつて、ここに於ても戰爭の影響は無視出來ない。

	一九〇二	一九〇六	一九一〇	一九一四	一九一五
デンマーク	(+) 三六	(+) 三八	(+) 三八	(+) 三七	(+) 三二
フィンランド	(+) 三七	(+) 四〇	(+) 三九	(+) 三七	(+) 一六
オランダ	(+) 八五	(+) 八八	(+) 九二	(+) 九九	(+) 七九
ノルウェー	(+) 三一	(+) 二九	(+) 二九	(+) 二九	(+) 二七
スウェーデン	(+) 五五	(+) 六一	(+) 五六	(+) 五一	(+) 三五
スイス	(+) 三五	(+) 三六	(+) 三六	(+) 三四	(+) 一六
スペイン	(+) 一八四	(+) 一七六	(+) 一八三	(+) 一五八	(+) 九七
合計	(+) 四六三	(+) 四六八	(+) 四七三	(+) 四四五	(+) 三〇二

(單位一、〇〇〇)

	一九〇二	一九〇六	一九一〇	一九一四	一九一五
濠洲	(+) 五七 ¹⁾	(+) 六六	(+) 七八	(+) 八六	(+) 六五
ニュージーランド	(+) 一三 ¹⁾	(+) 一六	(+) 一七	(+) 一八	(+) 二二
カナダ	—	(+) 一〇四 ²⁾	(+) 一二七	(+) 一〇二	—

1) 濠洲ハ一九〇三—〇五平均、2) ニュージーランドハ一九〇三。

英自治領の數字については、戰前の趨勢より推して若し状態が正常であつたならば、出生超過は戰時中更に増大したであらうと考へられる。従つて出生減退は數字が示してゐる以上に激しかつたといはなければならぬ。英自治領の戰時中出生超過は次表の如くである。

(單位一、〇〇〇)

今までに得られた資料によつて歐洲四大列強に於ける出生減退及び死亡増加が齎した人口損失を計算することが出来る。

一九一三年の状態を基準として計算された人口の全損失は次の通りである。

國	一九一五、五月一日 生減退	一九一四 人口一〇 〇ニツキ	一九一四 死亡増加	一九一四 人口一〇 〇ニツキ
獨逸 (含エルザスロー トリンゲン)	三、五九〇、〇〇〇	五三	二、一六〇、〇〇〇	三三
佛蘭西	一、三九〇、〇〇〇	三五	一、五四〇、〇〇〇	三九
イタリ	一、三〇〇、〇〇〇	三六	一、二四〇、〇〇〇	三四
大ブリテン及 アイルランド	八四〇、〇〇〇	一八	九二五、〇〇〇	二〇
合計	七、一〇〇、〇〇〇	三八	五、八六五、〇〇〇	三一

従つて全損失は次の如くである。

人口の全損失 一九一四年人口
一〇〇ニツキ

獨逸 (含エルザスロー トリンゲン)	五、七五〇、〇〇〇	八・五
佛蘭西	二、九三〇、〇〇〇	七・四
イタリ	二、五四〇、〇〇〇	七・〇
大ブリテン及 アイルランド	一、七六五、〇〇〇	三・八
合計	一二、九八五、〇〇〇	六・九

1) 伊太利ニツイテハ出生減退ハ一九一六、一一一九一九、七マデ、死亡増加ハ一九一五—一八マデトシテ計算。

右によつて見るに之等四箇國に於ける人口の全損失は略々人口數の七%に相當するのである。損失は英國に於て最も少く、獨逸に於て最大である。尤も部分的な資料に基づいて推計されたオーストリー・ハンガリーの損失は人口の一〇—一%であつて獨逸よりも甚だしい。英自治領に於ける損失は極めて僅少であり、例へば濠洲に於ては約二%、ニュージーラン

ドも同じく二%である。

右に示されてゐる人口の全損失數は之等の諸國に於て、大戰後これだけの人口數が現實に減少したといふ意味では勿論ない。戦争なかりせば得べかりし出生は一九一三年を基準として計算されてゐるのであるが、前世紀末以來の出生減退を考慮せば戦争がなくとも一九一三年の出生率は其後更に低下したと思はれる。一方死亡率については、若し戦争がなかつたならば、一九一三年よりも更に改善されたことと考へられる。この兩者は互に相殺さる關係にあるものであるから、一九一三年を基準とする計算の誤差はそれだけ減少するものと見て良いであらう。そこで右に示した全損失は戦争なかりせば得られたであらう人口數を示すものと見て大過ないであらう。

次に世界大戰の直前及直後に於ける推計人口數は、大戰中各國人口が蒙つた損失を最も總括的に表現するものであらう。人口の發展を規定するものとしては出生、死亡の所謂自然的因子の外に人工的或は社會的因子を無視することは出来ない。然し人口運動の自然的因子は全體として見て決定的なものである。そこで、今假に社會的因子に基づく人口數の變動を除外して、(移民運動については後に述べる)自然的因子に基づく人口の發展を觀るに、世界大戰前後に於ける歐洲主交戰國の人口數は次表の如くである。尙戰時中の出生減退は略、一九一九年七月(休戦後九箇月)に終つてゐる。従つて人口數の推計には一九一九年の最初の七箇月を包含せしむるのが良い。同様に一九一四年については、最後の五箇月(同年八月以降)が包含されなくてはならない。

然るときは一九一四年七月末及び一九一九年七月末の推計人口數は次表の如くである。

(單位一、〇〇〇)

國名	一九一四年七月末人口		出生超過(+) 死亡超過(-)		一九一九年七月末人口		一九一四年七月末人口		一九一九年七月末人口	
	推計	實數	推計	實數	推計	實數	推計	實數	推計	實數
獨逸	6,800,000	6,800,000	1,500,000	1,500,000	6,100,000	6,100,000	6,100,000	6,100,000	6,100,000	6,100,000
佛蘭西	3,700,000	3,700,000	2,500,000	2,500,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
伊太利	3,800,000	3,800,000	3,500,000	3,500,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000
大ブリテンアイ ランダ	4,200,000	4,200,000	3,500,000	3,500,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000
白耳義	7,600,000	7,600,000	2,300,000	2,300,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
合計	27,000,000	27,000,000	10,300,000	10,300,000	24,800,000	24,800,000	24,800,000	24,800,000	24,800,000	24,800,000

1) 一九一四年ノ領域。

2) 伊太利ノ參戰ハ一九一五年五月ニシテ、一九一五年五月—一九一八年末マデノ死亡超過ハ七十萬ニ達シタ。

之によつて見るに歐洲主交戰國に於ては、僅かに英國を例外とするのみで、他は孰れも人口數の減少を來したのである。

人口減退率が國によつて可成りの差違があるが、各國が戦争に國力を傾けた、その強度は同一でないから、人口の蒙つた損失の程度が異なることは當然である。

英國は最も好條件の下にあり、出生減退、戦死者のあつたにも拘らず僅かではあるが人口數の増加を示したのである。

佛蘭西は最も劣悪状態にあつた。伊太利及び白耳義に見らるる、比較的低い減少率は、此等の國に於ける戦死者が歐洲列強及び佛蘭西に比して少なかつた事に基づくものである。

右に示した一九一九年七月末の獨逸人口は六千六百十七萬人であつて、之を一九一四年七月末の六千七百八十萬に比較して二・四%の減少に相當

するのである。この數字は一見小さく見えるかも知れないが、之を實數として見れば百六十三萬といふ莫大な數に上るので、毎年獨逸は四十萬以上の人口を失つたことになるのである。

戰時中に於ける獨逸の死亡超過(一九一四年七月末人口に對し二・四%)が如何に驚嘆すべき數字であるかを知るために、大戰前三十年間に於ける人口増加状態を検することは適當であらう。

獨逸の一九一〇年以後に於ける十年毎の人口増加率は次表の通りである。

國勢調査人口	増加率	中間人口 一〇〇〇ニ ツキ年平 均増加
一八八〇	四五、二三四、〇六一	
一九〇〇	四九、四二八、四七〇	九・一%
一九一〇	五九、三六七、一七八	一四・〇%
一九二〇	六四、九二五、九九三	一五・二%
一九三〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇	一七・四%

之によつて見るに大戰前に於ては獨逸人口は十年毎に一〇%前後の高い増加率を示していたのである。

そこで従來の率を以て人口が増加したとすれば一九一九年末の人口は七千萬を超へてゐたであらうと考へられる。一方一九一九年八月八日の國勢調査の結果によれば當時の人口數は約六千四百四十萬餘であつて此間九百近い人口が失はれたことになるのである。尤も一九一九年の國勢調査人口は割讓せる地域の人口を含んでゐないから、兩者を直接比較することは出来ないが、然し之によつて見ても獨逸の人口が蒙つた損失が如何に莫大なるものであつたかを知り得るであらう。

歐洲交戦國が戦争によつて受けた人口上の損失は大戰前後の國勢調査人口の比較によつても大體の程度は知り得るであらう。正確な觀察のために

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

は戰時中の移民運動を顧慮しなければならぬこと勿論である。大戰前後に於ける交戦國の國勢調査人口は次表の通りである。

調査年次	人口數	調査年次	人口數	調査年次	人口數
獨逸 ¹⁾	一五〇〇	一九一〇	一五〇〇	一九一九	一四四、〇〇〇 ⁴⁾
白耳義 ²⁾	一五〇〇	一九一〇	一五〇〇	一九一九	一四四、〇〇〇 ⁴⁾
佛蘭西 ²⁾	一五〇〇	一九一〇	一五〇〇	一九一九	一四四、〇〇〇 ⁴⁾
伊太利 ³⁾	一五〇〇	一九一〇	一五〇〇	一九一九	一四四、〇〇〇 ⁴⁾
大ブリテン ³⁾	一五〇〇	一九一〇	一五〇〇	一九一九	一四四、〇〇〇 ⁴⁾

1) 割讓セル地域ヲ除ク。
2) 1914年ノ領域。
3) アイルランドヲ除ク。
4) 外國ニアル七〇萬ノ捕虜ヲ含ム。
5) 一九萬ノ兵士及ビ外國ニアル船員ヲ含ム。

右の表を見る上に於て注意すべき事は、先づ獨逸については、數字の前後の比較を可能ならしむるために、一九一九年の調査時に全部或は部分的に割讓せられてゐた地域は、それ以前の調査からも除いてあるといふことである。第二は右の數字は外國にある捕虜を含んでゐることである。其の數は勿論概數である。

佛蘭西の一九二一年三月の國勢調査の内には外國にあつた兵士、船員合計十九萬を含んでゐる。

さて戦後の獨逸に於ける人口數については、實際の人口損失は數字が示してゐる以上に大であると考へなければならぬ。何となれば、戦争直後、割讓地域及び露西亞より多數の人口が獨逸に流入したからである。

伊太利に於ては最近十箇年間(一九一一—一九二二)の人口増加數(二、五

九九千人)は戦死者、非戦闘員の死亡率上昇及び出生減退にも拘らず一九〇一—一九一一年(一、一九六千人)よりも大であつた。これは大戦前有數な移出民國であつた同國が戦時中に著しい移入超過に轉じたためであつて、一見不可解な人口増加は全く移民關係に基づくものなのである。

英國についても同様の状態が見られた。周知の如く英國は大なる移出民國であつたが、戦時中は逆に移入超過國となつたのである。之が戦後の英國の人口數を外見上増大せしむるに役立つたことは勿論である。

移民による人口運動は、之を世界全體として見れば全く見掛けのものに過ぎない。一國が得たところのものは他國の失つたところのものである。

然しながら一國の人口運動について見れば移民關係は人口運動の自然的因子と共に重要な一因子をなしてゐることは謂ふ迄もない。

更に移民關係は人口數に影響を及ぼすのみでなく、人口の年齢構成及び體性構成にも影響を及ぼすものであつて、或る場合には、之によつて人口運動の上に著しい影響を受けることがあるのである。例へばニュージーランド、オーストラリアの如き植民地の人口動態は、そこに見らるる特異の年齢體性構成によつて非常に顯著な特徴を示すことになるのである。

國際的の移民運動は非常に錯綜した關係にあり、資料も充分であるとはいへない。従つて之については別個に取扱ふのが適當であらう。ここでは紙面の都合上交戰國並に中立國の戦時中に於ける移民運動の變化について極めて概括的な觀察を下すに止めよう。

〔八〕 戦時に於ける移民運動

自然的因子のみでなく、人口運動の社會的、機械的因子も亦戦争によつて著しい影響を受けたのである。之によつて人口數の發展(今までは自然的因子に基づく發展について述べたのである)が何等かの程度に於て修正

を加へられたのである。

世界的に見れば、移民は何等人口減少をもたらすものではない。何となれば一國が失ふ處のものは他國が獲得するからである。

然し個々のものとして見れば、移民運動は一國の人口發展にとつて重大な意味をもつ場合があるのである。この事は、大なる渡洋移民國たる合衆國、カナダ、オーストラリア、アルゼンチン等の如く、その經濟的發展のために大なる勞働力輸入を必要とする國々について特に妥當するのである。

戦争が移民に及ぼした大なる變化のために、直接戦争に参加しなかつた歐洲外の諸國の人口運動も非常な影響を受けたのである。

概して云へば、戦時に於ける移民運動の變化は歐洲諸國に對し人口増加をもたらししたのである。交戰諸國に於ては、移出を禁止或は抑壓したのみでなく、兵力を増強するために他國より豫備軍を誘致したのである。

この意味に於ては、封鎖によつて海外との結合を殆ど完全に斷ち切られた中歐列強は最も不利な状態にあつたのである。

中立諸國に關しては、移民に對する直接的な軍事的抑壓は殆んど見られなかつたのであるが、經濟的理由によつて、移民運動は不振に陥つたのである。

先づ歐洲主交戰國の移民運動から始めよう。

獨逸の移出入民のバランスは第十九世紀全體を通じてマイナスであつた。即ち移出は通常移入よりも大であつた。第十九世紀の初期以來獨逸領土より海外へ移住せるものは六百萬を超へた。そして第二帝國成立以來、本國獨逸人の移出は移入を超へること二五〇萬に達した。一八七一年以來の移出入のバランスを示せば次表の如くである。(移入超過(+)移出超過(-))

(一九一〇年マデハ舊領域、ソレ以後ハザールヲ除ク現領域)

一八七五	一八七五	一八八〇	一八八五	一九〇〇	一九〇五	一九一〇	一九一五	一九二〇	一九二五	一九三〇	一九三五	一九四〇	一九四五	一九五〇
一七五	一八〇	一八五	一九〇	一九五	二〇〇	二〇五	二一〇	二一五	二二〇	二二五	二三〇	二三五	二四〇	二四五
(-) 三九七五〇	(-) 三八二、二八一	(-) 九六、〇二五	(-) 三九、二一〇	(-) 四八、八二〇	(+) 一九〇〇	(+) 一九〇五	(+) 一九一〇	(+) 一九一五	(+) 一九二〇	(+) 一九二五	(+) 一九三〇	(+) 一九三五	(+) 一九四〇	(+) 一九四五
(+) 九四、二五	(+) 五二、五二八	(-) 一五九、九〇四	(+) 三三〇、三七〇	(-) 二六三、九六一	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五	(+) 一〇五

右表によつて見るに獨逸は從來移出超過を例としたことを知り得るのであつて一九一〇—二五年が異常な時期であることは一見して明白である。此の時期に於ける、かくの如き顯著なる移入超過は、東部領土の割譲によつて、之等の地方の獨逸人が住居を見棄て本國へ逆流したことによつて生じたものであり、また失はれた保護領からの流入もあつたからであるといはれてゐる。然しながら一九一〇—二五年に於ける激しい移入超過は主として戦後に生じたものであつて、大戦中に於ける、移出の沈滞に因る間接的な人口増加は僅かに四萬餘に過ぎないと見られてゐる。従つて獨逸人口は、戦時中移民運動の影響を受けること極めて輕微であつたといはなければならぬ。

英國は元來移出超過國であることは今更述べる迄もないことであるが、戦時中は僅かながら移入超過に變つてゐる。従つて此の意味に於て戦時中の英國の人口は移民による人口減退から免れたのである。英國の移出入民は次表の如くである。

一九一四、一	移出	移入	移出超過	移入超過
一九一三、一	三三七、〇〇〇	五六、〇〇〇	二七一、〇〇〇	—
一九一三	三九〇、〇〇〇	八六、〇〇〇	三〇四、〇〇〇	—
一九一四	二一五、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	一一一、〇〇〇	—
一九一五—一八	三七、六五〇	四二、七〇〇	—	五、〇八〇
平均				

前歐洲大戦時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

英國の移民は戦後再び常態に復し、一九一九、二〇年には平均一二五、〇〇〇の移出超過を示すに至つたのである。

英國と共に移出民國として有名な伊太利の戦時に於ける移民状態の變化は興味がある。一九二二—一九二九年の伊太利の移民は次の通りである。

一九一二	移出民	移入民	移出超過(+)
一九一三	一三四、三〇〇	六一、一〇〇	七三、二〇〇
一九一四	一六三、八〇〇	六四、一〇〇	九九、七〇〇
一九一五	七四、七〇〇	一二六、三〇〇	五一、六〇〇
一九一六	三〇、三〇〇	二八〇、五〇〇	(+) 二五〇、二〇〇
一九一七	二五、五〇〇	八九、三〇〇	(+) 五一、八〇〇
一九一八	九、二〇〇	四九、一〇〇	(+) 三九、九〇〇
一九一九	七、〇〇〇	四八、九〇〇	(+) 四一、九〇〇
一九二〇	四〇、四〇〇	九〇、〇〇〇	(+) 四九、六〇〇

右の如く伊太利に於ける移民のバランスは戦時中全く變化したのである。一九一五—一八年の四箇年間に於て移入超過は三八四、〇〇〇に達した。

佛蘭西は歐洲に於ける主要なる移入民國である。大戦中の移入に關する資料は無いが、一九一一年と一九二一年に於ける國勢調査人口中に占むる外國人の割合が増加してゐることから、戦時中移入超過を見たであらう事は疑ひ無い。一九二二—一九三一年に於いて、佛蘭西人口中に占むる外國人の割合は次表の如く増加してゐる。

一九二二	佛蘭西總人口數	外國人	外國人ノ總人口ニ對スル割合
一九二一	三九、六〇四、九九二	一、一三三、六九六	二・八六%
一九二〇	三七、四九九、七六九	一、四一七、三五七	三・七八
一九一九	四〇、七四三、八九七	二、五〇五、〇四七	六・一五
一九一八	四一、八三四、九二三	二、八九一、一六八	六・九一

従つて佛蘭西は戦時中移民其他の流入によつて、それだけ人口減少が表面に現れなかつたことになるのである。

白耳義については資料が得られなかつたが、この國に於ては戦前一箇年に約七千の移入超過を示してゐたといはれてゐるが戦時中移民運動は停止したといふことである。

要するに一般に歐洲主交戰國は戦時中移出によつて人口を失はなかつたのである。寧ろ人口は移民によつて増加したのである。

英國殊に伊太利に於ては、之に基づく人口増加は可成り顯著であつて、少くとも人口數に關する限りに於ては、戦死は移民によつて或程度相殺されたのである。

次に歐洲中立諸國に於ける移民運動について簡単に述べよう。

スウェーデン及びスペインを除けば歐洲中立諸國については、戦時中の移出のみを知り得るに過ぎない。従つて戦争中之等諸國の人々が移民運動によつて果して減少したか否かは分明しない。戦前に於てはスイスのみが僅少なる移入超過を示したのである。

中立諸國に於ける年平均移出は次表の通りである。

	一九一〇	一九一四	一九一五	一九一〇—一九一五	一九一九
デンマーク	八、六六九	六、二〇三	二、六一八	七〇%	三、三四一
オランダ	二、五八六	二、一七四	一、〇〇三	六一	二、四三九
ノルウェー	一、二、五九二	八、五三二	三、三六二	七三	二、四三三
フィンランド	一、四、七九一	六、四七四	三、五〇〇	七六	一、〇八五
スペイン	二、一、二〇〇	一、九、六〇〇	七、四〇〇	六五	一、〇、〇〇〇
スウェーデン	二、一、五九六	一、二、九六〇	七、三三四	六六	七、三三七
スイス	五、六八八	三、八六九	一、〇〇〇	八〇	三、〇六三
合計	二七、〇九五	一六、九八〇	九、三三七	六六	二、一、六九七

右の如く中立諸國に於ける戦時中の移出數は約三分の一に減少したのである。

スウェーデン及びスペインについては戦時中の移出移入を知り得る。移民バランスは次表の如くである。

	一九一〇	一九一四	一九一五
スウェーデン (-)	一、三、四三〇 (-)	四、三三四 (-)	一、三九一 (+)
スペイン (-)	九、二〇〇 (+)	六、五〇〇 (+)	九、二〇〇 (-)

右の如くスウェーデンの移出超過は戦時中十分の一に減少したのである。反之スペインでは戦時中移民バランスは移入超過に變化したのである。尤もスペインは戦後再び移出超過に轉じてゐる。

之を要するに歐洲主交戰國のみならず、中立諸國の移民運動は戦時中非常に縮小したことが分るのである。従つて、之等の年に於ては人口發展は全然自然的因子によつて決定されたと謂ひ得るのである。但し英伊持に伊太利は例外である。

次に渡洋移入民國についての大陸間移民について極めて概括的な展望を行つてみよう。

渡洋移入民國の内でも最も重要なものは合衆國、英自治領、アルゼンチンである。之等の國は管ては莫大なる移民を歐洲諸國より入れて、それによつて人口は非常に急速な發展を見たのである。戦争は之等の諸國に於ける移民運動に對しても大きな影響を與へたのである。

合衆國の數字(年平均)は次表の通りである。

自一九〇七—一九一〇	一九一〇—一九一四	一九一四—一九一五	
入國者數	一、三、九〇〇	五、九八、〇〇〇	六、四六、〇〇〇
出國者數	—	—	—
入國者超過	一、三、九〇〇	五、九八、〇〇〇	六、四六、〇〇〇
對スル減少	—	—	—
公ノ移入	—	—	—
對スル減少	—	—	—

自一九二七—	三三三,九〇〇	二四〇,九〇〇	一〇三,〇〇〇	六三%	二七,九〇〇	七%
至一九二六—	—	—	—	—	—	—
自一九二七—	—	—	—	—	一四一,〇〇〇	六六%
至一九二六—	—	—	—	—	—	—

三大英自治領に於ける移民の動きも之と類似のものであつた。カナダについては移入民を知り得るのみである。軍隊輸送は數字の内に含まれてゐない。年平均の移民運動は次表の通りである。

濠洲

年	移入	移出	移入超過	移出超過
一九一〇—一三	一三六,六五〇	六八,二〇〇	六八,四五〇	—
一九一四	一一〇,五〇〇	九三,九〇〇	一六,六〇〇	—
一九一五—一八	四五,四五〇	四八,九五〇	—	三,五〇〇
一九一九	五九,二〇〇	六一,四〇〇	—	二,二〇〇
ニュージールランド	—	—	—	—

一九一〇—一四
一三ニ對スル
減少率

年	移入	移出	移入超過	移出超過
一九一〇—一三	四一,六〇〇	三三,九〇〇	七,七〇〇	—
一九一四	三七,六〇〇	三三,五〇〇	五,一〇〇	三四%
一九一五—一八	一八,七〇〇	一七,三〇〇	一,四〇〇	八二%
一九一九	二〇,九〇〇	一九,九〇〇	一,〇〇〇	八七%

移入民數 一九一〇—一四
ニ對スル減少率

年	移入	移出	移入超過	移出超過
一九一〇、四、一—一九一四、三、三一	二八五,二〇〇	一三三,九〇〇	一六一,三〇〇	—
一九一四、四、一—一九一五、三、三一	一一五,三〇〇	一七八,七〇〇	—	六三,四〇〇
一九一五、四、一—一九一九、三、三一	二七,五〇〇	六五,〇〇〇	—	三七,五〇〇
アルゼンチンに於ける海路による移出入民は年平均次の通りである。	四一,三〇〇	四二,三〇〇	—	一,〇〇〇

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

年	男	女	合計	男子ノ割合
一九一〇—一三	一,二〇六,二〇〇	五七一,三〇〇	一,七七七,五〇〇	六七.九%
一九一五—一八	二九九,一〇〇	一七一,三〇〇	四七〇,四〇〇	六三.六%

次にデンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、オランダ

以上五大移民國について見るに傾向は同一である。全移民運動は量的に著しく減退した。

全體として見て戦前に比して戦時中の移民減少は略々七〇%に達したのである。

合衆國及びニュージールランドに於ては戦時中の移入超過は極めて僅かであつた。

濠洲及びアルゼンチンでは移民運動はマイナスであつた。かかる移民の減少が人口運動に影響することは當然である。

以上を以て見るに戦時中に於ける移民運動は交戦國に於ては勿論、中立諸國に於ても少なからざる影響を受けたのである。右の如き全世界にわたつて見られた戦時中移民運動の變革が戦後の交戦國の人口數に何等かの程度に於て影響したことは勿論であるが、概していへば戦後歐洲主交戦國の人口は殆ど出生死亡の自然的因子によつて決定されたものであるといひ得るのである。

更に體性別に見たる移民運動の變化は、人口の體性構成を變化せしむる因子として重要な意義を有するものである。之について詳しく論ずることは本文の目的でないから、ここでは極めて簡単な記述に止める。

先づ移入について見れば、合衆國、濠洲、カナダ、ニュージールランド、アルゼンチン、キューバの六箇國を全體として見れば、年々の男女別移入民は次の通りである。

ダ、スイス、ポルトガル、イタリー、スペインの九箇國から移出したものの年平均は次の如くである。

	男子	女子	合計	男子ノ割合
一九一〇—一三	七九、八〇〇	二三八、五〇〇	一、〇二一、三〇〇	七、七六%
一九二五—一八	一一四、一〇〇	七五、五〇〇	一九九、六〇〇	六二、二%

尙右の移出民は行先は不明である。

以上に見らるる通り移入民、移出民とも戦時に於て、男子の割合が減少してゐるのである。

一九一〇—一三年に六大移入民國に對し年々六十三萬五千の男子超過移入が見られたのである。然るに戦時中それは僅かに十二萬八千に過ぎなかつたのである。

又先に述べた九つの歐洲移民國は戦前に於て年々五十六萬の男子移民超過を示してゐたのであるが、戦時中には僅かに五萬に減少したのである。

以上述べた處は移出民國、移入民國を全體として觀察したものであつて、個々の國については状態が如何に變化したかは詳でない。

しかし右の如き趨勢は、交戦諸國に於ける、戦死に基づく女子超過の激化傾向を多少とも緩和したものと考へられるのである。

〔九〕 大戦後に於ける年齢別性別構成の變化

戦争は出生減退、死亡増加或は移民運動の變革を通じて交戦國は勿論のこと、中立諸國の人口にさへ著しい量的損失を與へたのである。然し人口に及ぼした戦争の影響は單に人口數の減少のみではない。交戦國に於ける人口の構成は非常な變化を受けたのである。人口に於ける構成上のかかる變化は經濟的にも社會的にも重大な意義を有するものである。

戦争が戦傷病者を除いて、一般市民人口の質の上に及ぼした影響も極め

て大であつたと信ぜられるが、此方面に關しては専門家の研究が多數發表されてゐるであらうからここには述べない。

さて戦死の結果として、性比が男子に不利となつたことは當然である。

然し男子についても年齢構成は非常な變化を受けたのである。之は戦死者が一定年齢階級に屬するものであることの當然の結果である。死亡の上に及ぼせる戦争のこの選擇的作用は、國民經濟的に莫大な損失の原因となつたのである。

女子の死亡は戦時中非戦闘員男子の死亡に比し若干多かつたのである。加之女子の死亡も年齢階級別に相等の差違を示したのである。

更に移民運動によつても年齢構成の變化が生じたのである。

出生減退もまた人口の年齢構成を破壊した。即ち出生減退によつて人口ピラミッドの基礎が小さくなつたのである。

戦争後に於ける各國の年齢構成の變化について、いちいち述べる事は必要ないであらう。

ここでは獨逸を例にとつて、戦争がどれ程までに人口の構成を攪亂するかについて述べるに止めやう。獨逸以外の交戦國に於ける人口構成の變化も大體同じ型を採つたものと考へられるのである。何となれば獨逸の年齢構成を變化せしめたと同一の原因が之等の國にも作用したからである。

世界大戦を挟んで、之に最も接近した國勢調査は一九一〇年十二月一日の國勢調査と一九一九年八月八日の國勢調査である。右の二つの國勢調査の外に、戦時中に公務上の目的に供するために臨時的な調査が行はれてゐる。一九一七年十二月五日の調査がそれである。然しこの調査は簡易調査であつて、詳細な結果については發表されてゐない。従つてここでは専ら一九一〇年と一九一九年の調査によつて年齢構成の變動を觀察することに

する。

尤も一九一七年の調査によつて男女別現住人口数は判明してゐるから参考までに次に掲げて置かう。

年	男子人口	女子人口	合 計
一九一〇	三二,〇四〇,二六六	三二,八八五,八二七	六四,九二五,九九三
一九一七	二七,七五六,六〇八	三四,八五八,六六七	六二,六一五,二七五
増(+)、減(-)	(-) 四,二八三,五五八	(+) 一,九七二,八四〇	(-) 二,三一〇,七一八
1) 1,580,861ノ捕虜ヲ含ム。			

さて一九一〇、一九一九年の國勢調査人口を四つの年齢階級と男女に分てば次の通りである。

尙一九一九年の數字には外國にある獨逸兵捕虜七十萬を加算してある。
(單位一,〇〇〇)

年 齡	一九一〇		一九一九	
	男	女	男	女
〇—四 ¹⁾	三,九二三	三,八六七	一,九四〇	一,八八一
五—一七	九,一一八	九,〇六一	八,七一五	八,六三六
一八—五〇	一四,六七二	一四,八二〇	一四,二〇六 ²⁾	一五,七六一
五一以上	四,三二七	五,一三八	四,六一一	五,三五三
合 計	三二,〇四〇	三二,八八六	二九,四七二	三一,六三二
1) 1910: 生後59箇月マデヲ含ム。				
1919: 生後57箇月ヲ僅カニ越エタルモノマデ含ム。				

2) 調査時ニ外國ニ在リシ捕虜70萬ヲ含ム。

右の二つの數字を直接に比較することは出来ない。何となれば一九一九年の領域は一九一〇年に比して狭められてゐるからである。

然し之等の實數は、非常に示唆に富んでゐる。

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

例へば一九一九年に於ける五歳未満の人口は一九一〇年の半分にも及ばないのである。更に一八—五〇歳の年齢階級に於ては、女子超過が如何に激化せるかを示してゐる。即ち一九一〇年には約十五萬なりし女子超過は一九一九年には約百五十五萬と百四十萬の増加を來したのである。先に述べた如く戦死數は百八十萬であつたから、之と女子超過百四十萬との差四十萬は一部は戦時に於ける女子死亡超過、他の一部は移民運動に歸因するものと考へられる。

右に示した人口構成の變化をより明瞭に示すために、一九一〇、一九一九年の年齢階級別人口を一口一萬について示せば次表の如き結果を得る。

年 齡	一九一〇		一九一九	
	男	女	男	女
〇—四	六〇四	五九六	一,一〇〇	三二八
五—一七	一,四〇四	一,三九六	二,八〇〇	一,四二六
一八—五〇	二,二六〇	二,二八三	四,五四三	二,三三五
五一以上	六六六	七九一	一,四五七	七五五
合 計	四,九三四	五,〇六六	一〇,〇〇〇	四,八二四
			四,八二四	五,一七六
				一〇,〇〇〇

右の如く年齢構成と男女比は完全に變化したのである。〇—四歳人口は男女共殆ど半分に減少した。出生減退の結果であること謂ふ迄もない。この結果として一九一九年に於ては高年者の割合は一九一〇年に比して高くなるを得なかつたのである。

一八—五〇歳の年齢階級に於ける變化は特に著しい。殊に體性別に見るならば非常な變化を示してゐる。一九一〇年に於て女子超過は一%であつた。然るに一九一九年には、それは一一%へ増加したのである。

次表は男女比が如何に變化したかを示してゐる。一九一〇、一九一九年

に於ける各年齢階級男子一、〇〇〇につき女子数は次の如くである。

年 齡	一九一〇	一九一九
〇—四	九八三	九七〇
五—一七	九九四	九九一
一八—五〇	一、〇一〇	一、一〇九
五一—以上	一、一八七	一、一六一
合 計	一、〇二六	一、〇七三

之によつて見るに全年齡階級を全體として見れば女子超過は三倍に増加したのである。然し之を年齢階級別にみれば、女子超過は全然兵役義務年齢について増加したことを知り得るのである。他の年齢階級について見れば女子超過は却つて低下したのである。兵役義務年齢に於ける女子超過の激化が主として兵員の戦死によつて生じたものであることは謂ふ迄もない。然し兵役義務年齢の男子が各年齢平等に戦死した譯ではない。従つて正確な状態を示すためには兵役義務年齢は更に細かく分つて觀察することが必要である。

一九一九年に於ける五歳階級男子一、〇〇〇につき女子は次表の通りである。(捕虜を除く)

年 齡 階 級	男子一、〇〇〇ニ ツキ女子
二〇—二四	一、二六三
二五—二九	一、三四四
三〇—三四	一、二二八
三五—三九	一、二三三
四〇—四四	一、〇七二

之によつて見るに一九一九年の女子超過は二五—二九歳で最大であり、之に次いで二〇—二四歳に於て大である。二五—二九歳以上の年齢階級に於ては女子超過は漸次縮少してゐる。

右の如く、二五—二九歳といふ、婚姻と再生産について最も重要な年齢に於て最大の人口喪失を來したといふことは、戦後の人口運動にとつて非常な傷手であるといはなければならぬ。

獨逸以外の諸國に於ける戦後の男女比を参考のために掲げて置かう。

國 名	戰 前	戰 後	國 名	戰 前	戰 後
獨 逸 ¹⁾	一、〇二六	一、〇七三	ギリシヤ	九八七	一、〇一三
大ブリテン ²⁾	一、〇六七	一、〇九三	デンマーク	一、〇六一	一、〇五三
濠 洲	九二一	九六九	ノルウエー	一、〇九九	一、〇六九
ニュージ ランド	八九六	九五六	スウェーデ ン	一、〇四六	一、〇三六
南阿聯邦 ³⁾	八六三	九四二	フィンラン ド	一、〇一四	一、〇二四
白 耳 義	一、〇一七	一、〇三三	オランダ	一、〇二一	一、〇一〇
ユーゴス ラビア	九三七 ⁴⁾	一、〇四二	スイス	一、〇三四	一、〇七七
ルーマニア	九七九	九八五	合 衆 國	九四三	九六一
ブルガリア	九六二	九九七	日 本	九七九	九九五

- 1) 外國ニ在ル捕虜ヲ含ム。
- 2) アイルランドヲ含マズ。
- 3) 白人人口ノミ。
- 4) 舊セルビア(ボスニア、ヘルツェゴビヤノ數字ハ僅カニ改メタル)。

之によつて見るに戦後に於て、男子一、〇〇〇に對する女子数の増加しなかつた國は僅かに、デンマーク、ノルウエー、スウェーデン及びオランダの四箇國に過ぎず、他の諸國に於ては、程度は異なるも、孰れも女子数の増加を示してゐるのである。後者の内で女子数の最大増加を示したのはユーゴラビアにして最低はルーマニアである。

男子に對する女子の割合の變化の原因については、歐洲諸國に於ては主として男子の死亡超過、又英自治領、合衆國、日本に於ては移民運動の激變と考へることが出来る。

先に指摘したスカンヂナビア諸國及び和蘭に於ける女子超過の緩和は移民運動に基づくものである。

中立國の内ではスイスは例外をなしてゐる。

ここでは交戦國と同様に女子過剰は激化してゐるのである。

露西亞についてはソビエト政府によつて發表された統計がある。それによれば一九二一年に於て男子一、〇〇〇につき女子は一、二二九である（戦前は一〇四三）。恐らくこの數字は正確ではないであらう。然し露西亞の如く、歐洲戦争と國內の革命戦争の二重の損害を受けたことを考慮せば、女子超過も非常に激化したであらうと想像されるのである。ボルシェビキ革命後には集團的な逃亡が行はれたのであるが、之等の内男子が女子よりも多かつたと考へられるから、この點からも女子超過は一層促進されたことと思はれる。

之を要するに戦争は程度の差こそあれ、いづれの交戦國の年齢構成、男女比を激變せしめたのである。之等の變化は交戦國民をして非常に困難なる社會問題、經濟問題、或は人口政策の問題に直面せしめたのである。

(10) 要 約

我國が現在までの處支那事變によつて、人口の上に蒙つた損失は、前歐洲大戰時に於ける獨佛等に比較せば問題にならぬ程輕微であつたことは當然でもあり、又誠に幸なことである。然し事變が今後長期にわたつて繼續する場合、或は支那事變が世界戦争にまで擴大發展した場合を豫想すれば、我國人口も今後相當深刻な傷害を受けるであらうと考へられる。場合によつては第一次大戰時に於ける獨佛と同程度の人口傷害を蒙るかも知れないといふ覺悟だけはして置くことが必要であらう。

獨逸は第一次大戰に、足掛け五箇年を通じて千三百二十五萬といふ大規

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

模な動員を行つたのであつた。之を一九一四年々央の推計人口數六千七百七十九萬に對比すれば略、一〇%に當るのである。人口數の半ばを男子人口と假定すれば、その割合は約四〇%となる。男子人口中兵役に關係なき老人や子供を除外して考へれば、兵役義務年齢男子の殆ど全部が少くとも一度は動員されたことになるであらう。

戦場で失はれた生命は百八十萬餘にして、之を動員數に對比すれば、動員千につき一二九、その内負傷による死亡は一一五、疾病による死亡一四といふ割合であつた。

戦死數は一九一四年總人口千につき約二七、又之を二〇―四五歳男子人口千につき見れば一四九といふ極めて高い率となる。

戦死以外に四百二十五萬の負傷者を出した。右の如き莫大な戦死者と負傷者、及び恐らく非常な多數に上つたであらう戦病者は最も活力あり、婚姻と再生産に關して最も重要な年齢に該當するものであり、又國民經濟にとつても最も重要な生産年齢に相當することを考ふれば、之等の戦死と負傷或は戦病者が民族力と國民經濟力とに如何に大なる破壊的影響を與へたかは推測に難くない。

戦死傷病數は兵力、戦争の期間、敵軍隊の裝備の如何、敵軍隊の兵力、作战方針、戦場の地理的條件等によつて非常な差違を示すものであつて、豫め之を推測することは不可能であらう。

然し我々は戦闘員の戦死と戦傷病について、これ以上述べる必要はないであらう。之等は戦争を遂行するために眞に避け難き犠牲である。戦死と戦傷病に基づく民族力の喪失を最小限に止むるための手段方法の研究は戦術家と軍陣醫家に委ねらるべきである。

そこで我々は一般國民の努力によつて、戦時人口損失を輕減せしめ得る

側面に目を轉じよう。

先づ婚姻數については、戦時中主交戦國の婚姻は平時に比して四〇—五〇%の減少を來したのであつた。戦時に於ては多數の婚姻適齡男子が出征し、従つて之等の男子は婚姻に關する限り暫時婚姻市場より消滅する事となる。更に之等の男子が戦死した場合には、婚姻可能性は全然消滅する事と謂ふまでもない。

又國內の産業其の他の業務に活動してゐる若い男子も近い將來に召集を豫期せる場合には婚姻を一時見送ることが少くないものと想像される。

女子の側に於ても、戦争の進行と共に産業、職業活動に従事すること愈々多くなるに従つて、この關係から婚姻の延期される傾向が強まるであらう。更に戦時經濟事情は一般に婚姻に對し妨害的に作用するものと考へられる。戦時に於ける物價騰貴殊に生活物資の騰貴と缺乏は男女雙方に對して婚姻の意思を抑制する作用を營むであらう。

戦時婚姻減退の程度を決定する最も重要な因子は動員の規模と經濟狀態殊に生活物資の供給と物價水準の如何であらう。又戦争の進展と共に經濟諸部門間に跛行狀態を生じ、不振産業従事者中には失業或は半失業の狀態に置かれるものを生ずるであらう。かかる場合其等の者の經濟的地位が改善されざる限り婚姻は延期されざるを得ないであらう。

かくの如く考ふるとき、程度の差はあれ、戦時に於て婚姻が減少することとは誠に避け難きことと思はれるのである。

然しながら戦時婚姻は戦時或は其の後の出生減退を補填するための源泉として出來得る限り促進されることが必要である。

戦時婚姻維持の手段としては、婚姻貸付金制度、更に婚姻後の家族の生活を保證するものとしての子女扶助金或は家族手当制度等の謂はば本格的

方策の外に、物價騰貴特に消費財の價格騰貴防止、生活必需品の圓滑なる配給等の經濟的措置、職場の婚姻獎勵、結婚紹介機關の擴充等の技術的方策、職業を有する妻に對する育児を容易ならしむる諸施設を講ずるといふ如き社會的施設等を含む多種多様の方策が存するであらう。之等の内最も中心をなすものは婚姻後の生活の安定を或程度に得せしむることであらう。

婚姻獎勵のための根本的な施策を大規模に又眞に效果ある如く實施することは誠に望ましいことではあるが、之が實行に當つては相當の困難を伴ひ、早急には實行し難いといふ場合もあらうかと推察される。婚姻貸付金制度其の他の根本的な方策も、其等がより大なる人口政策體系の内に織込まれてはじめて、婚姻増加、婚姻年齢低下の効果を發揮するものであつて、若し其等が單獨に實施せらるる場合には、之等に大なる効果を期待することは適當でないであらう。

戦時婚姻について、更に好ましくからざる現象は婚姻年齢の上昇といふことである。獨逸の平均婚姻年齢は大戦前には男子は略、二八・九歳、女子は二五・七歳に安定してゐたのであつた。然るに戦時には之等は上昇し、一九一八年には男子は三一・二歳、女子は二七・一歳と一九一四年に比し男子は二・三歳、女子は一・四歳の上昇を示したのである。之を初婚者のみについて見れば同期間に男子は一・二歳、女子は一・一歳の上昇となつてゐるのである。

男子の婚姻年齢上昇は、比較的若い者が多數出征、或は戦死し、従つて銃後にある比較的高年者の婚姻割合が増加する結果であると考へられる。

女子の婚姻年齢上昇は婚姻延期を意味するものであるが、その動機については種々のものが考へ得る。先にも述べたやうに、女子の産業活動の結

果として生活水準或は収入と生活の關係に關する意識を深めることとなるであらう。これはその他の經濟事情例へば物貨騰貴、物資缺乏、生活難等と共に婚姻を遅延せしむる原因として作用するであらう。又婚約中の男子が出征したといふやうな事情のために婚姻が延期されてゐる場合も少くないであらう。この場合には婚約中の男子が歸還せざるに限り婚姻は問題とならないであらう。

概して婚姻を減少せしむる原因は同時に婚姻年齢を高むるものと謂ひ得るであらう。

さて人口政策確立要綱は今後十年間に我國婚姻年齢を現在に比し概ね三歳引下ぐることを目標としてゐるのであるが、戰爭に基づく婚姻年齢上昇を抑制し、且更に積極的に婚姻年齢を引下ぐることについては若干の困難を伴ふものと豫想されるのである。

次に出生についてであるが、第一次大戰中に於ける歐洲主交戰國の出生減退は平時に比して四〇%前後に達してゐる。出生は新たな婚姻に期待する以外は、既に存在せる夫婦の出産力に俟つ外に途はない。これは更に出征者夫婦と銃後の夫婦に分けて考へなければならぬ。

出征者夫婦殊に内地在營の兵員に關しては出生維持の見地よりする賜暇制度を出來得る限り大規模に實施することが望ましい。然し兵員は何れも緊急の軍務を帯びて、家族を離れて活動してゐるものであるから、一般に賜暇制度には餘りに多くの期待を掛けることは適當でないであらう。それ故戰時出生減退中、夫の召集に基づく部分は先づ不可避的なものと考へて置くことが安全であらう。

そこで戰時出生維持の任務の多くの部分を擔ふものは一般銃後にある既婚の夫婦でなければならぬ。

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

最近年我國の出生率が低下の傾向にあることは周知の通りである。そして支那事變第二年には戰時の定型的出生減退が現れたことも先に述べた通りである。今後事變が更に擴大、長期化した場合我國の出生減退が先の大戦に於ける主交戰國に於ける例を再現しないとは保證し難いやうに思はれる。我國の出生数が年々百萬に下るといふ時期が絶対に來ないと斷定することは安全でないであらう。

戰時に於て婚姻を奨励するとともに、出生増加を圖るために採らるべき方策については理想的には如何なるものをも指摘することが出来る。然し戰時應急人口對策としては、先づ早急に實現可能なるものが最も價値をもつのである。

かかるものとしては實に多種多様な方策があらうかと考へられるのである。然し之等の方策について検討を加へることは本稿の目的ではない。

ここでは單に何人にも明白な一、二の應急策に言及するに止めよう。先づ最も必要なことは戰爭に基づく、大家族に對して特に不利な經濟的條件を極力緩和することである。

家族の存在を前提せざることを原則とする現在の賃銀、俸給制度に於て、戰時下に於ける家族の擴大を妨害する最も有力な因子の一つは物價騰貴と生活必需品の缺乏(或は偏在)であらう。

生活必需品の公平なる分配の手段として、漸次公定價格と切符制度或は配給制度の擴充を見つづけることは、人口の見地よりしても眞に喜ばしきことと謂はなければならぬ。この意味に於て切符制度の擴充は配給機構の整備或は轉業問題とも關聯して極めて重大な問題である。更に配給の圓滑化、公平化は母性の健康のため従つてまた出生兒の健康のためにも好ましく影響を及ぼすものである。食糧の購入のために寒空に、數時間を空費

した數人の子供を抱へた母親は、家事の處理のために、それだけの睡眠時間を犠牲にしなければならぬのである。銃後國民の過勞殊に負擔の重い母性の過勞を極力排除することは、母子の保健の見地に於いてのみならず、出生に對しても好ましき影響を與へるであらう。

生活必需品に對する切符制、配給制の擴大強化と生活物資の價格騰貴抑制は最小限の要求として早急に又強力に實施される必要がある。

次に非戦闘員の死亡について簡単に述べよう。

第一次大戦中(一九一五—一八)獨逸に於ける乳兒死亡を含まざる非戦闘員の死亡は、平時に比し二五%増加したのである。之を男女別にみれば男子は二〇%、女子は三一・七%の増加である。

乳兒死亡は戦時出生減退の結果として激減したことは當然であるが、然し乳兒死亡率も戦争によつて殆ど影響されなかつたと謂ひ得るのである。乳兒死亡率は豫期に反し、大勢としては戦時中却つて低下さへ示したのである。かかる事實は戦時中乳兒が最も恵まれた環境にあつたことを示すものであらう。戦時に於ける乳兒死亡率低下の實例は、若し對策にして適正であるならば、同時に幼少年及び成人の死亡についても改善の可能性大なることを示唆するものであつて、我國に大なる希望を抱かしむるものである。

平時に比して戦時に於ける女子の死亡増加が男子よりも甚だしかつたのは、男子人口が出征によつて半分にも激減したといふ事が主要な原因である。然し女子市民人口の死亡激増といふ事實は銃後國民の衛生状態の悪化せることの明白なる證左である。

死亡は幼少年に於て最も増加し、次いで妊孕期にある女子に於て顯著であつた。

聯合國側で採つた食糧封鎖が其の効果を發揮した一九一七年には死亡は激増してゐる。

かかる事實は市民死亡と食糧供給とが密接な關係にあることを示すものであらう。

戦時市民死亡増加は死因の方面から觀察されなければ真相を捕捉し難い。この問題については目下資料の検討中であるが、問題の性質上醫家の研究に委ねるのが適當であらう。

戦時中死亡數の激増を來せるものは流感、肺炎、肺炎以外の呼吸器疾患、老衰等に因るものであつて結核に因るものも相當増加してゐる。

『流行性感冒が戦争の結果であるか否や、或は如何の程度戦争の影響を受けたかといふことは決定し難い問題である。然し戦時缺乏状態(過勞、營養不足)が傳染病の蔓延に對し非常に都合な條件であつたといふ事は疑ふ餘地はない』とグラデーチェは述べてゐる。

然し一九一八年に於けるロンドンの流感死亡率は市民人口一萬につき三・一、シカゴ市は二・二といふ高率を示したるに拘らず、ベルリン市では僅かに一七・二に過ぎなかつたといふ事實がある。英米の人口が戦争の影響を蒙ること獨逸に比して輕微であつたことは、之等の國の戦時中の出生率、死亡率の推移が之を證明してゐる。従つて戦時食糧難或は過勞と流感死亡との間に、或は想像されるであらう程密接な關係があるや否やは更に考究を要する問題である。

然し戦時に於ける流感による死亡激増については營養不足と過勞を相當重視する意見が多いやうに考へられる。戦時傳染病の蔓延を未然に防止するため、戦時傳染病と物資缺乏特に營養との關係についての研究が徹底的に行はれることが必要であらう。

戦時中に於いて肺炎による死亡が激増したのであるが、これは流感に随伴せる現象であることは疑ひない。

食糧難或は國民の過勞が流感又は肺炎による死亡激増とどの程度の關係があるかは別としても、之等の因子が一般國民の健康に無關係であつたとはいへない。

例へば結核死亡率であるが、一般に戦時食糧状態が劣悪であつた國は甚だしい結核死亡率の上昇を示したのである、結核は其の威力が或程度榮養状態に平行する疾病であるといはれてゐる。従つて戦時食糧難が結核死亡率増加の一因であることは疑ひない。

戦時中女子殊に妊孕年齢女子の死亡が最も大なる増加を示してゐる。この内の大きな部分は流感によるものであるが、産褥熱といふ出産に最も關係ある疾患による死亡も著しい増加を示してゐるのである。産褥熱による死亡の増加は出産用衛生材料の品質低下及び缺乏によるものであるといはれてゐる。ここに出産に關聯して流死産について一言せば、流死産の内の多くのものは對策にして適當であるならば立派に生ける出産に轉換し得るものであるといはれてゐる。之等の對策は早急に實施する可能性も比較的大であるやに想像されるのみでなく、對策の効果が略、確實に豫期し得るといふ二重の利點を有するものであるから、戦時人口對策としても最も重要な部分といふべきである。一般に死亡減少の方策は比較的確實に其の効果を擧げ得るといふ意味に於て、戦時應急人口對策としては高く評價されるべきものと思はれる。

之を要するに食糧、衛生資材等、一般に生活物資の確保に成功するならば戦時死亡は相當に減少せしむることを得るものと考へられる。此の事たるや同時にまた婚姻、出生維持増進のための最小限の要求でもあるのである。

前歐洲大戰時に於ける獨逸を中心とする諸國の人口情勢

。従つて生活物資の價格騰貴抑制、公平圓滑なる配給は戦時に於ける應急人口對策の基幹たるものといふべきである。

そこで國民生活を維持して行くためにどれだけの物資を必要とするか、量と質の觀點より食糧の最低必要量は如何、被服材料は健康を維持する上に最低何程を必要とするか、住宅資材の供給は如何なる程度に見込むべきであるか等々、衣食住全般にわたつて、全體的な計數を先づ科學的に調査確定する必要がある。

次に之と現實の生産或は供給とを睨み合せて、最も有效な物資の利用計畫を樹立しなくてはならない。現在の我國について見れば、物資の全體としての供給量の過不足は兎に角、食糧、建築資材、被服材料等について、まだまだ濫費されてゐる部面があるものと考へざるを得ない。

戦時應急人口對策の實施に當つては國民全體を通じて、最高度の協同が必要であつて、全國民が持場に應じて最善の努力を拂ふならば戦時人口損失は嘗て見ざる輕微なものに終るであらう。

終りに本稿執筆に當り参照した主なる論著は左記の通りである。

- Döring, Der Einfluss des Krieges auf die Bevölkerungsbewegung und den Bevölkerungszustand. in: Handw. d. Staatsw 4. Aufl. Bd. 11.
- H. Grawatz, Die Bevölkerungsentwicklung nach dem Kriege, 1919.
- Bungdörfer, Aufbau und Bewegung der Bevölkerung, 1935.
- A. M. Carr-Saunders, World population, 1937.
- (Wirtschaft und Statistik, 1. Jahrg. (1921))
- Fruchtbarkeitsziffer, Säuglingssterblichkeit und Folgeburtenquote im Deutschen Reich 1900 bis 1920.
- Die Eheschliessungen im Deutschen Reich
- Alter der Heiratenden im Deutschen Reich vor und nach dem Kriege.

- Die Häufigkeit der unehelichen Geburten während der Kriegsjahre.
- // 2. Jahrg. (1922)
- Die Kriegesheere und ihre Verlust im Weltkrieg.
- Die im Weltkrieg Gefallenen nach Alter und Familienstand.
- Der Frauenüberschuss nach dem Kriege.
- Die Sterbefälle in den Jahren 1913 bis 1918 nach dem Geschlecht und dem Alter der Gestorbenen.
- Die Tuberkulose in Europa.
- // 3. Jahrg. (1923)
- Die in Deutschland gestorbenen feindlich Kriegsgefangenen und die in der Gefangenschaft gestorbenen deutschen Soldaten.
- Die deutschen Verlust im Weltkrieg nach Todesursachen.
- Die Sterblichkeit nach Todesursachen im Deutschen Reich während der Jahre 1912 bis 1920
- Die Geburts- und Sterblichkeitsverhältnisse in den grössten Städten der Welt in den Jahren 1913 bis 1922.

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

本邦母性死亡の統計的觀察

笠 間 尙 武

第一章 緒言

第二章 母性死亡の原因に就て

第三章 研究資料及研究方法

第四章 研究の結果及びその考察

第一節 累年の見たる原因別母性死亡の傾向

第二節 都市に於ける母性死亡の傾向

第三節 府縣別に見たる母性死亡の傾向

第四節 年齢階級別に見たる母性死亡の傾向

第五節 季節別に見たる母性死亡の傾向

第五章 總括及結論

引用文獻及資料

第一章 緒言

母性とは兒と共にある女性、竝に將來かかる事の生起が可能な女性群の總稱である事は言を俟たない事實であつて、妊娠、出産の觀念なくして

本邦母性死亡の統計的觀察

は論ずる事の出来得ぬものである。これは母性死亡に就ても同様であつて、⁽¹⁾シグムント・ペレル(Sigmund Peller)がその著に述べるが如く、

„Unter Müttersterblichkeit versteht man gewöhnlich den Tod an Krankheiten, die eine Konzeption zur Voraussetzung haben.“

であつて、全て受胎を前程としたる疾患による死亡を云ふものである。即ちその死亡の生起はその根源として必ず受胎なる現象が存在することが必要であつて、狭くは妊娠、産及産褥に因る疾病がその死の誘因となり、又廣義には妊娠及び産褥期に於ける妊娠婦の諸種の疾病による死亡も含まれるものである。併して前者の産及妊娠に因る疾患が母性死亡の特異的要因であり、後者の産褥期の母體死亡の原因となる疾患を母性死亡の非特異的要因とし、特異的及非特異的要因の兩者による死亡を廣義の母體死亡と Peller は定義づけ、英國の死因統計によりてその死亡率を計算してゐる。然し乍ら國際死因及疾病分類による分類に於ては、狭義の母性死亡を表記せるのみで、産褥期の女性の他の疾患による死亡を非妊娠婦と區別して記してゐなく、従つてこの國際分類に則つてゐる本邦の死因統計に於ても同様であつて、廣義の母性死亡は知る事が出来ない。以後母性死亡と稱するは特異的要因たる妊娠及産に基因する疾患による狭義の母性死亡のみを指すものとする。

母性死亡の實状を示すには母性死亡率を以てするが、この表現は單に總人口に對する割合、或は女性人口に對する割合を以て表示する事は、兩者の關係は少く眞の實状は知り得ない。前述の母性死亡の定義に就て述べた如く、母性死亡の生起はその根源として受胎が存在するものであつて、この全受胎婦人の總數に對する割合を以てするが最も妥當であると思惟されるのである。然し乍ら婦人の全受胎數は知るべくも無く、唯これに略、近い

スコットランド	五七	五七	五五	五九	六〇	六三	五七	五九	七〇	六三	六三	六四	六六	六四	五八	六六	六四	七〇	六九	六九	六四
加奈陀 <small>(一九二一) (登録地区)</small>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	五二	五〇	四八	四九	四六	四三	五三	五六	四七	四七	五〇	四七	四五	五二	五五	五六	五九	六〇	五九	五九	五三
全アイルランド	五九	五七	五九	五八	五六	六〇	六一	五五	五八	五九	六三	五六	六一	五六	五二	五三	五六	五九	六〇	五二	五五
ノールウェー	二七	三二	三〇	二六	三三	二七	二八	三〇	二四	二四	二六	二二	二五	二八	二九	三三	二四	二七	三〇	二六	二七
スエーデン	二五	二七	二五	二五	二六	二九	二七	二五	二六	三三	二七	二五	二七	二二	二五	二八	二九	二八	三三	二八	三五
デンマーク	一九	二六	二〇	一五	一八	二二	二二	一九	一八	三三	二四	二二	二四	二七	二八	二九	二八	三〇	二九	三五	二七
ドイツ	三三	三五	三五	三四	三六	四〇	四五	四九	四九	五一	四九	五一	四九	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一
スイス	四八	四五	五二	四九	五三	五五	五四	五六	五二	五七	五六	五五	五一	四六	四八	四三	四四	三七	四四	三七	四四
ネーザールランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベルギー	五五	六〇	六六	五六	—	—	—	—	—	七三	六二	五八	五四	五七	五八	五〇	五〇	五七	六二	六二	五五
イタリア	二四	二四	二五	二四	二四	二二	二七	三〇	二七	二九	二八	二六	二五	二二	二五	二六	二八	二六	二八	二九	二七
スペイン	五三	五三	五三	五三	五三	五一	五〇	六四	五三	五〇	五一	五一	四九	四六	四四	四〇	三八	三九	四〇	三六	三六
チェコスロバキア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本	三七	三五	三五	三四	三五	三六	三五	三八	三五	三五	三六	三五	三四	三一	三〇	二七	二八	二八	二八	二七	—
フィンランド	三七	三七	三七	三九	四〇	三四	三六	三八	四四	四〇	三〇	三〇	三〇	三一	三五	二九	三三	三〇	三六	—	—
ニュージーランド	四三	四三	三六	三六	四三	四七	五九	六〇	五二	五一	五一	五一	五一	五一	五一	四七	四三	四九	四八	五一	四八

第二表 最近五ヶ年日本内地母性死亡原因別實數 (括弧内數字ハ各年度全母性死亡數ニ對スル割合ヲ示ス)

中 分 額	小 分 額	昭 和 九 年		昭 和 一 〇 年		昭 和 一 一 年		昭 和 一 二 年		昭 和 一 三 年	
		一四一	一四二	(一〇〇)	一四一	(一〇四)	一四一	(一〇六)	一四一	(九三)	一四一
六六 妊娠中ノ不慮ノ災害	一四一 産褥熱ヲ伴ハザル流産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一四二 子 宮 外 妊 娠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一四三 其ノ他妊娠中ノ不慮ノ障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

本邦母性死亡の統計的觀察

母性死亡總數	六七 產ニヨル出血		六八 產褥熱		六九 妊婦(蛋白尿、子癩等)		七〇 其ノ他産ニヨル疾患	
	母性死亡	總數	母性死亡	總數	母性死亡	總數	母性死亡	總數
一四四	一四〇	一四〇	一四五	一四五	一四六	一四七	一四八	一四八
ニヨル出血	産褥熱ヲ伴フ流産	産褥熱(流産ニヨルモノヲ除ク)	産ニヨル蛋白尿及子癩	其ノ他ノ妊婦中毒	産ニヨル白股腫瘵及頓死	其ノ他産ニヨル不慮ノ障碍	其ノ他産ニヨル疾患	其ノ他産ニヨル疾患
一、三〇七 (三三九)	三九 一、三七八 (二四一)	一、三九九 (二四一)	一、三九五 一、六六七 (二九五)	二九三 (二九五)	二九 六八 (二三五)	七三 (二三五)	七 (二三五)	五、七〇九 (二三五)
一、三三三 (三三三)	三三 一、三六八 (二九九)	一、三三三 (二九九)	一、四三三 一、七一一 (三〇〇)	二八 (三〇〇)	二 七〇 (二二〇)	六三 (二二〇)	三 (二二〇)	五、六九八 (二二〇)
一、四一四 (三〇〇)	二四 一、三三三 (二四四)	一、四一四 (三〇〇)	一、七三三 一、七三三 (三〇〇)	二〇 (三〇〇)	一〇 六七 (二二〇)	六六 (二二〇)	三 (二二〇)	五、三三四 (二二〇)
一、三六八 (三三三)	五七 一、三〇七 (二四〇)	一、三六八 (三三三)	一、四三三 一、六三四 (三〇〇)	二〇 (三〇〇)	一四 七〇 (二二〇)	六六 (二二〇)	三 (二二〇)	五、四四四 (二二〇)
一、一八六 (三三三)	三〇 一、一五二 (三三三)	一、一八六 (三三三)	一、四〇一 一、六〇四 (三〇〇)	二〇 (三〇〇)	一四 七〇 (二二〇)	五五 (二二〇)	二 (二二〇)	四、八七七 (二二〇)

各年度に於て母性死亡の總數は約五、〇〇〇であつて、全女性死亡數に對する割合は大體五%に過ぎず、その數よりすれば到つて少いが、妊娠中毒症は最も恐るべき妊娠合併症で母性死亡の原因たるのみならず、母性の生命を奪ふに到らず共、死産及早産の原因として重大意義を有し、又産褥熱は Ernst Bünum⁽¹⁰⁾の言によれば、死に到らずとも重篤なる症候を呈し、

既存の統計資料に就きこれが統計的觀察を行ひ、若干の傾向を知り得たるを以て、ここにその結果の一部を多少の解説を加へ記し、以て母性保護對策樹立に微細乍ら資すところあらんとするものである。

第二章 母性死亡の原因に就て

長期間病牀に呻吟するものは死亡者の五倍にも及び、又 Meave Kenny⁽¹¹⁾の報告によれば、産褥熱に罹患せし婦人は次回の妊娠を期待し得る事少く、彼の經驗によると一〇〇名の産褥熱罹患婦に於て産褥熱後五年以内に妊娠したるものは僅かに五名に過ぎないとの事である。此等のことより推測するに母性死亡はその數に於てこそ少なけれど、其處に重大意義を有することを察知するに難く無く、殊に時局下人口問題の重要性特に強調され、昭和三十五年一億人口達成の崇高なる用途に對し積極的の出生増加の施策が行はれんとする時に當り、母性保護の必要性益々緊急の度を加へつつある時、本邦母性死亡の實狀を明かにする事は緊急不可欠の事である。依つて著者は

母性死亡の原因を死因及疾病分類に依りて見るに、その中分類に就て記せば妊娠中の不慮の災害、産による出血、産褥熱、妊娠中毒、其の他産による疾患の五者にして、その割合を第二表に就て見ると最も多いのは妊娠中毒にして、各年度母性死亡の三割を占め、これに次いで産による出血及び産褥熱にして夫々二割餘に及び、妊娠中の災害及び其の他の産によるものは合計して約二割であつて、妊娠中毒の割合は近時増加の傾向が見られる。以上より見ると妊娠中毒、産による出血及び産褥熱の三者は全母性死亡の七割五分に及ぶ大部分の原因を占めるを以て、以下少しく夫々の原因に就て病因論的解説を加へてみよう。

(一) 妊娠中毒(1)(5)(10)

妊娠中毒症とは妊娠悪阻、エドネクローゼ(主として妊娠腎、子癩)、胎盤早期剝離、妊娠肺氣腫の一部等の症候群の總稱であつて、その原因は同一のものであるとされてゐるが、眞の成因は明かではない。妊娠中に體內に産生された一種の毒素が體內に抑留せられる事によつて來ることは大體全てに認められたる所であるが、この毒素の産生が何によつて來るかが定説の無いところで、胎兒の新陳代謝の産生物といひ、又ある酵素によるものとし、又絨毛細胞よりの産生物といひ、其の他種々の學説がある。この妊娠中毒症の妊娠に合併して生ずる頻度は人によりて異なるが大體五—一〇%と見做される。これは病症に輕重種々ありて簡單にその發現率を定め得ないので、輕きは無自覺的、或は殆ど生理的に一過性の浮腫、悪阻として終るが、全妊娠者の五—一〇%は高度の浮腫を來し、更に、その二四% (Zangmeister)は重篤の妊娠腎に移行し、更に進んでは子癩に迄移行し、生命を危険に曝すに到るものである。子癩の頻度は全出産の〇・二—〇・六%であるが、その致命率は一〇—四五%であり、悪阻に就ても屢、子癩に迄移行し、死に到る事多く、又胎盤早期剝離では一〇—二五%、妊娠腎及子癩の前驅症では一・七%の致命率を示してゐる。前言せしが如く、妊娠中毒症は母體の生命を危機に曝すに到らずとも胎兒の早死産に對して重大なる關係を有し、これの胎兒への影響は疾病の程度により差があるが、子癩三〇—五〇%、胎盤早期剝離五六—八五%、妊娠腎及子癩前驅症一五—二五%の胎兒死亡率を示してゐる。

(二) 産による出血(1)(2)(3)

分娩時の母體の乏血による死亡は分娩時の母體死亡の大部分を占めるものであつて、その起因するところは前置胎盤、正位胎盤の早期剝離、子宮破裂、後産期に於ける子宮弛緩症等である。前置胎盤及び胎盤の早期剝離

本邦母性死亡の統計的觀察

は原因としては前進せし妊娠中毒症によるものであつて、その頻度四—一〇%で、屢、失血死を來す事多く、Fitchは一〇%、Podelsteinは一九%、Postonは一〇%、東大産婦人科六・八%の致命率を擧げてゐる。又後産期に於いて胎盤の剝離若くは排出が一部障礙され、所謂胎盤稽留を來し子宮の收縮は不完全の爲子宮筋纖維は收縮不完全となり、胎盤血管の閉鎖が不充分になる爲、後産期に大出血を來す事ありて、爲に患婦の生命を脅すことが屢、ある。其の他出血の持續或は大出血を來す原因は種々あるが、何れも突如として大出血を來し、貧血のため産婦の生命を須臾の間に奪ふものである。

其の他妊娠分娩時に於ける母體の死亡の原因となるものとしては、子宮外妊娠、空氣栓塞、窒息、腦震盪症、肺動脈栓塞等が數へられるが、何れもその生起は妊娠及び分娩自體に起因するものであつて、生活環境、生活態様、勞働程度等の外的因子の影響こそ多少受けるが、次に述べる産褥熱に於けるが如く外部より發生因子が加はるものでなく、その生起は内部的の諸因子に根源するものである。

(三) 産褥熱(1)(2)(3)(4)

産褥熱は産褥性器の創傷より感染侵入したる細菌の毒作用による一種の創傷感染症であつて、高熱及びそれに伴ふ不快なる全身障礙を主徴とする産褥合併症で、I. P. Sammelweis (1861)が初めてその病因を傳染性なる事を論じ、その後、Core u. Feltz (1868)は本症屍體より連鎖狀球菌を證明、R. Koch (1878) Pasteur (1880)は夫々純培養に成功しその症因の明かになれるもので、他方Listerの防腐、制腐法の産科領域に應用せられる迄は大部分の産婦は産褥期に之に罹患し、その三割は死亡したる悲惨なる歴史を有するものである。致命率も近時減少したりと雖も前述の如く

Ernst Bunn の言ふ所に依れば死亡者の五倍餘の重症者あるとされ、又その罹患率を産褥經過中の發熱せるものの割合より推定すると、本邦の文獻によれば、木下(東大)は二二・七%、杉山その他(東大)は三四%、三谷(日赤病院)は二五・五%(以上三八度以上)、中島(慶大)は二二・八%(三七・五度以上)の結果を報じて居り、大體二五—三〇%は産褥時に發熱するものと推測される。又英國に於ては Glasgow の Royal Samaritan Hospital for Women に於ける一九二八—三〇年の三年間に七、七三四の分娩例に於て一、一七八(二八・一%)の産褥感染を認めたと J.L. Miller Wood (1935) は報じてゐる。

産褥時の創傷感染の傳染源に就て考察するに、その病原菌となるものは産婦自體の産道内に寄生する内部菌と手指、外陰乃至は出産材料或は機械又は介助者の手指、その他に附着する外部菌とに分けられるが、内部菌による自家感染は已に Semmelweis 依り言はれ、動物實驗的にも證明せられ、如何に嚴重なる消毒、豫防法が行はれるとも感染を防禦する事は難かしく、平素は毒性弱き腔内細菌も、分娩によりて生じたる損傷を受けたる女性々器の裂傷口より侵入感染を來すものであるが、然し通常この自家感染によつて起れる産褥熱は産婦の生命を脅かす事少く、死の轉起をとるもの多くは外部菌の侵入感染によつて生じたるものである。外部菌侵入の感染方法に關しては産褥熱死亡の多かつた歐米に於て種々の研究があり、Goodall は「疑もなく手が普通の傳染源である」と記し、Gilbert は産褥熱發生と咽頭感染との因果關係を指摘し、産院内の産褥熱發生と醫員の連鎖球菌感染の發現と關聯あることを認めたと報告し、Kinlock, Smith, Stephan 等も咽頭保菌者の存在を重要視し、Young の産褥熱死亡の第一次的因子としての自家感染は重要な役割を演ぜず、主要原因を求むるには接

觸感染、外傷等に留意すべきとなす見解を支持してゐる。その他種々の文獻ありて歐米に於ては産褥熱の發現多く、殊に病院内分娩と病院外の自宅分娩の優劣は近時迄論議せられてゐる事である。

以上述べたる母性死亡の原因に就て要約すると、母性死亡の原因は産褥熱とそれ以外の産及妊娠に因る疾患とに大別する事が出来、兩者は病因論的に全々異つた發生機轉を有する事は自ら明かなる事である。

第三章 研究資料及研究方法

我が國全體の母性死亡の傾向に就て觀察を行ひたる研究に於て母性死亡本來の定義より發足して妊娠或は産と關聯せしめたる方法を用ひたるものは發見に難しい。最近迄の死因統計は人口一〇、〇〇〇に對する死亡率及び死亡一、〇〇〇に就ての割合を示してゐるが、これを以てしては完全なる母性死亡の觀察は難しい。依つて著者は母性死亡本來の定義より出産數に就て母性死亡を觀察する事とした。母性死亡が全妊孕數に就て論ずべきはその性質上必然的に最良の方法であるが、全妊孕數は先づ知るべくもないので、これに最も近似するものと思はれる出産と死産の和、即出産數を以て之に代へた。然して死亡率の算出に於てはこの出産一〇、〇〇〇に就いて行つた。

資料として用ひたるものは統計局發表の既存の統計資料で明治三二年以後昭和一三年迄四〇年間のものを用ひたが、研究に先立つて先づ資料の検討をしてゐる。

統計の示す結果が必ずしも眞の状態を表してゐるものとは思へない。時代、地區、階級、教育、その他諸種の要因で届出に精粗嚴簡の差がある事は否定出来ない事ではあるが、他に全般的の趨勢を示す資料は無く、又大體の傾向を知るには之によるも先づ差支へは無く、その推移は充分知り得

るものとしてよ。

全成立妊孕數と出産數との差はある程度存在する事は認められるが、出生數との間の差より少ない事は理の當然である。出産數を求めんが爲出産數に加へたる死産の本邦に於ける定義は、墓地及埋葬取締規則を根本法規したる妊娠四箇月以後に娩出されたる死胎を云ふものであり、之等は全て届出の義務を有するものであつて、これ等は同時に公表されるもので、大正十四年以前は四箇月未満の死産と雖も届出されたるものは公表されてゐる。これ等より考察すると全成立妊孕數と出産數との差は妊娠三ヶ月以前の流産の總數であり、流産の頻度を妊娠月數別に見る時これ等は相當の數にのぼるが、先づ最も全成立妊孕數に近い出産數を用ひたのであつて、死産を更に月數の進んだ六箇月、七箇月以後の娩出死胎兒とする諸外國に於けるそれより眞に近き値を示すものと思はれる。届出漏れによる死産數の減少は勿論多少存在すると思ふが、之に就ては論じない。

死産に於ては前記の如く劇然としたる區分があるが、母性死亡の死因に就ては數次の訂正改變があり、前出の第二表の現行の死因分類に全てが統一する事が難しい。

我が國に於て統計書に死因の分類が記載されたのは明治八年にして、その分類項目は十數項の極めて簡單なるもので、その後二度の改正はあつたが明治三十一年迄この分類が用ひられた。これより先、佛蘭西はヂヤツク・ベルチオン (Jaques Bertillon) の死因及疾病分類を採用、その後これを採用する國が多く、一方各國の死亡狀況の比較研究の必要上から、各國統一されたる死因分類を制定せんとする趣旨より佛國政府主催の下で國際會議が明治三二年(一八九九)開かれ、ベルチオンの分類を根據に國際標準分類を決議、更に醫學の進歩に歩調を合せしむる爲、十年毎に改訂する事

本邦母性死亡の統計的觀察

に決定した。我が國に於てもこれに準じ死因分類を擴大、本項四六、再掲七項を定め、明治三二―四一年の統計に採用したが、この時に始めて産及妊娠による死亡なる大分類が用ひられたるもので、これ以前に於ては母性死亡の實數は知り得ない。その後明治四十二年に我が國は本會議に加盟第二回の決議により小分類を採用し、母性死亡は中分類二項、小分類七項に表現され、大正九年、第三次の改正で小分類は二項増し、現行の分類に及んでゐるが、現行分類は分類體型に於ても、疾病名稱に於ても全く在來のものとはことなつて居り、中分類五項、小分類十一項となつてゐる。今この四種の分類に就て、分類の變化を見ると第三團に示すが如くなつて居り、明治三十二年の最初より一括して分れて居るのは産褥熱の一項のみで又明治四十二年よりは産による出血を分つことが出来るがその他に就ては不可能であり、最近五年の母性死亡の殆ど以上を占める妊娠中毒に就ては遺憾乍ら論ずる事が出来ず、又現行死因分類に就ても悪阻によるもの即初期の妊娠中毒症死亡と子癇による死亡即妊娠晚期又は分娩産褥期の死亡とを判然とは出来ない。然し既述の如く母性死亡の原因に於て産褥熱と其の他産及妊娠による疾患とは根本的に異なるもので、本稿では特別の場合を除くその他はこの二種に就てのみ論ずる事とする。

第四章 研究の結果及びその考察

第一節 累年的に見たる原因別母性死亡の傾向

明治三十二年以來四十年間の我が國の母性死亡の消長を觀察するに、母性死亡率は出産一〇、〇〇〇に就て二二―四〇の間を上下してゐる。今母性死亡全體に就て明治三二年よりその経過を見ると、明治三二年の三〇・九八はさて置いて四〇臺を示した死亡率は數年減少の傾向を見せたが明治三七年の三六・一四を曲點に再び上昇し、三九年には四〇臺に達してゐる。

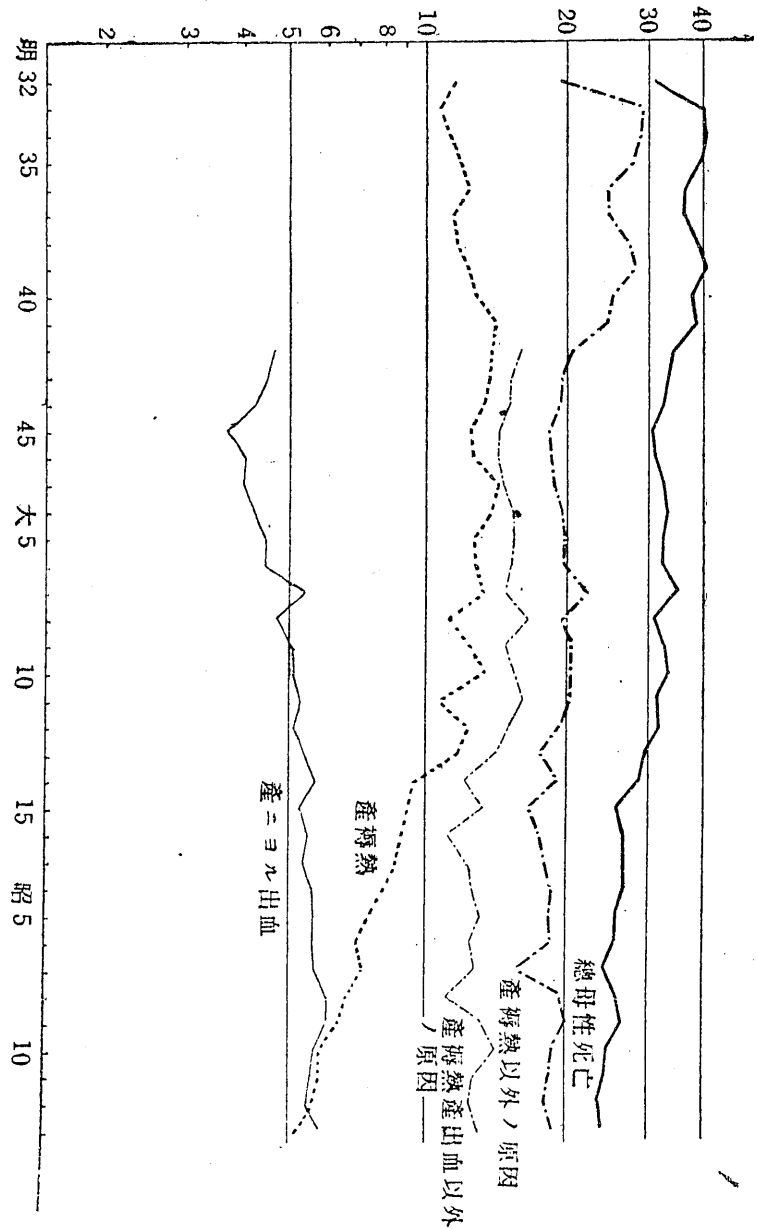
第三表 母性死亡原因分類比較

中分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類
明治三十四年 (一八九九—一九〇八)	明治四二—大正一一年 (一九〇九—一九二二)	大正一二—昭和七年 (一九二二—一九三二)	昭和八年— (一九三三—)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)
一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)	一 産ニ因スル出血 二 産ニ因スル蛋白尿 三 産ニ因スル胎毒 四 産ニ因スル不慮ノ出来事 五 産ニ因スル胎前毒 六 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等) 七 産ニ因スル胎前毒(蛋白尿子痲等)

これより四〇年三七・九四、四一年三八・四五と稍下り、四二年より四五
 年迄著しく下り三〇・六〇に迄達したが、その後數年稍増し、爾後一、二の
 特例はあるが大正一〇年迄三三・三三の値を保ち、大正一一—一四年の間に
 二六臺に下り、昭和の初期には二五・六臺を示しつゝ稍減少し、最近の二
 四臺に移してゐる。この詳細は第四表の如くであつて、之を半對數方眼紙

に畫くと第一圖の示す通りであつて、この間の關係が明かに了知する事が
 出来る。以上は全母性死亡の累年の變遷であるが、之を産褥熱及び其の他
 産及妊娠による疾患の母性死亡の二大要因に分ち、更に明治四二年よりは
 後者を産による出血によれるものと妊娠中毒等其の他の原因によれるもの
 に分ちて觀察してみると次の如くなる。

第一圖 原因別母性死亡率累年の變遷



第四表 母性死亡原因別累年の變遷 (明治三二—昭和一三年)

年 度	出生總數		母性死亡實數		母性死亡率 (出生一〇,〇〇〇對)	
	出生	死産	母性死亡	實數	死亡率	實數
明治三二	1,567	708	176	7	4.47	116
明治三三	1,767	708	176	7	4.47	116
明治三四	1,767	708	176	7	4.47	116
明治三五	1,767	708	176	7	4.47	116
明治三六	1,767	708	176	7	4.47	116
明治三七	1,767	708	176	7	4.47	116
明治三八	1,767	708	176	7	4.47	116
明治三九	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四〇	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四一	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四二	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四三	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四四	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四五	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四六	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四七	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四八	1,767	708	176	7	4.47	116
明治四九	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五〇	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五一	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五二	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五三	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五四	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五五	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五六	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五七	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五八	1,767	708	176	7	4.47	116
明治五九	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六〇	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六一	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六二	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六三	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六四	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六五	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六六	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六七	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六八	1,767	708	176	7	4.47	116
明治六九	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七〇	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七一	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七二	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七三	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七四	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七五	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七六	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七七	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七八	1,767	708	176	7	4.47	116
明治七九	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八〇	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八一	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八二	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八三	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八四	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八五	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八六	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八七	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八八	1,767	708	176	7	4.47	116
明治八九	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九〇	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九一	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九二	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九三	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九四	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九五	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九六	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九七	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九八	1,767	708	176	7	4.47	116
明治九九	1,767	708	176	7	4.47	116
明治一〇〇	1,767	708	176	7	4.47	116

本邦母性死亡の統計的觀察

四(一九二九)	二,一九三,九九七	一,七六五	一,二三四	二,八六八	四,一〇二	五,八六七	八,〇四	五,六二	一,二六二	一,八七〇	二,六七四
五(一九三〇)	二,二〇,三八一	一,六四七	一,二五〇	二,七八四	四,〇三四	五,六八一	七,四八	五,六七	一,三〇七	一,八三一	二,五七九
六(一九三一)	二,二九,二九三	一,五六一	一,二五四	二,八五二	四,一〇六	五,六六七	七,〇三	五,六五	一,二六四	一,八五一	二,五五四
七(一九三二)	二,三〇,三三二	一,六五四	一,三一八	二,五五八	三,八七六	五,五三〇	七,二八	五,七二	一,二八五	一,六八四	二,四〇二
八(一九三三)	二,三三,三九一	一,三四七	一,三四七	二,九三七	四,四一六	五,七六三	六,六二	六,〇三	一,一一一	一九,一六	二,五七八
九(一九三四)	二,一五六,八二六	一,三七八	一,三〇七	三,〇二四	四,三三一	五,七〇九	六,三九	六,〇六	一,三三四	二〇,〇八	二,六四七
一〇(一九三五)	二,三〇六,二九七	一,三六四	一,三三三	三,〇二二	四,三三四	五,六九八	五,九一	五,七三	一,四〇二	一八,八〇	二,四七一
一一(一九三六)	二,二二,〇二五	一,三一四	一,二四一	二,八二九	四,〇七〇	五,三九四	五,九四	五,六一	一,二七八	一八,三九	二,四三三
一二(一九三七)	二,二九,二二九	一,三〇七	一,二六八	二,八六九	四,一三七	五,四四四	五,七〇	五,五三	一,二五二	一八,〇五	二,三七五
一三(一九三八)	二,〇二七,八四九	一,〇五一	一,一八六	二,六四〇	三,八二六	四,八七七	五,一八	五,八五	一,三〇二	一八,八七	二,四〇五

産褥熱による死亡は明治四一年迄多少の高低はあるが一臺より一四・〇八迄増し、爾後數年若干の減少を示すが、再び増加し大正三年の一四・一三の最高値に達し、これより大正一四年迄は一高一低、激しい増減を示すが、全體的に見て低下の傾向を示し大正十四年の九・五〇に到り、これより昭和一三年迄年と共に急激にして、併も著明なる低下の傾向を見せてゐる。この關係は第一圖に就て見ると尙明瞭であつて、半對數方眼紙に畫けるものなるを以て減少経過の趨勢曲線は他に何れにも見られなき程傾斜が急で、著しき減少を推測するに難くない。

産褥熱を除く妊娠及産を自體より發する障礙による死亡は大體全母性死亡と同様の経過を示すが、最も高いのは明治三三年の二九・〇一で、これより明治四〇年に、全死亡より著しい凹部を示したる山を示し、爾後減少の傾向を示すも全母性死亡より著しい趨勢を示し、明治四五年の一八・一〇に到り、これより経過は緩かなる減少を示し、大正一五年に到り再び上昇し昭和九年の二〇臺を曲點に最近數年の一八臺に終つてゐる。この経過を更に明治四二年より三十年間のものに就て、産による出血及び妊娠中

毒等其の他の原因によるものと分ちて見るに、産による出血は明治四二年より減少の経過を示し、四五年の最低値三・七四に到り、これを曲點に昭和九年の六・〇六迄年と共に増加し、以後若干減少の傾向を見せるが、産褥熱死亡率の傾向と反對に全體的に見て増加の趨勢を示し、其他の原因によるものに於ては大體産褥熱を除きたる他の原因によるものと同様の経過を示し、最近一〇年間に於て増減高低甚だしく、然も減少の傾向は發見出来ない。

以上の原因別の母性死亡の推移より考察するに前述の全母性死亡の累年の變動に於て知り得た最初の一〇年に於ける減少は産及妊娠自體より生起する疾患による死亡の減少に起因するものであり、それ以後の減少は産褥熱による死亡の制壓によるものである事が思惟する事が出来る。

今この關係を更に一層明かにせんが爲に、明治三二年より每五年別に八期に分ち、前記の原因別に母性死亡の推移を纏め計算し、明治四二—大正二年の矢々の原因別の死亡率を一〇〇とし各期の指數を求めると第五表の如くになり、總母性死亡に於て第一期即明治三二—三六年には一二二を示

し第二期は一一九と略、同様の値をとり、次いで急激に減少し第三期の明治四二―大正二年の一〇〇に到り、第四期は一〇九となり、爾後九九、八四、七九と漸減し最近五ヶ年は二四・六六に下り、その指數は七六で第三期に比べて二四%の減少率を示し、最初の三九・四二に比較すると三七・四%の減少を示してゐる。産褥熱によるものに於ては八八、九五と増加し、明治四二―大正二年の一〇〇に達し、第四期の一〇一を最高に、九〇、七二、五五、四四と急激なる減少を示し、六六%の著明なる減少となつてゐる。然して明治三二―三六年の一・六〇に比べると最近五箇年のそれは四九・七%の減少となり、全母性死亡より著しい減少の割合を示してゐる。

産による出血によるものは明治四二―大正二年を一〇〇とすると、毎五年毎に増加し、一〇七、一一〇、一二九、一三五と上昇し、最近五箇年に於てはその増加は止まり引續き一三五の指數を示し明治四二―大正二年に比べると三五%の増加を示してゐる。産褥熱、産出血以外の妊娠中毒その他による死亡は明治四二―大正二年を一〇〇とすると續く十年は一〇四、一〇二と稍増し、次いで八一と急減するが再び八四、八八と増加の傾向を見せ、減少率は一二%に過ぎない。従つて兩者の合計たる産褥熱を除く以外の産及妊娠による死亡は明治四二―大正二年の死亡率を一〇〇とすると、それ以前の二期は一四五、一三五の高率を示したが、第三期には急減し、それ以後は一〇四、一〇六と減少せず、大正一三―昭和三年九三に下つたが、再び増加し九五、九八となり、減少の割合は極めて少ない。最近五年の一八・八二を明治三二―三六年の二七・八二に比較すると三三・五%の減少となり、産褥熱のそれに比して少ない。

第五表 毎五年別原因別母性死亡率累年的比較

年度	母性死亡率(出産1000對)			指數(ミラ100トス)		
	産褥熱	其他ノ産及妊娠ニヨル原因	合計	産褥熱	其他ノ産及妊娠ニヨル原因	合計
一 明治三二―三六年	126	176	302	100	100	100
二 明治三七年	127	158	285	100	100	100
三 明治四二―大正二年	132	149	281	100	100	100
四 大正三―七年	133	155	288	101	104	103
五 大正八―十二年	149	156	305	113	106	109
六 大正一三―昭和二年	95	136	231	73	83	84
七 昭和四―八年	77	135	212	59	84	79
八 昭和九―一三年	53	137	190	41	89	71

以上より考按するに我が國の母性死亡の推移を見る時、今世紀初頭より現在に到る四〇年間に三七%の減少を示してゐるが、この減少は最初の一〇年は産褥熱以外の産及妊娠による疾患による死亡の減少によるが、爾後の三〇年、殊にその後半に於ける減少は産褥熱死亡の減少に負ふところ頗る大であつて、産褥熱の減少は極めて著明である。歐米諸國が今尙産褥熱死亡の制壓に努力を繼續しつつあるに比べ誠に喜ぶべき事であるが、この依つて來れる要因は防腐法、制腐法の普及に相俟つて一般婦女子の衛生知識の向上に重大意義があるが、又諸外國に於ける出産が多くは醫師に於て行はれる傾向が強く産婆の普及が充分ならず、之に反し我が國に於ては産婆の普及が殆ど全國的に行はれ、正常産の大部分が産婆により行はれ、殊に近時産婆の介補による出産の割合が多くなつた結果なりと思惟されるが、尙注目すべきは、かかる急激なる減少を更に助長し、又歐米より低率なる産褥熱死亡率を來すものに、我國に於て法則或は脱法的の妊娠中絶の

極めて少なき事がある。全妊孕數中、満期分娩に到らずして中絶する妊娠數の割合は容易に知るべくもないが、佐藤、瀨木氏等⁽¹⁷⁾の統計によると満期生産に到らず中絶、流死産に終るものは自然のもの一四%、人工のもの三%であり、E. Philipp⁽¹⁸⁾の獨逸に於ける産流推移の實狀を記した報告の流産數の推計たる二二萬の流産中自然流産約一一萬、墮胎一〇萬その他醫學的又は優生學的適應によりて行はれるもの數千に比較し、又嘗ての獨逸に於て出産數と略、同數の流産ありと推測さるる事實、更に彼のキールに於ける調査で墮胎の半が自分で行ひ、その他非醫師によりて行はれるもの更に多いとの推測に比較する場合、思ひ半ばに過ぐるものあり、ここに歐米諸國と全く異なる本邦の母性死亡の特徴が存在する事が知り得るのである。尙此等の關係を更に追求するため我が國の都市の母性死亡に就て考究する事とする。

第二節 都市に於ける母性死亡の傾向

都會は人口稠密にして社會經濟的にも組織形態が異り、従つて社會衛生學的見地より見ても特殊なる意義を有する事は今更言を俟たない事であるを以て、都市の母性死亡は如何なる傾向を示してゐるかここに觀察してみる事とする。

本邦の統計資料に於て、特に都市人口に就ての記載が行はれたのは明治三九年を最初とする。即ち人口五萬以上の市及區に就て特に項を設け、出生、死亡等の動態の記載を初めて行ひたるもので、其の後大正九年迄續き大正十年よりは人口十萬以上と改められたが現在に及んでゐる。これ等の都市の全人口中その占むる割合は明治三二年七・七%、大正九年一・二〇・七%、大正一四年一四・六・三%、昭和五年一七・八・二%、昭和一〇年二五・三・〇%であつて、年と共に増加して行く傾向を見せてゐる。これ等都市の社會衛生學的特殊性を母性死亡の推移に發見せんが爲に、都市即ち大

本邦母性死亡の統計的觀察

正九年迄は人口五萬、大正十年よりは十萬以上の市と人口それ以下の市町村(以後便宜上郡部と稱へる)との二つに分ち、夫々の母性死亡の狀況を比較してみるに、第六表に示すが如くなり、之を半對數方眼紙に畫けば第二圖の如くなる。

第六表 都市、郡部別母性死亡率比較 (明治三九—昭和一三年、對出產一〇、〇〇〇)

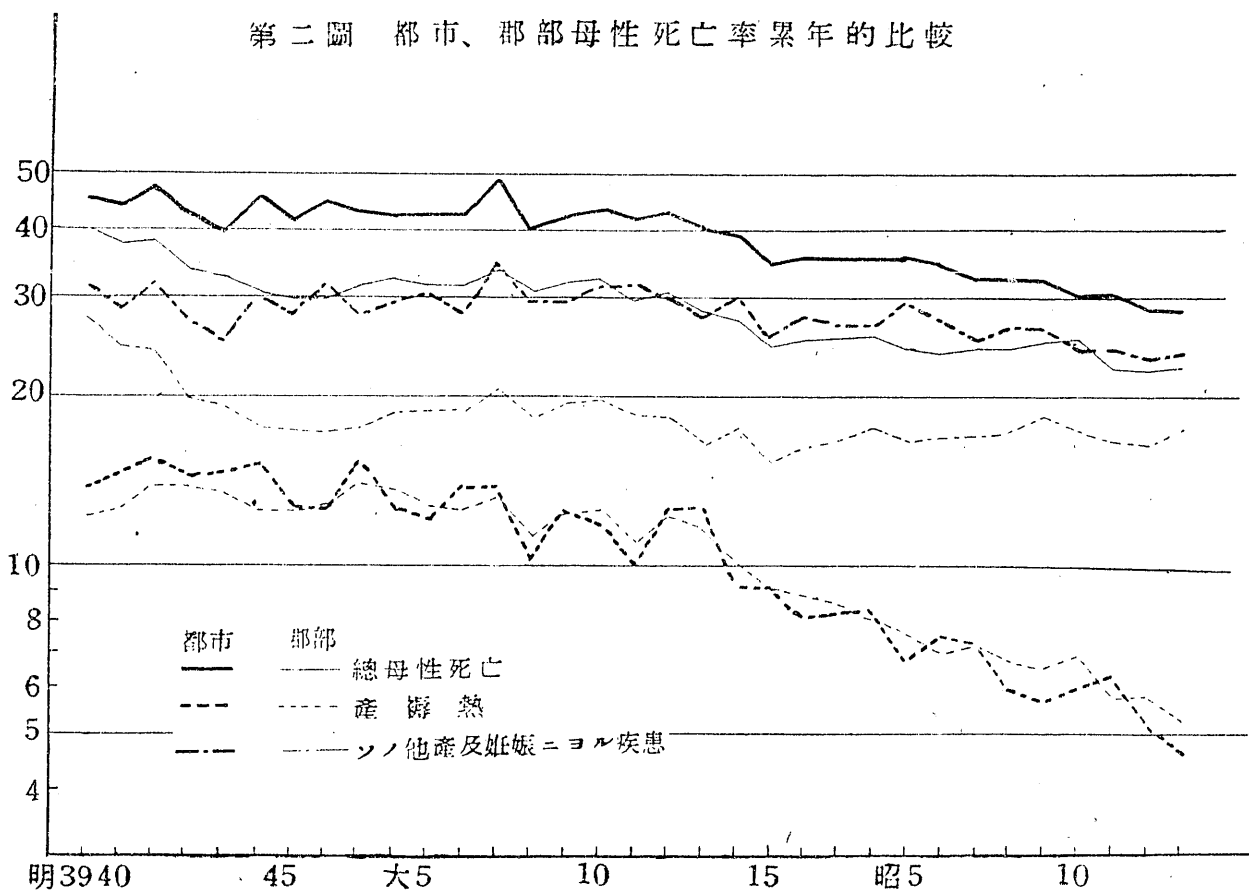
年次	都市		郡部	
	總母性死亡	其ノ他	總母性死亡	其ノ他
明治三九年(一九〇六)	四三・六	三・七	三九・九	三・七
四〇(一九〇七)	四三・六	一四・七	三九・九	三・七
四一(一九〇八)	四七・七	一五・六	三八・九	三・九
四二(一九〇九)	四三・三	一四・六	三七・七	三・六
四三(一九一〇)	三九・七	一四・六	三四・九	三・六
四四(一九一一)	四三・三	一五・〇	三〇・七	三・四
四五(一九一二)	四二・七	一八・一	二七・九	二・七
大正二年(一九一三)	四三・五	二六・六	三九・九	三・六
三(一九一四)	四三・八	一五・九	三七・九	三・三
四(一九一五)	四三・九	二九・二	三二・七	三・二
五(一九一六)	四三・三	二二・六	三〇・六	三・一
六(一九一七)	四三・三	二二・九	二六・〇	二・六
七(一九一八)	四八・〇	二二・九	三三・三	三・四
八(一九一九)	三九・九	一〇・三	二九・六	二・六
九(一九二〇)	四三・八	三・五	三二・七	三・三
一〇(一九二一)	四三・五	二・九	三三・四	三・三
一一(一九二二)	四二・七	九・九	三二・四	三・二
一二(一九二三)	四三・四	二・九	三〇・四	三・〇
一三(一九二四)	四〇・一	二・七	二六・七	二・七

一四〇(一九三三)	三九二二	九〇六	三〇〇六	二七一九	一〇〇七	一七三三
一五〇(一九三六)	三〇六一	九二〇	二五五〇	二四〇六	九三	一五三三
昭和三年(一九一七)	三五九〇	八〇七	二七八四	二五〇四	八九五	一六三二
三〇(一九二八)	三五三六	八三三	二六九三	二五〇三	八六三	一六七〇
四〇(一九二九)	三五二四	八三三	二六九一	二五〇三	八〇二	一七五〇
五〇(一九三〇)	三五七六	六七二	二九〇四	二四三三	七五九	一六七五
六〇(一九三一)	三〇八六	七四二	二七四四	二三九六	六九七	一六九九
七〇(一九三二)	三〇三二	七三四	二五〇七	二四二六	七七七	一六九九
八〇(一九三三)	三〇六一	五九九	二六六二	二四一三	六七七	一七三六
九〇(一九三四)	三〇三三	五七五	二六五七	二五〇五	六五五	一八〇〇
一〇〇(一九三五)	三〇四〇	六〇六	二四三三	二五〇五	五八八	一七七七
一〇〇(一九三六)	三〇六六	六三六	二四二八	二五〇九	五八一	一六七七
一〇〇(一九三七)	三〇八三	五二九	二六六四	二五〇六	五八四	一六五三
一〇〇(一九三八)	二六六九	四六七	二四〇三	二二七四	五三三	一七四一

※都市ハ大正一〇年以前人口五萬、以後ハ一〇萬以上ノ市、郡部ハソレ以下ノ市町村。

これ等に就て市部、郡部別に全母性死亡を比較して見ると、兩者の間には著しい差が見られ都市は各年度に於て郡部より高き死亡率の値をとり、又、その累年の變遷に就て見ると都市は最初一五年死亡率は四〇―四五の間を上下し略、固定されたる値をとり大正八年の三九・九〇に及んでゐるが、郡部に於ては明治四五年迄順調に下り、明治三九年の三九・九三は二九・九〇に迄下り、これより増大し大正一〇年の三二・二四に至り、ここを曲點とし、一五年の二四・四六迄下り、以後二四―二五を上下し、最近數年稍、減少二二臺に達してゐる。大正八年以後の都市の死亡率の經過は大正八年より大正一五年迄一時増加の傾向を見せるが下り三四・六一に達し、以後三四―三五の間に固定され昭和七年の三二・六一に到り、八年より緩かに減少

第二圖 都市、郡部母性死亡率累年の比較



年	昭和四一	昭和九一	明治四二	大正二一	大正三	大正八	大正三一	昭和四一	昭和九一
昭和	四一	九一	四二	二一	三	八	三一	四一	九一
年	八年	一三年	二年	二年	七年	二年	三年	八年	一三年
母性死亡率	七二七	五八三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
産褥熱	一八・二九	一八・八二	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
其ノ他	二五・五六	二四・六六	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二
	七・〇三	五・六二	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
	二六・八九	二四・五二	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	三三・九二	三〇・一四	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
	七・三一	五・八九	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
	一六・七六	一七・三一	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
	二四・〇七	二三・二〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	六・一八	五・二二	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五
	三二・七九	二三・六一	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
	三八・九七	二八・七三	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	八・七〇	七・二四	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六
	三〇・六六	二八・七三	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八
	三九・三六	三六・七七	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇

第七表の後半は各期の全國の各死因別死亡率を一〇〇としたる場合の都市、郡部及び東京、大阪兩市夫々の死亡率の割合であるが、この數字を見ると一層既述の關係が明かになる。即ち都市に於ては死亡率は各期共に二〇—三〇%高いが、これは産褥熱によるものでなく、産褥熱では寧ろ九六—七で低く、これは産褥熱以外のもの約四—五〇%方多き事によるもので、これは東京市に就ても言へる事であつて、産褥熱は何等意義がない。然し大阪市に於ては兩者共に關係し何れも全國平均より高い値を示してゐる。

都市の母性死亡は田舎のそれに比して高いとは歐米の成書に記すところであつて、この原因として中流階級の墮胎の頗行、生殖器疾患の多き事及び不良なる生活環境が擧げられ、その一例として二、三の例を擧げれば第八表の如くで、大體に於て都市は高き死亡率を示す事を知る事が出来る。

第八表 各國都市母性死亡率

年	度	母性死亡率
フランス	一九二五—二八	二・七%
パリ	〃	三・九

都 市	年	度	産褥熱	其ノ他
スウェーデン	一九二六—二九	〃	三・一	
英 吉 利	一九二七—二九	〃	三・七	
ロンドン	〃	〃	四・三	
ドイ ツ	一九二六—二九	〃	三・四	
ベルリン	〃	〃	五・〇	
北米合衆國	一九二二—二八	〃	一一・二	
都 市	〃	〃	六・五	
	〃	〃	七・四	

然してこの高き死亡率を示す原因として前節に述べし如く墮胎を第一原因とし、尙生活環境の不良も擧げて居り、この爲の産褥時の創傷感染による死亡を重要視してゐるが、今前記の二、三の國に就て母性死亡中産褥熱とその他の疾患によるものとの割合を示すと第九表の如くになり、都市は全國に比して産褥熱頻度は高い事が見る事が出来るのである。

第九表 各國母性死亡中産褥熱割合

年	度	産褥熱	其ノ他
英 吉 利	一九二七—二九	四〇	六〇
ロンドン	一九二七—二九	三八	六二
	一九三二	四七	五三

ド	イ	ツ	一九二六—二九	五二	四八
ベル	リ	ン	一九二六—二九	六〇	四〇
スウ	エ	ー	デン	一九二六—二九	五〇
都	市		一九二六—二九	五九	四一
北米	合	衆	國	一九二二—二八	三七
都	市		一九二二—二八	四一	五九

一方翻つて本邦に於ける母性死亡中産褥熱によるものの死の占める割合を明治四二年より毎五年別に見ると、第一〇表に見る如くであり、各年度に於て都市は郡部に比べて産褥熱の割合は低くある事が知る事が出来、又全国、都市、郡部共に年代の経過と共に産褥熱の割合は次第に減少して行く事が察知するに難くない。

第十表 本邦母性死亡中、産褥熱割合

	全国	都市	郡部	東京市	大阪市
明治	大正	四〇・七五%	三三・九二%	四一・八五%	三一・六八%
大正	三二・七	三九・九七	三一・二七	四一・三九	二九・〇六
昭和	昭和三	三六・九九	二七・一四	三八・八八	三〇・九四
昭和	四	三四・九七	二五・二八	三六・七八	二二・四八
昭和	五	二八・四四	二〇・七二	三〇・三七	一五・八四
昭和	六	二二・六四	一八・六四	二五・三九	二七・七三
昭和	七	一九・三三	一四・三三	二二・七三	一九・四三

これ等の事實よりして我が國都市の母性死亡率は諸國の都市と同様高率であることに變りないが、この原因には何等産褥熱には關係なく、寧ろ低き状況で、著しく高い産及び妊娠をそれ自體より發する疾病による死亡によりて來るものである事としてよく。

然らばこの都市の多き母性死亡は何によつて來るものなるか、更に詳細に現行の死因及疾病分類の使用し始められたる昭和八年よりの母性死亡の

本邦母性死亡の統計的觀察

實狀に就てその傾向を觀察してみる事とする。

昭和八一—三年の全國の母性死亡に就ては第一表に示した通りであるが、これを毎二年別に人口一〇萬以上の都市とそれ以下の市町村即ち本稿で郡部と假稱する地區に分ち、出産一〇、〇〇〇に對する割合を中分類、小分類別に求めると第一一表の如くなる。

先づ本表に就て中分類五項の死亡原因に就て昭和八一—三年の總平均死亡率を比較してみると、産褥熱によるものの死亡の都市に少なき事は已述の如くであつて、郡部の六・〇四に對して都市は五・六八を示し稍、少く、その外に都市の小さいものは「其ノ他ノ産ニヨル疾患」に因るもので郡部の三・二八に對し都市は二・五五であつて、産褥熱に於けるより其の差は著しい。然し乍ら兩者以外の三項即ち妊娠中の不慮の障碍、産による出血及妊娠中毒によるものに於てはこれと反對に都市の方が高く、妊娠中の不慮の障碍によるものに於ては郡部の二・二〇に對して三・二六と約五〇%、産による出血によるものに於ては五・五五に對し六・七三で、約二〇%高き値を示してゐる。特に妊娠中毒によるものに於ては郡部が六・二九を示すに對し一二・三二で約二倍の多きに達して居り、この傾向は各二年毎に於ける母性死亡の傾向にも見られ、注目すべき事であり、總母性死亡率が郡部の二・三・三六なるに都市が三〇・五三と約三〇%高き事の大部分を意義づけてゐる事を知る事が出来る。

更に小分類別に都市と郡部の母性死亡の傾向の本質的相異を觀察するに、流産による死亡(小分類項目一四〇、一四一)に於ては都市は高くなく、寧ろ郡部の一・二二に對し〇・八九で低き値を示し、又其の他産による障碍に於ても郡部の三・一五に對し二・四四で低いのに反し、子宮外妊娠による死亡は郡部の一・〇七に對して二・四〇と二倍餘の高率を示し、又中分類に

地區別(全國、都市、郡部)比較

出産 10,000 對 昭和 8—13 年

— 1 1 年			昭和 1 2 年 — 1 3 年						昭和 8 年 — 1 3 年									
以上ノ市	其ノ市	他ノ町村	全 國		人口十萬市以上ノ市		其ノ市		他ノ町村		全 國		人口十萬市以上ノ市		其ノ市		他ノ町村	
3.50	1.07	2.33	0.86	2.19	0.50	2.77	0.96	2.03	0.99	2.42	0.75	3.26	1.05	2.20	0.08	0.07	0.07	0.07
	1.16		1.25		2.17		1.00		1.34		2.40		1.07					
	0.10		0.07		0.10		0.07		0.09		0.10		0.08					
6.32	5.50	5.50	5.68	5.68	6.49	6.49	5.46	5.46	5.80	5.80	6.73	6.73	5.55	5.55				
6.22	0.13	5.85	0.20	5.46	0.16	4.94	0.21	5.60	0.16	5.97	0.14	5.68	0.16	6.04	5.88	0.06	0.06	0.06
	5.71		5.26		4.78		5.39		5.81		5.53		5.88					
11.91	5.23	6.20	6.59	7.55	10.86	12.17	5.40	6.26	6.30	7.54	10.32	12.29	5.25	6.29	1.04	0.06	0.06	0.06
	0.97		0.96		1.31		0.86		1.23		1.96		1.04					
2.57	0.04	3.05	0.06	3.02	0.09	2.40	0.05	3.19	0.07	3.13	0.08	2.58	0.07	3.28	0.06	0.06	0.06	0.06
	2.95		2.87		2.18		3.07		3.00		2.44		3.15					
	0.06		0.09		0.13		0.07		0.06		0.06		0.06					
30.53		22.93	23.89		28.76		22.54		24.85		30.53		23.36					

於て約二倍に及んだ妊娠中毒は之を小分類により蛋白尿及子癇とその他の妊娠中毒に分つても同様の傾向が見られる。

以上よりして都市は醫療施設が充分完備し、教育文化の程度が郡部より進歩しあるにも拘らず、かかる高率の母性死亡を示す事は何に起因するかと云ふに、先づ都市に於て正確なる診断が行はれることを一理あると思はれるが、更に別に何等か他の誘因がより大きく作用するものと思はれる。然しそれが生活環境、生活態様の相異によつて來るか、労働の過重によるか、或は都市母性に何等か母性死亡を來す素因、誘因が特にあるか、一概には斷言し得ない。然し個々の死因に就て考へると、子宮外妊娠による死亡が都市に特に高い事はその病因論的に見て都市に於いて生殖器疾患のより多き事によるものとも考へられる。子宮外妊娠の發生と生殖器疾患殊に痲疾との間に極めて重要な關係ある事は或書の説く事であり (Schlatta Halm)、痲疾性卵管炎による完全閉塞に到らぬ軽度の後遺變化は卵の通過障礙を來し屢々子宮外妊娠を來すものであり、痲疾を既往に認めずとも避妊、墮胎等による化膿菌の感染は同様の變化を起し、爲に子宮外妊娠を來す事多く、放置すれば生命の危険を來すものであつて、郡部の不十分な醫療施設に反し、完備したる組織をもつ都市に死亡者の割合高き事は都市に子宮外妊娠の發生する頗度の高き事を裏付けるものであつて、都市母性の子宮外妊娠を來す、誘因の多きこと即ち生殖器疾患の既往症を有するもの多き事を意味するものに非ずやと思はれる。産による出血、妊娠中毒症によるものに於ても同様であつて、共にその原因が複雑であり又未知の點も多く一概に原因を指摘出來ないが、郡部に於て充分産前の休養がとれ、又完全なる醫療が受け得るに非ず、寧ろこの反對なるにも拘らず、都市の半ばの死亡率を示すに過ぎず、完全なる醫療、處置を受け得る都市に

第十一表 原因別(中分類、小分類)母性死亡率、

中分類	小分類	昭和8年—9年					昭和10年			
		全 國	人口十萬以上ノ市	其ノ他ノ市	其ノ他ノ町	其ノ他ノ村	全 國	人口十萬		
66 妊娠中ノ不慮ノ障礙	141 産褥熱ヲ伴ハザル流産	1.07		0.86		1.13		1.04		0.91
	142 子宮外妊娠	1.33	2.49	2.58	3.52	1.03	2.24	1.44	2.58	2.47
	143 其ノ他妊娠中ノ不慮ノ障礙	0.08		0.08		0.08		0.10		0.13
67 産ニヨル出血	144 産ニヨル出血	6.04	6.04	7.44	7.44	5.70	5.70	5.67	5.67	6.32
68 産 褥 熱	140 産褥熱ヲ伴フ流産	0.15		0.16		0.15		0.13		0.11
	145 産 褥 熱	6.35	6.50	5.71	5.87	6.51	6.66	5.80	5.93	6.12
69 妊娠中毒(蛋白尿、子癇)	146 産ニヨル蛋白尿及子癇	6.15		10.33		5.13		6.19		9.79
	147 其ノ他妊娠中毒	1.52	7.67	2.51	12.84	1.28	6.41	1.21	7.40	2.12
70 其ノ他ノ産ニヨル疾患	148 産ニヨル白股腫栓塞及頓死	0.10		0.08		0.11		0.05		0.07
	149 其ノ他ノ産ニヨル其ノ他ノ障礙	3.28	3.42	2.70	2.79	3.42	3.57	2.84	2.95	2.46
	150 其ノ他ノ産ニヨル其ノ他ノ疾患	0.03		0.01		0.03		0.06		0.04
母 性 死 亡 總 計			26.12		32.47		24.58		24.52	

都市ハ人口十萬以上ノ市、郡部ハソレ以下ノ市町村ヲイフ。

多き母性死亡率を示す事はその因つて來るところは不明であるが、都市に於ける母性の生理的生活態様、生活環境が何等か彼等に特に妊娠中毒症、産出産を多く來す誘因として作用するを豫想するに難くない。かかる結果より多くの該疾患を發するもの生じ、ここに高き死亡率を示す結果と思惟されるが、この事は單に一推察に過ぎず、更に都市の母性死亡を生活程度別に迄充分觀對し得る資料がない爲、即ち都市の多き母性死亡が限られたる階級にのみ多發し全體的に高い死亡率を示すに非ずやとも思はれる事に關し充分なる研究が行ひ得ない爲、あく迄單なる假設として推量したるものとして止めて置く次第である。

第三節 府縣別に見たる母性死亡の傾向

母性死亡を各府縣別に明治三十二年より昭和十三年迄四十年間毎五年別に八期に分ち、全母性死亡更にそれを分ちて産褥熱及び其の他の産及妊娠による原因とに分ちて出産一〇、〇〇〇に對する死亡率を觀察して見るに第十二表の如くなり各府縣共に時代の經過と共に減少の傾向は夫々明かに見ることが出来るが、尙各府縣の間に相當の高低の差異がある事は否定出來ない。今最近五年間(昭和九—十三年)に於ける各府縣の總母性死亡率を見るに、最も低きは茨城縣(一五・九五)にして、次いで愛知(一八・三八)、山形(一八・五八)、宮城、新潟、福島諸縣の順で、更に栃木、滋賀、静岡の三縣が之に次いで低き率を示し、高きものは沖繩縣の三八・五三は先づ別として、大阪(三三・九八)、山口(三三・六九)、奈良(三一・四七)特に高く、石川、東京、秋田、大分之に次ぎ、之を更に明治三十二年よりの母性死亡率に就て見ても地域的にはその高低を論ずる事が難しい。而して最近五年に於て全日本の平均より高きものは二〇府縣にして、低きものは二七縣であり、大都市を含む東京、大阪、京都の三府、兵庫縣の四府縣は共に

高き値をとる事は前項の説明と一致するが、名古屋市を含む愛知縣が極めて低率を示す事は注目すべき事である。

第十二表 每五年別各府縣原因別母性死亡率 (出産一〇、〇〇〇對)

(其ノ一)

全	明治三十二年—三十六年		明治三十七年—四十一年		明治四十二年—大正二年		大正三年—七年	
	産褥熱	其ノ他	産褥熱	其ノ他	産褥熱	其ノ他	産褥熱	其ノ他
一 北海道	一一・六〇	二七・八二	一二・五七	二五・八四	一三・一九	一九・一八	一三・三一	一九・九九
二 青森	一一・九五	三一・九八	一一・七八	二六・九一	一一・八七	一九・三八	一〇・三三	二二・二六
三 岩手	一一・九一	三〇・三九	一一・七二	一九・三五	一六・九一	一四・三二	一六・三五	一四・二六
四 宮城	一一・八一	三一・二八	一一・七四	二五・六七	一八・二一	一九・二〇	一八・一四	二二・五一
五 秋田	一一・〇九	一八・八四	一一・八〇	一八・四六	一〇・九九	一二・六五	一一・四七	一一・三一
六 山形	一一・九六	三五・二六	一一・三三	二九・四二	一七・五九	二二・八八	一六・一〇	二〇・七八
七 福島	九・二三	一八・五二	一一・三四	一八・五三	一一・八九	一三・一〇	一〇・二〇	一四・八三
八 茨城	九・八五	二〇・五〇	一一・九二	二〇・八五	一二・八〇	一五・二五	二八・九五	一四・〇四
九 栃木	一一・九九	二六・七四	一四・三四	一九・三四	一四・六八	二九・四九	一三・九一	一四・六〇
一〇 群馬	一一・三一	二五・〇五	一一・三五	一八・九八	一三・一一	一六・九六	一一・〇三	一七・〇六
一一 埼玉	一一・二八	二〇・一六	九・四〇	一九・四八	一二・七九	一四・八一	一一・〇三	一七・一八
一二 千葉	一一・一〇	二四・五四	一二・三三	二四・二八	一三・〇〇	一七・〇六	一一・一一	一五・八〇
一三 東京都	一一・八七	二二・七八	一四・六二	一九・〇五	一五・七二	一六・三一	一一・六二	一五・九一
一四 神奈川県	一一・八七	二八・六六	一三・三四	二九・三一	一二・七〇	二五・三九	一三・〇九	二八・一九
一五 新潟	九・七八	二一・四七	一一・四一	二一・四六	一〇・六七	一九・三〇	一〇・六七	一八・二六
一六 富山	一一・五八	三一・八六	一一・二六	二三・四六	一一・三五	一九・二〇	一一・〇六	一八・八三
一七 石川	九・〇八	三四・四七	一〇・八一	三〇・二一	一〇・一九	二三・三三	一一・六五	二二・四三
一八 福井	七・五九	三一・四二	九・〇七	三〇・一五	一一・二六	二三・二四	一三・二九	二二・八六
一九 山梨	七・七一	一九・七四	八・九三	二二・九〇	八・〇九	一五・〇四	一一・〇四	一五・一五
全	一六・一一	三三・〇二	一四・一五	二四・六一	一六・二五	一九・三四	一五・五七	一九・七四
産褥熱	一一・六〇	二七・八二	一二・五七	二五・八四	一三・一九	一九・一八	一三・三一	一九・九九
其ノ他	一一・九五	三一・九八	一一・七八	二六・九一	一一・八七	一九・三八	一〇・三三	二二・二六
總死亡	二二・五五	五九・八〇	二四・三五	五二・七五	二五・一四	三八・五六	二三・八八	四一・二五

二〇	長	野	一・四七	二五・七三	三七・一八	一・一七九	二四・二〇	三五・九九	一四・九六	一五・三〇	三〇・二六	一四・五八	一七・九二	三二・五〇
二一	岐	阜	九・二六	二四・六〇	三三・八六	七・三九	二二・七五	三〇・一四	一一・二二	一六・九一	二九・〇三	一一・〇五	一七・六五	二九・七〇
二二	靜	岡	一〇・三七	二〇・四九	三〇・八六	一〇・七二	二〇・四一	三一・一三	一一・〇五	一七・七六	二九・八一	九・九八	一七・〇五	二七・〇三
二三	愛	知	八・八八	二一・四九	二八・〇三	七・六七	二〇・三六	二四・二五	八・五〇	一五・七五	二四・三一	八・〇一	一六・三〇	二四・四八
二四	三	重	七・五二	二〇・〇一	二七・五三	九・八六	一七・九一	二七・七七	一〇・五七	一三・八七	二四・四四	一一・六二	一六・一五	二七・七七
二五	滋	賀	七・四〇	二四・〇一	三一・四一	七・六七	二二・五一	三〇・一八	一〇・〇四	一六・三〇	二六・三四	一〇・一一	一六・〇六	二六・一八
二六	京	都	一〇・九二	二五・七〇	三六・六二	一一・二八	二八・六一	三九・八九	一二・九二	二四・七四	三七・六六	一二・六二	三〇・六〇	四三・二二
二七	大	阪	一三・一五	二九・九四	四三・〇九	一五・二九	三四・一六	四九・四五	一四・八八	二六・五三	四一・四一	一四・七四	二九・四七	四四・二一
二八	兵	庫	九・〇五	二七・二九	三六・三四	一〇・八九	二六・五六	三七・四五	一〇・二四	一八・七九	二九・〇三	一一・七一	二三・四八	三五・一九
二九	奈	良	八・七七	二七・一七	三五・九四	一一・三六	二七・六九	三九・〇五	一二・三三	一八・四六	三〇・七九	一一・〇八	二一・八六	三三・九四
三〇	和	山	一一・〇三	三二・七九	四四・八二	一二・〇七	三六・三一	四八・三八	一二・七六	二三・七九	三六・五五	一〇・九〇	二三・四八	三三・三八
三一	鳥	取	九・四一	三二・五〇	四一・九一	八・九六	二・六四二	三五・三八	一〇・二九	一六・七八	二七・〇七	一三・六八	一八・七七	三二・四五
三二	島	根	一一・〇〇	四四・四五	五五・四五	一〇・九二	三七・四五	四八・三七	一四・一八	二八・四四	四二・六二	一六・〇三	二四・六七	四〇・七〇
三三	岡	山	一二・〇六	三三・五二	四五・五八	一二・七九	三〇・九五	四三・七四	一五・七七	二一・七〇	三七・四七	一七・二〇	二三・一一	三九・三二
三四	廣	島	九・五〇	二四・〇三	三三・五三	一〇・六五	二四・〇〇	三四・六五	一〇・四〇	一八・一〇	二八・五〇	一一・四〇	二〇・三四	三一・七四
三五	山	口	一四・九一	三四・六四	四九・五五	一五・六二	三〇・六六	四六・二八	一六・八〇	二三・三八	三九・一八	一七・九八	二八・四〇	四六・三八
三六	德	島	九・一〇	二七・九四	三七・〇四	八・八三	二七・七九	四六・二八	一〇・一一	一九・〇一	二九・一一	一三・八四	一九・六九	三三・五三
三七	香	川	八・三〇	二八・六二	三六・九二	九・八一	二六・四一	三六・二二	一〇・四六	一九・四五	二九・九一	九・五八	一六・〇四	二五・六二
三八	愛	媛	一五・九一	二三・五〇	三九・四〇	一一・八九	二八・〇一	三九・九〇	一一・八二	一八・五二	三一・三四	一三・二三	一七・〇八	三〇・三一
三九	高	知	九・八五	二四・二四	三四・〇九	一一・六二	二七・二一	三九・八四	一五・四二	一四・六〇	三〇・〇二	一七・四五	一四・〇九	三一・四三
四〇	福	岡	一三・三九	二九・四九	四二・八八	一五・九五	二九・〇三	四四・九八	一四・〇六	二〇・六一	三四・六七	一四・〇一	一九・七六	三二・四九
四一	佐	賀	八・八四	二四・六四	三三・四八	一〇・九八	二二・一〇	三四・〇八	一一・九九	一五・九六	二七・九四	一一・八〇	一九・五四	三一・五四
四二	長	崎	一七・一六	三二・八八	五〇・〇四	一五・五三	三五・八七	五一・四〇	一一・四三	二二・五〇	三四・九八	一四・四九	一九・五四	三四・〇三
四三	熊	本	一四・四八	三三・六九	四八・二七	一七・八六	二九・九五	四七・八一	一五・七一	二三・〇六	三八・七七	一八・六一	二三・四七	四一・〇八
四四	大	分	一三・七二	三三・三〇	四七・〇二	一六・五一	二八・九二	四五・四三	一五・一九	二〇・四五	三五・六四	一六・〇四	二二・五四	三七・五一
四五	宮	崎	一〇・五七	三三・三一	四三・八七	一三・七九	三四・二二	四八・〇一	一三・一一	二二・一一	三五・二三	一四・五七	二二・五〇	三七・〇六
四六	鹿	島	一三・四九	四三・四五	五八・九三	一五・一七	三八・〇六	五三・二三	一七・一九	二三・六一	四〇・八〇	一七・〇〇	二二・六四	三八・六四
四七	沖	繩	六〇・五八	五四・〇一	一一四・五九	六四・二四	三九・一六	一〇三・三九	五三・七五	二四・五八	七八・三一	六三・〇四	一九・四九	八二・五三

本邦母性死亡の統計的觀察

(其ノ二)

五

六

七

八

七〇

全	大正八年—十二年		大正十三年—昭和三年		昭和四年—八年		昭和九年—十三年		昭和四—十三年 昭和三十—三十四 年 對スル減少 割合				
	産褥熱	其ノ他總死亡	産褥熱	其ノ他總死亡	産褥熱	其ノ他總死亡	産褥熱	其ノ他總死亡					
一 北海道	一一・八九	二二・二四	三三・一四	九・五六	一七・七八	二七・三四	七・二七	一八・二九	二五・五六	五・八三	一八・八二	二四・六六	三五・五
二 青森	九・三六	一八・一七	二七・五三	九・二一	一八・二四	二七・四五	七・八八	一七・二七	二五・一五	五・七二	一八・四九	二四・一一	三九・七
三 岩手	一四・三六	一五・四一	二九・七七	一三・五〇	一三・五一	二七・〇一	一一・八六	一四・〇八	二五・九四	七・三〇	一四・七四	二二・〇四	四〇・八
四 宮城	一九・一四	二二・〇九	四〇・二三	一六・〇七	一八・三一	三四・三八	一一・二五	一八・二五	三〇・四〇	九・八七	一七・二六	二七・一三	三一・二
五 秋田	一一・三三	一五・〇七	二六・三〇	九・四一	一一・五一	二二・九一	七・〇八	一四・〇三	二二・一一	四・八二	一四・六八	一九・五〇	三二・五
六 山形	一五・七三	一八・〇八	三三・八一	一三・二六	一八・一七	三二・四三	一一・五八	二〇・二七	三一・八五	八・六八	一九・六九	二八・三七	三五・二
七 福島	一〇・一〇	一六・〇〇	二六・一〇	八・五一	一一・五一	二〇・六三	五・九八	一三・三二	一九・三〇	四・三二	一四・二六	一八・五八	三四・五
八 茨城	一一・二八	一七・一〇	二八・三八	八・二七	一三・七三	二二・〇〇	五・三九	一四・四二	一九・八一	四・四〇	一五・四五	一九・八五	三七・二
九 栃木	一一・六六	一七・三八	二九・〇四	八・四〇	一四・三〇	二二・七〇	六・五〇	一六・一一	二二・六二	四・九五	一一・〇一	一五・九六	三九・八
一〇 群馬	一一・三四	一七・五二	二八・八六	七・五二	一五・三五	二三・八七	六・一一	一五・九〇	二二・二〇	三・九五	一六・四六	二〇・四一	四〇・五
一一 埼玉	一〇・三三	一八・五三	二八・八六	八・六四	一六・四〇	二五・〇四	六・二七	一六・五六	二三・八三	四・九四	一七・八六	二三・八〇	二四・三
一二 千葉	一〇・七〇	一六・二二	二六・九一	七・四七	一六・五七	二四・〇四	五・九一	一八・四二	二四・三三	四・九三	一八・三九	二三・三二	三五・八
一三 東京	一一・三四	一七・七一	三〇・〇五	一一・四四	一五・六三	二七・〇七	八・四〇	一六・一〇	二四・五〇	六・〇九	一九・六四	二五・七三	四一・七
一四 神奈川	一〇・五九	二九・五四	四〇・一三	八・五八	二九・九九	三八・五七	五・六一	二六・一一	三三・三七	五・一八	二三・三四	二八・五二	二七・八
一五 新潟	一〇・一八	二二・九九	三三・一七	七・一九	二〇・七五	二七・九四	五・三二	二二・一五	二七・三七	四・一九	二二・三四	二五・四三	一七七
一六 富山	一一・二七	一九・二三	三〇・五〇	八・三九	一九・七四	二八・一三	五・七二	一五・八七	二二・五九	四・六八	一四・九八	一九・六六	四・七八
一七 石川	一二・四六	二二・五四	三五・〇〇	一〇・一六	一九・六一	二九・七七	六・八九	一五・五九	二三・四八	六・七四	一六・五三	二三・二七	四五・九
一八 福井	一〇・二八	二〇・五五	三〇・八三	一〇・七八	一五・六三	二六・四一	八・〇九	一六・七〇	二四・七九	七・六〇	二一・〇四	二八・六四	三三・〇
一九 山梨	一三・三四	一九・〇三	三二・三七	九・四五	一三・九一	二三・三六	六・四六	一七・二七	二三・七三	七・二九	一五・八五	二三・一四	一九・五
二〇 長野	一一・三四	一九・〇三	三二・三七	一一・二〇	一八・六二	三〇・八二	九・〇一	一八・三七	二七・三八	八・七八	一八・二九	二七・〇七	三七・九
二一 岐阜	一〇・三〇	一六・八九	二七・一九	七・七七	一四・三七	二二・一四	六・九六	一七・二三	二四・一九	四・九六	一七・〇六	二二・〇二	三七・八
二二 静岡	九・五二	一七・九〇	二七・四二	七・〇二	一四・一七	二二・一九	五・一六	一五・五四	二二・七〇	四・三六	一六・五三	二〇・八九	三三・九
二三 愛知	七・八〇	一六・六八	二三・〇四	七・四九	一四・五五	二二・〇四	五・四八	一四・九四	二〇・四二	三・九二	一四・四六	一八・三八	三三・六
二四 三重	一〇・四〇	一五・八五	二六・二五	八・二七	一四・五三	二三・八〇	五・三七	一五・一五	二〇・五二	四・六五	一七・〇六	二二・七一	二三・七

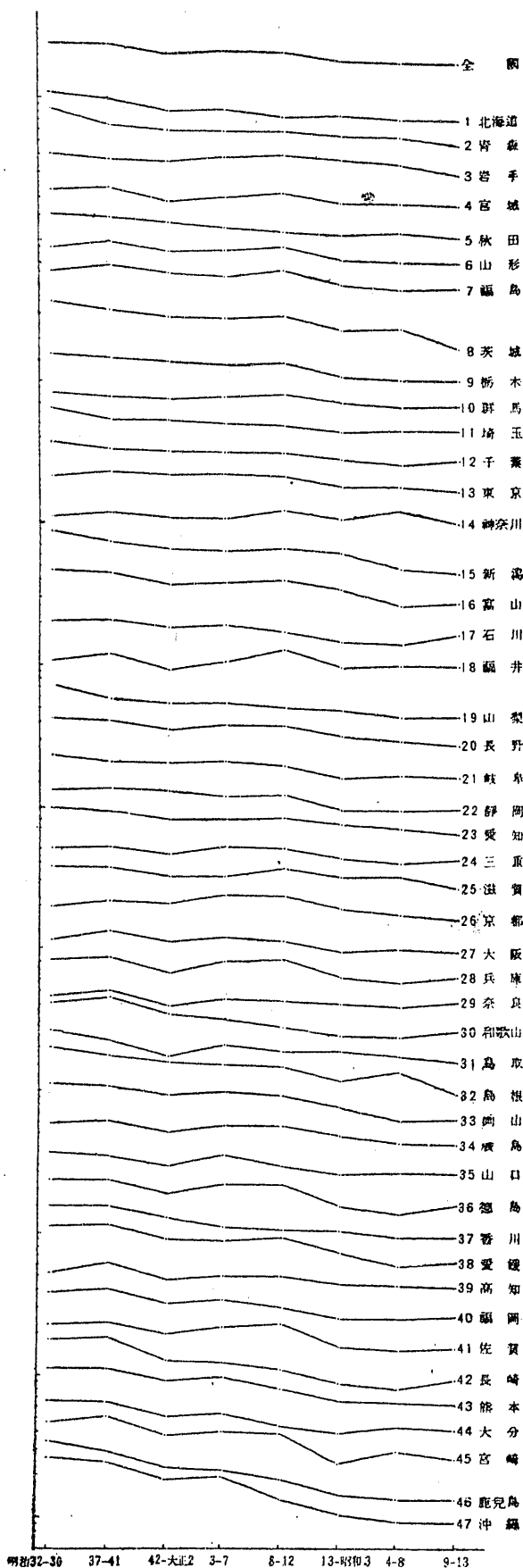
二五	滋賀	一〇九三	一八四五	二九三八	九〇二	一六二二	二五・三三	七三六	一七・六八	二五・〇四	四七二	一六・〇六	二〇・七八	二五・五
二六	京都	一一八一	三〇八八	四二六九	九三三	二五・一八	三四・五一	五七九	二四・九〇	三〇・六九	五七〇	二二・一九	二七・八九	二二・四
二七	大阪	一一八九	二八四〇	四一三九	一〇一四	二四・三五	三四・四九	八五六	二七・四六	三六・〇二	六七一	二七・二七	三三・九八	二四・六
二八	兵庫	一一五一	二四〇〇	三五五一	八八六	一七・八六	二六・七二	六三〇	一八・〇〇	二四・三〇	四八二	二二・五五	二六・三七	三一・四
二九	奈良	一二四六	二〇二六	三二七二	一二八八	一七・八七	三〇・七五	九三五	二〇・二四	二九・五九	八九五	二二・五二	三一・四七	一八・六
三〇	和歌山	一一〇〇	一八三二	二九三二	九四五	一五・九三	二五・三八	六五二	一八・二九	二四・八一	六〇七	二〇・九九	二七・〇六	四四・四
三一	鳥取	一一八一	一七二八	二八九九	九九五	一九・一六	二九・一一	八八〇	一七・八四	二六・六四	六・一七	一七・六九	二二・八六	三四・六
三二	島根	一四〇八	二五〇八	三九一六	一〇五一	二〇・九四	三一・四五	八六四	二七・五三	三六・一七	六・一四	一八・七六	二四・九〇	四〇・九
三三	岡山	一三二二	二二・三七	三六五九	一一〇六	一九・一五	三〇・一一	六八五	一七・二八	二四・一三	六八八	一七・七〇	二四・五八	四五・五
三四	広島	一〇七五	二〇三四	三一〇九	九三八	一七・二一	二六・五九	六三七	一七・〇四	二二・四一	五・四九	一七・二八	二二・七七	三二・三
三五	山口	一三五八	二五二六	三八七四	一四〇四	一九・六五	三三・六八	九六四	二四・六五	三四・二九	八・二六	二五・四三	三三・六九	二九・〇
三六	徳島	一二六七	二〇七四	三三・四一	九〇三	一四・三〇	二二・三三	六〇三	一四・三六	二〇・三九	六七一	一六・六四	二二・三五	四〇・七
三七	香川	九八二	一四・六一	二四・四三	八五六	一五・三〇	二二・八六	五六三	一五・五四	二二・一七	五七二	一五・五〇	二二・三二	四四・三
三八	愛媛	一二七四	一九〇六	三一八〇	九六九	一五・四六	二五・一五	五八五	一三・九三	一九・七七	五・二六	一五・七八	二二・〇五	四八・六
三九	高知	一六五六	一四・五九	三一・一五	一一三九	一四・九八	二七・三七	一〇・五六	一六・三六	二六・九二	八・二八	一七・六五	二二・八三	二八・五
四〇	福岡	一一九五	二〇八九	三二・八四	九六八	一八・〇八	二七・七六	七五一	一九・七三	二七・三四	六・二〇	二二・六一	二七・八一	三七・四
四一	佐賀	一〇六四	二二・七一	三三・三四	七七六	一四・八九	二二・六五	六五二	一四・五八	二二・一〇	四・八八	一七・〇二	二二・九〇	三六・四
四二	長崎	一一四五	一八・九三	三〇・三八	八三三	一五・八七	二四・一〇	六五八	一五・六二	二二・二〇	五・四二	一九・六二	二五・〇四	五三・四
四三	熊本	一四・一一	一九八八	三三・九九	一一〇三	一六・八七	二七・九〇	九〇五	一七・七五	二六・八〇	六六〇	一九・一四	二五・七三	四五・二
四四	大分	一一九〇	一六・九二	三〇・八二	一一五〇	一五・五一	二七・〇一	一〇八九	一八・九六	二九・八五	七一九	二二・〇八	二八・二七	三七・四
四五	宮崎	一一三・四四	二二・四〇	三五・八四	七四三	一四・六三	二二・〇六	六七二	一九・八五	二六・五六	五・五七	一七・九六	二二・五三	四四・六
四六	鹿児島	一三・六〇	一九・五二	三三・一二	一〇七九	一五・二二	二六・〇〇	八七一	一五・二八	二二・九九	六・九〇	一六・九九	二二・八九	五七・二
四七	沖縄	三五九三	二二・〇三	五六・九六	二九・一一	一六・〇四	四五・一五	二六・三八	一一・九二	三九・三〇	二二・三四	一七・一九	三八・五三	六四・三

今毎五年各期の全国母性死亡率を一〇〇として、之に對する各府縣の割合を見るに第十三表の如くとなり、前記の低率を示す諸縣は略、全ての期に於て低き値を示して居り、特に愛知、山形、宮城、福島、静岡、岐阜、三重、群馬等の諸縣に於て特にこの傾向が著しく、又反對に高率を示す府縣

は大體に於て高き値をとり、殊に沖縄、大阪、山口、秋田、岩手、東京、京都の諸府縣に於て著明である。特に注目に値するものとしては鹿児島、島根、熊本、宮崎、長崎の諸縣であつて、最初の明治時代に於ては日本で最も高い死亡率を示したが、最近昭和に入りて急激なる減少を示してゐ

本邦母性死亡の統計的觀察

第三圖 每五年別、各府縣母性死亡率推移比較



乗じ曲線を平行移動せしめ圖示比較すると、第三圖の如くになり、沖繩、鹿兒島、長崎、愛媛、新潟、富山、熊本の諸縣では推移曲線の趨勢は傾斜が急で神奈川、奈良、福井、群馬、三重、滋賀、京都の諸府縣では緩かな傾向を見せ、前者は減少の顯著なる事を示し、後者は緩慢なる事を表すものである。

この關係を更に明瞭ならしめんが爲、最近一〇年即ち昭和四一―一三年の母性死亡率の最初の一〇年即ち明治三二―四一年のそれに對する減少の割合を計算して見ると第一二表最下段に示す如くであつて、減少の割合の著しいのは沖繩縣の六八・三%は論外として、鹿兒島の五七・二%最も高く、次いで長崎の五三・三%、愛媛(四八・六%)、新潟(四七・八%)、富山、熊本等で、これ等の諸縣では減少の割合著しく、反對に減少の割合の少ないのは神奈川(一七・六%)、奈良(一八・六%)、福井(一九・五%)、群馬、三重、滋

賀、京都、大阪の諸府縣で、これ等ではあまり減少の傾向が見る事が出来ないと言へるのである。

産褥熱の全死因に對する割合を府縣別に見ると、第一四表の如くなり、各府縣共に明治の終りから大正の初期にその頻度が高い事は共通のことであつて、これは全國のそれにも見られると同様の事であるが、この割合に於ても、府縣別に多少の差が見る事が出来て、一般に大都市を含む府縣にその割合が低い。最近五ヶ年に於ける結果に就て見るに、神奈川(一六・四八)、東京(一八・一八)、兵庫(一八・二八)、栃木(一九・三五)、大阪(一九・七五)、京都、愛知、三重、静岡等の諸府縣で、高率を示すのは沖繩の五七・九八は別として岩手(三六・三六)、秋田(三五・五九)、青森、山梨、福井、高知の諸縣である。この傾向は各五年毎の割合に見られ、一般に大都市を含んでゐる諸府縣では産褥熱の割合が低く、奥羽、九州、北

陸、四國、の諸縣即大都市を包含せざる邊隔の地に高い事が見られる。

前者の割合の低い事は前項の都市の場合と同様に産褥熱の頻度には變りないが、他の原因による死亡が多い事に起因したものと思はれ、出産一萬に對する頻度の高いのは沖繩の(二二・三四)、岩手(九・八七)、奈良(八・九五)、山梨、秋田、山口、高知等の諸縣である事よりして、醫療施設の不完備の諸縣、衛生状態の不良なる諸縣なりとも云へるのである。沖繩縣に於ける母性死亡の狀況は本邦に於て最も特殊のものであるとも考へられ、届出もれの分があるとはいへ依然として特異的存在を示し、これが單に衛生設備の不備のみとは斷定することが出來ず、何等かここに特殊の風習の存在を思惟せしむるものがあると思へる。

第十四表 每五年別府縣別母性死亡中産褥熱割合

全	一		二		三		四		五		六		七		八	
	明治三十四年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年	同三十七年
一 北海道	二七三	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四
二 青森	三四六	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一	四八一
三 岩手	二九〇	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
四 宮城	三〇四	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
五 秋田	二八七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
六 山形	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
七 福島	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
八 茨城	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
九 栃木	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
一〇 群馬	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
一一 埼玉	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七

四一	佐賀	三六〇	三三三	四一九	四〇七	三九〇	三九七	三〇八九	三三七
四二	長崎	三三九	三〇三	三六四	四三九	三七九	三六九	三二六	二六五
四三	熊本	三〇六	三七六	四〇三	四三〇	四一五	三九五	三七八	二六三
四四	大分	二九八	三六五	四三三	四三六	四二一	四一七	三九七	二五四
四五	宮崎	二四〇	二七二	三七八	三九一	三七〇	三六九	二五七	二二五
四六	鹿児島	三八五	二六〇	三〇〇	四〇〇	四一五	四一三	三六三	二八九
四七	沖縄	三六六	六三三	六六四	七六六	五〇八	六四四	六七三	五九八

第四節 年齢階級別に見たる母性死亡の傾向

母性死亡が妊孕可能年齢女性の死亡中占むる割合を年齢階級別に、明治三二—昭和一三年の四〇年間に毎五年別に期間を分ち觀察してみると第十五表の如くになつて、最初の一〇年は一五—四九歳の全妊孕可能年齢者の總死亡中五・六八、五・二六%を占めたが、次第に四・九九、四・四六、四・〇一、四・二三と多少の例外はあるが年と共に減少し、最近一〇年では三・九七、三・六三%と相當の減少を見せてゐる。これを五歳階級別に見ると各年度に於て、一五—一九歳より年齢階級の増すと共に母性死亡の占むる割合も増加し、三五—三九歳が最も高く、以後四〇—四四歳は減少、四五—四九歳にて急に少くなつて居り、三五—三九歳を峯として左右に減少した凸型を示すが、これは多少時により傾斜に變化があつて、今比較を便

第十五表 各年齢階級女性死亡一〇〇中母性死亡の占むる割合 毎五年別年齢階級別比較

一	明治三二	同三〇	同三二	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三
二	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三
三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三
四	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三
五	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三
六	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三
七	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三
八	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三	同三三

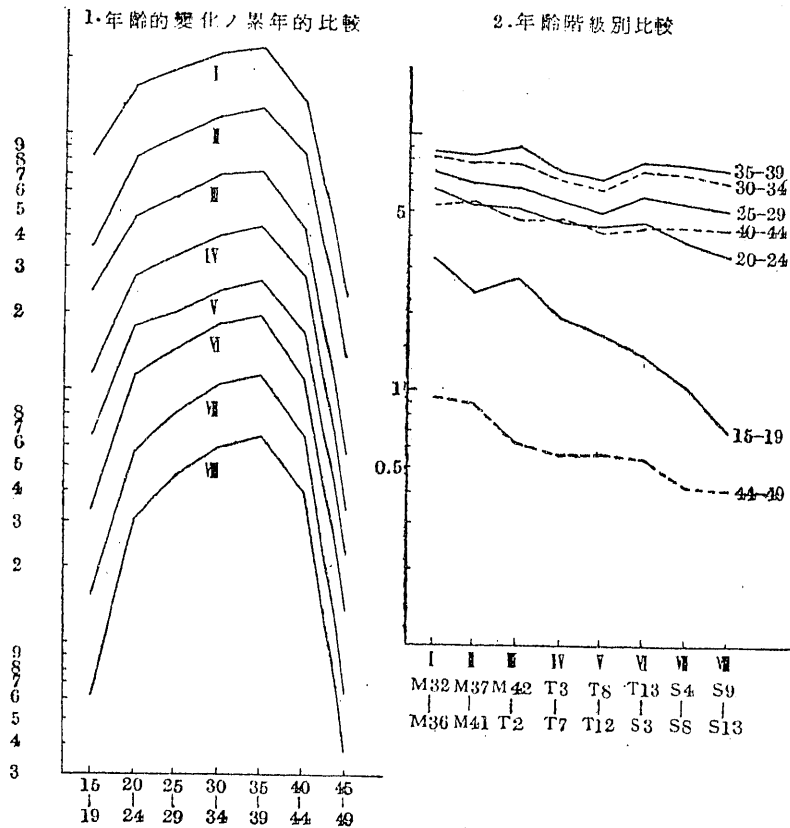
本邦母性死亡の統計的觀察

一〇—二四	六・四	五・四	五・四	四・七	四・八	四・七	三・七	三・八
二五—二九	二・七	二・〇	二・三	二・〇	一・八	一・七	一・四	一・四
三〇—三四	七・五	六・四	六・三	五・九	四・九	五・一	五・一	四・九
三五—三九	二・六	二・三	二・六	二・九	一・九	二・〇	一・七	一・三
四〇—四四	四・八	四・七	七・四	六・四	六・四	七・二	六・七	六・六
四五—四九	二・五	二・四	三・〇	二・六	二・六	二・四	一・八	一・四
一五—一九	八・八	七・七	七・四	六・四	六・四	七・二	六・七	六・六

各年齢階級ニ於ケル三行ノ數ハ右全母性死亡率、中央産褥熱ニヨルモノ、左ノノ他産及妊娠ニヨル疾患ニヨル死亡ヲ示ス。

にするため年齢別の割合の推移を各毎五年期毎に一定の定數を乗じ半對數方眼紙に畫き比較圖示すれば第四圖右の如くになり、各年度の年齢別推移を示す曲線に多少の差が見られ、年代の経過と共に峯は高くなること、即ち一五—一九と四〇—四九歳の低下が著しくなる事が見られる。別に各年度

第四圖 年齢階級女性死亡100中母性死亡ノ占ムル割合



別に夫々の年齢の母性死亡の占むる割合を示すと第四圖左の如くなり、二五—二九、三〇—三四、三五—歳の三者では全妊孕年齢女性と同じ経過を示す事が見られるが、一五—一九歳と四〇—四九歳では減少の傾向は特に著しく、又二〇—二四歳は前半は略、前三者と同様の傾向を示すが最近一〇年は急激に減少してゐる事が見られる。一五—一九歳及び二〇—二四歳の他より著明の減少を示す原因は奈邊にあるかといふに、母性死亡の減少か、總死亡の増加か、何れかに歸せられるべきものであつて、即母性死亡が少ない事は死亡率が少くなるか、又その生起原因たる出産が少くなつたのか、或は他の疾病が増加した爲の總死亡が増加したか何れかはこの結果からは断定出来ないが、出産数の減少即結婚年齢の遅延による該年齢の出産力の低下と結核死亡の増加が相當の意義を關係づけてゐる事と思ふ。

以上の如く單に母性死亡の全死亡中占める割合を以てしては眞の母性死亡に及ぼす年齢の關係は觀察する事は不可能であるを以て、別の資料より母の年齢別に見たる母性死亡の狀況を觀察する事とする。

我國の統計資料に於て母の年齢別に出生及出産の生起を示したるものは、全國に於ては大正一四年(出生のみ)、昭和五年、昭和一二、一三年の四箇年に就てのみ有するに過ぎないので、今これ等の資料より母の年齢別に母性死亡の生起を、大正一四年に就ては出生一〇、〇〇〇、昭和五年及び昭和一二・三年の二者にては出産一〇、〇〇〇に就て觀察してみると第十六表の如くなる。

これ等三者に就て見ると年齢階級別の母性死亡の推移に共通なる事が見られ、一九歳未満の母に於ては二〇—二四歳の年齢階級のものに比して高く、二五—二九歳の母が最も死亡率低いが、二〇—二四歳のものとは殆ど同程度であり、三〇—四四歳の三階級では年齢の長ずるに従ひ死亡率も増加し、四五歳以上の母では出産数少なく確實ではないが四〇—四四歳のものに比

第十六表 年齡別原因別母性死亡率 (全國都市 郡部)

大正一四、昭和五、昭和一二・一三年

大正四年(出生1000對) 昭和五年(出產1000對)

昭和一二・一三年(出產1000對)

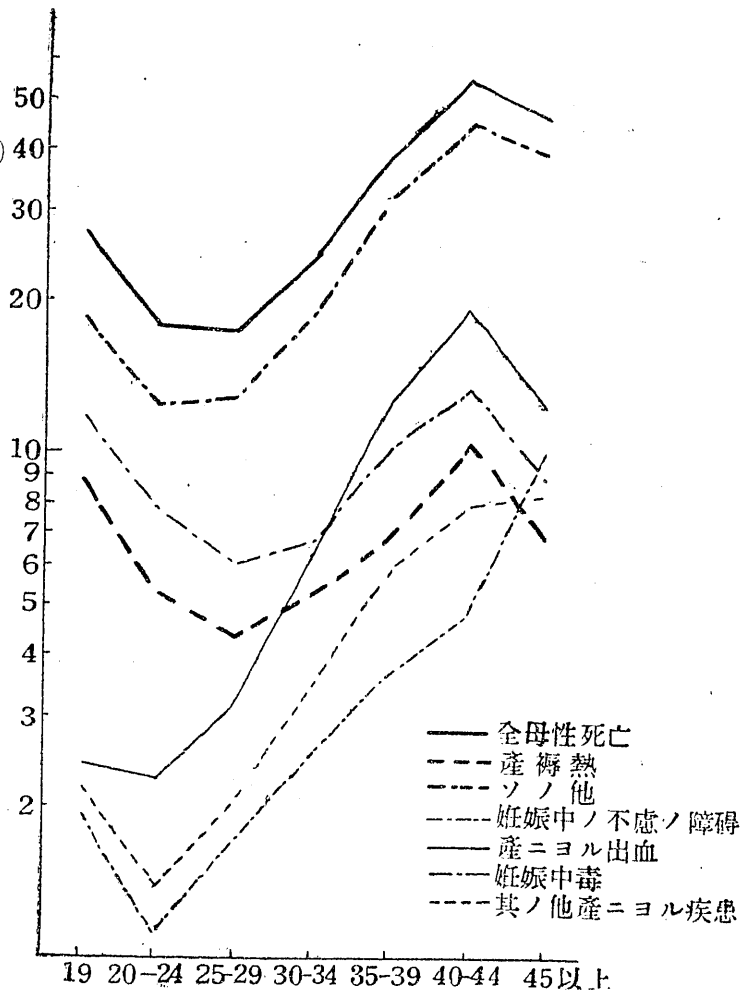
年齡	全國			都市			郡部			大正四年(出生1000對)			昭和五年(出產1000對)			昭和一二・一三年(出產1000對)		
	產褥熱	其ノ他產及妊娠ニヨル疾患	總母性死亡	產褥熱	其ノ他產及妊娠ニヨル疾患	總母性死亡	產褥熱	其ノ他產及妊娠ニヨル疾患	總母性死亡	產褥熱	其ノ他產及妊娠ニヨル疾患	總母性死亡	產褥熱	其ノ他產及妊娠ニヨル疾患	總母性死亡	產褥熱	其ノ他產及妊娠ニヨル疾患	總母性死亡
一九才以下	一三・二七	一九・一一	三二・四〇	一一・八〇	一六・三三	二四・一二	八・八九	一九・四	二・四三	一・八九	二・四三	一一・八九	二・一八	一八・四四	二七・三三			
二〇—二四	九〇・八	一三・六五	二二・七三	七六・二	一一・五四	二〇・一六	五・三二	一一・三	二・二七	一・三三	七・七一	一・三七	一一・四九	一七・八一				
二五—二九	七・七五	一四・四五	二二・二〇	五・九六	一三・二二	一九・一八	四・三六	一・六九	三・二二	六〇・九	二・〇〇	一・二九〇	一七・二六					
三〇—三四	一〇・四二	二二・〇四	三二・四五	七六・八	二〇・九一	二八・五九	五・二七	二・五一	六・二六	六六・八	三・四九	一八・九五	二四・三二					
三五—三九	一四・一四	三五・六三	四九・七七	九・五一	三三・三四	四二・八五	六・八四	三・六五	一〇・一六	五八・八	三・二六	三二・三六	三九・一〇					
四〇—四四	一七・三一	四六・五一	六三・八一	一三・七六	四三・九八	五七・七四	一〇・四二	四・八二	一九・〇三	一三・三〇	七・八八	四四・一七	五四・五九					
四五才以上	一九・四〇	四三・二四	六二・六五	八・四七	三七・一三	四五・六〇	六・八四	九・九一	一二・三一	八・五五	八・二〇	三八・九七	四五・八一					
〇合計	一〇・五一	二二・〇七	三一・五八	七・九八	一九・五四	二七・五二	五・六四	二・二六	五・八七	七・八〇	三・一二	一九・〇六	二四・七〇					
一九才以下	一五・三七	四二・七〇	五八・〇七	八・三〇	二九・五〇	三七・七九	四・五六	四・一〇	一・三七	二二・二五	一・三七	三五・〇九	三九・六五					
二〇—二四	一〇・九七	二三・四八	三四・四五	七六・八	二〇・六一	二八・二八	二・七二	一・五七	二・四二	一一・二五	一・六六	一九・四四	二二・一六					
二五—二九	七・九九	二五・一〇	三三・〇九	六・四一	二一・八八	二八・三〇	二・四三	一・八四	三・四六	九・一九	一・六八	一八・一四	二〇・五七					
三〇—三四	一〇・九四	四〇・八四	五一・七八	七八・二	三八・一五	四五・九七	二・三三	四・一五	八・五一	一一・四一	一・四一	三〇・一八	三二・五五					
三五—三九	一二・二七	五七・四九	六九・七六	七・四四	六〇・九三	六八・三七	四・〇六	四・六九	一七・五〇	一八・三二	五・〇五	四八・一七	五二・二三					
四〇—四四	一一・九四	七七・〇八	八九・〇二	六・七六	六四・七一	七一・四七	四・八六	七・二九	二四・六〇	二八・二四	五・七七	六八・三二	七三・一八					
四五才以上	一〇・四六	三四・七一	四三・一七	七・三一	三一・六一	三八・九二	五・三	二・八七	六・七三	二二・六四	二・四九	二四・七二	二九・八五					
〇合計	一三・一一	一六・六四	二九・七五	二一・二四	一四・六二	二六・八六	八・七五	一・四七	二・六五	九・四四	二・三六	一五・九二	二四・六七					
二〇—二四	一二・四一	一七・三四	二九・七五	七六・二	一一・二三	一八・八四	五・五二	一・〇〇	二・二三	六・三三	一・四一	一〇・九六	一六・四八					
二五—二九	七・七一	一三・〇三	二〇・七四	五・八九	一一・八四	一七・七三	四・三四	一・六五	三・〇一	五・〇四	二・一〇	一一・八五	一六・一九					
三〇—三四	一〇・三六	一九・八三	三〇・一九	七・六六	一八・五二	二六・一八	五・三四	二・〇七	五・五一	五・四一	三・五一	一六・六三	二一・九七					
三五—三九	一四・三三	三三・三九	四七・七二	九・七五	三〇・一五	三九・九〇	六・八六	三・四三	一一・五〇	八・四一	六・〇五	二九・一三九	三六・二五					
四〇—四四	一七・七八	四三・八三	六一・六一	一四・四二	四一・九九	五五・九一	一二・二九	四・四一	一七・一〇	一〇・八四	八・二三	四五・六二	五七・九一					
四五才以上	二一・二六	四四・一三	六五・二九	七・九五	三三・九八	四一・九三	七・三四	一〇・八六	一二・四一	七・二四	九・二五	三九・八三	四七・〇七					
〇合計	一〇・五〇	一九・三八	二九・八八	八・〇七	一七・八〇	二五・八八	五・七九	二・一〇	八・六九	六・四七	三・二九	一七・二八	二二・〇七					

本邦母性死亡の統計的觀察

して低く、これ等年齢的経過による差は母の年齢別に見たる死産の頻度と

相似たるところあり、唯三五歳以上に於てより一層高い事が認められる。

第五圖 年齢階級別原因別母性死亡率 (昭和12.13年)



これ等の關係は本邦に於てのみの現象でなく、(19)の一九三三年の報告に於ける各國の母性死亡に就ての觀察結果と全く一致するものであり、之に關して Peller⁽¹⁾ は年齢別の流産の頻度が全く之に一致するものなりとし、之を以て説明づけんと試みてゐるが、歐洲各國それ自體に於ても單にこの一事のみでは充分なる解決を得ざるものあり、況や我が國の如く流産による死亡の少なき場合に於ては流産によりては説明することが難しい。死亡は論ずる必要はない。何れにしても妊娠及出産は女性にとり生理的の一現象とは言はるるものの、實際に於て病理的に母性身體全部に影響するところ少くなく、二〇―三〇歳の成熟妊孕期に於ては外界に對しても將又内部

的障碍に對しても抵抗する力強く、これが未熟又は高年に達するに従ひて弱く、又衰へるものに非ずやと考へるを最も適當とするものと思惟する。

然し乍らこれを更に原因別に觀察してみると、これを産褥熱及び其の他の原因によるものに分ちて昭和一二・三年の結果に就て見ると、産褥熱に於ては一九歳未満と二五―二九歳との差は全母性死亡のそれより著しく、反對に二五―二九歳より四〇―四四歳との間には少なき差を見せその他の原因によるものでは概ね反對であり、これを半對數方眼紙に記したるものに就て見ると産褥熱によるものでは一九歳未満より二〇―二四、二五―二九歳への移行は全母性死亡の経過より傾斜が急であり、二五―二九歳を最低

に年齢階級の進むに従ひて増加するが三〇—三四、三五—三九歳への増加は全母性のそれより幾分緩かた、四〇—の増加は多少急である。産褥熱以外のその他の原因によるものに於ては一九歳未満より二〇—二四歳との差は全母性死亡と略、同程度で二〇—二四歳より二五—二九歳への移行は母性死亡の経過の減少するに反し稍増加し、爾後三〇—三四、三五—三九歳へは著しく傾斜の急な増加を示し、然して四〇—四四歳へは幾分緩かなる移行をなしてゐるが、一九歳未満の死亡率との間には産褥熱によるものに於てあまり著差がないのに反し、著しき差を示して約二倍に及んでゐる。

この関係は大正一四年、昭和五年の結果にも見られる事であるが、産及び妊娠にある疾患に於て年齢的差が著しいのは何に因つて来るか、更に中分類四項に分ちて見るに、妊娠中の不慮の障碍に於ては二〇—二四歳が最も低く一九歳未満では稍高く二五歳以上では階級の増すと共に増加し、四〇歳以上では約二〇—二四歳の三倍に及び、産による出血になるものでは更に著明で約八倍に達し、其の他の産に因る疾患に於ても六倍に及び、一九歳未満のそれは最低の二〇—二四歳の死亡率に比してあまり大差がない。

この関係は第一六表に示す通りであるが、妊娠中毒によるものに於ては全く産褥熱と同様の経過を示し、これ等を半對數方眼紙に畫きたる第五圖に見ると妊娠中毒と産褥熱と同じ年齢的経過を見る事が出来、その他の三者も程度の差こそあれ全く同じ傾向が見られ年齢の長ずるに従ひ特に著明に死亡率の増加する事を見ることが出来、前述の産褥熱以外の原因に依るもので高年齢者に於ける著明なる母性死亡率の高きを來す原因となつてゐる。

第十七表は各年齢階級の母性死亡中の各原因の占める割合を示してあるが、この表に就て見ると、産褥熱、妊娠中毒の二者は若年者の死亡の半數以上を占め、これは年齢階級の進むに従ひて減じ、これと反對に産による

第十七表 年齢階級別母性死亡原因別割合(中分類)

年階級	中分類					合計
	妊娠中ノ不慮ノ障害	産ニヨル出血	産褥熱	妊娠中毒(蛋白尿等)	其ノ他産ニヨル疾患	
一九歳未満	七・一%	八・九%	三・五%	四・三%	八・〇%	一〇〇・〇%
二〇—二四	六・三%	一・二%	二・九%	四・三%	七・七%	一〇〇・〇%
二五—二九	九・八%	一・八%	二・五%	三・五%	一・六%	一〇〇・〇%
三〇—三四	一〇・四%	二・五%	二・八%	二・七%	一・四%	一〇〇・〇%
三五—三九	九・三%	三・二%	一・七%	二・六%	一・五%	一〇〇・〇%
四〇—四四	八・八%	三・四%	一・九%	二・四%	一・四%	一〇〇・〇%
四五歳以上	二・六%	二・六%	一・四%	一・九%	一・七%	一〇〇・〇%
全母性	九・一%	二・三%	三・八%	三・一%	二・六%	一〇〇・〇%

出血の割合がまし、その他の二者でも多くなつて來、高年齢産婦の高死亡率に對する要因は妊娠中毒も多少の関係があるが、これを更に助長して産による出血、その他妊娠中の障碍「産」の異常が特に關與することが考察される。

又別に各年度の年齢別母性死亡中産褥熱の占める割合を見ても(第十八表) 同様の事が見られ、各年度共に産褥熱の占むる割合は一九歳未満が最も高く年齢の増すと共に減じ、遂には半減するに迄に到る事は、前述の關係、即ち産褥熱死亡の年齢階級別増加より以上産出血、妊娠中の不慮異常産による死亡が高年齢のものに多きことを示すものでこの理由に就ては簡単に断言出来ない。

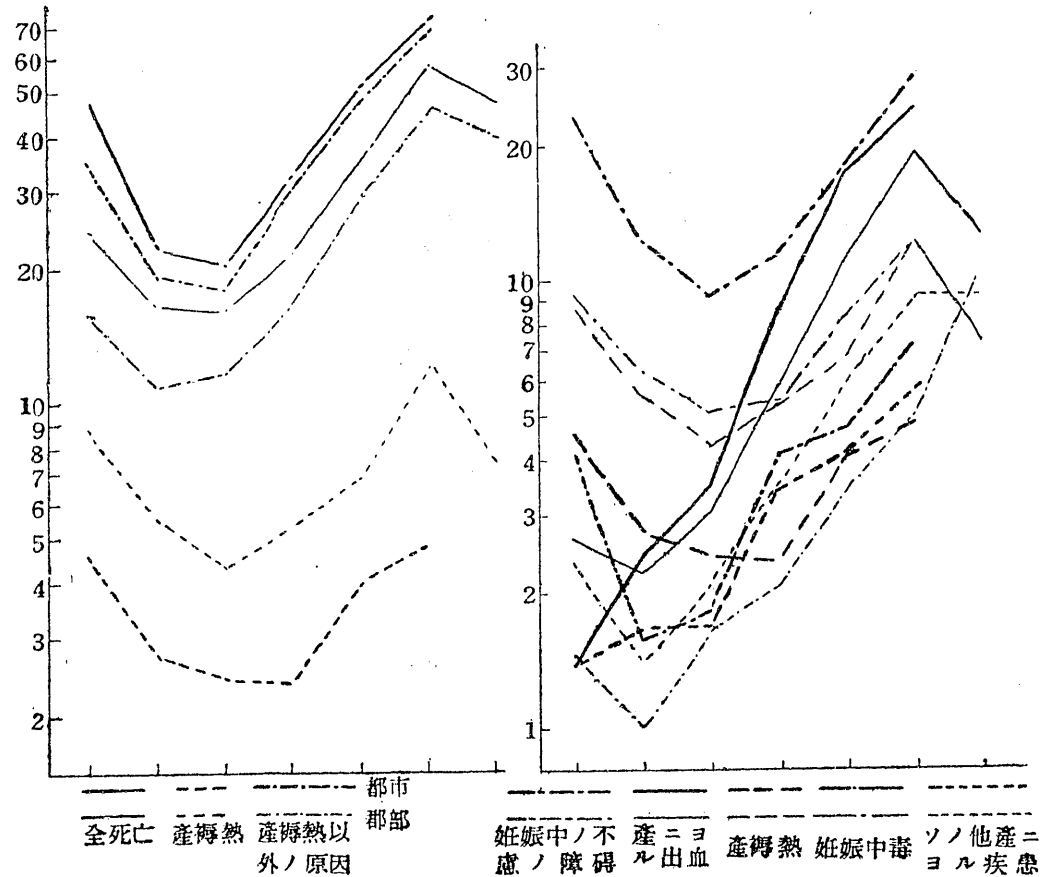
第十八表 每五年份年齢階級別、母性死亡中産褥熱割合

年齢	割合				
	明治	大正	昭和	昭和	昭和
一五—一九	三・一%	三・七%	三・七%	三・七%	三・七%
二〇—二四	三・七%	三・七%	三・七%	三・七%	三・七%
二五—二九	三・七%	三・七%	三・七%	三・七%	三・七%

三〇一三四	三六〇	三三〇一	三九〇	三三三	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
三五一三九	三六〇	三六三	三七九	三三三	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
四〇一四四	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
四五一四九	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
一五一四九	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇

都市と其の他の市町村の母性死亡の年齢的關係は如何になるか人口十萬以上の都市と其れ以下の市町村の年齢別の死亡率を比較するに、第十六表の示す如くなり各年度とも何れの年齢階級に於ても、都市は郡部に比して高い事が見られる。これを昭和十二、三年の出産に就いての結果を半對數方眼紙に圖示したる第七圖に就て見ると、十九歳未満に於て都市は郡部より更に高く、即ち二〇―二四歳への移行が急であり、二五―二九歳の移行も稍、著しく、次いで三〇―三四歳へ稍、急に上り、爾後略、同じ傾向で増加してゐる。更にこれを中分類五項に就て比較するに産褥熱に於ては都市は郡部に比して著しく低く、郡部に於て二五―二九歳を最低として上昇するに反し都市では次の三〇―三四歳に於ても減少し、これを最低とし、三五―三九歳に於て急に増加し四〇以上に緩かに移行してゐる。産褥熱と反對に妊娠中毒によるものは都市は著しく高く、年齢的推移も全く同じで、二五―二九歳を最低にして左右に相稱の形をしめしてゐる。産による出血によるものは都市の方が稍、高く殊に年齢の上昇と共にこの傾向は増す如く思はれ、又十九歳以下では都市は著しく低く、これと反對に郡部では二〇―二四歳に比して高い。妊娠中の不慮の障礙に於ては都市は郡部に比して高く、高年に及ぶ程増加する傾向は共にあるが、都市は多少不規則的であり、殊に一九歳以上の死亡率が二〇―二四歳のそれより高い事は共通であるが都市は特に高い。その他産による疾患によるものに於ては大體都市の方が低く、その傾向は不規則的である。然し年齢の増加と共にこの傾向は

第六圖 年齢階級別母性死亡率比較 昭和12、13年都市、郡部



著くなり又十九歳以下に於て二〇—二四歳に比して郡部の高いに反し都市では低い事が見られる。

大正十四年、昭和五年に於ては前記の如く五項目に分ける事が出来ず、比較が難しいが、産褥熱とその他妊娠産による疾患とに分けると都市は全ての年齢にて産褥熱は低く、其の他の原因では高い事が認められ、産褥熱の年齢的關係は都市はその他の市町村に比べて差が著しくない。

これ等より考察して、妊娠、分娩、産褥は女子の生活にとり生理的の一現象なりともせよ、彼等の生命を脅すことは事實であり、この生命への脅威は年齢的に相異なる事が認められるものであつて、即ち若年者及び高年者に對し妊娠、産及産褥は適年者より以上の荷重となる事が見られ、十九歳未満の妊娠産婦は二〇歳臺のそれより生命を脅かされる事が多く、三〇歳臺のそれ等も又同様であり、四〇歳以上の場合は三倍以上の危険があるが見られる事より妊娠及出産は女性身體全體に影響するところ少なく二〇—三〇歳臺の成熟期に於ては外界に對して抵抗力強くして、これは未熟又は高年に達するに従ひて弱く又は衰へるものと考へる事が先づ妥當の事と思はれ、又都市の若年者高年者に郡部より高い事も多少の都市の特殊性が見られるものと思ふ。

第五節 季節別に見たる母性死亡の傾向

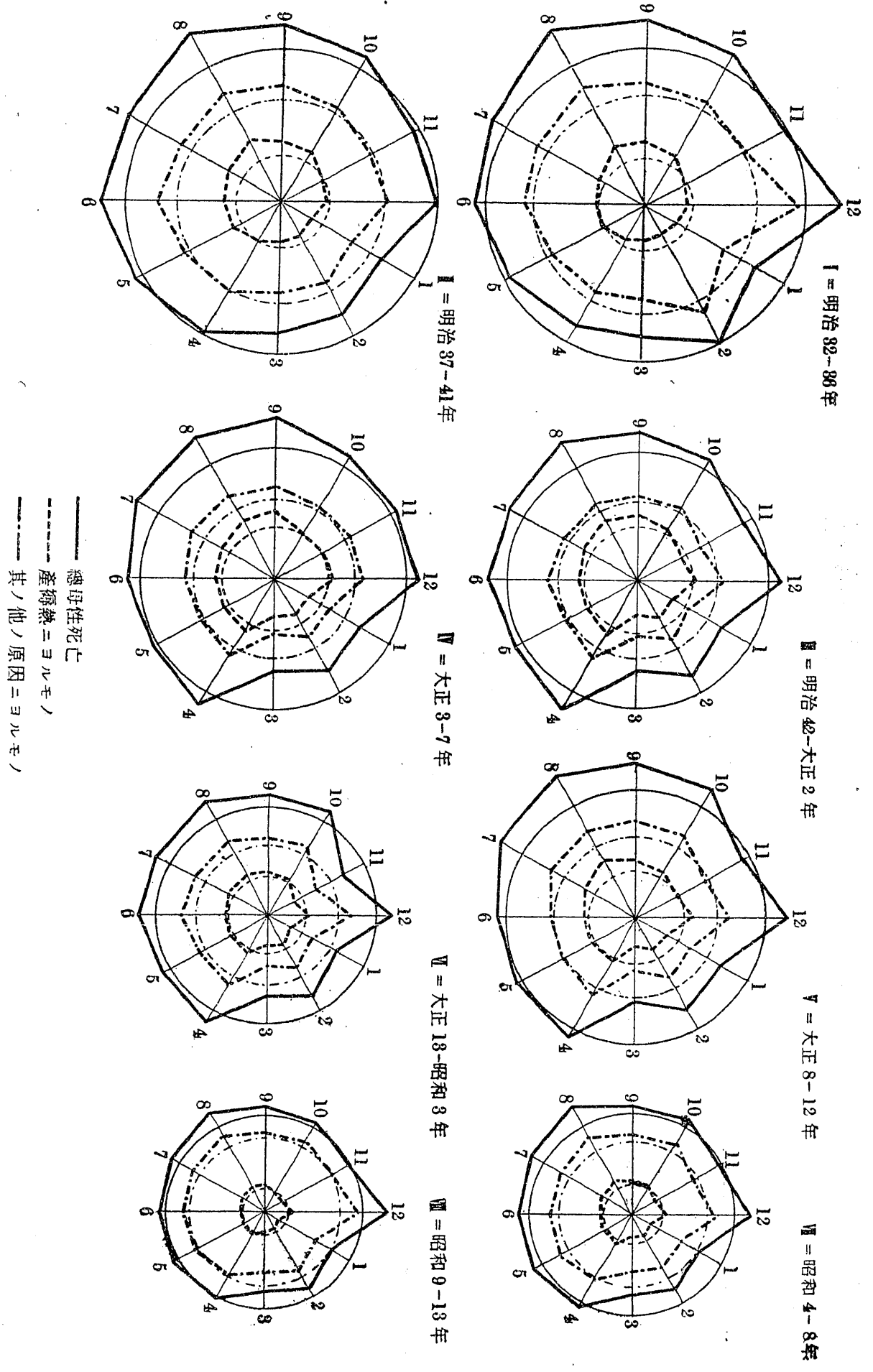
母性死亡の生起は全て産及妊娠の發生を前提とすれば、その月別發生數を見る場合に出生數の多い一—三月に多く、又出生數の少ない夏期に少なかるべきに事實は著差なく、又單に各月一日の發生數の全年一日發生數に對する比率を以てしては眞の觀察が行ひ得ないのを以て各月の出産數に對する比率を以て觀察を行ふに、明治三二年より昭和一三年迄每五年別に各月別に母性死亡率を求むるに第十九表の如くなり、これを Circular graph を

本邦母性死亡の統計的觀察

以て畫くと第五圖の示す如くなる。この圖の各期の大きの相異は死亡率の高低に比例してゐる。大體に於て各期共に夏から秋にかけての五、六、七、八、九、一〇の六ヶ月が高く、一、二、三の冬期に於て低い事が見る事が出来る。唯一二月が冬期にも拘らず前後の一二月、一月に比べて特に高い事は注目すべき事である。最近五箇年の實際値に就て見ると一二月は三〇・七三で全年平均に比べると二割餘も高率で、最高を示し、次いで八月の二八・四一、七月の二七・一八、九月の二七・〇一、六月、一〇月、四月、五月之に續き、全年平均より高く、最も低いのは一月の一九・五六で約二割低く、次いで三月の二〇・二七で、二月、一月が年平均よりも低いことが見られ、これを月の経過に従ひて見ると一月が最も低く、二月は稍、上り、三月は再び減じ、四月は三月より稍、著しく高まり、爾後八月迄月の経過と共に高くなり、八月を曲點として一二月迄減少し一二月に於て極めて著しく高率となつてゐる。この關係は明治三二年以後每五年別各期に就ても言はれる事であり、夏期に於ける高率なる傾向は殊に著明に見られ、一二月の高き事は最近五箇年に於ける程著しく見ないが等しく見る事の出来る事である。更にこの關係を更に考究するために、每五年別八期に就て母性死亡を産褥熱及び其の他の原因とに分ちて觀察すると大體に於て各期に於て何れの原因による死亡於ても夏期に於て多い事が見られ、即第五圖の内部に畫ける鎖線點線を以て示したる月別 Circular graph の示す通りであり、十二月に於ては全死亡と同様のことを知り得殊に産褥熱以外の産及妊娠による疾患によるものに於て著明である。

かかる夏期より秋にかけての母性死亡の多きことは何によつて来るか考察するに暑期に特に多き母性死亡を來す誘因があるに非ずやと思はれる。然らばその原因は何かといふに産褥熱に於ても、その他の原因による疾患

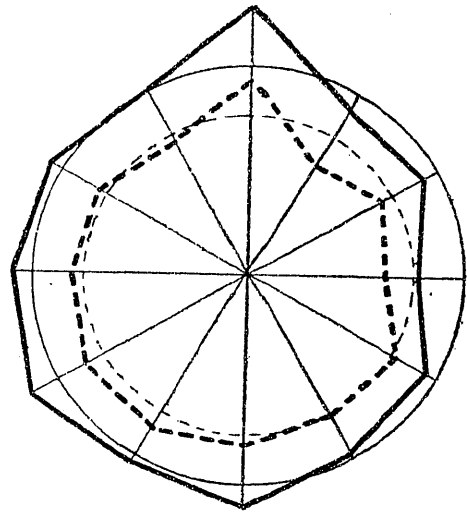
第七圖 毎五年別 歴月別 母性死亡率



本邦母性死亡の統計的觀察

第八圖

地區別母性死亡率、曆月別比較
都市、郡部、昭和9-13年



—— 都市
- - - 郡部

第二〇表 原因別(中分類)曆月別母性死亡率

昭和九—一三年 全國、都市、郡部

一月	母性死亡率(出産1000ニ付)		指 數(平均100トス)
	郡部	都市	
一	四四九	六四九	七二
二	四四九	六四九	七二
三	四四九	六四九	七二
四	四四九	六四九	七二
五	四四九	六四九	七二
六	四四九	六四九	七二
七	四四九	六四九	七二
八	四四九	六四九	七二
九	四四九	六四九	七二
一〇	四四九	六四九	七二

一月	母性死亡率(出産1000ニ付)		指 數(平均100トス)
	郡部	都市	
一	四四九	六四九	七二
二	四四九	六四九	七二
三	四四九	六四九	七二
四	四四九	六四九	七二
五	四四九	六四九	七二
六	四四九	六四九	七二
七	四四九	六四九	七二
八	四四九	六四九	七二
九	四四九	六四九	七二
一〇	四四九	六四九	七二
全年	四四九	六四九	七二

即ち何れも六、七、八、九月に高き事が見られ、一、二、三月が低い。但し、妊娠中の不慮の障碍によるものに於て特に著しき高き死亡率を示す事を見るが、これはその發生が妊娠経過中であつて、月別に見る場合出生と死産との關係は少なく、別個のものである。更にその原因が子宮外妊娠、流産等で、殊に大半を子宮外妊娠が占めて居り、然してこの死亡の生起は妊娠三、四箇月が最も多く、従つてその妊娠成立は三―六月であつて、この期間に妊娠成立が最も多い事は第二一表に示す出生の月別分布を見たる場合に出生の月別分布より逆算して容易に察知出来る事だ、これを出生實數の少ない六―九月に比較する結果なりと了知せられるのである。然してこれ等をのぞいても暑期高率の結果を見るものである。

第二一表 月別出生 内地 昭和一三年

月數	出生數	一年平均一日出生 ^一	二付各月平均一日出生 ^二
總數	一、九二八、三二一	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一	二六七、九七〇	一、六三六・二	一、三六四・九
二	二〇一、九〇四	一、三三三・八	九九〇・三
三	一一五、一六二	八二二・〇	七三五・八
四	一五六、九五八	八〇八・六	八五三・九
五	一三四、六三一	八八二・五	八八四・七
六	一一六、六二五	九五六・二	七七二・四
七	一三二、四二七		
八	一三九、八四九		
九	一三九、八六五		
一〇	一四四、八九〇		
一一	一五一、五四八		
一二	一二六、四九二		

本邦母性死亡の統計的觀察

これ等よりするも明確なる判断は下す事は出来ないが、母性死亡の特に夏期に高率を示す事は外部より特に加はる因子は明かかなく本質的に本邦母性が二階堂氏²⁰⁾の言へるが如く暑期に對する抵抗力の弱き事による結果ではないかと思はれる。

十二月、四月に於ける特殊の高さを示し一月、三月に於ける著明なる低きの母性死亡率に就ては更に、その原因を考察すると、月別出生に於て一月が最も高く、二、三月と續き三月と四月の間に著しい差があり、又二月と一月の間に著差があるが、これは前者は就學年齢の關係で四月生れが三月に繰上げられ、後者は年齢を一歳若くせんが爲一二月生れを一月に繰延べて届出するもので殊に女子に著しいと云はれて居り、この事より二月及び三月では眞實より少ない出生數を基とし、一月、四月に於ては多いものを基として計算したる結果で、眞實の母性死亡を示すものでなく、資料の改變による統計的技術の結果であらう、と思はれる。

第五章 總括及結語

母性保護の一資料を得んとして著者は我が國の明治三二年より昭和一三年迄四〇年間の母性死亡の實狀を既存の統計資料により統計的に觀察を行ひて若干の傾向を知り得た。その結果をここに總括すると、

一、我が國の母性死亡は出産一〇、〇〇〇に大體二五―四〇回の頻度を以て生起し、この割合は歐米諸國と比べると少ない。然して明治の時代と昭和の今日と比べて三五%の減少率を見せ、時代と共に減少し來つてゐるが、これを原因別に見ると最初の一〇年は妊娠中毒等の産褥熱以外の産及妊娠それ自體より發する疾患による死亡の減少が著しく、産褥熱は寧ろ増加してゐるが、その後の一〇年は殆ど減少を見せず、後半再び減少を示すが、これは産褥熱の著しき減少によるもので、産による出血の

如きは増加の傾向を見せ、妊娠中毒等では減少の割合は少ない。殊に著明なるものは産褥熱の最近十數年の減少で明治末期より大正の初期にかけてのそれに比べると半分以下となつてゐる。

二、更にこれを人口稠密せる都市とその他の郡部とに分ちて見ると、各年に於て都市の母性死亡率の高いことは諸外國と同様見られるが、この高率の原因はこれ等と異りて産褥熱以外の産及び妊娠による疾患によるもの多き結果であつて、最近六年間の母性死亡に就て見ても都市に妊娠中毒、子宮外妊娠等によるものに於て郡部の二倍に及ぶ死亡率を示すが産褥熱による死亡率は都市の方が低い事が見られる。産褥熱の割合に於ても都市郡部とを問はず歐米諸國と全く趣きを異にして少ない。

三、府縣別に見る場合、最近五年の結果では茨城、愛知、山形、宮城、新潟、福島等の諸縣が低く、沖繩、大阪、山口、奈良、石川、東京等の諸府縣が高く、地域別はその傾向を見る事が出来ない。母性死亡改善の状況を見るに鹿児島、長崎、愛媛、新潟、富山、熊本は減少の割合著しく、神奈川、福井、群馬、三重、滋賀、京都、大阪等では減少の割合は少ない。産褥熱の全母性死亡に對する割合を見ると大都市を包含しない邊隔の府縣に多い事が見られる。

四、女性死亡一〇〇中母性死亡の占める割合を見ると三五—三九歳最も多く、二〇歳よりこの年齢迄上り、四〇—四四歳で少くなつて居り、出産數の多き年齢と母性死亡の多き年齢とは一致しない。母の年齢別に母性死亡率を見ると二〇—三〇歳が低く、一九歳未満では高く、三〇歳以後は大體年齢の増すと共に生命の危険は増大する事が見られ、これを原因別に見ると産褥熱及妊娠中毒では二五—二九歳最も低く、年齢を減じても増しても同じ程度に死亡率は上るが出血によるもの、及び妊娠中の

障碍その他では若年のものに少く年齢の長ずるに従ひ著しく高くなつてゐる。

年齢別母性死亡率を都市と郡部に分ちて見ると何れの年齢階級に於ても都市の方が高い事が見られ、殊に一九歳未満のものに於て著しい。

五、曆月別に母性死亡率を見ると冬の寒期より夏より秋にかけての暑期の方が高い事が見られ、又別に一二月に高き事が見られるが、これは届出の遅延等の技術的所産たるものと思はれる。

母性死亡はその量の觀點よりすればその數は少いが、これが母性保護の課題として取り上げその質の方面より觀察する場合頗る重要なものであつて、殊にその¹⁾以上を占める妊娠中毒症に到りては單に妊娠分娩時の母體の生命を危険に曝すのみならず、更に胎兒の生命に更に一層の悪影響を與へ、死流早産を來す事多く、又産褥熱は次の妊娠に對する期待を薄からしむる事より考按するに重要なもので、殊に悠久なる民族的使命完遂の爲に昭和三十五年一億人口達成のためには出生の積極的增加の施策の必要ある事を思惟する時、妊娠分娩産褥の母體の疾病を防止する事は緊急不可缺の事である。於是乎母性保護對策の強化、擴充は喫緊の事となるもので、本稿がその一指針ともなる事を得ば幸甚の至りで、未定稿ではあるが、結果の概要に若干の解説を附し、記述したる次第である。

(1) Sieismund Feller; Geburtstod (Mutter und Kind) 1936

(2) Newinny; Zbl. Gynäk. 57-21 (1933)

(3) de Snoo; Monatschr. Gebh. u. Gyn. Bd. 91 (1932)

(4) W. Bickenbach; Zbl. Gynäk. 64—20 (1946)

(5) 瀬木三雄、勝野六郎 醫事公論一五二五—一六(昭和一六)一〇

(6) T. Heynemann; Münch. med. Wochr. 1939-9 (1939)

(7) Richard W. Timmuss; Public Health, No. 12 Vol. III Sep. 1939

- (8) Louis I. Duffin; Amer. J. Pub. Hlth. (1939) 29. 1205
- (9) Statistical Bulletin Metropolitan Life Insurance Company, Vol. XIV No. 12, Dec. 1933
- (10) 盤瀬雄一、新撰産科學 下卷
- (11) Meave Kenney; (15) Miller Wood の引用より借用。
- (12) 白木正博、瀬木三雄 人口問題第四卷第一號。
- (13) 白木正博、瀬木三雄 日本公衆衛生協會雜誌第七卷第一〇號。
- (14) 白木正博著 産褥熱。
- (15) J. L. Miller Wood; Public Health No. 7. - Vol. LII. Apr. - 1939
- (16) Heinz Siedentopf; J. A. M. A., Jan. 7, 1933 (石川光昭著社會醫學の諸問題 引用より借用)。
- (17) 佐藤美實、瀬木三雄、勝野六郎、日本婦人科學會雜誌第三五卷第六號
- (18) E. Philipp; Zbl. Gynäk. 64-6 1940
- (19) 人口政策の乘 (人口問題研究所昭和十六年八月)
- (20) Gini, La mortalita fer malattie puerperali, Internat. Congress for studies on population (1931). Vol V. Rom 1933. (Peller, Ueburistod 引用より借用)
- (21) 二階堂保則 第九回社會政策學會講演

紹介

米國の婦人勞働狀態に就て (二)

前號に於て米國の女子職業界の動向及びその失業狀態に就て紹介した。今回はそれらの狀態に附隨する女子の經濟的地位、特にその賃銀及び女子有業者と從屬者の關係に就て述べてみたいと思ふ。

三、女子の賃銀

女子の賃銀問題は個々の例外を除けば世界各國を通じて未だ過渡期的段階を脱してゐない實情にあり、物質文明の尖端を行く米國に於てもその範圍を越えてゐないのである。従つてここでも最低乃至生活保障賃銀の問題が大いに重要視されてゐることは言ふまでもない。

結論的に言へば男女の適職は一般的に異つて居り、その關係から女子の賃銀は殆ど例外なく男子に比して低廉である。又同じ職業部門内に就働する場合にも女子の標準収入は男子のそれに比して著しく劣つてゐる。

このことは實に一般的現象であり、時期、場所、職業の如何を問はずその範圍と程度に於て徹底してゐるのである。米國では女子は主として多大の注意と機敏さを必要とする半熟練作業方面に雇傭されるに反し、非熟練

作業には多く男子が雇傭されてゐるのであるが、それにも拘らず、斯かる場合に於ても女子の賃銀は男子不熟練工に及ばないのである。

その理由は女子職業の性質によることが多い。即ち女子は屢々、季節的色彩の濃厚な産業に臨時勞働者として雇傭されること、從來女子は主として賃銀に換算されず、傳統的に貨幣價值と無關係視された家政に携つて來たこと、請負仕事及び請負賃銀制度を使用する主要産業は女子を大量に雇傭して居り、これらの産業は女子の勞働を低廉視する習慣を固持してゐること等によるものである。

斯くの如く、賃銀に關する限り女子は特に不當に利用され易い階級を爲してゐるので、法令によつて女子に關する最低賃銀を制定し、既存の男子に對する賃銀標準に接近せしめんとする待遇改善の運動が不斷に行はれてゐる。

然し乍ら、ながきに互る傳統的理念に基く斯かる現象は一朝一夕に拂拭し得るものではなく、勞働組合運動によつても尙一掃し得ぬものがあり、組合自身はその規約によつて女子の低賃銀を承認してゐる場合も少くないのである。

女子の賃銀を考慮するに當つても、他の社會的問題に於けると等しく、當該國又は特定の時期に於ける一般市場物價及び賃銀との關係を對照する必要がある。この意味から女子の賃銀價值を正しく評價するためには、之れが、

一、男子の標準賃銀と如何なる關係にあるか

二、斯かる賃銀に對して女子の直而しつある經濟的負擔は如何なる程度のものであるか

この二の質問に對する回答が必要である。換言すれば女子の收入によつ

て、維持される生活程度は男子のそれに比して如何なる状態にあるであらうか。全般的に見る女子の賃銀標準が男子のそれに比して劣悪であるとして、この状態は改善の傾向を辿つてゐるであらうか。同一作業に對する男女の賃銀の實情は如何？女子有業者の生活内容は？當局者の算定せる最低乃至適正生計費と女子の収入額の比較は如何なる實情を示してゐるか、等々の問題が擧げられるのである。以下は主として具體的事實によつて斯かる質問に對して若干の回答を與へんとするものである。

女子賃銀に對する政府の態度——各種の公文書類によつて發表されてゐる如く、米國政府は一般的政策として常に女子の賃銀は男子のそれと同一標準を維持せよと唱道してゐるのである。

女子の最低賃銀法制定に際して米國諸州の中三分の一以上は男女の標準賃銀を均等とすべきことを規定してゐる。尙、前述の如く米國聯邦政府が同様の態度を示してゐることは、次の若干の例にみても明かである。即ち、米國勞働省婦人局の前身たる産業婦人部は既に一九一八年に勞務者の雇傭標準を示し、同一職業部門内に於ては男女の給料は同一額たるべきことに關して次の如き聲明を發してゐる。

賃銀の制定は職業本位たるべく、性別乃至人種別ならざること。

産業問題委員會は一九一五年に同じく聲明を發し、「輿論に對する協賛並に勞働立法の制定に際しては原則として同一職業内に於ける女子の収入は男子と同額なるべきこと」と述べてゐる。

一九一八年には戰時勞働會議評議員會はその國家勞働計畫の樹立に際して左の如く告示してゐる。

女子産業勞務者——從來男子の就働せる部門に於て女子の雇傭を必要とする場合は、女子に對しても同一作業に於ては男子同様の賃銀を支拂

米國の婦人勞働状態に就て(二)

ふと同時に、その作業は女子の健康を害せざる範圍内のものなること。同じく一九一八年十二月、米國鐵道管理局は同年五月の一般法令を再告して次の如き聲明を公表してゐる。

同一作業に携はる女子従業員は賃銀は男子と同一たること、而してその職場は女子の保健とその維持に適はしきものなることを要す。尙斯かる雇傭に關する法令は嚴守さるべきものである。

而して一九一九年十一月五日には、米國文官委員會は明瞭に文官試験には女子も男子同様の資格あることを公布したのである。

最近の例としては一九三三—三五年に實施された産業復興法(N.R.A)が左の如き政策を公布してゐる。

實質的に男子と同一職務に携はる女子従業員の収入は男子従業員と同一なること。

斯かる政府當局の態度乃至政策の反映として女子文官の待遇は同一職域内に於ては男女同様であるが、其の他の分野に於ては未だその實踐は期し難い實情にある。即ち、斯かる原則的聲明は主として理想的目標としての實現に邁進しつつある場合が少くないのである。

主要なる女子雇傭職業部門に於ける標準収入——女子を大量に雇傭する主要職業は家事及び個人被傭人、事務、生産業、専門及び商業の五部門である。而して最近の資料によるこれらの部門の女子平均収入範圍は左の如くである。

家事及び個人被傭人——

家庭(現金拂ひ)——週給五弗七九仙乃至一四弗六五仙

美容院——週給一四弗二五仙乃至一四弗五四仙

ホテル及び料理店——週給五弗七五仙乃至一六弗二五仙、平均年收(一

簡年五二週に通算して)二九九弗乃至八四五弗

洗濯業——週給六弗六七仙乃至二三弗四二仙、平均年收(五二週)三四七弗乃至六九八弗

事務的職業——週給一六弗一五仙(事務員)乃至二八弗六五仙(祕書)、年收一、二五三弗乃至一、八八一弗、七都市に於ける平均年收(五二週)一、二八八弗

生産業——最近に於ける諸工業、週給一二弗四六仙乃至二〇弗二九仙 専門的職業——

教員——年俸九九九弗乃至三、三〇〇弗、後者はM・Aの學位を有する 中等學校上級教諭

看護婦(有資格)——年俸一、六二〇弗乃至二、三〇〇弗、これは最低及び最高文官初任給でもある。

圖書館員——年俸一、一一〇弗乃至一、九五七弗五〇仙、後者は支部圖書館員である

社會事業家(有資格)——年俸一、六五〇弗乃至三、三〇〇弗、後者は一流機關監督者

家政講習擔當員——年俸九四五弗乃至三、九五〇弗

販賣業——小規模商店に於ける週給一二弗より百貨店々員の二三弗八五仙迄、年收六六三弗乃至九三二弗

女子賃銀に關する基本的二問題——民主主義の擁護者を以て任ずる米國は又個人主義の最も發達してゐる國家でもある。斯かる國情の下に於ては個性が強度に尊重されるが、それと同時に獨立自尊の精神から個人の責任問題が強調される所以でもある。我が國の如く家族制度の色彩尙濃厚である場合は等しく、或は極度に低賃銀に悩む女子と雖も多くは各自の家庭

内でその生計方法が講じられて、社會問題化する程度は緩慢なのであるが、米國婦人の場合には全般的にみて斯かる微温的態度は現實に於て許されてゐないのである。従つて當事者たる婦人自身の經濟的獨立に對する態度は非常に眞剣であり、且その要求は大膽でもある。

この意味から女子の賃銀標準の決定には先づ生活の保障が問題となるのであるが、反面には雇主が女子の勞働價値を如何に評価するかと言ふ資本主義的制度下に於ける決定的要素が考慮されなくてはならない。

これに關聯して女子の收入額に對する左の基本的二問題が直に表面化して來るのである。即ち、一、女子の勞働に對する賃銀は男子のそれと同一であるが、二、家計の支持者たる女子有業者に對して適正賃銀が支拂はれてゐるであらうか、と言ふことである。

男女の職業部門の差異——六〇三種の職種中、女子の全然從事せざるものは八種のみであると言はれる米國であるが、既述の如く、男女の適職部門は自ら異り、左の如き統計上の差異を示してゐるのである。

主要なる女子雇職業部門	に對する		主要なる男子雇職業部門	に對する	
	人口	割合		人口	割合
人事及個人被雇	18.5	29.6	製造工	25.1	32.1
事務的職業	17.5		運輸職業	13.4	
個人職業	14.2		運的個人被雇	9.4	
製造的職業	9.0		事務及個人被雇	5.4	
專門的職業	8.5		家事及個人被雇	4.7	
製造專門			製造專門	4.5	
製農商交事家專			女子雇備產業部		
家事製專商農			男子雇備產業部		
			門の標準賃銀		
			一九三六年十一		
			月現在の米國勞		
			働統計局の報告		
			によれば、主要		
			女子雇備產業部		

門に於ける女子の平均週給は大體二〇弗以下であるに對して、主要男子雇備部門のそれは例外なく二〇弗以上で三〇弗以上に及ぶ場合もあるのであ

る。次の數字はその實情を詳細に示すものである。

業種	平均年収
繊維工業	16.54
製菓業	17.39
靴業	16.69
草履業	15.90
機械器具業	15.21
電氣部品業	25.97
煙草業	29.13
主要男子雇傭業	32.27
鑛業	20.12
鍛冶業	30.43
自製業	23.23
石業	28.89
石油業	
建築業	
主要女子雇傭業	14.02

平均年収に於ても女子雇傭業は男子のそれに劣つてゐる。一九三五年度の製造工業調査によれば九種の主要女子雇傭業部門中、二種を除いてその平均年

収は一、〇〇〇弗以下である。除外例である時計及び寶石業に於ても僅かに一、〇〇〇弗を越えてゐるに過ぎない。主要なる男子雇傭業十五種中、三種を除いて男子の平均年収は一、〇〇〇弗以上である。例外の三部門は多數の不熟練工を使用する粘土製品、製紙原料及び家具工業であつた。

一九三二—三三年の不況時代にキリスト教女子青年會々員である少數の女子事務員が、その惨めな低収入を補ふ意味から講じた興味ある臨時措置に關する調査の一例がある。彼女等はその職業の餘暇を利用して貸間、タイプ打ち、殘業及び堅パン、靴下、石鹼、便箋賣等をしてゐるのであるが、多大の精力を費し、健康を賭して爲せる努力であるにも拘らず、その一人宛平均臨時収入は一週間一弗六八仙に過ぎなかつたことを示してゐるのである。

女子の傳統的従業分野と低賃銀の女子の適職と見做されてゐる廣範圍に互る接客業の外、織物、被服、食料品等の日常生活必需品は古來より多く女子の手に俟つものであつたが、現時に於てもそれらの製造工業方面には

米國の婦人勞働状態に就て(二)

多數の女子が就働してゐるのである。

而して家庭に於ける女子の勞働力は現金價值なきものとされてゐた從來の傳統的思想に影響され、職場に於ける女子の勞働力もその延長として雇主側に利用され、周知の如くその収入は男子に比して遙かに劣つてゐるのである。

熟練の問題に對する評價は非常に困難な問題であり、嚴密な意味に於ては、教育家、雇主、職業紹介所又は其の他の何人も多くの場合未だその一致點に到達してゐないと言つても過言ではない。著名なる一婦人技師リリアン・ギルブレス女史はこれに關して、「熟練が何を意味するかに就て如何なる二人の人物と雖もその意見の一致を見ることがないと言ふのが驚くべき事實である」と述べ、更に彼女はこれに定義を下して「熟練とは器用に刻々變化する状態に處し得る知識と改善に對する能力を附加したものである」と稱してゐる。

熟練の程度に關する男女間の差異も考へ得ることであるが、女子が特にこの點で男子に劣つてゐると言ふ實證は擧げられてゐない。否、社會經濟部門に關する國勢調査の資料によれば、上記の如く一般に女子は不熟練作業よりも半熟練作業に多く従事してゐるのである。

婦人局の藏するより最近の未發表の資料によつても、左の如く不熟練作業に従事する女子の割合は極く低率である。

業種	割合
工業	3.9
製造業	36.8
全産業	22.2
不熟練	31.7

對合	5.3	36.8
工業		
製造		
人口の割合		
業女子	4.3	25.9
有する		
全産業		

尙次の數字は同一資料の示す其の他の部門に於ける半熟練作業に従事する女子の割合である。

製造工業部門に於ける女子勞務者は單純又は單純反覆作業に携はるもの、これに反して男子は強度の筋肉勞働を要する作業に従事するものと一般的に考へられてゐる。而してこれは同時に女子の勞力價値の劣等なるを意味せしめんとするものである。然し乍ら、多くの女子の従事する單純作業は熟練の一面である纖細なる注意、手先の器用さ、頭腦と手先の機敏さに對する調和能力等を必要とする。反覆作業は強度の集注乃至忍耐を要し、斯かる素質に缺陷のある場合は、勞務者の身體に及ぼす災害と不良製品による經濟的損失は甚大なるものであることが考慮されなくてはならないのである。

62.5	49.0	37.0	28.6	8.3	1.7
------	------	------	------	-----	-----

客業者
門生活用
給酬事使用
無報主及
雇主及
無雇主
無雇主
無雇主
無雇主

製造工業に於ける男女賃銀の一般標準——主要なる男子雇傭職業及び産業部門に於ける男子の標準収入は女子を大量に雇傭する部門のそれよりも多額なのであるが、製造工業部門に就ても大體同様のことを言ひ得るのである。

イリノイ、紐育、オハイオの三大産業州では一九二三—三六年の十餘年間に互つて男女の平均週給を報告してゐるのであるが、この資料に従へば、同期間に於ける女子の一週間の平均賃銀は僅かに男子の五〇—六〇

男子賃銀に對する女子の平均賃銀	60.2	63.4	58.2
イリノイ	55.5	—	—
リハ	52.7	—	—
イオ	51.9	—	—

イリノイ
リハ
イオ

就てみれば次の如くである。

平均週給	男子	女子	對女子の賃率
イリノイ(1936)	26.61	15.12	56.8
リハ(1935)	24.77	15.33	61.9
イオ(1936)	28.37	15.83	55.8

イリノイ(1936)
リハ(1935)
イオ(1936)

%に過ぎないことを示してゐる。一九三三年のオハイオ州に於ける男子の賃銀が好況の絶頂にあつた一九二九年に比して三分の一近く低下してゐた際にも、尙女子のそれは男子の六三%であつたに過ぎないのである。この期間内の女子賃銀の割合を州別に示せば上記の如くである。

尙最近年度に於ける男女の平均収入及びその割合に

これらの數字は女子の平均収入が不況以前に比して稍、上昇の傾向を示し、不況時代に於ても男子に比して幾分早く復興の氣配を見せてゐるのである。この調査は第二次大戰開始以前の資料を扱つてゐるものであり、當時の米國には勞働力不足の兆は見えず、女子は依然として低賃銀維持のために利用されてゐたのであるから、斯かる女子賃銀のより速かなる上昇は主として社會の婦人勞働に對する再認識によるものであり、その結果、諸州に於て法令による女子の最低賃銀

制度の實施及び其の他各種の女子待遇改善運動に俟つものと考へられるのである。左の數字は不況前及び最近の女子賃銀の割合を示すものである。

男子	女子	収入平均	對する 賃銀率
		1928	1936
		55.8	56.8
		53.1	61.9 (1935)
		55.2	55.8

特殊製造工業部門に於ける男女の標準賃銀

製造工業全體に關して見る男女の賃銀の差異と大體同様の現象が特殊製造工業部門に就ても見られるのである。即ち長期間に亙る各種の調査を通じて見る女子の賃銀割合は男子の収入に比して最低三三・九%より最高九四・三%を示してゐるのであるが、大多數はその中間にあり、何れも男子に比して遙かに低率である。左にその一例として労働省勞働統計局の調査にかかると一九三四—三五年年度の數字を擧げてみる。

	平均週給		賃銀率 男子對女子
	男子	女子	
工業及被服業			
布部	弗 14.48	弗 12.18	84.1
上部	弗 10.29	弗 9.19	89.3
仕入	17.32	12.46	71.9
絹織物	20.01	14.05	70.2
絹織物	17.58	11.94	67.9
毛織物	33.74	21.12	62.6
首飾	28.45	19.16	67.3
自動車	24.68	15.30	62.0
各種	19.48	13.16	67.6
用品	13.13	10.30	78.4
船舶	22.84	15.28	66.9
船舶	17.64	11.90	67.5
紙	23.68	14.86	62.8
組	17.52	11.44	65.3
組	22.58	14.15	62.7
組	16.93	11.85	69.8

女子の低賃銀と請負賃銀制度の關係は多くの製造工業部門に於ては、時間制よりもその製品の出來高によつて支拂ふ請負賃銀制度を利用してゐる。而して斯かる部門は主として男子よりも女子を雇傭するものが多いことは、一九三五年度の全國産業會議委員會(一大雇傭機關である)の調査の示す通りである。即ち、これによれば、鐵及び鋼鐵、自動機械、化學機

米國の婦人勞働状態に就て(二)

械及び機械器具工業等の主要男子雇傭部門に於ける常時雇傭勞働者の割合は六〇—八〇%であるに對して、女子を大量に使用する工業部門に於けるそれは、織物四五%、皮革三九%、被服一六%の如く甚だしい低率を示してゐるのである。

出來高拂ひの賃銀單價の決定は重要な根本的問題であるが、その決定には科學的研究の結果爲されるものと、職工長の決定するものと二種がある。上述の全國産業會議委員會の調査によれば、全調査工場の一割はその賃銀單價を職工長自身の責任に於て決定して居り、約半數の工場では職工長が勞働時間専門家ならぬ上役又は理事會の認可を経て決定してゐるのである。而もこれは主として大工場で職工數平均八〇〇人を擁する被服工場、一、〇〇〇人以上を擁する纖維工場等を含むものであつた。

女子の多數從事する纖維及び被服工業には小規模なる工場多く、従つてこれらの工場は女子の賃銀決定を専門家に委嘱する實力なきままに、工場長又は工場内に於て決定してゐるのが常である。而して新なる科學的決定方法のある場合と雖も、最低賃銀法の規定なき際は、女子に對しては傳統的最低賃銀が支拂はれる傾向のあることは免かれ難い事實である。

時間當り賃銀(仙)	單位	27	34	28	24	32
16.5	—	—	—	—	—	—
11.5	—	—	—	—	—	—
12.5	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—	—
15.5	—	—	—	—	—	—

斯かる賃銀決定方法の不統一は婦人局の研究に於て一九三三年五月現在のニューハンブシャー州のみに於ける洗濯業九工場内の五種の職種の見ても明かである。同職種内に於ける平均賃銀は工場より工場へと上記の如き範圍の變化を見せられてゐるのである。

請負賃銀制度と女子は從來より密接な關係にあることは既述の如くであるが、そのことは必ずし

も女子の能率の低劣さを示すものでないとは言ふまでもないことである。婦人局の調査はその實證として、大多數の女子の賃銀が一般男子のそれに及ばぬと同時に、少數の女子は如何なる男子をも凌ぐ収入を得てゐることを示してゐるのである。即ち、その一例として請負賃銀制度の行はれる靴下工場に於ける絲環作製の機械裝置係及び編物機械係、男子服裝作工場に於ける機械工としての多數の女子は一時間二五仙以下の収入を得てゐるのであるが、それと同額の賃銀を得てゐる男子は極く僅かであるに反し、一時間四五仙以上の収入を有する女子が相當數に上つてゐるに對して、同額を得てゐる男子は皆無に等しい状態であることを引證してゐる。又男女の収入の多寡は使用材料其の他の勞働状態の如何に左右されることも事實である。

女子の生産能力の優秀性を物語る實例として、第一次世界大戰當時の一調査がある。これはオハイオ州クリーヴランド市商業會議所が一九一八年に女子の男子勞働代置に關する問題を調査したもので、從來不慣れた工場作業に従事した多數の女子に就て關係工場の二五%以上は女子の生産額が男子及び少年工のそれを凌駕してゐることを報告してゐる。金屬工業に於ては女子の生産高は男子に比して六四%、被服工業では二〇%凌駕してゐる。又全國産業會議委員會の同年度の調査によると雇主の三分の二は女子の生産高は男子と同様乃至男子以上であると報告してゐる。

特殊製造工業職域に於ける男女の賃銀の比較に際してはその勞働内容を知る必要があるのであるが、同一作業以外のものの比較は非常に困難である。このことに關して英國のビエトリズ・ウェツプ夫人は一九一九年に英國戰時内閣産業婦人委員會少數者報告書「男女の賃銀關係」の中で左の如く述べてゐるのであるが、その言は産業の發展と作業の複雑化に伴ひ、今日一層その眞實性が認められてゐるのである。

同一産業部門に於て男女が純然たる同一作業に携はつてゐる例は非常に稀である。今假に女子が男子に代替されたとしても、殆ど例外なく作業方法の改變、使用機械又は勞務者の擔當

1 時間平均賃銀(單位仙)

男子	女子
40	37.5—40
40—43	35—37
40—43	35
35—48	30—48
40	35

業方法の改變、使用機械又は勞務者の擔當作業の配置、分業の再編成等による變更が見られるのである。

斯かる事實に鑑み、婦人局は多數の製紙工場に於て凡ゆる條件を考慮の上、男女が實質的に同一作業に従事してゐる例をとり(同局發行物第一五二號、一九三八年)、その賃銀を調査してゐるのであるが、この場合にも殆ど例外なく男子が一時間四〇仙であるに對して女子は三五—三八仙を得てゐるに過ぎない。

而も男工の四〇仙は一般男子及び青少年不熟練工に對する最低標準賃銀なのである。この調査にみる男女の作業別内容と賃銀は右の如くである。

1 時間平均収入(單位仙)

男子	女子	平均の割合 男子對女子 に對する
45.4	40.2	88.5
44.5	37.8	84.9
34.3	33.5	97.7
48.2	43.3	89.8
45.6	35.6	78.1
62.0	49.9	80.5
56.2	51.5	91.6
53.4	41.2	77.2
39.3	37.8	96.2
38.9	37.5	96.4

更に各種の調査に就てみる特殊職業部門に於ける女子の賃銀率は男子のそれに比して最低五・三%より最高九八・四%に及んでゐる。その一例として上記勞働統計局調査の一

品名	男子	女子	平均の割合 男子對女子 に對する
筒紙及袋	40	37.5—40	98.4
紙貼	40—43	35—37	88.5
紙付	40—43	35	84.9
紙手	35—48	30—48	97.7
紙手	40	35	89.8
紙手	40—43	35—37	78.1
紙手	35—48	30—48	80.5
紙手	40	35	91.6
紙手	40—43	35—37	77.2
紙手	35—48	30—48	96.2
紙手	40	35	96.4

九三四年度以降の各種纖維工業職業別に關するものを擧げてみると、男子に比し、女子の賃銀が例外なく低廉であることを示してゐるのである。

女子及び不熟練男子工の賃銀は同種産業又は職業に於ても女子の標準賃銀は大體男子のそれに劣つてゐるのであるが、事實はそれのみでなく、多くの重要女子雇傭産業に於ける女子の平均収入は不熟練作業に従事する男子のそれに及ばないのである。一九三五年婦人局は某州産業の實情を調査し、純全たる不熟練産業に従事する男子の一時平均賃銀と同種産業部門に於ける女子のそれに關して検討してゐる。その比較によると次の如き數字が擧げられてゐるのである。

不熟練男子平均賃銀	熟練男子平均賃銀	同種産業に於ける女子の割合	毎収入の割合	女子中時収入	男子中時収入
縫目なし靴下： 編絲束運搬夫又は 手傳人	30	全業者	30	32.0	40
男子作業服及びワイ シャツ： 荷物運搬夫、ベル ト係、裁斷助手、雜 役及び運搬係	30	全業者	70	26.0	63
男子服及び外套： 荷物運搬夫、一般 雜務手傳人	45及び以上	全業者	15	38.0	19
メリヤス下著： 運搬夫、業務指揮 ベルト係、一搬手 傳人	30—35	全業者	26	32.0	25
紙箱： 荷作り、機械工手 傳ひ、包裝菓： 製不熟練	35—40	全業者	28	32.0	81
ベーカー： 鍋掃除及び油塗り 菓子取出し、手傳 等	35—40	全業者	32	32.0	9

米國の婦人勞働状態に就て(二)

前記一大雇傭機關である全國産業會議委員會もその調査中に女子賃銀と不熟練男子のそれを比較してゐる。これは一九二〇年より一九三五年に互つて性別による熟練、半熟練、不熟練工の平均週、月、年收を調査せるものである。それによると女子の平均収入は大體に於て不熟練男子の約七五%に該當してゐるのであるが、不況當時男子の収入が甚だしく低下してゐた期間は稍、増大してゐる。各調査年度に於ける不熟練男子の収入に對する女子の平均賃銀率は左の如くである。

不熟練男子平均賃銀	熟練男子平均賃銀	女子平均賃銀	女子平均賃銀
1920(7ヶ月の平均)	68.0	1928	71.8
1921	77.1	1929	72.2
1922(6ヶ月の平均)	78.0	1930	73.0
1923	77.4	1931	76.6
1924	74.7	1932	81.0
1925	74.9	1933	82.8
1926	74.4	1934	87.9
1927	73.8	1935	83.6

上述の數字は主要女子雇傭産業よりも、鋼鐵、自動車、建築及び重金屬等の男子雇傭諸産業に於ける従業員を多數に含んでゐるのである。今これを各産業別の資料及び主要女子雇傭産業に關する報告に就てみれば、八産業中僅かに長靴、短靴、靴下及びメリヤスの二部門に於てのみ女子の収入は不熟練男子工のそれを凌駕してゐる。而もこの二部門に於ては相當程度に熟練せる女子が請負賃銀制度の下に多數就働してゐるのである。然し乍ら、ここでも又女子の収入は全男子のそれに比すれば全體的に可なり劣つて居り、一九三六年十一月に於ける割合は左の如くである。

女子平均	113.6
男子平均	80.6
熟練者	79.6
不熟練者	102.8
銀賃	80.1
對子	75.1
	65.5
	90.0

靴(北部)業ヤ 物品
短工メリ 工業織
及布工品加 製織
靴氣及品加 製織
長綿電靴ス肉紙絹毛

女子の賃銀は建設工事、修築、掃除及び下水工事等に於ける普通男子労働部門の初給賃銀に及ばないことは、一九三五—三六年當時婦人局の調査せる女子の収入及び一九三五年九月の初給賃銀の比較によつて明らかされてゐる。後者は成年男子たる一般筋肉労働者にして殆ど熟練又は訓練を要せず、特殊生産作業或は職業でなく、従つて幾分収入の増加すると考へられる機械工又は半熟練工を除く者の初給賃銀率なのである。

街路掃除及び下水工事労働者に關する報告によれば、米國南部に於ける半數以上、北部に於ける殆ど全部の初給賃銀は一時間三二・五仙又はそれ以上である。これらの部門の労働者と製造工業に携はる同州の白人女子の収入を婦人局に於て調査比較せるものによれば、左の如く、女子の収入は

男初結	24.6
成人平均	38.6
普通平額	39.5
管子賃	32.2
平均収入	23.1*
女子平均	33.6
女子平均	34.5
女子平均	32.3*
女子平均	74.9*
女子平均	39.4
女子平均	21.8
女子平均	31.7*

不熟練男子の初給賃銀より遙かに低額を示してゐるのである。
テニシ州に於ける一般男子労働者の初給賃銀は三二・二仙であるが、この平均は相當の熟練をも必要とする主要女子雇傭産業の女子の収入と略、同額であり、時として後者が尙著しく低額であるのは驚異すべき事實である。左の數字はその實情を物語るものである。

毎三下の	32.9
収入の割合	69.6
女子平均	5.7
女子平均	77.8
女子平均	96.4
女子平均	31.5
女子平均	25.8
女子平均	32.8
女子平均	26.9
女子平均	17.4

下及ツ場店業
靴服工賃濯
縫男子ワ紡百洗

い影響を及ぼしつゝあるもので、これは、工場が直接に又は請負人、郵便等を通じてその製産品の一部又は全部を家庭に於て作製せしめるものである。

女子平均週給	22.84
男子平均週給	14.73
男子平均週給	19.00
男子平均週給	21.06
男子平均週給	15.00
男子平均週給	14.85

家庭工業を奨励する一説に従へば、その目的は家庭婦人に餘暇利用の機會を與へるにありと爲してゐる。然し現實の問題としてはそれが餘暇利用のみに止められてゐないところにあるのである。即ち、本問題に關する凡ゆる調査を綜合したところによると、大多數の家庭労働者は屢々、年少兒童をも含む他の家族員の手傳ひを得て、長時間をその作業に従事して居り、その就働時間数は工場制限を遙かに凌ぐ長時間のものであることも珍しくない。

斯かる状態による神經過勞其の他の健康上に及ぼす悪影響は、工場内に於ける長時間労働又は設備の不完全より來るそれに劣らず重大な問題を展開してゐるのである。斯くて米國に於ては「餘暇の金儲け」説は完全に失敗に歸したものと見做されてゐる。一九三四年度の婦人局及び兒童局の調査によれば大多數の家庭労働者の四〇%は一週四〇時間又はそれ以上を、

電氣器具工業部門では女子は半熟練作業に従事し、この作業は高度の器用さと緻密な應用能力とを要するのであるが、労働統計局の米國東北中央部諸州に關する一般男子労働者の初給賃銀と同地域内州別の報告による女子平均収入を比較すれば左の如くである。
女子賃銀の抑壓的要因をなす家庭工業は家庭工業は一部生産業に於ける賃銀低下に著し

二五%は五〇時間又はそれ以上を、中には七〇時間以上をその作業に當ててゐる者もあるのである。

家庭工業従事者にとつては工場労働者以上にその賃銀の上昇を望むことは困難な實情にある。即ち、彼女等はその仕事を爲るために、直接雇主の許に足を運び、左もなければ下請人との交渉を有するのみだからである。

その作業に當つても、彼女には他の同僚との接觸がなく、従つて彼女自身の経験、巧拙、速度又は其の他の適應性等を判斷比較する方法が與へられてゐない。彼女にとつては仕事は非常に必要なものかも知れないのであるが、その仕事が如何なる労働價値を有するものかを知る適切な機關を有してゐないのである。

この家庭工業による生産方法は不熟練、半熟練の作業はもとより、熟練を要する手工業も普通女子によつて行はれてゐるのである。家庭工業従事者は全國的には七萬五千家族以上に及ぶものと推定されてゐる。被服工業は特に斯かる制度によるもの多く、現在工場内に於て爲されつつある過程の多くは従來家庭内に於て行はれつつあつたものであり、これらの作業は傳統的に女子の携はるものとされ、同時に低賃銀を聯想せしめるものである。紐育に於ける一九三四年度の家庭工業従事者中、七五%は被服工業に携はる者であつたと報告されてゐる。

家庭に於て従事される内職には被服及び刺繡以外に、安全ピン、鉤子、穀果の殻取り、封筒書、編物及びクロセ編み、繪葉書裝飾、肉團子、菓子、ゲートル、低廉なる寶石、電燈笠、化粧刷毛、紙箱及び紙袋、絨毯、玩具作り等々が含まれてゐる。

これらの作業に従事する人々の収入は工場労働者より遙かに低率なのが常である。紐育に於ける報告によれば、好況時代にあつても、一般家庭工

米國の婦人労働状態に就て(二)

業従事者の一週間の平均収入は、四、五、六弗を出でない状態である。よき最近の賃銀報告書にはその製作に四時間を要する「一打の人形用衣服につき一時間二〇仙」、「熟練を要する珠數玉編みは一時間一四仙」等の記事が見られる。一般的に長時間に亙る家庭労働者の収入は裁縫及び手工業の如く屢々高度の熟練を要するにも拘らず、大體工場の最低賃銀又は不熟練工のそれよりも尙低率なのである。

元來家庭工業は最初女子雇傭の問題に關聯して取上げられたのであるが、實際問題としては家庭に於ける多數の兒童がこれと不可分の關係におかれてゐるのである。斯かる理由から婦人局は同じく労働省内に設置されてゐる兒童局の協力を得て一九三四年に七州内の二八工業に亙る二、三〇〇家庭労働者に關して調査研究してゐる。これは二四種以上の職業部門を含んでゐるのであるが、これら従業者の八〇%以上は一時間二〇仙或はそれ以下を得てゐるに過ぎない。就働時間數及びその収入を並記せる報告者の六〇%餘は一週四〇時間或はそれ以上に對して五弗以内の収入を得てゐるに過ぎないのである。

テキサス州に於ける婦人局の調査によれば一〇七名中僅かに高級の兒童服裁縫師として不斷に就働してゐる一婦人が一週五弗の収入を得てゐるに過ぎない状態であつた。

産業地區を去る僻遠の地方に於て爲される斯かる低廉なる家庭労働が、紐育、コネクティカット及び其の他の諸州内に散在する工場の労働賃銀率を低下せしめてゐることは疑ふ餘地のない事實であると考へられてゐる。

一九三四年度のペンシルヴァニア州産業労働部の家庭工業に關する調査に従へば、報告者の大半の週給は三弗五四仙又はそれ以下であり、而もこれらの収入には時として數名の家族員の労働をも含められてゐるのであ

る。週給八弗を得る者は僅かに一〇%に過ぎず、これは州非常時救済法の制定にかかる一世帯五名の貧困家族に對する食料品及び被服費のみの補助額が一週間八弗二五仙であつた當時の状態である。尙本調査に於ける家庭工業に携はる家族の平均人員數は五人であつた。

高度の技術と熟練を要する家庭工業に對する標準賃銀の一例に、ファイラデルフィア市に關して一婦人局出張員の報告にかかる資料がある。これによると、一人の家庭婦人が三つ揃ひの婦人服を編み、その収入としてスカートに七弗七五仙、ブラウスに八弗、コートに七弗を得てゐるのであるが、この仕事に一箇月を、而して毎週六六時間を費してゐるので、週給としては六弗未滿となつてゐるに過ぎないのである。而もこの一着の婦人服の小賣値は一〇〇弗なのであるが、材料費等に對する考慮が必要であるとしても、その編手たる婦人の一箇月の勞働の結晶としての収入は單に二二弗七五仙であつたのである。これに反して南部のテネシー州工場に於ける殆ど熟練を要せざる縫目なし靴下編みの平均週給は一〇弗二〇仙であり、如何に家庭勞働が不利な立場におかれてゐるかを物語つてゐる。

その極端な例は特殊領域に於て特に著しく、婦人局の一九三三—三四年度のポルトリコに於ける婦人職業の調査によれば、繊細なる技巧を要する刺繡に携はる大半以上の女子の週給は一弗未滿と言ふ低賃銀振りを示してゐるのである。

家庭工業による収入は斯く低廉であるが、それは又工場内に於ける賃銀を低下せしめる要因となつてゐる。工場主は家庭工業との競争的立場から工場賃銀の低下を計り、同時に家庭工業關係者は家庭を利用することに汲汲としてゐる。即ち、業者は家庭工業制度によつて家賃、光熱費其の他の一般設備品、時として裁縫の如き場合は裁縫ミシンを、編物には編針を勞

働者自身に提供せしめて居り、その經常費の多くを個人の負擔に歸してゐる場合が多いのである。のみならず、家庭従業者はその仕事の材料を受取り、完成品の送り届け等の責任も個人が負はされてゐる。或はそのために乏しい財布をはたいてその配達料金を支拂はなくてはならないこともある。不良製品に對してはその償ひとして現金を仕拂ひ又は無報酬で訂正しなければならぬ。製品完成の上仕拂ひを受けるまでその材料費の料金預入を要求されることも珍しくない。又仕事を與へられるに先立ち、彼女自身の責任に於て數個の見本作製せしめられることも屢々である。斯かる方法によつて業者はその生産經費を極度に切詰め、その製品を一般の經常費を負擔しつゝある業者に比して著しく低廉に販賣し得るのである。

家庭工業が工場賃銀の低下を促進せしめてゐる他の理由として、前者が著しく季節的色彩を帯び、最も繁忙を極める期間中に利用されることにも影響されてゐる。これは工場内の雇傭状態をも不規則ならしめ、その賃銀にも好影響は與へない。凡ゆる角度から検討して家庭工業は左なくとも幾多の曲折を経て漸次向上しつゝある一般勞働條件を常に頓挫せしめる要因となつてゐるのである。

最後に、而して特に注目すべきことは、家庭工業による収入は、例へそれが數名の家族員の勞働の結果である場合にも屢々、憐むべき低額であるために、生計維持は不可能であり、その多くは救済を要する家族であると云ふことである。斯くの如く家庭工業勞働者は彼女等自身の低賃銀は言はずもがな、工場賃銀を低下せしめ、家庭生活を蝕み、更に結果に於ては兎もれ社會の補助を受けることになつてゐるのである。コネクティカット州勞働部最低賃銀課が一九三三年に調査せる家庭に於けるレース編工に就てみると、週給三弗三八仙乃至四弗二〇仙を得る者の中二五%は救済リストに

載せられてゐた。同じく一九三五年一月フィラデルフィア市に於ける兒童服工業家庭従業者の二五%餘は救済を餘儀なくされてゐる人々であつた。

家事及び個人被傭人部門に於ける男女賃銀の一般的標準——當部門に於ける男女の職業分野は可なり異つてゐるのであるが、その収入は更に著しい懸隔を示し、勞務内容が同様と考へられる場合に於ても尙且然りである。フィラデルフィア市に於ける一九二六年度の

家事使用人に關する一調査によれば、住込みで従つて室及び食事付の男女別の月収は上記の如くである。(1)

(1)

ペンシルヴァニア州に於けるより最近の資料に一九三四年度の州非常時救済部による同州生産人口調査がある。次の數字は家事使用人及び料理店従業員の兩者を含むものであるが、男子に比して如何に多くの女子が常時雇傭に對して低収入に甘んじてゐるかを物語つてゐる。(2)

美容院従業者に就て左の如き男女の平均週給に關する資料がある。(3)

(2)

週給の割合	未滿12.50弗		12.50弗以上	
	男子	女子	男子	女子
家事	33.2	64.6	46.0	77.6
個人被傭人	69.7	92.1		

同じく婦人局調査による一九三四年度の二都市の洗濯業に關するものは次の通りである。(4)

この數字によれば諸都市に於ける白人女子の平均収入は白人男子の三三・二%より六七・八%となり、二一市中一四市のみでは女子は男子の六〇%未滿の平均収入を得てゐるに過ぎなかつ

米國の婦人勞働状態に就て(二)

(3)

平均週給	平均週給		平均週給
	男子	女子	
婦人局報告(四市)	22.50	14.25	63.3

(4)

平均週給	平均週給		平均週給	
	男子	女子	男子	女子
白人	12.50	21.45	9.66	16.23
黑人	6.67	13.05	5.01	11.77

* 16都市

たのである。

家事及び個人被傭人の部門に於ける其の他の最も大量に女子を雇傭してゐる分野はホテル及び料理店である。イリノイ州に於ける一九三六年十一月の男女別による定期報告によれば、女子の平均収入は男子に比して左の如く可なりの劣位にあることを示してゐるのである。(5)

紐育に於ける一九三四年度のホテル及び料理店に關する調査に於ても、週給十五弗の女子は男子に比して極めて少數であつた。

事務的職業に於ける男女賃銀の一般的標準——既述の如く家事及び個人被傭人の部門に次いで多數の女子の就働してゐるのは事務的職業である。本部門では賃銀は主として時間拂ひであり、従つて性別による標準収入の差異は特に明瞭に示されてゐる。而してここでも特殊の例外を除けば男子の標準賃銀は依然女子の上位にあるのである。

一九三一—三二年度の婦人局の若干都市に於ける事務的職業部門に關する資料中シカゴ市に關するものを擧げてみると、全職業を通じて、女子の平均賃銀率は大體男子の七五%であつた。諸部門の中間月収を比較すれば左の如くである。(6)

ペンシルヴァニア州非常時救済部調査の一九三四年度の生産年齢人口に關する資料によれば、報告者の一〇—二〇%の女子は週給十二弗五〇仙以下を得てゐるのであるが、男子の斯かる低賃銀を得てゐる者は左の如く非常に低率である。(7)

販賣業に於ける男女賃銀の一般的標準——當部門に於ても男女の賃銀率に甚しい差異のあることは他部門と同様である。婦人局の百貨店員に關する最近の一調査によれば、男子店員は女子に比して遙かに高率の収入を得てゐるが、販賣と他のより責任を必要とする職場を兼ねてゐる場合の収入は幾分均等を

(5)

平均週給		平均週給
男子	女子	平均週給
18.73	13.76	73.5
15.81	12.81	81.0

得てゐるのである。左の數字はその一般的標準を示すものである。(8)

これらの百貨店に於ける女子店員は同店内の男子不熟練労働者にも劣る賃銀を得てゐるのである。男子の一般雜務員、荷造人、掃除夫、小包整理

(6)

職業	中間月收		平均週給 男子に對する割合
	男子	女子	
全職業	135	99	73.3
整理係	80	80	100.0
簿記係(書記)	162	122	75.3
一般書記	115	90	78.3
機械係	98	108	110.2
簿記	98	95	96.9
簿定計	65	56	86.2
使監商	241	153	63.5
品	97	67	69.1

ボーイ等の約三分の一は一時間三〇仙以上の収入を得てゐるに反して、女子の七〇%は三〇仙以下の収入を得てゐるに過ぎない。

イリノイ州の百貨店に關する資料によれば一九三六年十一月現在の男女平均週給は男子二二弗七九仙、女子一一弗七三仙で男子の平均収入に對

(7)

職業	週給の割合	
	男子	女子
以下	12.50	5.00
5.00以下	5.9	16.7
5.00以下	5.7	17.8
5.00以下	8.2	19.4
5.00以下	4.3	14.9
5.00以下	9.4	16.3
5.00以下	5.9	12.4
5.00以下	2.7	7.9

する女子のそれは五一・五%であつた。

又オハイオ州に於ては一九一四年以降毎年出張せざる商店員に關して報告されてゐるのであるが、

多くの場合女子の平均週給は男子の半額以下の状態である。一九三五年度の平均週給は男子一九弗八

七仙、女子一三弗五〇仙で男子の平均収入に對する女子のそれは六八・一%であつた。

(8)

職業	男子	女子
女子	36.7	28.4
男子	34.6	70.5
男子	26.0	2.8

ペンシルヴァニア州非常時救済部の一九三四年度生産人口調査中、週給十二弗五〇仙以下の男子は二一・六%であつたに對して女子はその倍に近く、四六・七%がその範疇に含まれてゐた。

専門的職業部に於ける男女の一般的標準収入——自餘の部門に於けると等しく、専門的職業部門に於ても同様の責務に對して女子は屢、男子以下の給料を支拂はれてゐる。當部門中最も多數

の女子の携はる職業分野は教育であり、これに關しては全國教育協會及び聯邦教育局の定期調査による性別俸給に關する資料がある。一九三〇年の國勢調査及び其の他の資料によれば學校教員の約八〇%は女子であつた。尤も質的には教育當局の指導的地位の多くは男子によつて占められて居り、理事會員、校長、高級教職又は教職員團體の役員等には大體男子が就任してゐる場合が多いのである。

一九三〇年には米國四八州中、カリフォルニア、ルイジアナ、メリーランド、ネヴァダ、ニュージャージー、紐育、オレゴン、テキサス、ワシントン、ワイオミングの十州及びコロンビア區は法令を以て男女教員の平等俸給を制定してゐるのであるが、本問題に對する其の後の詳細なる進展は明かでない。全國教育協會の一九三四—三五年度の俸給明細書によれば人口十萬以上の七八市の公立學校教員中、二九州及びコロンビア區に散在する六三市では性別による俸給の差異は認められてゐない。其の他の八州に所在する一五市では、同等の地位にある男子教員に對する最低俸給として女子に對するそれよりも一〇〇弗乃至七六八弗の多額を支拂つて居り、男子の最高俸給額は女子の同様職務にある者に比して二〇〇弗乃至一、二〇〇弗を多額に支給されてゐるのである。

1. アラバマ、カリフォルニア、コロラド、デラウエア、フロリダ、ジョージア、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンサス、ケンタツキー、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセツツ、ミネソタ、ミヅウリ、ネブラスカ、ニュージャージー、紐育、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルヴァニア、ロードアイランド、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァオルジニア、ワシントン(全國教育協會未發表の資料による)。
2. コネクティカツト、イリノイ、マサチューセツツ、ミシガン、ニュージャージー、オクラホマ、ペンシルヴァニア、ヴァオルジニア。

一九三六年度の全國教育協會の各地大小都市に於て採用された一五〇俸給明細書によればその約二五%は性別による俸給の差異を認めてゐる。而して斯かる差異は小都市に於て顯著であり、大都市に於ては一般に均一俸給を支給する傾向を示してゐるのである。

全國教育協會は男女の均一俸給に對して屢、聲明を發してゐるのである

米國の婦人労働状態に就て(二)

が、その第一聲として一九一四年に左の如く述べてゐる。

當協會は教員の選擇及びその任命に際しては性格よりも實力及び功績をその原則と認めるものである。因つて本會は男女の政治的平等を認め、同一職業には同一俸給の支給を言明するものである。

米國內務省教育局は一九二七—二八年度に於ける全國五〇官公立大學及び専門學校の男子五、八二二名、女子一、〇六八名の教職員の俸給に關して報告してゐる。これによると、男子の三分の一に對して女子は僅かに一割が教授であり、反對に教職の最下位にある講師の部では、男子二五%に對して女子は四〇%餘であることを示してゐるのである。女子の俸給は高級男子のそれよりも男子講師のそれに近く、諸階級に對する中間俸給は次表の如くである。

階級	中間俸給		均する平均收入 男子に對し 女子に對し 男女割合
	男子	女子	
長 授 授 師	3,169	2,309	72.9
階 部 授 授 師	5,635	4,375	77.6
教 授	4,139	3,581	86.5
准 助 講	3,284	2,882	87.8
	2,791	2,530	90.6
	2,087	2,016	96.6

而して教育局の報告は本問題に關して次の如く約説してゐる。

女子職員の俸給は男子のそれに比して概して低額である。この傾向は特に全般的、學部別、美術及び科學部別にみる教職員の俸給に於て顯著である。全職域に互る女子職員の中間俸給は男子のそれに比して八六〇弗の低額を示してゐる。今この男女別の中間俸給を各學部別にみると同學部内に於て女子職員は男子に比して八八六弗乃至一、三七六弗の低額を支給されてゐる。美術及び科學部に於ても同様の差がみられるのである。最大の差は歴史及び政治學部の女子中間俸給が男子に比して一、〇二六弗低額であるに對し、その差額が

最少であるのは化學部の一六一弗である。尙これを教育界の諸階級に就いてみると、大多數の女子は一般的教職にあるに對して、男子の多くは指導的重要地位を占めてゐるのである。

更に一九三四年度のペンシルヴァニア州非常時救濟部の調査によれば、量に於て女子は男子の三倍近く報告してゐるのであるが、週給十二弗五〇仙以下の男子は一・八%であるに對して女子は六・六%の高率を示してゐるのである。これは實數に於て州内の二千餘人の女教員がこの驚くべき低收入に甘んじてゐたことを意味してゐるのである。

女子賃銀率に關する労働組合規約——労働組合は時として女子に對する傳統的低賃銀を業者との間に必然的に契約することがある。斯かる契約は當事者の駆け引きによつて行はれ、双方がある程度の互譲を必要とし、かゝつて加へて、女子の低賃銀はながきに互る慣例となり、雇主に利用されがちであることを思へばその實情は諒解に難くないのである。斯かる見地から現實の問題としては、労働組合運動のみを以て女子の労働對策を講ずるには不充分であり、屢、法令によつて女子勞務者の特殊利害を保護する必要が叫ばれる所以である。

最低請負賃銀	
男子	女子
1.00	0.90
0.90	0.80

衣、ケ工
上ヤスト
上、ジレト
衣、ドカ
上、前ス
短、兩ツ、ス

一例を挙げれば紐育に於ける被服工業の一九三三—三七年を實施期間とする組合制定の請負賃銀は週給に於ては平均及び最低賃銀共男女均一であつたが、産業復興法の例に倣ひ、最低請負賃銀率のみは上記の如く小額の差異を認めてゐるのである。

染物業に於ては一九三六—三八年の規約に於て主として舊賃銀制を固持し、その毎時最低賃銀は男子の六六仙に對して女子は四八仙となつてゐるのであ

る。

オハイオ州の鐵工組合規約は一九三四年一月に五%を、數週間後に一〇%の増給を男子に對して行つてゐるが、女子に對しては單にその最低賃銀が一時三三仙であることを明記してゐるに過ぎない。

一九三五年二月現在の太平洋沿岸に於ける礪砂工の最低賃銀は女子が一時間四六仙であるに對して男子のそれは五八・七五仙であつた。

其の他の諸例に就てみても、勤務内容の差異にもよることであるが、労働組合は女子の賃銀に關して男子のそれ以下を規定してゐる場合が少くないのである。

四、女子有業者とその從屬者との關係

有業男子の凡てが家族其の他の從屬者扶養の義務を有せざると同様に女子も亦然りであるが、反面多くの女子有業者がその近親者の生計を維持してゐることも否み得ぬ事實である。その從屬者として彼女等自身の子女、弟妹、兩親其の他の老ひたる親籍、罹病中又は失業中の夫の場合もあるであらう。これらに關する正確な資料は兎角散在してゐるのであるが、當局の蒐集せるもののみをとつてみても、廣汎なる職域にある多數の女子が斯かる義務を擔つてゐることを示してゐるのである。

婦人局の研究による一九二九年以前の二二件及びその後の發表による五〇件を加へ合計七二報告書より主要なる資料を分類せるものによれば左の如き範圍に互る實例を擧げ得るのである。

家計の唯一の支持者である女子の範圍

女子が世帯主である場合の家族員數

女子世帯主の職業

扶養の義務ある女子(但し唯一の支持者ならざる場合)

從屬者ある場合

部分的補助及び從屬者の數

家計を補助する女子有業者の範圍

世帯主としての女子

男子支持者なき家族（但し女子が必ずしも唯一の家計の支持者ならざる場合）

女子が唯一の家計支持者である場合—米國に於ける多數の女子はその家族にとつて唯一の家計支持者である。本項に引用せる資料は主として一九三〇年以後の重要な研究一〇件をとつたもので、その中には大量の人員に關する情報を含んでゐるのである。中一件に於ては女子有業者二七〇、

研究	女子報告者數	家計の唯一の支持者の割合
1920年度國勢調査資料による11市、國勢調査局	271,022	8.1
1920年度國勢調査資料による4市、生計支持者としての女子の家族内の地位、婦人局	31,482	21.0
デンヴァー市に於ける既婚女子就職申込者、婦人局、1928	180	52.2
肉加工業従業員、婦人局 1928	897	11.3
インディアナ州サウスベンドに於ける婦人局産業調査：1 9 3 0	3,063	12.0
1 9 3 2	1,438	7.7
コネチカット州ブリッジポートに關して、國勢調査資料による、婦人局、1930	10,869	10.3
インディアナ州フォートウェインに關して、同上資料、婦人局、1930	7,496	10.5
フィラデルフィア市に於ける失業者を擁する家族、ペンシルヴァニア大學フアートン財政學部、1931	34,000	28.4
紐育市に於ける要救濟女子有業者、紐育州労働部、1935	5,946	89.1
美容院従業者、紐育州労働部、1936	3,332	21.8
總計 1 0 研究	369,725	12.7
主婦たる女子有業者、1930年度國勢調査資料による、婦人局	3,331,386	13.7

1. 獨身又は單身生活者乃至下宿生活者を除く。

〇〇〇人に關するものあり、その一二・七%又は四七、〇〇〇人は少く共一名以上の家族員を扶養してゐる。研究の半數中、二〇%餘の女子は唯一の家計の支持者であり、屢、その割合は遙かに高率となつてゐるのである。これらの研究以外に一九三〇年度の國勢調査に於ける主婦たる女子の有業人口に關する資料によれば、全女子有業者中、四五〇、〇〇〇人又は一二・七%は家計の唯一の支持者であると報告されてゐる。右の數字は上述の研究一〇件及び一九三〇年度國勢調査の資料を分類せるものである。

上述の研究中世帯人員數を明記せるものによれば、これらの女子が扶養する家族は相當の大世帯であることを窺ひ得るのである。サウスベンドに於ける家族中、女子が唯一の家計支持者であるものの四〇%は世帯主の外三人以上を扶養してゐる。紐育市に於て補助金を得つつある女子有業者の六〇%以上に就ても同様のことを言ひ得るのであるが、ブリッジポート及びフォートウェイン兩市に於ては約一七%が同様の状態におかれてゐるのである。

この女子が唯一の家計支持者である場合は凡ゆる職業分野に互つて存在してゐる。前記紐育の要救濟女子有業者にして唯一の家計支持者たるものに就てみれば、家事使用人と其の他の職業分野のものは略、均等の割合を示してゐるのである。

家族扶養の全責任を擔ふ多數の女子は獨身者であるが、反面又既婚の女子も少くない。フィラデルフィア市に關する調査は既婚女子のみに就てのものであるが、同市のみでも九、五〇〇人以上の女子は唯一の家計の支持者なのである。サウスベンドの家計支持者の三分の一は既婚女子であつた。ブリッジポート及びフォートウェインの女子有業者に關する調査の資料によれば既婚女子であり、夫と同棲中の者にして唯一の家計支持者たる者も少數乍ら存在してゐる。全米のブリッジポート及びフォートウェイン（一九

三〇年度の人口は前者は一四六、七一六、後者は一一四、九四六であつた級の三〇〇餘都市が略、同数の有夫女子有業者にして生計支持者を擁するものとすれば（中、四〇餘市はその人口に於て兩市を凌駕して居り、より多數の女子が家計支持者であることも推測し得るのである）、約四、〇〇〇人の女子既婚者が同様の事情にあるものと考へられるのである。

從屬者扶養の義務ある女子——上述の十一件の研究に於ては、女子が唯一の家計支持者であり、從屬者の生計が全面的に彼女の收入によつて左右されてゐる場合が多いのであるが、今假に彼女が唯一の財政的支持者ならざる場合に於ても尙從屬者を擁してゐるのが常であつた。

其の他の同様内容を扱つたものに全國女子職業婦人聯盟俱樂部が一九三一年に其の會員一四、〇〇〇人に關して、紐育市アメリカ婦人協會が一九三三年に一、三〇〇人に關して行つた調査がある。これらの中約一七％は一名以上の生計に對する全責任を、多數はその生計の一部を補助してゐる人々であつた。又家計の全責任を擔ふ職業婦人の一〇％は彼女等自身の外に三名以上を扶養してゐることを示してゐるのである。

斯かる從屬者に關する實情を検討せる三四件の研究（國勢調査及び救濟法案關係の報告を除く）によれば、調査人員一五五、二八二人の女子の中、五九・六％は從屬者の生計費を補助して居り、勿論この中にはその生計費の全部を負擔してゐる場合も含まれてゐるのである。この統計は既に女子が唯一の家計の支持者である場合に於ける研究によつて明かにされてゐる通り、如何に多くの女子有業者が近親者の生計費を補助してゐるかを如實に物語つてゐるのである。其の他の主要研究中、女子有業者の自活問題以外の從屬者に對する補助に關するものを挙げれば左の如くである。

研究	報告者 女子数	從屬者 の割合は 何パーセントか （補助する 以上は 全部補助 する者 を分けて 不明）
エミリー・女子、1921	485	69.5
有する婦人、1926-27	13,856	39.0
博士ハツチ、1930	14,346	63.6
紐育市アメリカ婦人協會、1929-1933	1,710	40.0
ニユーヘヴンに於ける女子有業者、1931	1,350	44.2
コネチカ州ブリッジポートに於ける女子有業者、1931	1,034	23.3
オレゴン州ポートランド市、1932	557	64.5
37市に於ける獨身女教師、全國教育協會、1932-33	629	51.8
主婦たれた、既婚有業者、セシル・ラフ、1932	1,955	68.7
ペンシルヴァニア、一時的な女子重傷者、1933	652	62.0
フィラデルフィア市、職業紹介所、1933-1934	2,406	15.7
紐育市緊急事業局の女子獨身者に關する報告、1932-33	6,932	66.6
紐育市要救濟女子有業者、紐育州労働部、1935	6,574	77.0
キリスト教女子青年會、職業婦人以外、1936	20,000	37.3
	6,674	93.6
	2,217	4.4

これらの研究に含まれてゐる大多數の女子は從屬者を擁してゐる。紐育に於ける要救濟女子の中、一％は五人を、ある者は九人以上を扶養してゐるのである。フィラデルフィア市に於て一九三三年に求職せる略、同数の女子は四人以上の從屬者を有し、一九三一年度の職業婦人に關する調査では四五％が二人以上を、九％が四人以上の生計を維持してゐる。一九三三年にペンシルヴァニア州に於て産業事故に惱める女子の中、若干名は四人乃至五人の子女を擁してゐたと言はれる。

多くの調査に於ては一定の統計的方法によつて女子有業者一人に對する從屬者の平均人員數を記入してゐる。この種の報告によつては幾何の女子が一名以上の從屬者に對して全部又は一部の補助を與へてゐるかは不明であるが、斯かる數字は一般的傾向を示すものとして興味がある。左の資料

は全女子有業者が各自一名以上の従属者を有してゐることを示してゐるのである。

業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数
紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。	紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。	紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。

は次の如くである。

業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数
紐育市アメリカ婦人協會： 1929 453 1.9 1933 597 2.4	紐育市アメリカ婦人協會： 1929 453 1.9 1933 597 2.4	紐育市アメリカ婦人協會： 1929 453 1.9 1933 597 2.4
獨身女教員、デヴィッド・ピーターズ、1930—31 921 1.5	獨身女教員、デヴィッド・ピーターズ、1930—31 921 1.5	獨身女教員、デヴィッド・ピーターズ、1930—31 921 1.5
37市に於ける獨身女教員、全國教育協會、1932—33 327 *	37市に於ける獨身女教員、全國教育協會、1932—33 327 *	37市に於ける獨身女教員、全國教育協會、1932—33 327 *
主婦たる既婚有業者、セシル・ラフォレット、1932 405 1.7	主婦たる既婚有業者、セシル・ラフォレット、1932 405 1.7	主婦たる既婚有業者、セシル・ラフォレット、1932 405 1.7
ペンシルヴァニア州公共事業部労働者、1933—34 13,329 1.3	ペンシルヴァニア州公共事業部労働者、1933—34 13,329 1.3	ペンシルヴァニア州公共事業部労働者、1933—34 13,329 1.3
紐育市要救済女子有業者、1935： 家事使用人 2,272 2.2 其の他の労働者 4,254 4.4 * 2人以上	紐育市要救済女子有業者、1935： 家事使用人 2,272 2.2 其の他の労働者 4,254 4.4 * 2人以上	紐育市要救済女子有業者、1935： 家事使用人 2,272 2.2 其の他の労働者 4,254 4.4 * 2人以上

がある。

紐育市の要救済女子有業者中、獨身女子にして自活問題のみに専念し得る者は比較的少數であることを示してゐる。即ち、二、九〇三人の報告者

米國の婦人勞働状態に就て(二)

中、従属者なき者は九三人に過ぎず、家事使用人を除く殘餘の者の一人當りの従属者數は五・三人であり、僅かに獨身事務員四八一人中三人、ホテル及び料理店従業員一〇八人中四人、女工一、三八四人中四人のみが扶養の責任なき人々であつた。

既婚女子の多くが子女其の他の従属者を擁して家計を負擔してゐることも亦事實である。ミネアポリス市に於ける女教員の中、従属者の生計を維持してゐる者は獨身者二

業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数
紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。	紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。	紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。

紐育市の要救済女子有業者は平均三・六人の従属者を扶養してゐる。其の他の既婚女子有業者と従属者との關係を示すものに次の資料がある。

業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数	業 者 有 業 者 数 子 女 自 己 従 属 者 数
紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。	紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。	紐育市に於ける一九三三年度要救済女子有業者の一割弱に當たる五六五人は特に多數の従属者を擁してゐるのであるが、その賃銀及び職業を検討したものに就てみると、最も多くの従属者を有する者の六〇％は製産業に従事してゐるのである。

家計を補助する女子有業者——前述の婦人局の二二研究に報告せる六萬人中、大半以上はその全収入を家族の生計費に當てて居り、殘餘の大多數もその範圍は不明であるが収入の一部を以て補助してゐることが明かにされてゐる。

其の他の研究に於てもこの種の事實を看取し得るのである。即ち、一九三一年のペンシルヴァニア州に於ける生絲工場閉鎖後のベソレム及びフィラデルフィア兩市に關する調査によれば、全女子既婚者がその収入の凡てを家計の支

の二〇%はその全収入を家族の生計費に當てて居り、その大半以上は収入の約半額餘を支出して家計を補助してゐるのである。

一九三二年度のインデアナ州サウスベンドに關する調査によれば、報告者の三分の一は全収入を、二五%は少く共その半額以上を同じく家族の生計費に當ててゐるのである。

世帯主としての女子——米國內に二人又はそれ以上の家族人員を擁する二百五十萬人の女子世帯主のあることを知つて意外の感に打たれる人々があるかも知れない。換言すれば、全國に於けるこの種の家族人員數を擁する世帯の中約一割(九・四%)は女子がその世帯主なのである。而してその率は下層階級に於て特に著しく、このことは一九三六年現在に於ける失業救済を目的とする振興事業に雇傭されてゐる世帯主の一五・四%が女子であつた點に鑑みても領き得るのである。この種振興事業に雇傭されてゐる大多數の女子、四一萬餘人は世帯主であつた。次の資料にみても明かなる如く、女子の世帯主は産業地區に於て特に多く、婦人局調査のマサチユセツ州舊植民地或はインデアナ州サウスベンドの如きはその好個の例である。斯かる實情を窺ひ得る若干の研究資料に上記の如きものがある。

家族數	9,557
	4,562
	1,295
	269,554
	1,734

世帯主の割合	6.2
	7.6
	18.4
	7.1
	25.4

研究	1931:
紐育失業調査	1932
インデアナ州サウスベンドの女子労働者	1932
マサチユセツ州に於ける世帯主	1934
マサチユセツ州舊植民地	1935

これらの女子世帯主の中、ある者は既婚者であり、ある者は獨身者であつた。

而してその多くは左の如く相當の年配者であつた。

女子世帯主の年齢	49.8歳(中間年齢)
	45—60歳(報告者の37.4%)

男子扶養者なき家庭——米國に於ける女子の經濟的地位を一層適切に辯明するものとして、その家庭内に男子の働き手なき女子有業者の場合がある。勿論このことは直ちに働く女子自身の財政上の責任を明かにするものではないが、若干の資料によれば、報告者の約一割餘はその家庭内に男子有業者なきことを示してゐるのである。

研究	1933
農村に於ける要救濟者	1933
マサチユセツ州舊植民地	1935

婦人局の國勢調査資料を基礎とする人口十萬以上を有する二都市、コネクティカット州ブリツヂポート及びインデアナ州フォートウエインの女子有業者に關する未發表の調査は最近に於ける斯かる實情を最も如實に物語つてゐる。即ちこの二市に於ける世帯數の一五%に對しては女子有業者がその家計の全責任を擔つてゐるのである。その人口の稍劣る後者の全世帯數は約七、五〇〇であるが、この事實を基礎として全米に於ける人口十萬以上の九三都市をとり、各市の世帯數をフォートウエインと略等しきものと推定し(多くの場合、より多數であると見做されてゐる)、而してその世帯主の一五%が女子であると假定すれば、全國大都市に於て女子有業者が生計費の全額を負擔しつゝある世帯數は實に十萬を突破するものと思惟されるのである。(大月照江)

訂正、前號四四頁下段の「家庭の主婦として以上に於て述べた諸項は……」とあるは、「家庭の主婦として——以上に於て……」の誤植である。

國立結核療養所官制中改正

國立結核療養所官制中一部改正に關する勅令は昭和十六年十月四日付官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

國立結核療養所官制中改正ノ件

(昭和十六年十月三日 勅令第八百九十三號)

國立結核療養所官制中左ノ通改正ス

第二條中「書記 專任十人 判任」ノ次ニ「技手 專任二人 判任」ヲ加フ

第八條ヲ第九條トシ第九條ヲ第十條トシ第七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケテ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太結核豫防法施行規則の公布

結核豫防法樺太施行令については本誌第二卷第七號本欄所報の如くであるが、同法施行規則は廳令を以て昭和十六年十月四日付官報により公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。

樺太結核豫防法施行規則

(昭和十六年六月二十日 樺太廳令第五十四號)

第一條 結核豫防法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依ル届出ハ患者ノ住所、職業、性別、氏名、年齢、病名、及診斷年月日ヲ具シ樺太廳長官ニ之ヲ爲スベシ

第二條 法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スベキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第十四條ノ規

定ニ準據スベシ

一 患者ノ居室ハ成ルベク專用トシ採光換氣ニ注意シ常ニ清潔ヲ保持スルコト

二 患者ト同居セル者ハ時々健康診斷ヲ受クルコト

三 患者ノ食器、手拭、寢具等ハ專用トシ衣服及寢具ハ時々日光ニ曝スコト

四 唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他

病毒傳播ノ危険ナキ場所ノ外略出セザルコト

五 唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附著シタル布片及紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

六 咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルベク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト

七 患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト

八 患者居室又ハ住家ヲ轉ジタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト

九 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

第三條 醫師消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示シタルニ拘ラズ之ニ從ハズ又ハ治療ヲ中止シタル者アルトキハ所轄警察署長ニ通報スベシ

第四條 左ニ掲グル者ニ對シテハ法第四條第一項第一號ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行ス

一 産婆及看護婦又ハ按摩術、鍼術、灸術、マツサーヂ術、柔道整復術其ノ他療術行爲ニ従事スル者

二 理髮營業ニ従事スル者

人口問題研究所官制中改正

本人口問題研究所官制中改正の件については昭和十六年十一月五日付官報を以て勅令第九百四十八號として公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。尙右に伴ひ高等官官等俸給令中改正の件についても同日勅令第九百四十九號として公布を見た。

人口問題研究所官制中改正ノ件

(昭和十六年十一月四日 勅令第九百四十八號)

人口問題研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「研究官 專任十一人 奏任」ヲ「研究官 專任十二人 奏任(内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所廳舎の移轉

本人口問題研究所は昭和十六年十一月十八日日本研究所創設以來の廳舎たりし麴町區霞ヶ關の前廳舎より左記の所に移轉した。

東京市麴町區永田町二丁目二〇ノ二

三 藝妓、娼妓及酌婦

四 旅館、下宿屋、料理屋、飲食店、特殊飲食店、

貸座敷、興行場、遊技場其ノ他客ノ來集ヲ目的ト

スル場所ニ於ケル從業者及其場所ニ居住スル者

五 飲食物ノ製造又ハ販賣業ニ従事スル者

六 質屋、古物商、貸本業、貸蒲團業、衣類其ノ他

纏身用物ノ貸貸業ニ従事スル者

七 旅客運送營業ニ従事スル乗務員

八 箸、楊枝及玩具ノ製造又ハ販賣ニ従事スル者

九 其ノ他必要ト認ムル者

前項ノ健康診斷ノ日時及場所ハ所轄警察署長ヲシテ

通知セシム

第五條 左ニ掲グル場所ニハ液體ヲ入レタル適當箇數

ノ唾壺ヲ配置スベシ但シ凍結ノ虞アル場合ハ他ノ物

ヲ以テ液體ニ代フルコトヲ得

一 學校、圖書館、診療所、銀行、會社、會合中ノ

社寺、教會及說教所

二 理髮店及湯屋

三 旅館、下宿屋、無料宿泊所、料理屋、飲食店、

特殊飲食店、貸座敷、寄宿舎、合宿所及集會所

四 興行場及遊技場

五 工場、製造所及市場

六 鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發着待合

所

七 漁舎、土工部屋、仲仕及濱稼人溜所

八 其ノ他人ノ來集ヲ目的トスル場所

警察署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置シタル唾壺適當ナ

ラズ又ハ其ノ箇數充分ナラズト認ムルトキハ期日ヲ

指定シテ其ノ變更又ハ増置ヲ命ズルコトヲ得

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非ザレバ之ヲ投棄ス

ルコトヲ得ズ

第六條 前條ノ規定ニ依リ唾壺ヲ配置シタル場所ニ於

テハ唾壺ノ外唾痰ヲ略出スルコトヲ得ズ

第七條 貸蒲團業及旅館、下宿屋、貸座敷其ノ他人ヲ

宿泊セシムル場所ニ在リテハ左ニ掲グル事項ヲ遵守

スベシ

一 營業ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコ

ト

二 前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯

スルコト

三 病毒傳播ノ危險アル結核患者若ハ其ノ疑アル患

者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使

用セシメントスルトキハ消毒ヲ爲スコト

第八條 診療所其ノ他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左

ニ掲グル事項ヲ遵守スベシ

一 病毒傳播ノ危險アル結核患者ト他ノ患者トヲ同

室ニ收容セザルコト

二 病毒傳播ノ危險アル結核患者ヲ收容シタル病室

ニハ消毒スルニ非ザレバ他ノ患者ヲ收容セザルコ

ト

三 結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ使用

者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト

第九條 警察署長結核豫防上必要アリト認ムルトキハ

第五條ニ規定スル場所及其ノ使用物件ノ消毒ヲ命ズ

ルコトヲ得

前項ノ消毒ヲ命ゼラレタルトキハ消毒施行後ニ非ザ

レバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

著裝スル古物ノ營業者又ハ貸本、貸衣裳其ノ他纏身

用物ノ貸貸ヲ業トスル者ハ其ノ取扱物件ノ消毒ヲ爲

シタル後ニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ貸出スコトヲ得

ズ

第十一條 家屋ヲ貸貸シ又ハ料金を得テ人ヲ寄宿セシ

ムル者ハ結核患者若ハ其ノ疑アル賃借人又ハ寄宿人

轉出若ハ死亡シタルトキハ消毒ヲ爲シタル後ニ非ザ

レバ之ヲ貸貸シ又ハ人ヲ寄宿セシムルコトヲ得ズ

第十二條 法第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ從業ヲ

禁止セラレタル者病症輕快シ再ビ從業セントスルト

キハ醫師ノ診斷書ヲ添附シ禁止ノ解除ヲ權太廳長官

ニ申請スベシ

第十三條 飲食物又ハ玩具ヲ販賣スルニ當リテハ病毒

傳播ノ虞アル行爲ヲ爲シ若ハ爲サシムベカラズ

第十四條 第五條、第七條乃至第十一條ノ規定ニ依ル

消毒ハ大正十四年權太廳令第十九號傳染病豫防法施

行規則ニ依ルベシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニ

ハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九

十四分)ヲ使用スベシ

第十五條 結核豫防法施行令第一條ノ規定ニ依ル申請

ハ左ノ事項ヲ具シ權太廳長官ニ申請スベシ

一 申請者ノ本籍、住所、職業及氏名

二 建物ノ所有者又ハ使用者ノ別

三 損害額(内譯明細書ヲ添付スルコト)

四 制限又ハ禁止セラレタル建物ノ種類及其ノ坪數

五 建築及改築年月

六 申請者以外ニ建物ニ關シ權利ヲ有スル者アルト

キハ其ノ住所氏名及權利ノ種類

第十六條 結核豫防法權太施行令第五條ニ該當スル者

ニシテ生活費ノ補給ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ戸籍謄本ヲ添へ樺太廳長官ニ申請スベシ

一 申請人ノ住所、職業、氏名及世帯上ノ地位

二 補給ヲ受クベキ者ノ住所、職業、氏名及生年月日

三 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ住所、職業、氏名及生年月日

四 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル年月日

五 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレル前ニ於ケル各家族ノ收入明細書

六 補給ヲ要スル事由

第十七條 生活費ノ補給額ハ一人一日五十錢以内トス但シ年齡十歳未満ノ者ニ對シテハ其ノ二分ノ一以内トス

同一家族内ニ補給ヲ受クベキ者數人アリト雖モ其ノ總金額ハ一日一圓五十錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十八條 生活費ノ補給ハ從業禁止又ハ入所ノ日ヨリ起算シ補給ノ廢止又ハ停止ノ當日迄日割計算ヲ以テ支給ス

第十九條 生活費補給ノ許可ヲ受ケタル者ハ翌月五日迄ニ前月分ノ請求ヲ爲スベシ但シ補給ヲ廢止又ハ停止セラレタルトキハ期日ニ拘ハラズ請求スルコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ生活費ノ補給ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

一 從業禁止中ノ者又ハ入所中ノ者死亡シタルトキ

二 從業禁止中ノ者其ノ禁止ヲ解除セラレ又ハ入所中ノ者退所シタルトキ

三 從業ヲ禁止セラレタル者樺太外ニ轉出シタルトキ

第二十一條 生活費ノ補給ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ガ補給ヲ廢止又ハ停止シ若ハ補給額ヲ減ズルコトアルベシ

一 結核豫防法樺太施行令第五條第二號又ハ第三號ニ該當スル者死亡シ若ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキ

二 他ニ公私救恤ノ途アルニ至リタルトキ

三 補給ヲ廢止シ又ハ減額スルモ生活シ得ルモノト認メタルトキ

四 本人ノ申請アリタルトキ

五 本人怠惰又ハ素行不良ト認メタルトキ

第二十二條 生活費ノ補給ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ期間中補給金ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ停止ス

一 拘留又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 未決勾留又ハ勞役場ニ留置セラレタルトキ

三 行衛不明ニナリタルトキ

第二十三條 第二十條(第二號前段ヲ除ク)第二十一條第一號及第二號ノ事實アリタルトキハ本人、戸主又ハ法定相續人ヨリ五日以内ニ樺太廳長官ニ届出ツベシ

第二十四條 前條ノ届出ヲ怠リ補給金ノ支拂ヲ受ケタル者ニ對シテハ補給金ヲ返還セシム

第二十二條ニ依ル補給金ノ停止アリタル場合ニ於テ既ニ支拂ヒタル補給金ニ對シ亦同ジ

第二十五條 法第六條ノ規定ニ依リ療養所ノ設置ヲ命

セラレタル公共團體ハ樺太廳長官ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置設計及其ノ收容人員ヲ定ムベシ其ノ變更ニ付亦同ジ

第二十六條 結核豫防法第六條ノ規定ニ依リ療養所ヲ設置スル公共團體ハ療養所ノ前年度事業成績ヲ毎年五月末日迄ニ樺太廳長官ニ報告スベシ

第二十七條 法第三條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ職務ハ警察署長、第四條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二十八條 本令ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年樺太廳令第十八號肺結核豫防取締規則ハ之ヲ廢止ス

國民職業能力申告令施行規則中

改正其他

國民職業能力申告令施行規則中

改正ノ件 (昭和十六年十月十六日 厚生省令第五十號)

國民職業能力申告令施行規則中左ノ通改正ス

第一條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ

該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者トシテ要申告者タル場合ヲ除クノ外同條

但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ

附則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令第二條第六號ノ

要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル

ル件中改正ノ件 (昭和十六年十月十六日 厚生省令第五十一號)

昭和十五年十月厚生省令第四十三號國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件中左ノ通改正シ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中「二十日以内」ヲ「十日以内」ニ改ム

第十條中「及第五條」ヲ「第五條及第七條」ニ改ム

〔參照〕

昭和十五年十月十日 厚生省令第四十三號抄錄

第五條 市町村長ハ申告期限後二十日以内ニ要申告者ヨリ申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十條 令第三條中使用者ニ關スル規定竝ニ國民職業能力申告令施行規則第四條及第五條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

國民職業能力申告令第二條第六號ニ

依ル指定ノ件中改正ノ件

(昭和十六年十月十六日 厚生省令第四十二號)

昭和十五年十月厚生省令第三百二十二號左ノ通改正ス

一年齡十六年以上四十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ

(一) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者

(二) 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

(三) 兵役法第四十一條ノ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者

スル者

二年齡十六年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ

(一) 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)アル者

(二) 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又ハ女子學習院ニ在學スル者

〔參照〕

昭和十五年十月十日 厚生省令第三百二十二號ハ國民職業能力申告令第二條第六號ニ依ル指定ノ件ナリ

國民徵用令ニ依リ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十六年十一月十三日 海軍省令第四十一號)

國民徵用令ニ依リ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件中左ノ通改正ス

第七條第一項中「官吏タル徵用員ニ在リテハ」、「其ノ他ノ者ニ在リテハ出張ノ例ニ準ジ」及「官吏タル徵用員ノ」ヲ削リ「海軍南洋群島關東州南滿洲旅費規則」ヲ「海軍南洋群島關東州南滿洲旅費規則」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

歸郷旅費ハ第七條ノ二ノ規定ニ依リ家族移轉料ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ支給セズ

第七條ノ二 家族移轉料ハ徵用ノ期間一年以上ニ互ル場合ニ於テ徵用員其ノ家族ヲ就業廳ノ所在地ニ移轉スル場合ニ之ヲ支給ス

附則

本令ハ昭和十六年八月十日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

〔參照〕

昭和十五年六月十日 海軍省令第十一號 國民徵用令ニ依リテタル者ノ給與等ニ關スル件抄錄

第七條第一項

徵用員ニシテ居住地ヨリ出頭廳ニ出頭スルトキ及出頭廳ヨリ就業廳ニ赴クトキ竝ニ徵用ヲ解除セラレ徵用セラレタル時ノ居住地ニ復歸又ハ歸郷スルトキノ旅費ハ官吏タル徵用員ニ在リテハ轉勤ノ例ニ依リ其ノ他ノ者ニ在リテハ出張ノ例ニ準ジ海軍内國旅費規則、海軍南洋群島關東州南滿洲旅費規則又ハ海軍外國旅費規則ニ依リ本官相當又ハ其ノ該當等級ニ依リ之ヲ支給ス但シ官吏タル徵用員ノ居住地、出頭廳所在地及就業廳所在地間ハ各地間ヲ通ジテ之ヲ一赴任旅行ト看做ス

國民職業能力申告令中改正

國民職業能力申告令中改正の勅令は昭和十六年十月十五日付官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

國民職業能力申告令中改正

(昭和十六年十月十四日勅令第九百二十一號)

第二條中「帝國臣民タル男子」ヲ「帝國臣民」ニ改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年一月七日公布勅令第五號國民職業能力申告令抄録

第二條

職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

(左記略ス)

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱

規程と其の一部改正

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正の件は昭和十六年十月十六日付官報を以て告示せられたが、右改正規定並に昭和十六年七月二十一日告示の右取扱規程を掲ぐれば以下の如くである。

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正ノ件

(昭和十六年十月十六日厚生省訓令第十二號)

昭和十六年七月厚生省訓令第九號國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中左ノ通改正ス

「第四章青年國民登錄」ヲ「第四章青年國民登錄」ニ改ム

第七十條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

一 男子及女子ノ別

二 居住地(郡、市、區)別

三 産業大分類及産業中分類別

四 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ左ノ職業分類別

(一) 事務従事者

(二) 技術職員

(三) 一般勞務者

五 年齢別

第七十一條中「四十日以内」ヲ「二十日以内」ニ改ム

第七十二條中「五十日以内」ヲ「三十日以内」ニ改ム

國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程

(昭和十六年七月二十一日厚生省訓令第九號)

第一章 總則

第一條 本規程ニ於テ用フル法令ノ略稱左ノ如シ

法 略 稱

國民勞務手帳法 手帳法

國民勞務手帳法施行令 手帳法施行令

國民勞務手帳法施行規則 手帳法施行規則

國民職業能力申告令 申告令

國民職業能力申告令施行規則 申告令施行規則

第二條 國民勞務手帳及國民登錄ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ國民勞務手帳及國民職業能力ノ申告又ハ檢査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上過誤ナキヲ期スベシ

第三條 職員ハ手帳法又ハ申告令ノ適用ヲ受クル者等ヲシテ苟モ法令ニ違反スルガ如キ所爲ナカラシムル爲常ニ必要ナル査察指導ヲ怠ルベカラズ

第四條 職員ハ國民勞務手帳及國民登錄ニ關スル事務ニ付知り得タル事項ヲ漏洩スベカラズ仍登錄カード、諸帳簿、諸統計表等ハ秘ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

第五條 職員ハ使用者、従業者又ハ申告義務者等ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ

第六條 使用者、従業者又ハ申告義務者等ニ對スル通知、照會、揭示其ノ他ノ文書ハ成可ク平易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フル等適宜ノ方法ヲ講ジ記載事項ヲ諒解スルニ便ナラシムベシ

第七條 國民勞務手帳ノ交付申請及其ノ他ノ申請又ハ諸報告、諸申告ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正シ受理スベシ

第八條 國民勞務手帳ノ所持ハ従業者ノ使用及就業ノ要件ナルヲ以テ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ハ慎重適確ヲ期スルト共ニ出來得ル限り迅速ニ處理スベシ

第九條 手帳法ノ適用ニ付テハ申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做サルルヲ以テ職業能力申告手帳ヲ所持スル者ニ對シ重ネテ國民勞務手帳ヲ交付セザル様注意スベシ

第十條 要申告者(申告令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付手帳法施行令ノ規定ニ依リ報告又ハ昭和十六年勅令第七五號(國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件)ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ申告令ノ規定ニ依ル申告又ハ申告令施行規則ノ規定ニ依ル報告若ハ申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特例ニ關スル件ニ依ル通知アリタルモノト看做サルルヲ以テ同一事項ニ付重ネテ申告、報告又ハ通知ヲ受理セザル様注意スベシ

第二章 國民勞務手帳

第一款 國民勞務手帳ノ交付申請

第十一條 國民勞務手帳ノ交付申請アリタルトキハ申請書記載事項及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケントスル者ガ既ニ國民勞務手帳又ハ職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ非ザルヤ否ヤヲ仔細ニ審査シ記載事項ニ誤謬等ナク且國民勞務手帳ヲ交付スルモ差支ナシト認メタルトキハ申請書ニ檢印ヲ押捺シ之ヲ受理スベシ記載事項ニ記載漏、不明ノ箇所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申請書ヲ一應返戻シテ再提出ヲ求メ、汚損シタル申請書ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ記載シ且汚損シタル申請書ハ別ニ之ヲ一括保管スベシ申請書ニ添附シタル寫眞ハ第十七條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ作成交付スルニ至ル迄申請書ニ之ヲ一

括保管シ散逸セザル様注意スベシ

第十二條 國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ本人ナリヤ否ヤニ疑アルトキハ其ノ本人ナルコトヲ宣言セシムベシ

第十三條 手帳法施行規則第三條第三項及第十條第三項ノ規定ニ依ル手帳法第十五條ノ證明書又ハ戶籍抄本ノ添附ノ要求ハ國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ヲ受ケントスル者ノ身分ニ關シ特ニ必要アル場合ニ限り文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十四條 申請書ハ其ノ儘登録カードトシテ之ヲ保管スベシ

第十五條 登録カード見出部各欄ニハ左記要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ

一 信號番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及國民職業指導所毎ニ受付順ニ依リ國民登録ノ登録カードト共通シタル通シ番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト

例 東京國民職業指導所 東京10 一〇、〇二

九

二 職業名稱欄「現」ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業名(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業名)ヲ記入スルコト

三 技能程度欄「中」ニハ從業者ノ現ニ從事スル職業ノ技能程度(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ニ付申告令ニ基キ技能程度)ヲ記入スルコト

四 氏名稱欄ニハ申請書一ノ氏名ヲ記入スルコト

五 出生欄ニハ申請書一ノ出生ノ年月日ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」大正「大」昭和「昭」ト略記スルコト

十六 中央管理所報告年月日欄ニハ第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル年月日ヲ記入スルコト

第十六條 登録カードハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル現職者及前歷者(國民登録ノ現職者及前歷者ヲ含ム)ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード函ニ格納スベシ但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル者ノ登録カードハ別ニ之ヲ一括保管スベシ

一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト

(一) 官廳

(1) 事業官廳(各官廳別)

(2) 其ノ他ノ官廳(各官廳別)

(二) 公共團體(現職者ニ限ル)

(三) 管理工場(現職者ニ限ル)

(四) 民間

(1) 手帳法適用工場、事業場(現職者ニ限ル)

(2) 手帳法非適用工場、事業場(現職者ニ限ル)

(五) 其ノ他(官廳ニ配列セラルルモノ以外ノ前歷者ノ全部)

二 現職者(現ニ手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ニ從事スル者)ハ左ノ如ク配列スルコト

現職者ヲ從業者ト非從業者トニ區別スルコト

(一) 就業場別ニ就業場所所在地(郡、市、區)毎ニ配列スルコト

(二) 就業場ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト

(三) 手帳法施行規則別表ニ掲グル職業別ノ順位ニ配列スルコト

(四) 技術者ニ付テハ大學卒、專門學校卒、工業學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ技能程度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列ス

ルコト

(五) 年齢別ニ配列スルコト

(六) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(七) 自營業者(一就業場ニ於テ業主タル現職者

一名ナル場合)ハ被用者ト區別シ就業場所在地

別、職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

三 前歴者(手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ノ前

歴ヲ有スル者)ニシテ現ニ其ノ職業ニ從

ルモノ)ハ左ノ如ク配列スルコト

手帳法施行規則別表ニ掲グル職業ノ前歴ヲ有スル

者ニシテ現ニ其ノ職業ニ從事スルモノハ現職者ニ

含メルコト

(一) 居住地(郡、市、區)別ニ配列スルコト

(二) 手帳法施行規則別表ニ掲グル職業別ノ順位

ニ配列スルコト

(三) 技術者ニ付テハ大學卒、専門學校卒、工業

學校卒及其ノ他ノ者ノ順、申告令ニ基キ技能程

度ヲ定メタルモノニ付テハ其ノ等級別ニ配列ス

ルコト

(四) 年齢別ニ配列スルコト

(五) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第二款 國民勞務手帳ノ交付及再交付

第十七條 國民勞務手帳ノ交付申請書ヲ受理シタルト

キハ左ニ依リ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交

付スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登錄

カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ國民勞務

手帳ノ交付ヲ受ケントスル者ノ氏名ヲ明記スルコ

ト

三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國

民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スルコト

四 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入

シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第十八條 國民勞務手帳再交付ノ申請アリタルトキハ

之ヲ仔細ニ審査シ其ノ申請ガ所定ノ要件ヲ具備シ再

交付ヲ爲スベキモノト認メタルトキハ左ニ依リ遲滞

ナク國民勞務手帳ヲ作成シ之ヲ交付スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ノ記入ハ前條第一號ニ依ルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ事項(異動欄ノ事項ヲ

含ム)ヲ記入スルコト

三 申請書ニ添附シタル寫眞ヲ所定ノ欄ニ貼附シ國

民職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スルコト

四 再交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記

入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

五 裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト

六 登錄カードノ備考欄ニ國民勞務手帳再交付ノ旨

及其ノ年月日ヲ記入スルコト

七 毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタル國民勞務手帳ハ

其ノ表紙ニ「無効」印ヲ押捺シ之ヲ一括保管スルコ

ト

職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケ居ル者ヨリ職業能力

申告手帳再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ者ガ

從業者又ハ從業者タリシ者ナルトキハ國民勞務手帳

ヲ交付スベシ

第十九條 國民勞務手帳ニ貼附シタル寫眞毀損シ、亡

失シ又ハ本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルニ因リ

之ガ再貼附ノ申請アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第十

七條第三號ニ依リ外國民勞務手帳補充欄ニ寫眞再

貼附ノ旨ヲ記入シ當該欄及申請書ニ國民職業指導所

印ヲ以テ契印スベシ

手帳法施行規則第三條第四項ノ規定ニ依リ職業能力

申告手帳ニ寫眞ノ貼附ヲ受クベキ旨ノ申請アリタル

トキハ職業能力申告手帳末尾ノ頁ニ之ヲ貼附シ國民

職業指導所名ノスタンプヲ以テ契印スベシ

第二十條 第二十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ代

ル證明書ヲ交付シタル者ニ國民勞務手帳ノ交付又ハ

再交付ヲ爲サントスルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證

明書ヲ返納セシメタル上手帳法施行令第二條第五

號、第六號及第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ

異動ナキヤ否ヤヲ確メ異動アルトキハ當該事項ヲ登

錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シ其ノ事項及第二十三

條第二項ノ規定ニ依リ登錄カード所定ノ異動欄ニ登

録シタル事項ヲ國民勞務手帳ニ轉記シタル上國民職

業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ交付スベシ

第三款 國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付

第二十一條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ノ場合ニ

之ヲ交付スベシ

一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理

シタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ交付スルノ暇ナ

キトキ

二 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請書ヲ受理

シタル場合ニ於テ其ノ者ガ臨時短期間就業スルモ

ノト認メラルル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ

交付ニ依リ一時就業セシムルヲ適當ト認メタルト

キ

三 國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議ノ申立アリタル

場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ返還

ス

スベキモノト認メラルル場合國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ニ依リ一時就業セシムルヲ適當ト認メタルトキ

國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタル場合ニ於テ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付セントスルトキハ第十一條又ハ第十八條ニ依リ其ノ申請ヲ仔細ニ審査シ證明書ヲ交付スルモ差支ナシト認メタル場合ニ限り之ヲ爲スベシ

第二十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ左ニ依リ之ヲ作成スベシ

一 登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト

二 登録カードニ基キ所定ノ事項ヲ記入スルコト

三 就業セントスル場所(所在地)及名稱ヲ記入スルコト

四 有効期限ハ一月以内ニ於テ之ヲ定メ期限ヲ記入スルコト但シ前條第二號ニ依リ交付スル國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ付テハ必要アルトキハ三月以内ノ期限ヲ附スルモ差支ナキコト

五 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第二十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキ又ハ其ノ返納ヲ受ケタルトキハ附表様式第一號ノ交付簿ニ所定ノ事項ヲ記入シ之ヲ整理スベシ

國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ返納ヲ受ケタルトキハ當該證明書ニ記載セラレタル使用開始及解用ニ關スル事項又ハ異動事項ヲ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シ尙證明書ハ之ヲ一括保管スベシ

第四款 使用開始報告

第二十四條 従業者ノ使用開始報告(手帳法施行令第

十四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ直ニ登録カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カード表面暨書ノ從前ノ該當記事及國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ國民勞務手帳ヲ使用者ニ渡スコト

尙登録カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニ「シゲナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ附表様式第二號ノ假登録票ニ國民勞務手帳記載ノ記號番號、氏名及假登録事項ヲ假登録シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及國民勞務手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、國民勞務手帳三頁乃至五頁ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ國民勞務手帳ヲ使用者ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ前ニ登録シタル國民職業指導所ニ送付シ登録カード廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル上登録カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カード表面暨書ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ登録カードハ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄「シゲナル」ヲ附シ適當ナル配列中ニ含メルコト尙假登録票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第二十五條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタル國民職業指導所

ハ送付ヲ受ケタル假登録票(副票)ニ登録カード記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登録カードヲ廻送シ、假登録票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第五款 解用報告及國民勞務手帳返還ニ關スル報告

第二十六條 従業者ノ解用報告(手帳法施行令第八條第三項前段及第十五條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 報告ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及報品書ノ當該氏名ノ上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト

二 國民勞務手帳ノ返還ヲ受ケザリシ従業者ニ付テハ其ノ者ノ氏名其ノ他ノ事項ヲ附表様式第三號ノ名簿ニ轉記シ尙正當ナル理由ナクシテ國民勞務手帳ヲ返還セザルモノト認ムルトキハ使用者ニ戒告スルコト

三 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ使用開始報告、異動報告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カード廻送ノ求メナキトキハ異動報告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニハ特別ナル「シゲナル」(赤)ヲ附シ之ヲ前歴者ノ配列ニ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シゲナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第二十七條 國民勞務手帳返還報告(手帳法施行令第八條第三項後段ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ前條第二號ニ規定スル名簿中當該従業者ノ氏名ヲ朱

線ヲ以テ抹消シ所定ノ欄ニ國民勞務手帳返還ノ年月日及理由ヲ記入スベシ但シ從業者ノ解用報告アリタル後手帳法施行規則第七條又ハ第八條ニ定ムル様式ニ依ル國民勞務手帳記載事項ノ異動報告アリタル者ニ付テハ當該國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ手帳法施行令第十二條第三號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ登錄カード所定ノ異動欄ニ登錄シタル事項ヲ國民勞務手帳ニ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、之ヲ返付スベシ

第六款 國民勞務手帳記載事項ノ異動報告及死亡報告

第二十八條 國民勞務手帳記載事項ノ異動報告（手帳法施行令第十六條及第二十條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

- 一 該當國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第一號ノ取扱ヲ爲スコト但シ手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於テハ登錄カード所定ノ異動欄及報告書ノ異動事項欄上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、報告書ハ之ヲ一括保管スルコト
- 二 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ其ノ報告ニ基キ第二十四條第二號ノ取扱ヲ爲スコト
- 三 他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付テハ手帳法施行規則第七條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於テハ當該報告書ハ之ヲ其ノ僱從業者タリシ者ガ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業シタル地ヲ管轄スル國民職業指導所ヘ廻送スルコト

第二十九條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登錄カードノ廻送ヲ求メラレタル國民職業指導所ハ假登錄票（副票）及登錄カードニ付第二十五條ノ取扱ヲ爲スベシ

前條第三號又ハ第三十條但書ノ規定ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ異動報告書ノ廻送ヲ受ケタル國民職業指導所ハ其ノ報告ニ基キ前條第一號ノ取扱ヲ爲スベシ

第三十條 申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタル旨又ハ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタル旨ノ報告（手帳法施行令第二十一條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ登錄カード及國民勞務手帳ニ付第二十八條第一號又ハ第二號ノ取扱ヲ爲スベシ但シ他ノ國民職業指導所ニ登錄セラレタル者ニ付手帳法施行規則第八條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於ケル取扱ハ第二十八條第三號ニ依ルベシ

第三十一條 死亡報告（手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告）アリタルトキハ登錄カード表面右肩及國民勞務手帳ノ表紙ニ「死亡」印ヲ捺捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登錄カード及國民勞務手帳ハ一括之ヲ保管（國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ労働者年金保險法ニ依ル被保險者ナル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ハ之ヲ遺族ニ交付）スベシ但シ手帳法施行規則第九條ニ定ムル様式ニ依ル報告アリタル場合ニ於ケル契印及報告書ノ保管ハ第二十八條第一號但書ノ取扱ニ依ルベシ

第七款 國民勞務手帳ノ提出及返納

第三十二條 手帳法施行令第八條第四項ノ規定ニ依リ

從業者タリシ者ニ返還セザリシ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ當該手帳ノ記載事項ヲ審査シタル上第二十六條第二號ニ規定スル名簿中所定ノ欄ニ其ノ旨記入シ國民勞務手帳ハ之ヲ一括保管スベシ

手帳法施行令第八條第四項ノ規定ニ依ル期間經過スルモ從業者タリシ者ニ返還セザリシ國民勞務手帳ノ提出ナキトキハ使用者ニ戒告スベシ

第三十三條 前條ニ依リ受理シタル國民勞務手帳ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ

國民職業指導所長國民勞務手帳ヲ保管スル期間中ニ於テ從業者タリシ者ガ手帳法施行令第八條第一項第一號、第三號又ハ第四號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ其ノ他從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルベキ事由ノ發生シタルトキハ遲滞ナク國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第三十四條 國民職業指導所長前條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ從業者タリシ者ニ交付スルトキハ登錄カード異動欄ノ記載事項ト國民勞務手帳ノ記載事項トヲ照合シ國民勞務手帳ニ記載ナキ事項アルトキハ登錄カードニ依リ之ヲ轉記シタル上國民職業指導所印ヲ以テ契印シ且第二十六條第二號ニ規定スル名簿中當該從業者タリシ者ノ氏名ヲ朱線ヲ以テ抹消シ所定ノ欄ニ國民勞務手帳交付ノ年月日及理由ヲ記入シタル上之ヲ交付スベシ

第三十五條 手帳法施行令第十一條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ返還スルコト能ハザリシ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ當該手帳ノ記載事項ヲ審査

シタル上附表様式第四號ノ名簿ニ從業者タリシ者ノ氏名其ノ他ノ事項ヲ記入シ國民勞務手帳ハ之ヲ一括保管スベシ

第三十六條 手帳法施行令第十二條第一號ニ該當スル場合ニ於テハ地方長官又ハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズベシ

地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ地方長官從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付スルトキハ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

國民職業指導所長前項ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付スルトキハ登録カード異動欄ノ記載事項ト國民勞務手帳ノ記載事項トヲ照合シ國民勞務手帳ニ記載ナキ事項アルトキハ登録カードニ依リ之ヲ轉記シ國民職業指導所印ヲ以テ契印シタル上之ヲ爲スベシ

地方長官手帳法施行令第十二條第二號ニ該當スル事實アリト認メタルトキハ國民職業指導所長ヲシテ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ゼシムベシ

國民職業指導所長手帳法施行令第十二條第二號ニ該當スル事實アリト該メタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ジ其ノ提出ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル所定ノ事項以外ノ事項ヲ朱線ヲ以テ抹消シ其ノ個所ニ官印ヲ押捺シタル上國民勞務手帳ヲ返付スベシ

第三十七條 地方長官手帳法施行令第十三條第一號乃

至第三號ノ一ニ該當スル事實アリト認メタルトキハ國民職業指導所長ヲシテ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ゼシムベシ

國民職業指導所長手帳法施行令第十三條第一號乃至第三號ノ一ニ該當スル事實アリト認メタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ其ノ返納ヲ受ケタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 手帳法施行令第十三條第一號又ハ第二號ニ該當スル事實アリト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジタル場合ニ在リテハ登録カード備考欄ニ其ノ旨記載シ登録カード右肩及國民勞務手帳ノ表ニ「無効」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契約シ、登録カード及國民勞務手帳ハ一括之ヲ保管スルコト尙登録ヲ爲シタル國民職業指導所ヲ異ニシテ手帳法施行令第十三條第二號ニ該當スル事實アルトキハ其ノ旨ヲ具シ登録カードノ寫ヲ添附シテ前ニ登録ヲ爲シタル國民職業指導所ニ通報スルコト

二 手帳法施行令第十三條第三號ニ該當スル事實アリト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジタル場合ニ在リテハ登録カード備考欄ニ其ノ旨記載シ登録カード及國民勞務手帳ニ付國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ非ザル者ニ就テ記載セラレタル事項ヲ朱線ヲ以テ抹消シ國民勞務手帳ノ表ニ「無効」印ヲ押捺シタル上國民勞務手帳ハ別ニ之ヲ保管スベシ

第三十八條 前二條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ジ其ノ提出又ハ返納ヲ受ケタルトキハ

使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ他ノ關係人ニ對シ嚴ニ戒告スベシ

第八款 厚生省中央國民勞務手帳管理所トノ聯絡

第三十九條 國民職業指導所長國民勞務手帳ヲ交付シタルトキハ附表様式第五號ノ副カードニ依リ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ報告スベシ但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ一週間毎ニ一括シテ之ヲ爲スベキモノトス但シ一日ノ國民勞務手帳交付件數特ニ多數ニ上ル國民職業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スベシ

第一項ノ報告ヲ爲ストキハ附表様式第六號ニ依ル報告簿ニ報告年月日及報告ヲ爲シタル登録カードノ年數字及番號ヲ明ニスベシ

第四十條 副カードハ左ニ依リ之ヲ作成スベシ

一 所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト

二 登録カードニ基キ所定ノ事項(表裏兩面)ヲ記入スルコト但シ※印ノ欄ニハ記入セザルコト

第四十一條 國民職業指導所長第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル後副カード表面記入事項(氏名、本籍、職種、就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジタルトキハ附表様式第七號ノ報告傳票ニ依リ一週間毎ニ一括シテ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ之ヲ報告スベシ但シ一日ノ異動報告取扱件數特ニ多數ニ上ル國民職業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スベシ

第四十二條 國民職業指導所長第三十九條ノ規定ニ依

リ報告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ附表様式第八號ニ依リ遲滞ナク厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ報告スベシ

一 使用者ヨリ手帳法施行令第八條第三項ノ規定ニ依ル報告アリタルトキ

二 第三十三條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付シタルトキ

三 第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ其ノ返納ヲ受ケタルトキ

第四十三條 厚生省中央國民勞務手帳管理所ヨリ副カードノ廻付ニ依リ二重登録アリタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ノ取扱ニ於テ二重登録アルトキハ第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ、返納アリタルトキハ登録カード及國民勞務手帳ニ付同條同項同號ノ規定ニ依ル取扱ヲ爲スコト

二 登録ヲ爲シタル國民職業指導所ヲ異ニシテ二重登録アルトキハ前ニ登録ヲ爲シタル國民職業指導所ニ照會シテ之ヲ確メタル後前號ニ準ジ取扱ヲ爲スコト

三 前二條ニ依ル取扱ヲ了リタルトキハ遲滞ナク廻付ヲ受ケタル副カードノ表面摘要欄ニ其ノ處理ノ顛末ヲ記入シ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ送付スベシ

第三章 國民登録

第一款 一般申告

第四十四條 一般申告(申告令第四條第一項ノ規定ニ

依ル申告)アリタルトキハ記載事項ヲ細ニ仔細査シ誤謬ナキトキハ之ニ檢印ヲ押捺シ職業能力申告票(以下申告票ト稱ス)ヲ其ノ儘登録カードトシテ之ヲ保管スベシ記載事項ニ記載洩、不明ノ箇所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ再提出ヲ求メ、汚損シタル申告票ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ記載シ汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スベシ

第四十五條 登録カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左記ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ

一 番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各國民職業指導所毎ニ受付順ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ登録カードト共通シタル通シ番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト

例 東京國民職業指導所 東京(10)一〇、〇二九

二 前歷欄ニハ申告票入ノ職業名中一年以上ノ經歷アルノモヲ摘記スルコト

三 前歷技能欄中「申」ニハ前號ノ職業ニ付申告票入ノ技能程度ヲ摘記スルコト

四 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト

五 生年月欄ニハ申告票一ノ年月(日ヲ除ク)ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」「大正」ハ「大」「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

第四十六條 申告令施行規則第七條ノ規定ニ依リ交付スル職業能力申告手帳(以下申告手帳ト稱ス)ハ要申告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スベシ

使用者被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ國民職業指導所長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ

罷メタル年月日ヲ記入シ記名捺印ノ上要申告者ニ之ヲ交付セシムベシ

前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要申告者ニ交付セザルトキハ國民職業指導所長ハ當該申告手帳ノ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第四十七條 登録カードハ現職者及前歷者ニ付テハ第十六條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ登録カードノ配列中ニ之ヲ含メ、其ノ他ノ者ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード函ニ格納スベシ

一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト

(一) 官廳

(1) 指定官廳(又ハ其ノ支所別)

(2) 指定官廳以外ノ官廳(又ハ其ノ支所別)

(二) 其ノ他

二 學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定試験若ハ免許者ノ區別ニ基キ左ノ如ク配列スルコト

(一) 學校卒業者

學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歷者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

(1) 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト

(2) 學校程度別及學校別ニ配列スルコト

(3) 年齢別ニ配列スルコト

(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(二) 技能者養成施設修了者

技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歷者又ハ學校卒業者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

(1) 指定養成施設別ニ配列スルコト

(2) 技能者養成施設修了者

技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歷者又ハ學校卒業者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

(2) 修了課目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト

(3) 年齢別ニ配列スルコト

(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(三) 検定、試験又ハ免許者

検定、試験又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

(1) 指定ノ検定、試験又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト

(2) 年齢別ニ配列スルコト

(3) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第四十八條 一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ爲スベキモノト認メラルトキハ申告義務者ニ對シ異動申告ヲ爲スベキ旨注意ヲ與フベシ

第二款 異動申告

第四十九條 異動申告(申告令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者

ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ

國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ(○)印ヲ捺捺シ申告手帳ヲ申告義務者(要申告者)ガ被用者ナルトキハ使用

者)ニ渡スコト尙必要アルトキハ登録カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録

カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ第二十四條第二號ニ定ム

ル假登録票ニ手帳記載ノ通シ番號、氏名及假登録事項ヲ假登録シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ(○)印ヲ捺捺シ手帳ヲ申告義務者(要申告者)ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ要申告者ヲ前ニ登録シタル國民職業指導所ニ送付シ登録カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル上登録カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードノ從前ノ該當記事ニ(○)印ヲ捺捺シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト尙假登録票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第五十條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送付ヲ受ケタル假登録票(副票)ニ登録カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登録カードヲ廻送シ假登録票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第五十一條 異動申告(申告令第六條第二條ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十一條該當」印ヲ抹消シ其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カードハ之ヲ第十六條又ハ第四十七條ノ規定ニ依リ配列中ニ含メルコト尙申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者)ガ被

用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ第四十九條第二號ニ依リ作成スル假登録票ノ假登録事項欄ニ申告令第六條第二項該當者ナル旨ヲ記入シ、申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者)ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙登録カードノ廻送ヲ受ケタルトキハ當該登録カードニ付前號ノ取扱ヲ爲スコト

第五十二條 失格申告(申告令第六條第一項第一號ノ申告)アリタルトキハ登録カード表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「失格」印ヲ捺捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第三款 失格申告

第五十三條 失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テハ毎月末現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ、申告及返還アリタルトキハ其ノ登録カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ

申告及返還ナキトキハ登録カードニ特別ナル「シグナル」ヲ附シ一括保管スベシ

第五十四條 申告令第十一條該當申告(申告令第六條第一項第二號ノ申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ表面右肩ニ「令第十一條該當」印ヲ捺捺シ、其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードハ一括之ヲ保管スルコト

二 申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

第四款 解用報告及死亡報告

第五十五條 解用報告(申告令施行規則第四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ取扱フベシ

- 一 登録カードノ所定ノ異動欄(就業ノ場所)ニ其ノ旨登録シタル上其ノ欄及報告書ノ當該氏名ノ上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ報告書ハ一括ヲ保管スルコト
- 二 解用アリタル日ヨリ一日以内ニ異動申告、失格申告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カード廻送ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ガ失格者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試驗若ハ免許者ニ該當スルモノト認メラルル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第五十六條 死亡報告(申告令施行規則第五條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ登録カードノ表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「死亡」印ヲ押捺シタ上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ハ一括ヲ保管スベシ

第五款 職業能力申告手帳ノ作成

第五十七條 一般申告アリタルトキハ申告手帳ヲ左ニ依リ作成スベシ

- 一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱並登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ要申告者名ヲ明記スルコト

- 二 登録カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト
- 三 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第五十八條 申告手帳再交付ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ガ申告令施行規則第八條ニ定ムル要件ヲ具備スルモノナリヤ否ヤヲ審査シ再交付ヲ爲スベキモノト認メラルルトキハ左ニ依リ作成シ之ヲ交付スベシ

- 一 裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト
- 二 所定ノ欄ニ付テハカードノ記載事項ニ基キ記入スルコト
- 三 再交付ノ年月日ヲ記入シ國民職業指導所長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト
- 四 申告手帳ノ裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト
- 五 登録カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

第四章 青年國民登録

第一款 一般職業能力申告票用紙ノ交付

第五十九條 國民職業指導所長ハ九月二十一日(昭和十五年ニ限リ十月二十一日)迄ニ一般職業能力申告票用紙(以上申告票用紙ト稱ス)ヲ市町村長ニ交付スベシ

第六十條 市町村長申告票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ九月末日(昭和十五年ニ限リ十月末日)迄ニ要申告者ニ之ヲ配付セシムベシ

第六十一條 市町村長ハ附表様式第九號ニ依ル申告票受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第六十二條 國民職業指導所長要申告者ヨリ申告票用紙ノ交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第六十三條 勞務動態調査員ハ附表様式第十號ニ依リ申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表ヲ作成スベシ

第二款 一般職業能力申告票ノ蒐集及提出

第六十四條 勞務動態調査員ハ申告期限迄ニ擔當區域内ノ要申告者ニ就キ申告票ヲ蒐集スベシ

勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ申告票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ申告票及申告控ヲ對象シ其ノ記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル後檢印(受領印)及割印ヲ押捺シタル上申告控ヲ切取り之ヲ要申告者ニ交付スベシ

第六十五條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者ニ就キ第六十三條ノ連名表中當該要申告者ノ氏名ノ下ニ記號ヲ附スベシ

第六十六條 勞務動態調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ蒐集シタル申告票ヲ一括シテ連名表ト共ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第六十七條 市町村長國民職業指導所長ニ申告票ノ提出ヲ爲スニ當リテハ附表様式第十一號ニ依ル送致目錄ヲ添附スベシ

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ申告期限迄保管スベシ

第六十八條 市町村長ハ申告票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長又ハ町内會長ヲシテ勞務動態調査員ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三款 一般職業能力申告票ノ分類及集計

第六十九條 國民職業指導所長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第七十條第三號ノ職業分類名及勞務動態調

查事務取扱規程第二十一條ノ産業大分類名、産業中分類名(但シ「十勞務供給業」「12勞務供給業」ヲ削リ勞務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介周旋業」ニ含メ、「十無業」「12無職業」ヲ加フ)ヲ記入スベシ

第七十條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

一 居住地(郡、市、區)別

二 産業大分類及産業中分類別

三 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ

左ノ職業分類別

(一) 事務従事者

(二) 技術職員

(三) 一般勞務者

四年齡別

第七十一條 國民職業指導所長ノ申告票ヲ附表様式第十二號ニ依リ集計シ申告期限後四十日以内ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ

前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

第七十二條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ國民職業指導所別集計ヲ總括集計ノ上附表様式第十二號ニ依リ申告期限後五十日以内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第五章 補則

第七十三條 本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

官廳被用者及技能検査ニ關スル取扱並ニ附表様式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

昭和十四年一月厚生省訓令第一號國民登錄事務取扱規程ハ之ヲ廢止ス

健康保險法中改正法律施行期日ノ件 並ニ健康保險法施行令中改正に關する勅令ノ公布

健康保險法中改正法律の施行期日の件並ニ同法施行令中改正に關する勅令は共に昭和十六年十月十一日附官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば以下の如くである。

昭和十六年法律第五十九號健康保險法中改正法律施行期日ノ件

昭和十六年十月十日 勅令第九百五號

昭和十六年法律第五十九號ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行令中改正ノ件

(昭和十六年十月十日 勅令第九百六號)

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第九條ノ二 健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依リ左ノ事業ヲ指定ス

- 一 自動車其ノ他ノ車ニ依ル運送ノ事業
- 二 索道ニ依ル運送ノ事業
- 三 航空機ニ依ル運送ノ事業

四 平水區域ヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二十條ニ規定スル船舶ニ依ル運送ノ事業

第九條ノ三 健康保險法第十三條第三號(ト)ノ規定ニ依リ焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業ヲ指定ス

第九條ノ四 健康保險法第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ農産物、林産物若ハ水産物ノ栽培、採取、採捕、處理若ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養畜ノ事業ヲ指定ス

附則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年勅令第四百一號ハ之ヲ廢止ス

職員健康保險法施行令第九號第三號中(ハ)及(ニ)ヲ削ル

(參照)

昭和十四年十二月二十勅令第八百五十八號職員健康保險法施行令抄録

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ職員健康保險法第十八條第三項第四號、第二十條第二項又ハ第二十二條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノトス

- 三 左ニ掲ゲル事業ニ使用セララルル者ニシテ主トシテ現場ニ於ケル作業ニ從事スルモノ
- (ハ) 農産物、林産物若ハ水産物ノ栽培、採取、採捕、處理若ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養畜ニ關スル事業
- (ニ) 燒却、清掃又ハ屠殺ニ關スル事業

昭和九年十二月二十勅令第四百一號ハ健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依リ運送事業ノ指定ニ關スル件ナリ

拓務省分課規程中改正

拓務省分課規程中の一部改正については昭和十六年十月十一日付官報を以て告示せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

拓務省分課規程中改正 (昭和十六年十月十日より施行)

第十九條第五號中「移植民團體」ノ下ニ「指導及」ヲ加フ

第二十四條 拓南局ニ企畫課、事業課及拓殖課ヲ置ク

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項
二 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 海外拓殖事業ノ物資ノ需給ノ調整ニ關スル事項

五 中南米方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

六 中南米方面ニ於ケル移植民團體ノ指導及助成ニ關スル事項

七 海外移住組合及同聯合會ニ關スル事項

八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十六條 事業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 南洋及中南米方面ニ於ケル邦人ノ鑛業、水産業、商業及工業ニ關スル事項

二 企畫課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外前號ノ拓殖事業ニ關スル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

三 第一號ニ關スル民間團體ノ指導及助成ニ關スル事項

四 南洋方面ニ於ケル拓殖事業ニ従事スベキ人材ノ鑛成ニ關スル事項

第二十七條 拓殖課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 南洋及中南米方面ニ於ケル邦人ノ農業及林業ニ關スル事項

二 企畫課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外前號ノ拓殖事業ニ關スル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

三 第一號ニ關スル民間團體ノ指導及助成ニ關スル事項

厚生省人口局に於ける結婚獎勵協議會の開催

厚生省人口局に於ては當今結婚問題に關する種々の問題につき朝野各般の關係者の意見を求むることを主眼として昭和十六年十月九日厚生省大會議室に於て結婚獎勵協議會を開催したが、席上伊藤母子課長より厚生省の方針について説明あり、出席者よりも種々適切なる意見の開催、論議を見、極めて盛會であつた。當日の招請者名(缺席者を含む)は次の如くである。

結婚獎勵協議會出席者氏名

- 企畫院第三部調査官 美濃口時次郎
- 興亞院文化部第一課長 森本雅雄
- 陸軍省兵務局兵備課長 菅井斌麿
- 陸軍省人事局 岡村諄吉
- 陸軍省兵務局兵備課 友森清晴

海軍省軍務局第二課長

海軍省人事局

文部省社會教育局青年教育課長

農林省總務局總務課長

拓務省拓北局輔導課長

軍事保護院業務局指導課長代理

東京府學務部社會課長

東京府學務部衛生課長

東京市厚生局保護課長

東京帝國大學名譽教授

立教大學々長

木下病院長

東京帝國大學教授

日本赤十字社庶院長

慶應義塾大學教授

大政翼賛會組織局生活動員本部長

産業報國會厚生局生活指導部副部長

結婚報國懇話會

結婚問題研究所長

愛國婦人會本部

淺草寺結婚相談所

第一公論社

日銀舊友會高砂局

ゆかり俱樂部

三輪田高等女學校長

聖路加病院

吉本重章

石川信吾

長屋茂

高瀬五郎

倉上晃

鹽谷末吉

古屋亨

松岡一郎

草間弘司

荻原林太郎

穂積重遠

三宅鑽一

遠山郁三

木下正中

白木正博

久慈直太郎

安藤畫一

村松久義

溜島武雄

宇原義豐

板井武雄

白石潔

守山良順

上村哲也

高野昇

藤田輝雄

森田嘉一郎

三輪田元道

飯田英作

阿部 靜枝

母性保護聯盟、金子しげり

大妻高等女學校長 大妻コタカ

文化學院教授 河崎 ナツ

日本女子大學教授 高良 富子

大森區新井宿六ノ六一三 竹内 茂代

東京女子醫學專門學校長 吉岡 彌生

東京市結婚相談所長 田中 孝子

働く婦人の家 奥 むめを

海外婦人協會 杉谷すが子

日滿帝國婦人會 西尾 好子

大日本青少年團保健厚生部 金子てい

警察官家庭婦人協會家庭學校 本田トヨ

東京婦人會館 金子眞子

厚生省衛生結婚相談所長 安井 洋

同 川上 理一

同 吉益 脩夫

同 中川 友長

同 岡崎 文規

同 館 稔

同 林 芳郎

同 吉田 潤一

同 藤 木 幹

同 武井 群嗣

同 古屋 芳雄

同 伊 藤 清

同 小林 尋次

厚生省人口局總務課長 床次 德二

厚生省豫防局結核課長 勝 俣 稔

厚生省豫防局豫防課長 青 柳 秀夫

厚生省生活局生活課長 青 木 秀夫

同 伊 藤 一

同 神 谷 秀夫

同 宇田川 興三郎

同 瀨 木 三雄

尙、當日東京府松岡社會課長より全國各府縣に結婚

獎勵組合を設立すべしとの提言あり、參考として東京

府が來年度に十六萬圓の豫算を以て實施せんと計畫中

の東京府案の説明があつたが、同案によると東京市域

を四ブロックに分ち各ブロック毎に一個の組合を設け

之には産院、托兒所等をも併置せしめる。市内各區に

十人程度の結婚指導員を置きて右指導員をして組合へ

の加入をも勧誘せしめるが、右組合の組織は適齡期の

子女を有つ父母を乙組合員とし、會費は毎月金十錢、

また右組合員の子女の結婚後は右子女が代つて組合員

となり之を甲組合員とする。會費として毎月一人金十

錢の強制貯金を行はしめ、將來出生兒の學費とさせる

こととする。甲組合員に對しては子女の新世帯創設資

金として二百圓までの金額を融資し、結婚後八年以内

に三人以上の出産ありし場合は右貸付額を半減せしめ

る外、子供の出産毎に祝金として金五十圓を贈るとい

ふのが其の大綱で、その他新家庭の住宅斡旋もすると

いふ興味ある計畫であつた。

厚生省の各地方長官に對する結婚獎勵に關する通牒

厚生省人口局に於て結婚獎勵協議會を開催せることに就いては前項所報の如くであるが、之に引續き厚生省に於いては昭和十六年十月二十七日次官通牒を以て結婚獎勵に關する各地方長官宛通牒を行つた。之を掲ぐれば次の如くである。

結婚獎勵に關する件通牒

(昭和十六年十月二十七日) 厚生次官通牒

結婚の獎勵に關しては曩に閣議決定の人口政策確立要綱に於ても種々決定の次第も有之候處男女の婚期益益遅延せんとするの情況に鑑み結婚促進の爲適當なる方途を講ずるは刻下の急務と被存候に就ては差當り左記事項御留意の上地方の實情に即し適正なる措置を講じ以て結婚の獎勵の實を擧ぐる様何分の御配慮相煩度記

第一 結婚思想の普及啓發に關する事項

結婚に關する正しき思想を普及啓發することは結婚獎勵の基本要件なるを以て結婚は家族繁榮の根幹、國家興隆の基礎たる所以を徹底せしめ成るべく速に健全なる結婚をなすやう獎勵すること而して右に關しては特に左の事項を強調すること

一 適齡結婚の普及を圖ること

近時に於ける晩婚の傾向の根柢には青年男女の結婚後の生活に對する過度なる文化的要求及徒らなる憂慮あり、之が爲に結婚を逡巡する傾向尠から

ざるを以て結婚に關する質實眞摯なる氣風を振作し成るべく速に結婚して勞苦を共にし健全なる家庭を築き以て優良なる次代國民を多數育成するやう指導すること之が爲成るべく男子は二十五歳、

女子は二十一歳までに結婚するやう奨励すること
二 健全なる結婚の普及を圖ること
結婚は單に當事者間の問題に止らず長く子孫の繁榮に資するものなるを以て配偶者の選擇に當りては相手の心身の健康に重きを置き外面的條件に拘泥することなきやう誘導すること尙之が爲には成るべく結婚前相互に健康證明書を交換し惡質なる遺傳病者或は性病者等との結婚を避くるやう指導すること

三 結婚に關する迷信を打破すること
結婚に關する諸種の迷信が今尙世上に跋扈して結婚の成立を妨げつつあることは寔に遺憾なるを以て合性、年廻り、丙午、方位の吉凶、日の吉凶等科學的に何等根據なき荒唐無稽の迷信に捉はるる弊風は速に打破するやう努むること

第二 結婚の奨励及斡旋に關する事項
結婚の促進を圖る爲結婚の指導、奨励及斡旋に關し左の方法を講ずること
一 一般に結婚の奨励及斡旋の風を盛んにすること
國民一般竝に各種團體等に對し國策に協力するの主旨を以て結婚の奨励及斡旋に心掛くるやう指導すること
二 事業場等に於ける結婚斡旋施設の設置を奨励すること
會社、銀行、工場、鑛山其の他相當多數の従業員

を有する事業場等に對し従業員又は其の家族の結婚の奨励及斡旋を目的とする施設をなすやう奨励すること
三 公共團體に對し結婚相談施設の設置を奨励すること
一般の結婚相談、指導及斡旋に努むる爲市區町村に對し結婚相談所又は結婚斡旋委員等の結婚相談施設を設くるやう奨励すること

四 結婚斡旋施設相互間の聯絡の方途を講ずること
結婚斡旋の圓滑を期する爲結婚斡旋施設相互間の聯絡を目的とする會合、組織等に付適當なる措置を講ずること
五 歸還軍人竝に傷痍軍人の結婚に關しては固り尙左の者の結婚に付ては特に適當なる方法を講ずること

1 職業婦人
婦人が職業に従事すれば婚期を失する傾向あるを以て職業婦人の著しく増加する現下の時局に鑑み其の結婚に付ては特に考慮し適當なる方法を講ずること

2 海外在住者
海外特に滿洲國、中華民國、南洋等に進出せる男子に對し内地より配偶者を斡旋し一は以て内地女性の結婚難を緩和し他は以て海外在住者の家庭生活の安定を圖ること之が爲には海外に於ける適當なる機關と聯絡を保ち斡旋の途を講ずると共に海外事情の紹介普及に努め徒らに海外生活に對して危懼の念を懷かしめざるやう指導すること

第三 結婚費用の徹底的輕減に關する事項

結婚に多額の經費を濫費する因襲は我が國一般家庭に大なる負擔を與ふるのみならず之が爲結婚を遅延せしむること尠からざるを以て此の際既に改善方策の確定せる地方に在りては之が實行の徹底を期し未だ改善に關し方策の確立し居らざる地方に在りては地方の實情に即し速に適當なる對策を樹立し結婚様式の改善を斷行し以て結婚費用特に仕度、披露宴等の費用の徹底的輕減を圖り戰時下國民生活を強化すると共に結婚促進の實を擧ぐることにす

厚生省生活局の住宅調査の施行

厚生省生活局に於ては昭和十六年十一月一日現在を期し六大都市を始め全國二十四市に於て住宅調査を施行することとなつたが、今回の調査は資源調査法に基く最初の大規模な調査で、住宅難の聲高き現在人口問題研究上の一資料としてもその集計結果は期待せらるるところ極めて大きい。本調査に關する調査規則は次の如く、本調査に使用せらるる調査票は別掲の如くである。

昭和十六年住宅調査規則

(昭和十六年九月一日 厚生省令第四十二號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依り昭和十六年住宅調査規則左ノ通定ム

第一條 本令ニ於テ住宅トハ住居用建物ヲ謂フ

第二條 昭和十六年住宅調査ハ昭和十六年十一月一日現在ニ於テ別表ニ掲グル地域ニ現在スル住宅ニ付其

ノ用途、規模及居住者ノ居住狀態等ヲ調査ス

第三條 左ニ掲グル者ハ別記様式ニ依ル住宅調査票用

紙ニ該當事項ヲ調査記入シ前條ノ期日ヨリ五日以内ニテ住宅所在地ノ市長ニ申告スベシ

一 第二號ノ住宅ヲ除クノ外前條ノ住宅ノ居住世帯主(數世帯居住スルトキハ其ノ住宅ノ所有者タル居住世帯主又ハ借主タル居住世帯主)

二 前條ノ住宅中「アパート」又ハ下宿屋ニ在リテハ其ノ管理者

前項第一號ノ住宅ニシテ居住世帯主ナキモノニ付テハ市長ノ指定シタル者前項ニ規定スル申告ノ義務ヲ負フモノトス

第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故アルトキハ地方長官ハ區域ヲ限リ前條ニ規定スル提出期限ヲ延長スルコトヲ得

第五條 市長ハ豫メ住宅調査票ヲ當該市内ニ在ル住宅ニ付第三條ニ規定スル申告義務者ニ交付スベシ申告義務者前項ノ用紙ノ交付ヲ受ケザルトキハ住宅所在地ノ市長ニ其ノ旨申出デ之ガ交付ヲ受クベシ

第六條 市長ハ市内ノ住宅調査票ヲ取纏メ厚生大臣ノ定ムル期限迄ニテ地方長官ニ提出シ地方長官ハ遲滞ナク之ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

第七條 住宅ガ二以上ノ市町村ノ區域ニ跨リテ存スル場合ニ於テハ其ノ住宅ノ主タル部分ノ存スル市ヲ以テ本令ニ依ル住宅所在地ノ市ト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

- 一 東京市
- 二 大阪市
- 三 名古屋市
- 四 京都市

五 横濱市

六 神戸市

七 廣島市

八 福岡市

九 川崎市

十 八幡市

十一 長崎市

十二 吳市

十三 仙臺市

十四 札幌市

昭和十六年十一月一日住宅調査ニ關シ

注意シ置クベキ諸事項

一 今回ノ調査ハ住宅ノ調査デアル。從ツテ住居用ノ建物ヲ調査對象トスル故ニ住居用ノ目的ヲ持タナイ建物ハ總テ調査セラレナイ。

調査セラレル住宅ハ「専用住宅」「店舗併用住宅」「工場併用住宅」其ノ他ノ併用住宅「アパート」及ビ「下宿屋」ノ六種ニ分ケラレル。此ノ六種ノ内ニ含まレル住宅ハ普通ノ住宅ハ勿論、ソノ外、住居ト同棟内店舗ヲ持チ或ハ工場ヲ持チ、或ハ事務所、其ノ他ノ作業場、或ハ事業所ヲ持ツ住宅、竝ニアパート、下宿屋デアル。

二 調査外ニ置カレルモノヲ例示スレバ左ノ如キモノデアル。

- 作業場、貯藏場、工場、工場事務所、賣場、變電所、配電所、勸工場、百貨店、商店、市場、商業事務所、倉庫、車庫、銀行、劇場、映畫館、演藝場、官公衙、圖書館、學校、會館、クラブ等ノ如キ居住世帯ノナ

イ建物デアル。

三 居住部分(即チ世帯ノ居住スル部分)ト共ニ同棟内ニ何等カノ事業所ヲ併用スルモノデハアルガ調査セラレナイモノハ、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、貸座敷、宿泊所、浴場(風呂屋)等デアル。

四 工場、工場事務所、銀行、商業事務所、百貨店、官公衙等ニ守衛、小使等ノ常住的世帯ガアツテモスルモノハ住宅トハ看做シ得ナイノデアルカラ之等ハ調査セラレナイ。

五 以上ノ外、社務所、佛閣、寺院或ハ教會堂等ハ其處ニ居住世帯ガアツテモ調査セラレナイ。然シ全然別棟ニ住宅ヲ持ツ場合、(例ヘバ教會堂トハ別個ニ住宅ヲ有スル場合)ニハソノ住宅ハ同一敷地内ニアルモノデモ調査セラレバナラナイ。

六 店舗併用住宅、工場併用住宅或ハ其ノ他ノ併用住宅ニ於ケル作業場或ハ事業所ハ本業トシテノ其レノ指スノデハナクシテ、専用住宅ニ内職或ハ副業トシテノ作業場、事業所ヲ持ツ場合ニ在ツテモ、同様ニ店舗、工場、其ノ他ノ併用住宅トナサネバナラナイ。然シソレ等ノ作業場、事業所ガ本業タルト内職副業タルト問ハズ、居住部分ト明確ニ分別出來ナイ場合、例ヘバ鍼灸、接骨業等ノ作業場ニ見ラル、如ク、居住室ヲ晝間ノミ作業場トシテ使用スルガ如キ場合ニハ併用住宅トハ看做シ得ナイ。但シ明ラカニ店舗デアル所ニ夜間ノミ居住者ガ使用スル、例ヘバ就寢スルガ如キコトガアツテモ、其ノ店舗部分ガ居住室トハナラナイ。

七 調査票用紙記入ニ付イテハ調査票用紙ノ「記入上ノ注意」ニ依リ判斷セラレタイ。唯「空家」ニ付イテ

ハ調査員ガ「所在地」ト共ニ空家ナル旨ノ申告(空家ナリヤ否ヤ欄ノ「空家」ニ○ヲ付ケル)ヲナスノデア
ル。

八 調査上ノ用語ニ付イテ説明スルナラバ「専用住宅」トハ作業場或ハ事業所ヲ有セズ、居住ノ目的ニノミ使用セラル、普通一般ノ住宅ヲ謂フノデア
ル。

素人下宿ハ之ヲ業トハ見ナイ、從ツテ専用住宅デ素人下宿ヲ營ム場合ニ在ツテモ此ノ住宅ハ「専用住宅」デア
ルコトニ變リハナイ。

「店舗併用住宅」トハ住居ト同棟内ニ店舗ヲ有スル住宅ヲ謂フノデア
ル。

「工場併用住宅」トハ住居ト同棟内ニ工場ヲ有スル住宅ヲ謂フノデア
ル。

店舗併用住宅及ビ工場併用住宅ニ於テ問題トナル點ハ製造販賣ヲ營ムモノノ取扱ヒデア
ル。例ヘバ豆腐屋、靴屋、下駄屋、指物屋等ノ如キモノデア
ル。

之等ガ「製造卸賣」ヲ營ム場合ハ「工場併用住宅」トシ、「製造小賣」ヲ營ム場合ニハ「店舗併用住宅」トナスノデア
ル。若シモ製造卸小賣ヲ兼營スル場合ニハ主タルモノニ依ツテ此ノ兩者ノ何レカニ決定シ記入スルノデア
ル。

「其ノ他ノ併用住宅」トハ、住居ト同棟内ニ店舗、工場以外ノ作業場又ハ事業所ヲ有スル住宅ヲ謂フノデア
ル。例ヘバ辯護士、辨理士、計理士、設計師代書業者、或ハ三等郵便局、町會等々ノ事務所或ハ事業所、(住居ト同棟内ニアリ判然タル事業所デア
ル場合デナケレバ)ナラヌ、居住室ヲ便宜或ハ常ニ使用シテ居ル様ナ場合ハ事務所、作業場、事業所トハ看做サレナイ、主トシテ建物ノ構造設備カラ見テ判断

セネバナラナイ) 理髮店、美容院、髮結等ノ作業場、寫眞屋ノスタヂオ、開業醫師ノ病室、診療室ノ如キ作業所、接骨、按摩、鍼灸業者等ノ作業場(但シ之等作業場トハ住居トハ全然別デアツテ、居住ノ用ニ供セラレズ而モ住居ト同棟内ニアルモノデア
ル)等ノ如キモノヲ謂フノデア
ル。

九 調査對象ハ各戸ノ住宅デア
ルカラ「長屋」ノ「建坪」及ビ「延坪」ハ長屋全體ノ「建坪」、「延坪」デハナク、各戸々ノ住宅ノ「建坪」及ビ「延坪」ヲ記入スルノデア
ル。

十 分讓住宅デアツテ未ダ債務ヲ負フ場合デモ此ノ住宅ハ持家トシテ申告セラレネバナラナイ。

十一 其ノ他ノ問題トナル點ハ「専用住宅」ニ於テ同一敷地内ニ「離レ」ヲ持チ常ニ人ガ住ンデ居ル様ナ場合ニハ此ノ「離レ」ハ本屋ニ含マシメテ、即チ建坪、延坪、居住人員等各項ヲ本屋ノソレニ合算シテ記入スルノデア
ル。

又別荘、別宅ニ留守番ノ世帯ガ別棟ニアル場合ニハ留守番ノ世帯ノ居住スル住宅ハ別荘或ハ別宅ニ含メテ記入スルノデア
ル。即チ前項ノ「離レ」ノ如ク取扱ハレルノデア
ル。留守番ノ世帯ガ別荘内ノ一部分ニ居住スル場合ニハ別荘全體ニ付イテ各事項ヲ夫々記入スルノデア
ル。別荘或ハ別宅ニ居住世帯ガ全然ナイ場合ニハ「空家」トシテ調査セラレネバナラナイ。

十二 専用住宅、併用住宅ノ區分ハ勿論ソノ住宅ヲ何ニ使ツテ居ルカ、即チソノ用途ニ依ツテ分ケルノデア
ルガ、次ノ例ノ如キ場合ニハ主トシテ建物ノ構造、設備ニ依ツテ判断スルノデア
ル、即チ、從來、商業ヲ營ミ、店舗併用住宅ニ居住シテ居タ者ガ轉業

或ハ廢業シ現在ハ商業ヲ營ンデハ居ラナイケレドモ店舗ハソノ儘ノ形デ現在使用セズニ殘シテアル場合ニハ此ノ家ハソノ形態カラ見テ明ラカニ店舗併用住宅デア
ル。從ツテ店舗トシテ使用シテハ居ラナクモ「店舗併用住宅」ト申告セシムベキデア
ル。工場ノ場合又同様デア
ル。ケレドモ從來ノ店舗或ハ工場部分ヲ居住用ニ改造シタモノハ當然「専用住宅」トスルノデア
ル。

十三 掘立小屋デモ一時的ノモノデナク常住スルモノハ住宅ト見テ調査スル。從ツテ此ノ掘立小屋デモ店舗併用スルナラバ「店舗併用住宅」デア
ル。

住居用以外ノ目的ヲ持ツ家屋ヲ改造シテ常住スル場合ニハ、之ヲ住宅トシテ調査スルノデア
ル。水上生活者ノ舟筏、或ハ舟ヲ改造シ水上ニ固定セシメタルガ如キ家屋ハ如何ニ常住的ニ人ガ居住スルモ住宅トハ見做サナイ。

十四 旅館ハ調査對象デハナイケレドモ、下宿屋ヲ兼營スル場合ニハ總テ下宿屋トシテ調査セネバナラナイ。此處デ問題トナル點ハ申告スベキ居住世帯ノ内ニ所謂下宿人ニ非ザル一時宿泊者ノアル場合デア
ル。下宿人ト一時宿泊者トノ區別ハ部屋代ヲ月計算デナスモノハ之ヲ下宿人ト見做シ、日計算デナスモノハ之ヲ一時宿泊者ト見ルノデア
ル。又日計算ノ者デアツテモ既ニ一箇月以上宿泊スルモノハ之ヲ下宿人ト見テソノ世帯ヲ調査セネバナラナイ。

十五 國勢調査ニ於ケル進世帯ノ中今回調査セラレルモノハ下宿屋ノミデア
リ他ノモノ、例ヘバ寄宿舎、合宿所、養老院等ニ付イテハ一切調査セラレナイ。勿論アパートハ調査サレネバナラナイ。(以下略)

昭和十六年十一月一日



住宅調査票

業

専用住宅及併用住宅用

申告者氏名 _____ 印 _____

報

1 所在地	市 區 町 番地	2 空家ナリ ヤ 否 ヤ	1 空 家	2 否
3 用 途	1 専用住宅 3 工場併用住宅	2 店舗併用住宅 4 其ノ他ノ併用住宅	7 延 坪	坪 合
4 階 数	階 建	8 所有種類	1 持家	2 借家
5 戸 建 数	戸 建	9 月額家賃	3 官舎社宅等ノ給與住宅	
6 建 坪	坪 合	10 貸間セル ヤ 否 ヤ	1 貸間ス	2 否
11 居 住 人 員		12 居 住 室 数		13 居 住 室 ノ 疊 数
人		室		疊

町會長 檢 印 _____

厚 生 省

調査擔當者氏名 _____ 印 _____

切 取 線

記入上ノ注意

此ノ調査ハ住宅ト住宅ニ住ンデ居ル人ノ調査デス課税配給等ニハ全然關係ナク重要都市ニ於テ居住狀況ガ如何ナル状態ニアルカヲ明ラカニスル調査デス。昭和十六年十一月一日現在ノ狀況ヲ記入シテ下サイ、人ノ住ンデ居ナイ別棟ノ附屬家屋、工場、作業場、土藏、物置等ニ付テハ記入シナイデ下サイ、記入ノ欄ニ1,2,3ノアルモノハ①ノ様ニ答ニアタル場所ノ1,2,3ヲ中心トシテ○印ヲツケテ下サイ、申告スベキ事項ガナイ場合ニハ總テ其ノ欄ニ斜線ヲ引イテ下サイ、何モ書カズ空白ニシテ置カナイデ下サイ、記入スル場合ニハ青インキ又ハ墨デ記入シ赤インキハ用ヒナイデ下サイ、又数字ハ總テ算用数字(1,2,3ノ様ニ)デ明瞭ニ記入シテ下サイ、記入ノ上ニ不明ノ點ガアツタナラバ調査員ニヨク聞イテカラ記入シテ下サイ、申告者ハ記入ガスンダナラバ切取線カラ切取ツテ上ダケヲ調査員ニ渡シテ下サイ、調査員ニ渡ス迄ニ申告ニ間違ヒガナイカドウカ充分確メテ見テ下サイ

各欄ノ記入注意

4. 階数 何階建ノ建物デアルカヲ記入スルコト、「中二階」ニ二階トハシマセン、從ツテ平家デ中二階ガアル家デハ之ハ一階建トスルノデス、「地下室」「屋根裏ノ部屋」等ガアツテモ此ノ部分ハ階数ニハ含まレマセン、「立體長屋」(上下ニ獨立シタ世帯ガ住メルヤウニナツテキル長屋)デハ特ニ一階ニ住ンデ居ル人デモ二階ニ住ンデ居ル人デモ此ノ建物ノ階数ヲ記入シテ下サイ
5. 戸建数 調査サレル家ガ一戸獨立シテ居ル場合ハ一戸建ト記入スルノデスガ、ソノ家ガ例ヘバ三軒長屋ノ中ノ一戸デアル場合ニハソノ長屋ハ三戸建デアルカラ此ノ様ナ場合ニハ三戸建ト記入スルノデス、立體長屋(上下ニ獨立シタ世帯ガ住メルヤウニナツテキル長屋)ノ場合ニ於テハ「立體」ノ文字ト共ニ戸建数ヲ例ヘバ「立體四戸建」ノ様ニ記入スルコト
6. 建坪 「一階ノ床面積」ノ全部ヲ記入スルコト、廊下、便所等ノ面積ヲ含メルコトヲ忘レナイデ下サイ
7. 延坪 「各階ノ床面積」ノ合計ヲ記入スルコト、「中二階」「地下室」「屋根裏ノ部屋」等ガアレバソノ面積ヲ加ヘネバナリマセン
9. 月額家賃 約定家賃ノ月額ヲ記入スルコト、「官舎社宅等ノ給與住宅」デ家賃ヲ支拂ツテ居ル場合ニハ同ジクソノ月額ヲ記入スルコト、持家ノ場合又ハ借家デアツテモ家賃ヲ支拂ハナイ場合ニハ此ノ欄ハ斜線ヲ引イテ下サイ
11. 居住人員 常ニ住ンデ居ル人全部ノ人数ヲ記入スルコト、例ヘ兄弟親戚デモ常ニ此ノ家ニ住ンデ居ナイ人ガ偶調査ノ時期ニ來テ居テモ此ノ人ハ人数ニ加ヘテハナリマセン、又常ニ住ンデ居ル人ガ調査ノ時期ニ偶旅行シタリ、入院シタリ、宿直等デ家ニ居ナイ時デモ家ニ居ルモノトシテ人数ニ加ヘテ下サイ
12. 居住室数 此處ニ謂フ「居住室」トハ應接室、客間、食堂、茶ノ間、書齋、子供室、女中部屋及ソノ他寢室ニナシ得ル室ヲ謂フノデアツテ、臺所、浴室、便所、階段室、廣縁等ハ居住室デハアリマセン
13. 疊数 「居住室」ニ敷イテアル「疊数ノ合計」ヲ記入スルコト、應接室等疊ノ敷イテナイ居住室ガアレバ之ニ疊ヲ敷イタ場合ノ疊数ヲ計算シテ下サイ



昭和十六年十一月一日

住宅調査票

枚中ノ アパート及下宿屋用 申告者 氏 印

1 所在地	市		區		町		番、地	
2 用途	1 アパート	2 下宿屋	3 延	4 延	5 延	6 延	7 延	8 延
3 階數	階建		延		延		延	
各世帯ノ	居住人員	室數	疊數	各世帯ノ	居住人員	室數	疊數	各世帯ノ
1	人	室	疊	14	人	室	疊	
2	人	室	疊	13	人	室	疊	
3	人	室	疊	16	人	室	疊	
4	人	室	疊	17	人	室	疊	
5	人	室	疊	18	人	室	疊	
6	人	室	疊	19	人	室	疊	
7	人	室	疊	20	人	室	疊	
8	人	室	疊	21	人	室	疊	
9	人	室	疊	22	人	室	疊	
10	人	室	疊	23	人	室	疊	
11	人	室	疊	24	人	室	疊	
12	人	室	疊	25	人	室	疊	
13	人	室	疊	26	人	室	疊	

町會長 厚 生 省 調査担当者 氏 印

記入上ノ注意

此ノ調査ハ「アパート及下宿屋」トソレニ住ンテ居ル「人」トノ調査デス。課税配給等ニハ全然關係ナク重要都市ニ於テ居住状況ガ如何ナル状態ニアルカヲ明ラカニスル調査デス。
 昭和十六年十一月一日現在ノ狀況ヲ記入シテ下サイ、一構ノアパート、下宿屋ガ二ツ以上ノ棟ニ分レテ居ル場合ニハ「調査票」ヲ配布シテ各棟毎ニ別々ニ記入シテ下サイ、人ノ住ンテ居ナイ別棟ノ附屬家屋、倉庫、物置等ニ付イテハ記入シテ下サイ、記入ノ欄ニ1.2.3ノアルモノハ①ノ様ニ答ニアタル場所ノ1.2.3ヲ中心トシテ○印ヲツケテ下サイ。
 中告スベキ事項ガナイ場合ニハ總テ斜線ヲ引イテ下サイ、何モ書カズニ空白ニシテ直カナイテ下サイ、記入スル場合ニハ「青イソキ」又ハ「墨」ヲ記入シテ「赤イソキ」ヲ用ヒナイテ下サイ、又數字「算用數字」(1.2.3ノ様ニ)テ明瞭ニ記入シテ下サイ、記入ノ上ニ不明ノ點ガアツタラハ調査員ニヨクク聞イテカラ記入シテ下サイ、申告者ハ記入ガズンダナラハ調査員ニ渡ス迄ニ申告ニ間違ヒガナイカバウカラ充分確メテ見テ下サイ、間借人世帯ガ多ク二枚以上ニナル場合ニハ「3枚中ノ2」ト謂フヤウニ其ノ番號ヲ調査票ノ左ノ上ノ欄ニ記入シテ下サイ。

各欄ノ記入注意

- 階數 何階建ノ建物デアルカラ記入スルコト、地下室ヤ屋根裏ノ部屋等ガアル場合デモ之等ノ地下室、屋根裏ノ部屋等ノ部分ハ階數ニ含マセテハナリマセン。
- 建坪 「一階ノ床面積」ヲ記入スルコト、廊下、便所、浴室等ノ面積ヲ含メルコトヲ忘レナイコト。
- 延坪 「各階ノ床面積ノ合計」ヲ記入スルコト、地下室、屋根裏ノ部屋等ガアルナラバソノ面積ヲ加ヘネバナリマセン。
- 調査票ノ下部ニアル部分ニハ間借ヲスル各世帯別(管理者ノ世帯ヲモ含メテ)ニソノ「人員」「室數」及「疊數」ヲ各欄ニ記入スルコト、「空室」ニ付テハ全然記入スル必要アリマセン、世帯別ニ記入スル事項モ管理者ガ記入スルノデス。
- (イ) 居住人員 常ニ住ンデキル人数ヲ記入スルコト、例ヘ兄弟親戚デモ調査ノ時期ニ偶來テ居ル人ハ加ヘテハナリマセン、又常ニ住ンテ居ル人ヲ調査ノ時期ニ偶來行シタリ入院シタリシテ家ニ居ナイ人デモ其ノ家ニ居ルモノトシテ記入シテ下サイ。
- (ロ) 室數 間借人が共同ニ使用スル應接室又ハ娛樂室等ハ「居住室」ニ加ヘテハナリマセン。
- (ハ) 疊數 居住室ニ疊ノ數イテナイ時ハ數キ得ル疊數ヲ記入シテ下サイ。

第一回社會事業研究發表會の開催

財団法人中央社會事業協會主催の下に昭和十六年十月十、十一兩日に互り開催せられた第一回社會事業研究發表會については既に本誌本欄豫報の如くであるが、兩日に於ける研究發表の題名及び發表者氏名を示せば以下の如くである。

第一部 人的資源の保護育成に關する研究

人的資源の保護育成

新潟縣古城保育園長 崇島良忠

人的資源の保護育成

滋賀縣南川瀬保育園長 那須凌岱

福井縣下に於ける乳幼児一齊檢診の結果に就て

福井縣兒童保護協會副會長 柳下彦雄

人的資源の保護育成上特に食用鹽の量に就て

石川縣方面委員醫師 和田政範

戰時人的資源とその中小工業人口

滿鐵東京支社總記 森喜一

人的資源保護對策としての結核療養事業

滋賀縣近江兄弟社 西村關一

人的資源の保護育成に關して

滋賀縣南南學園長 西尾關仲

人的資源の保護育成と母性の再教育

高知市社會事業協會常務理事 氏原一郎

人的資源の保護育成に就て

群馬縣深田同盟主事 戸谷清一郎

人的資源の保護育成に於ける農村工業の位置

農村工業協會常務理事 増田作太郎

乳幼児保護の實相 大垣市厚生課長 石田繁

人的資源の保護育成

札幌育兒園主事 天野銀市

人的資源(乳幼児)の保護育成

横濱中村愛兒園園長 平野恒子

人的資源の保護育成に就て

鹿兒島縣醫師 大迫明磨

人的資源の保護育成に就て

愛知縣形野村隣保事業組合長 横山善助

青少年不良化防止對策

岡山縣成徳學校教諭 坂本時雄

人口増強と育兒指導の強化

佐賀育兒院副院長 永野龍峰

母子保護事業の指針としての乳兒死亡統計について

大阪府地方技師 丸山博

人的資源の保護育成に就て

神戸市海外渡航助成會常務理事 大倉睦二

我國過去の人口政策の史實を顧みて將來に備ふ

— 兒童保護事業の現狀に徴して — 社會事業研究所 高橋東山

人的資源の保護育成

佐賀山代町方面常務委員 佐々木泰存

精神異常兒童の人的資源への活用

名古屋帝大醫學部助教授 岸本謙一

乳兒と悪質乳製品に就て

結核家庭と乳兒の隔離に就て 東京甘藷園長 一條秀實

人的資源の保護育成

佐世保海光園主 川添諦信

人的資源の保護育成と少年の教護

愛知縣巡迴療診班副班長 畑秀巳

兵庫縣立農工學校長 池田千年

精神衛生技術と兒童保護の徹底

— 主として人的資源保護育成の見地から —

大阪四貫島セツルメント館長 吉田源治部

未定 佐世保保護會常務理事 龍圓與三吉

嬰兒保育に關し積極的強化

高岡幼稚園園長 塚原眞禪

人的資源の保護育成と育兒事業の將來

静岡ホーム長 石丸隲

人的資源の保護育成に就て

徳島縣方面委員 井内杉藏

不具者の更生對策について

福岡縣海老澤不具者更生會長 花田更生

第二部 國民生活の確保に關する研究

人的資源の保護育成に關する研究

國民生活の確保と人的資源の保護育成との聯結 佐世保託兒所主監 木山十彰

社會事業婦人從業員の給料調査

東京府社會事業協會主事補 林炳旭

人口問題と生活の安定

滋賀縣社會事業協會書記 清水博

水上生活者(家舟的聚落)の生活調査

長崎縣社會課副 龜川信人

都市食糧の確保に關する研究

神戸市厚生部長 岩田穰

所謂「開眼手術」の及ぼす經濟的影響に就て

同 同

農山漁村に於ける保育問題を如何にして解決すべきか

愛知縣巡迴療診班副班長 畑秀巳

児童院に於ける児童生活程度の適正基準に就て

東京市養育院庶務課長 藤野重次郎

農村保育事業 宮城縣 庄司仙嶺

國民標準常食の一研究

神戸市主事 川島民

酒精中毒矯正施設に就て

日本國民禁酒同盟主事 小鹽完次

國民生活の確保に關する二、三の考察

小樽市厚生課長 平尾吉之助

公設小賣市場の擴充整備に就て

東京市政調査會研究員 幸島禮吉

未定 佐世保市方面事業期成會 田口爲治

解船兒童の家庭的教護の結果とその親に及ぼす影響に關する研究

神戸市福利課長 荒井貞雄

國民生活の確保 山口縣勞道社主 姫井伊介

吾が町に於ける乳幼児妊産婦保護の實際

秋田縣天島町障保協會主事 土田十三郎

母子園の運営に就て

唐津市厚生課長 柴田徳三郎

落伍兒童の起用 京都白川學園長 脇田良吉

國民生活を確保する見地より生鮮食料品配給制度の是正を要望す 厚生省勸託 増田抱村

事變下に於ける我が乳兒院

京都平安徳義會主事 原善太郎

人的資源保護對策としての療養生活指導所の提唱

三井報恩會主事 横田忠郎

人口對策としての妊産婦登録制に就て

今治市腦病院長 三藤香吉

勞務者生活の確保と厚生施設の擴充

日本勞働科學研究所 三好豐太郎

母性乳幼児保護に就て

京都府養老村養育會會長 谷川佐代藏

棄兒哺育事業

東京松澤厚生事業協會副會長 田村周鸞

時局下に於ける社會事業的精神病院の役割

前橋市癡癡病院長 前田忠重

官公立吃音矯正所設置の急務

大阪市日本吃音學院副院長 丸尾重一

癩未感兒童保育事業に就ての一考察

國立癩癩發癩所菊池惠楓園書記 北里重夫

農漁山村の醫療に就て及國民保險の實際の運用

宮崎縣方面委員醫師 渡邊義久

戰時下に於ける都市母性と乳幼児の保護に就て

神奈川縣乳幼児保護協會會長 黒川ふじ

所謂カード階級に對する研究

千葉市社會事業協會勸託 廣瀬環

第三部 社會事業の基礎その他に關する研究

厚生關係委員の一元化に就て

宮城縣方面委員 三宅俊剛

戰爭と社會事業 社會事業研究所 賴順生

國民文化運動に於ける社會事業の使命

大政翼贊會文化部 牧賢一

社會事業資料としての太田暉著「一語一言」の價値

社會事業研究所 篠崎篤三

東亞生活型態の構想

大正大學教授 長谷川良信

漁村厚生の問題と方法

社會事業の限界

有隣園無料宿泊所長 藤井隆宣

農村常設託兒所を中心とする農村社會事業の戰時的役割

兵庫縣西秀寺保育園代表者 暉峻隆範

戰時下國民生活とその厚生指導に就て

社會事業研究所 大久保滿彦

養老事業の理念確立と有料養老院の設置に就て

浴風會保護課長 蘆澤威夫

國民厚生の理念構造に就て

日本金屬鑛業聯合會 門脇光男

科學的社會事業の途

兵庫縣立兒童研究所社會事業主事 遠藤汪吉

育兒事業團體の自主的結合と國民育成事業への展開

大阪聖ヨハネ學園長 古田誠一郎

厚生事業問題の實證的研究方法

社會事業研究所 小澤一

社會事業と方面委員

三重縣方面委員 長谷川純之助

方面委員の銓衡方法に就て

東京市方面委員 橋本鎌治

生活安定概念の分析

大阪市社會部書記 中野正直

厚生事業に於けるケース・ワークの位置

同志社大學講師 竹内愛二

厚生事業理論の分析

社會事業研究所 福山政一

社會事業と生活文化

秋田婦人ホーム主事 三浦三郎

厚生事業に於ける人的資源保護の意義

同志社大學教授 竹中勝男

生活の確保と厚生事業の方向

社會事業研究所 松本征二

都市に於ける社會事業の地域性に就て

社會事業研究所 重田信一

都市社會事業の再吟味

東京愛隣團總理事 谷川貞夫

勞務管理と社會事業

東京市囑託、産報委員 山田節男

國民の生産性と生活性

關西學院大學教授 松澤兼人

保育所に於ける保育について

岡山縣昭和館長 大森次郎

虚弱者の體位向上

岡山縣野村助正會理事 小出永備

日本民族衛生協會第十回學術大會の開催

日本民族衛生協會第十回學術大會ハ昭和十六年十一月一、二兩日互リ慶應義塾大學醫學部北里記念圖書館に於て開催せられたが、その特別講演及び研究發表内容を掲ぐれば次の如くである。

日本民族衛生協會第十回學術大會

演題及演者氏名

特別講演

遺傳と體質

一、双生兒

大里俊吾

(1) 双生兒統計學補遺

(厚研優生) 川上理一

(2) 日本人双生兒の歯牙、齒齶型並びに口蓋に就いての形態學的研究 (第一回報告)

(日大齒科) 稻葉福次

(3) 雙胎胎兒の背筋に就いて

(慶大解剖) 澁谷潔

(4) 再度一卵性双生兒尾唇並びに口蓋破裂の遺傳的疑義

(東京齒科) 赤坂東九郎

二、人類遺傳學

(5) 優良兒家系調査

(厚研優生) 附田鎮厦

(6) 左利の遺傳

(慶大學生) 伊藤進

(7) 妊娠時猩紅熱に伴へる尾唇並びに口蓋破裂の一例

(東京齒科) 赤坂東九郎

(8) 本邦に於ける「テイ・ザックス」型眼内障性白癩に就いて

(名大勝沼内科) 竹下三男吉

(9) 蟲垂炎の家族性に就いて

(吉川病院) 谷本千秋

(10) 小頭の十四家系に就いて

(厚研優生) 尾崎安之助

(11) 腦出血素質の遺傳

(慶大豫防) 宮村芳之

(12) 南洋移住民の體質に就いての家族的研究

(慶大解剖) 江口爲藏

(13) 本邦に於ける血友病並びに其の遺傳

(名大勝沼内科) 村上昌辰

(14) 三宅島に於ける上顎前齒部正中離開に關する家系的調査

(日大齒科) 根津文雄

(15) 家族性内耳性難聴症例に就いて

(醫察病院) 山田喜郎

(16) 色盲と他の遺傳性疾患との聯關の有無並びに其の意義

(名大勝沼内科) 村上昌辰

(17) 先天性色神異常の類型と遺傳

(厚研環境衛生) 近藤忠雄

(18) 三宅島に於て發見せられたる姉妹の縮毛に就いて

(日大齒科) 櫻井文雄

(19) 本邦に於ける遺傳性震顫症の遺傳

(名大勝沼内科) 村上氏廣

(20) 日本人と歐米人及印度人との混血兒に就いての人類學的研究

(慶大解剖) 竹下三男吉

(21) 南洋に於ける混血兒所見

(慶大解剖) 荷見源一

(22) 遺傳性精神病頻度の地域的動搖及びその成因に就いての考察

(東大精神科) 内村祐之

(23) 大都市に於ける精神疾患頻度に關する調査

(松沼病院) 阿部良男

(24) 本邦人の精神疾患遺傳負荷に關する調査

(東大精神科) 内村祐之

(25) 指紋の左右相關に就いて (第三回報告)

(行刑衛生會) 松村泰

(26) 手掌屈構の型體

(東 京) 山本成之助

(27) 海南島住民の手掌紋に就いて

(臺北帝大解剖) 金關丈夫

三、體 力

(28) 國民學校入學當時と卒業當時とに於ける身長の相關に就いて

(慶大豫防) 吉田久二

(29) 南洋(サイパン島)に於ける日本女學生の初潮に就いて

(慶大解剖) 江口爲藏
田中量平

(30) 日本人犯罪者の累犯度数に因る體格的差異

(行刑衛生會) 富田信雄

(31) 日本人犯罪者の犯罪種別に因る體格的差異

(行刑衛生會) 富田信雄

(32) 都市乳兒の發育基準に就いて

(人口問題研究所) 梅澤菊枝

(33) 「メルベック」氏指數に就いて

(都合により(4)番の次に講演す)

(東京女子醫專) 立野君子

(34) 船橋國民學校兒童の體力測定成績に就いて

(厚研體力) 鈴木清志
熊野美基
根津美基

(35) 本邦に於ける身長漸増傾向の分析的研究

(帝國生命) 大久保正一

(36) 再び女子身長の急増期に就いて

(廣島市衛生課) 松林清三
立川清三

(37) 女子の身體發育特に性別分化に關する研究

(厚研體力) 鈴木野久
萩野彰久

(38) 受刑者の白髮及び禿髮に就いて

(行刑衛生會) 青山仁

(39) 地理的分布より見たる降水日數と健康との關係

(九 大) 細上恒雄

(40) 長距離強歩に關する調査成績に就いて

(厚研體力) 安田守雄
岡田守吉

(41) 明治神宮體育大會に於ける競技記録の變遷に就いて

(厚研體力) 安田守雄
松井三雄

(42) 「おんぶ」の研究

(愛 育 會) 齋藤文雄
宇留野勝正

(43) 年齢に伴ふ同一個人體位變化の圖示法(第一回報告)

(熱帯醫學研究所) 曾田長宗

(44) 國民學校教育に必要な色神力に關する研究

(厚研環境衛生) 佐藤昌一
佐藤豪一

(45) 色盲者及び色弱者の主觀的「スペクトル」に就いて

(東大生理) 福田邦三

四、人口問題

(46) 日本に於ける母性死亡の統計的研究

(人口問題研究所) 笠間尙武

(47) 滿洲人に行へる出産力調査の結果概要

(人口問題研究所) 笠間尙武

(48) 多産に關する二三の統計的觀察

(人口問題研究所) 横田年

(49) 多産者の同胞の出産力

(人口問題研究所) 横田年

(50) 朝鮮人の眞の人口自然増加率

(朝鮮總督府) 原藤周衛

(51) 滿洲に於ける諸民族の人口構成に就いて

(人口問題研究所) 西野陸夫

(52) 岡山縣下低出生率地域に於ける低出生率の原因に就いて

(人口問題研究所) 横田年

(53) 臺灣移民村に於ける人口に就いて

(厚研疫學) 山岸精實

(54) 教護院兒童に關する民族衛生學的調査

(人口問題研究所) 青木延年
横田年

(55) 臺灣移民村民の生活狀況

(厚研環境衛生) 石川知雄
清水俊福

(56) 朝鮮婦人の妊娠回數と其間隔との關係

(九州道立病院) 江藤治夫
水島治夫

五、人口及び優生問題を中心とする懇談會

日本民族國策研究會事務所の移轉

人口問題研究所内日本民族國策研究會は人口問題研究所應舎の移轉に伴ひ昭和十六年十一月十八日左記の所に移轉した。

東京市麹町區永田町二丁目二〇番地の二

人口問題研究所内

× × × × ×